

出身国情報に関する報告書

トルコ

2007 年 12 月 31 日

目次

序文

最新ニュース

2007 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した事件

項

背景情報

1. 地理	1.01
地図.....	1.05
人口.....	1.06
2. 経済	2.01
3. 歴史	3.01
近代史	3.01
2007 年総選挙.....	3.04
2007 年大統領選挙	3.07
2007 年の EU 加盟交渉	3.11
4. 最近の展開.....	4.01
2006-07 におけるテロ行為	4.01
5. 憲法	5.01
6. 政治体制	6.01
トルコ大国民議会 (TGNA)	6.01
国家安全保障評議会 (MGK) or (NSC)	6.03
地方自治体.....	6.06

人権

7. 概観	7.01
8. 治安部隊	8.01
諜報機関 (MIT).....	8.03
警察組織	8.06
その他の政府軍.....	8.14
Jandarma/憲兵隊	8.14
自警団	8.17
拷問	8.24
トルコ軍	8.36
軍内部における差別	8.39
超法規的殺人.....	8.47
9. 兵役	9.01
兵役の延期.....	9.05
兵役忌避と処罰.....	9.08
良心的兵役拒否者(vicdani retci).....	9.10

基礎訓練終了後の配属.....	9.18
10. 司法	10.01
組織.....	10.01
独立.....	10.04
裁判所制度.....	10.09
裁判所	10.10
軍事裁判所.....	10.11
軍刑事裁判所(Askeri Ceza Mahkemesi)	10.11
軍事犯罪破棄裁判所(Askeri Yargitay)	10.14
国家治安裁判所 (DGM).....	10.15
憲法裁判所 (Anayasa Mahkemesi)	10.19
公正な裁判.....	10.23
刑法典	10.28
刑事訴訟法.....	10.30
11. 逮捕と勾留 - 法的権利.....	11.01
正規の逮捕に先立つ取調べ目的の拘禁	11.07
令状と召喚状	11.10
法的助言を受ける権利.....	11.12
12. 刑務所の状況	12.01
E 型および F 型刑務所.....	12.06
陸軍刑務所	12.15
刑務所の状況監視	12.16
13. 死刑	13.01
14. 政治的所属.....	14.01
政治的発言の自由	14.01
結社と集会の自由	14.07
15. 言論とメディアの自由.....	15.01
ジャーナリスト.....	15.04
メディアと報道.....	15.11
ラジオ・テレビ審議会(RTÜK)	15.18
インターネット.....	15.24
16. 人権機関、組織および活動家.....	16.01
人権擁護委員会 (IHDK)	16.07
Reform Monitoring Group	16.12
Human Rights Presidency and Human Rights Boards/Councils.....	16.14
Parliamentary Human Rights Commission/Parliamentary Human Rights Investigation Committee	16.20
内務省 Investigation Office.....	16.24
刑務所査察委員会/刑務所監視委員会	16.26
The Gendarmes Investigation and Evaluation Centre for Human Rights Abuse Issues (JIHIDEM).....	16.30
欧州人権裁判所(ECTHR).....	16.36
17. 腐敗	17.01
18. 宗教の自由.....	18.01
スカーフ着用	18.09

アレヴィー派クルド人を含むアレヴィー派	18.14
アレヴィー派の信仰と修練	18.16
アレヴィー派の困難と問題	18.22
神秘主義スーフィ教団およびその他の神秘宗教教団と修道場	18.25
非イスラム教少数派	18.26
キリスト教徒	18.30
ユダヤ教徒	18.35
19. 民族集団	19.01
クルド人	19.06
クルド語	19.11
クルド語教育	19.16
親クルド政党	19.21
Hadep	19.22
Hadep 議員証	19.24
Hadep の血縁者	19.26
Dehap	19.28
民主社会運動 (DTH)/	
民主社会党 (DTP)	19.33
PKK/Kadek Kongra-Gel and	
the conflict in the south east	19.37
PKK の血縁者	19.49
Newroz/Nevruz の祝典	19.51
アラブ人	19.54
コーカサス人	19.57
アルメニア人	19.59
ギリシャ人	19.62
ロマ族	19.65
20. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障害者	20.01
法的権利	20.01
政府の姿勢	20.05
社会的権利と経済的権利	20.12
社会的冷遇または差別	20.14
服装倒錯者	20.17
性転換者	20.19
21. 障害者	21.01
障害者	21.01
22. 女性	22.01
法的権利	22.01
女性の政治参加	22.05
社会的権利と経済的権利	22.09
雇用とジェンダー平等	22.14
婚姻	22.17
強制結婚	22.19
女性に対する暴力	22.22
名誉殺人	22.31

トルコにおける自殺	22.37
処女検査	22.40
拘禁中の女性の扱い	22.46
留置時の虐待女性被害者に関する告訴手続	22.50
暴力被害者の保護	22.53
女性組織	22.57
女性 NGOs	22.58
集会の権利	22.60
23. 児童	23.01
基礎情報	23.01
合意の年齢	23.06
契約結婚	23.08
児童虐待	23.10
児童労働	23.13
教育	23.21
宗教教育	23.31
児童養育保護	23.35
健康問題	23.42
拘禁中の拷問と虐待	23.45
24. 人身売買	24.01
支援と援助	24.12
研修活動	24.17
25. 医療問題	25.01
医療と医薬品の利用可能性の概要	25.01
薬局	25.08
HIV/エイズ - 抗レトロウィルス療法	25.10
ガン治療	25.13
腎臓透析	25.16
結核 (TB)	25.17
聾者と聴覚障害者	25.20
精神的健康	25.22
在宅介護	25.29
26. 移動の自由	26.01
Nüfus 証明書/補身分証明書	26.07
27. 国内避難民 (IDPs)	27.01
補償	27.08
28. 外国人難民	28.01
トルコにおける外国人庇護希望者の扱い	28.01
29. 市民権と国籍	29.01
30. 出入国手続	30.01
申請を拒否された庇護希望者の扱い	30.03
偽造書類の問題	30.08
一般情報収集システム	30.10
31. 雇用権	31.01
主要な労働組合総連合	31.09

主要な経営者団体	31.13
----------------	-------

附属書

附属書 A - 主な出来事の年譜

附属書 B - 政治組織

附属書 C - 著名人

附属書 D - 司法運営

附属書 E - 裁判所制度

附属書 F - 略語票

附属書 G - 参考資料

序文

- i この出身国情報に関する報告書(COI Report) は、亡命/人権関連の決定プロセスに關与する職員の利用に向けて、内務省研究開発統計(RDS)が作成した。同報告書は、イギリスで請求される亡命/人権申請において最も頻繁に提起される問題について、その全般的背景情報を提供する。報告書の本文には 2007 年 7 月 31 日時点で利用可能な情報が掲載される。「最新ニュース」の項には、2007 年 8 月 1 日から 17 日までに審査された事件および報告書に関する簡略な情報を掲載する。
- ii この報告書は広い範囲の認定外部情報筋から作成された資料を総括したものであり、内務省のいかなる意見または政策も含むものではない。報告書に掲載されるすべての情報は本文全体にわたって当初の原資料を原点とし、亡命/人権関連の決定プロセスに取り組む職員に利用可能である。
- iii 同報告書は亡命および人権申請で提起される主な問題に焦点を当てた特定の原資料を簡潔に要約することを目的とする。詳細あるいは包括的調査にすることを意図したものではない。詳細な説明については、関連する原資料を直接検討するとよいだろう。
- iv COI 報告書の構成および形式は、特定問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、目次ページを利用して必要な題材を直接閲覧する内務省のケースワーカーならびに移民控訴職員が使用する方法を反映している。掘り下げた一部の重要な問題は、たいてい専用の項目で網羅されているが、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って報告書の構成にはいくつか反復する箇所がある。
- v COI 報告書に掲載される情報は、原資料から特定可能なものに限定される。特定の題材に関連するすべての局面を網羅するためにあらゆる努力が行われても、関連情報が入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことが重要である。例えば、特殊な法律が認可されたという記述がある場合、記述がない限り有効に実施されたと解釈されてはならない。
- vi 上述の通り、この報告書は信頼できる多くの情報筋から作成された資料の総括である。報告書を取りまとめるに当たっては、それぞれの原資料に提供された情報間の矛盾を解決する試みは行われなかった。例えば、個人、場所および政党等の名称とその表記法は、原資料によって見解が異なることがよくある。COI 報告書は表記法の一貫性を生むことではなく、原資料で用いられた表記法を忠実に反映することに主眼を置いている。これと同ように、数字も提供される原資料によって異なるため、本文通り単純に引用した。「原文のまま」という用語は本書では引用された本文の誤った表記または誤字を示す目的でのみ使用した。つまり、その使用には、資料の内容に関する意見を含意する意図はない。

- vii 報告書は実質的に過去 2 年間に発行された原資料に基づいている。ただし、最近の資料では入手できない関連情報が掲載されているという理由から、それより古い原資料が掲載された可能性もある。資料はすべて、この報告書が発行された時点に関連すると思われる情報を掲載する。
- viii この COI 報告書および添付する原資料は公文書である。COI 報告書はすべて、内務省ホームページの RDS 欄上で公表され、報告書の原資料のほとんどはパブリックドメインで常時利用できる。報告書で特定される原資料が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクがアクセス歴の日付と共に記載される。官庁または会員制サービス等のアクセス可能性の低い原資料については、要請に応じて内務省の発行する複製が利用可能である。
- ix COI 報告書は亡命受入国上位 20 カ国について定期的に公表される。COI 公報は、それより下位の亡命受入国について運用上の必要に従って公表する。内務省当局者も特定の照会に向けて情報要請サービスに常時アクセスすることができる。
- x 内務省はこの COI 報告書を作成するに当たって、利用可能な原資料の正確かつ偏りのない要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見または原資料の追加に関する指摘は常時受け付けており、以下の通り内務省まで送付されたい。

出身国情報局

国境移民庁

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR9 3RR

United Kingdom

電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報に関する勧告会議

- xi 出身国情報に関する勧告会議は独立した存在として、内務省の出身国情報資料の内容について内務相に勧告を行う目的で、国籍・移民・亡命法 2002 に基づき設立された。同勧告会議は内務省の COI 報告書およびその他の出身国情報資料について、あらゆるフィードバックを歓迎する。同会議に関する情報はホームページ www.apci.org.uk で閲覧可能である。
- xii 勧告会議の役割は内務省の資料や手順を支持することではない。勧告会議はその職務過程において、選定された個々の内務省 COI 報告書の内容を直接審査するが、このような審査が受託された事実もしくは何らかの意見が提示された事実が原資料の支持を含意するものと解釈されてはならない。同会議で検討さ

れた一部の資料は、（英国内での不服申し立てを認めない）猶予のない不服申し立て（NSA）リストの指定もしくは指定提案国に関する。かかる場合は、会議の職務は NSA 対象の特定国、もしくは NSA プロセス自体のない国を指定する決定もしくは提案の支持を含意すると解釈してはならない。

国別情報に関する勧告会議の問い合わせ詳細

電子メール: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: www.apci.org.uk

最新ニュース

2007 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した事件

- 12 月 30 日 トルコ当局は首都 Ankara を含む 4 都市での警察捜査活動の後、アルカイダとの関係を理由に 5 人を勾留した。その逮捕は、2003 年 11 月にイスタンブールの英国総領事館、2 箇所のシナゴグおよび HSBC 銀行で発生し、60 人以上の命を奪った自爆攻撃事件について犯行声明を出したイスラム過激派集団との関係容疑で、先週末 19 人が拘禁された事件に続くものである。
トルコ当局がアルカイダとの関係容疑で 5 人を逮捕- テレビ、2007 年 12 月 30 日
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L30425426.htm>
- 12 月 26 日 火曜日に Isutanbul で発生した爆破事件で他 7 人と共に負傷したトルコ人女性が、その傷がもとで死亡した。トルコ最大の都市 Kucukcekmece 郡で爆発した音響爆弾について犯行声明は出されなかった。
2007 年 12 月 26 日、トルコ人女性が爆破事件で受けた傷により死亡。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L26271842.htm>
- 12 月 25 日 火曜日、トルコ戦闘機は新たな越境攻撃において、標的とされていたイラク国境に近い北イラクのクルド人ゲリラ団に爆弾投下した。同機は国境上空の偵察飛行中に、クルド労働者党(PKK)ゲリラを発見し、集中攻撃を開始した。
北イラク軍情報筋によれば、2007 年 12 月 25 日、トルコ戦闘機がPKKに爆弾投下
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/IST001456.htm>
- 12 月 20 日 トルコの首都 Ankara で火曜日、マグニチュード 5.7 の地震が発生したが、トルコ地震観測所の話によれば、地震による死傷者の報告はなかった。
2007 年 12 月 20 日、トルコ中心部で地震が発生、死傷者の報告はない
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L20545667.htm>
- 12 月 18 日 トルコ軍は、クルド人分離主義勢力を標的とする集中攻撃から 24 時間以内に北イラクから撤退した。
2007 年 12 月 18 日、トルコ軍がイラククルド自治体から撤退。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L18476815.htm>
- 12 月 17 日 欧州連合は月曜日、北イラクで発生したトルコ軍のクルド人分離主義勢力への空爆について懸念を表明し、トルコ政府に自粛を要請した。EU 議長国ポルトガルが声明の中で述べたところによれば、「議長国はトルコ当局に対し、イラクの領土的一体性を尊重し、地域の平和と安定を損ない得るいかなる軍事措置も自粛するよう勧告する。」
2007 年 12 月 17 日、EU がトルコの北イラク攻撃に懸念を表明。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/BRU006195.htm>
- 12 月 17 日 イラクはトルコがイラク領で PKK クルド人ゲリラと戦う必要に理解を示す一方で、Ankara 当局に今後の越境攻撃について Baghdad 当局

と調整するよう要請。イラク側によれば、トルコが PKK ゲリラを狙った攻撃で民間人女性 1 人が死亡した。

2007 年 12 月 17 日、イラクが PKK 攻撃における「調整」をトルコ側に要求。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L17247870.htm>

12 月 10 日 当局の月曜日の発表によれば、土曜日、およそ 70 人を乗せた船がトルコエーゲ海沖合いで沈没し、少なくとも 20 人の密入者が死亡した。
2007 年 12 月 10 にトルコ沖で発生した難破事件で 20 人が死亡、数十人が行方不明。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L10729336.htm>

12 月 4 日 軍部の話によれば、火曜日にトルコ南東部 Sirnak 県の山岳地帯で衝突が発生し、トルコ陸軍士官 1 人、女性 4 人を含むクルド人 PKK ゲリラ 6 人が死亡した。
2007 年 12 月 4 日の衝突でトルコ兵、クルド人ゲリラ 6 人が死亡。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L04188951.htm>

12 月 2 日 クルド人政府は日曜日、クルド人ゲリラが多数死亡したとする Ankara 当局を事実無根と評し、トルコ軍が北イラクに侵入した事実はないと主張した。トルコ軍は土曜日、イラク山岳北部のクルド労働者党(PKK)の攻撃に向けて「集中介入」を実行したと話していた。
イラクのクルド人政府は 2007 年 12 月 2 日、トルコの攻撃はなく、死傷者もないと発言。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L02268386.htm>

12 月 1 日 陸軍士官の話によれば、議会が掃討作戦を承認したとする Tayyip Erdogan 首相の発表の翌日、クルド労働者党 (PKK) ゲリラ分子の攻撃に向けて、特別軍およそ 100 隊がイラク領内に越境した。
トルコ当局は 2007 年 12 月 1 日、イラクの PKK に多数の死傷者が発生したと発表。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/L01338160.htm>

背景情報

1 地理

- 1.01 トルコ共和国はおよそ 78 万 580 平方キロメートルの面積を擁する。トルコは欧州南東部とアジア南西部に位置し（Bosporus 海峡の西岸地域は地理学的に押収の一部である）、ブルガリアとグルジア間に広がる黒海と接し、ギリシャとシリア間に広がるエーゲ海および地中海に面している。国境を共有する国は 268km に及ぶアルメニア、9km に及ぶアゼルバイジャン、240km に及ぶブルガリア、252km に及ぶグルジア、206km に及ぶギリシャ、499km のイラン、352km に及ぶイラク、そして 822km に及ぶシリアである。 [103] 2007 年 5 月 15 日に更新された CIA 世界ファクトブック)
- 1.02 首都は Ankara で、Adana 県、Adiyaman 県、Afyonkarahisar 県、Agri 県、Aksaray 県、Amasya 県、Ankara 県、Antalya 県、Ardahan、Artvin、Aydin、Balikesir、Bartın、Batman、Bayburt、Bilecik、Bingöl、Bitlis、Bolu、Burdur、Bursa、Canakkale、Cankiri、Corum、Denizli、Diyarbakir、Düzce、Edirne、Elazığ、Erzincan、Erzurum、Eskişehir、Gaziantep、Giresun、Gümüşhane、Hakkari、Hatay、Icel (Mersin)、Iğdır、Isparta、İstanbul、İzmir、Kahramanmaraş、Karabük、Karaman、Kars、Kastamonu、Kayseri、Kilis、Kirikkale、Kırklareli、Kırşehir、Kocaeli、Konya、Kütahya、Malatya、Manisa、Mardin、Muğla、Mus、Nevşehir、Niğde、Ordu、Osmaniye、Rize、Sakarya、Samsun、Sanliurfa、Siirt、Sinop、Sirnak、Sivas、Tekirdag、Tokat、Trabzon、Tunceli、Usak、Van、Yalova、Yozgat、Zonguldak 県から成る 81 県を擁する。 [103] (2007 年 5 月 15 日 CIA ワールドファクトブック)
- 1.03 CIA ファクトブック(2007 年 5 月 15 日更新)の中で述べられたように、公用語はトルコ語である。同ファクトブックは公用語に加え、クルド語、ディムリ後（またはザザキ語）、アゼルバイジャン語、カバルド語にも言及し、さらにトルコの欧州地域にはガガウズ人も居住する。」 [103]
- 1.04 2007 年 9 月 14 日に公表された国際宗教の自由に関する US State Department Report が報告したところによれば、

「政府によると、人口の 99% はムスリムでその多数派はスンニー派である。人権非政府組織(NGO) の Mazlum-Der および様々な宗教少数派コミュニティによれば、ムスリムの実際の比率はわずかながらこれを下回る。政府公認の宗教少数派コミュニティはわずかに 3 つ—ギリシャ正教会、アメリカ正教会およびユダヤ教—であるが、イスラム教以外のコミュニティは他にも存在する。宗教儀式的レベルは、1 つには世俗主義的伝統の影響と、政治生活および社会生活における宗教表現に対する国家規制により、国全体で様々に異なる。」 [5e] (第 1 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

地図

- 1.05 世界ファクトブックから提供されたトルコの地図
<https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/tu.html>



以下のトルコの詳細地図へのリンクも参照のこと。

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/publ/opendoc.pdf?tbl=PUBL&id=4487e9280>

<http://www.factmonster.com/atlas/country/turkey.html>

http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/turkey_pol83.jpg

人口

- 1.06 2007 年 5 月 15 日に最終更新された CIA ワールドファクトブックが報告したところによれば、トルコの人口は 7,115 万 8,647 人を超える（2007 年 7 月の推定）。[103] 2007 年 5 月 10 日に更新された Jane's Sentinel Country profile が報告したように、その地域の人口は 7,330 万人である。[81a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

2 経済

- 2.01 2007 年 1 月に公表された Economist Intelligence Unit (EIU) 国別報告書が述べたところによれば、

「2001 年の財政危機および景気後退後は、トルコの GDP 成長率は堅調で、2002-05 の年平均成長率は 7.5% であった。2006 年においては、前期の平均成長率は前年比 7.0% であったが、第 3 四半期はリラの値下がりや国内需要に与えた影響を反映し、インフレおよび金利が上昇した結果、3.4% まで減速した。全体的に見ると、経済成長率は 2005 年の 7.4% から 2006 年には 5.2% に減速し、2007 年にはさらに 4.5% まで下落するが、2008 年には再び 5.5% に上向くと予想される。国内需要成長率の弱まりは、輸入の減速と輸出増の加速により一部相殺され、その結果 2006-08 期の対外バランスは著しく向上した。しかし、2007 年にインフレが再び大幅に上昇し、中央銀行が金融引き締めを実行する場合は、より長期的かつ深刻な減速が発生する実質的リスクがある。」 [107] (p12)

- 2.02 2007 年 4 月のトルコに関する World Bank Data and Statistics for Turkey – 世界開発指数データベース(2007 年 8 月 17 日にアクセスしたウェブサイト) August 2007) は、2005 年の人口 1 人当たり GNI[平均年間所得]を 4750 米ドルと記録した。 [45]

- 2.03 しかし 2006 EC 報告書が述べたところによれば、

「雇用政策に関しては、報告できる進歩はほとんどない。特に女性の労働力率および就労率の低さ、若年層の高い失業率、大規模なインフォーマル経済と農村/都市間の労働市場の根深い分割傾向は依然として重要な課題である。2005 年の全体雇用率は 43.4% に低下したのに対し、失業率は 10.3% を維持した。非登録雇用の規模は依然として懸念される問題である。」 [71a] (p53)

- 2.04 2007 年 1 月に公表された Economist Intelligence Unit (EIU) 国別報告書が述べたところによれば、

「その経済力は 2005 年から 2006 年にかけて、工業、建設業およびサービス業における雇用増大を実現した。2006 年 8 月には、上記 3 部門の被雇用者数は 2005 年 8 月に比してそれぞれ 2.9%、6.8% そして 4% 上昇した。これまでで最大の雇用主であるサービス業は 1,060 万人に及ぶ国民に仕事を提供しているが、雇用の伸び率は過去数カ月比で顕著な先止まり感が見られた。... 失業者数は 2005 年 8 月と同じ 238 万人と推定された。失業率は前年度の 9.4% に比して 9.1% に上向いた。失業率はここ数カ月間にわたり、既に前年度を下回る状態が続いており、農業、建設業および観光業の繁忙期により雇用がピークに達する 5 月、6 月および 7 月には、8.8% まで低下した。」 [107] (p30-31)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

3 歴史

近代史

- 3.01 2007 年 8 月 3 日に更新された外務英連邦省のトルコに関する国別プロファイルの中で述べられたところによれば、

「トルコ共和国は 1923 年に、軍事的英雄 Mustafa Kemal Atatürk により建国された。Kemal の目標はトルコを、軍事力および経済力において西欧諸国と比肩し得る近代的世俗国家に変えることであった。現在、トルコはほぼすべての西欧国際組織に加盟している。同国は 1952 年に NATO、1949 年に欧州評議会に加盟し、1999 年に欧州連合の加盟候補国になった。」 [4s]

- 3.02 FCO の国別プロファイルに引用されたように、「Atatürk (トルコの父) はトルコの初代大統領で 1938 年に没した。トルコ軍は自らを Atatürk の遺した理念の主たる後見人と自認しており、1960 年、1971 年、さらに直近では 1980 年における政治的安定を回復する直接介入の際にもそれを忘れなかった。...1970 年代の弱体化した分立連合政権が次々と交替する政局下で、1980 年 9 月、トルコ軍は法と秩序の破壊を受け、軍政を敷いた。」 [4s]

- 3.03 FCO の国別プロファイルの述べたところによれば、「1982 年に新憲法が採択された。1989 年、Everen に代わって Turgut Özal が大統領に就任した。Özal は 1993 年に没するまで、トルコ経済の近代化とトルコの国際的地位の向上を実現した。1993 年 5 月、Süleyman Demirel 首相が大統領に選出された。1993 年 6 月初めに Tansu Çiller 前経済相が Demirel に代わって正道党 (DYP) の党首に選出され、これにより同氏はトルコの初代女性首相となった。」 [4s]

目次に戻る
出典リストに戻る

2007 年総選挙

- 3.04 The Power and Interest News Report (PINR) は 2007 年 8 月 16 日に Dario Cristiani が作成した「トルコにおける A.K.P.の複雑な勝利」を公表した。その報告によれば、

「2002 年 7 月 22 日、トルコ国民は議会が次期大統領の指名に失敗したのを受けて前倒し実施された議会選挙に投票した。... 7 月 22 日の選挙結果は次の通りであった。A.K.P は総投票数の 46.5% を獲得して第 1 党になったため、全 550 議席で構成される次のトルコの一院制国会では、341 議席を獲得するだろう。C.H.P. は総投票数のおよそ 21% を獲得し第 2 党になり、新国会で 112 議席を獲得した。民族主義者行動党(M.H.P.)は総投票数の 14.3% で第 3 党になり、70 議席を獲得した。無所属は 26 議席を獲得し、その大部分はクルド系政党、民主社会党 (D.T.P.) の出身であった。」 [51]

- 3.05 2007 年 8 月 6 日に更新された Jane's Sentinel Security Assessment のウェブページが述べたところによれば、

「AKP は 2002 年 11 月の政権獲得以来、初めてその力量が選挙で試された 2004 年 3 月の地方選挙において野党に圧勝したが、その後人気は下降傾向にあった。...しかし 2007 年 7 月の選挙では、MHP の潜入で 2002 年の選挙より 22 議席少ない結果に終わったものの、総投票数の 47% をを獲得する大勝利を収めた。」 [81a]

政党	得票率	国会議席数
公正発展党(Adalet Kalkinma Partisi:AKP)	46.7	341
共和人民党(Cumhuriyet Halk Partisi: CHP)	20.8	111
民族主義者行動党(Milliyetci Hareket Partisi: MHP)	14.3	70
民主党 (Demokrat Partisi: DP)	5.4	0
無所属(Bagimsiz)	5.2	28
合計 (turnout 84.4%)	100	550

[81a]

- 3.06 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会のトルコ 2007 年進捗報告書が述べたところによれば、

「新たに選出された今の議会は、国の政治的多様性をより強く示している。これにもかかわらず、欧州の議会制度の中で最も高い最低得票数の 10% 引き下げに関する議論は引き続き行われた。この問題は欧州人権裁判所 (ECtHR) にも持ち込まれており、2007 年 1 月に最低得票数は自由選挙の権利を侵害しないと裁決された。しかし、同報告書は、安定した議会過半数を達成する方針を維持する一方で、最適な代表制を保障するためには[政党]の最低得票数を引き下げの方が望ましいだろうとも述べている。その問題は欧州司法裁判所で言及された。」 [71d] (p6-7)

2007 年大統領選挙

- 3.07 2007 年 8 月 14 日に BBC が報じたところによれば、「トルコ外務相 Abdullah Gul は、大統領候補者としてに再出馬する意向を正式に発表した。同氏の過去の大統領選活動は、親イスラム政党出身を理由に 5 月に大きな抗議活動を引き起こした。軍を初めとする世俗機関は同氏に反発した。」 [66e]
- 3.08 8 月 20 日に *Guardian* 紙が報じたところによれば、トルコ外相 Abdullah Gul は同日、議会の第 1 回投票で大統領就任の十分な支持を獲得できなかった。」 [38a]

3.09 2007 年 8 月 28 日に BBC が報じたところによれば、「争議の中心であったトルコ外相 Abdullah Gul が新たな国家元首に宣誓就任した。同氏は 1923 年の世俗主義に徹したトルコ共和国の創設以来、国家元首になる初めての親イスラム大統領である。同氏の宣誓就任式は、明らかな過半数を獲得した議会の第 3 回投票に続いて行われた。」 [66f]

3.10 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会のトルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、

「議会は Sezer 大統領の 5 月の任期満了を考慮して、4 月に同共和国の次期大統領選出を開始した。2007 年 4 月 27 日の議会で実施された第 1 回投票は野党にボイコットされ、唯一の候補者である外相で副総理の Abdullah Gül は 3 分の 2 過半数を獲得することができなかった。... 新たに選出された議会は第 3 回投票で 339 票を投じ Gül President 大臣を大統領に選出した。」 [71d] (p7)

2007 年の EU 加盟交渉

3.11 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会のトルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、

「トルコとの加盟交渉は引き続き行われた。準備過程の分析段階は最終段階に到達した。この段階では、交渉を開始する準備基準は審査報告書に基づき個人に関する章が評価される。合計 33 の報告書のうち、6 部は既に欧州評議会で検討されているが、5 部は欧州委員会から同評議会に送付されたままである。...また、EU はトルコに対し、交渉を開始する十分な準備基準に達するために 14 の章に改善措置が必要であると通達した。EU とトルコ間の政治対話は引き続き強化された。2007 年 6 月には聖職者レベルの政治対話会議が開催され、2007 年の 3 月と 9 月には、政治指導者レベルで行われた。こうした会合はコペンハーゲンの政治的基準に照らしてトルコが取り組むべき主要課題に主眼が置かれ、加盟パートナーシップの優先事項の履行に向けた改善措置が見直された。」 [71d] (p4-5)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

4 最近の展開

2006-07 におけるテロ行為

- 4.01 2007 年 10 月 30 日にアクセスした Institute for Police Studies のウェブサイト上で、同機関が報告書「世界およびトルコで発生したテロ行為」において述べたところによれば、

「トルコテロ防止法 (第 3713 号法) の定義によれば、テロ行為とは憲法に定める共和国の特性、政治制度、法制度、社会体制、世俗主義および経済制度を改変し、個々の国家単位とその領土・領民に損害を与え、さらにトルコ共和国の存在を脅かすことを意図した集団に所属する 1 人または複数の人間によるある種の行為である。…」 [65]

- 4.02 TE-SAT 2007 EU のテロ攻撃の現状と傾向報告書が述べたところによれば、

「EU における PKK の資金調達活動の高まりは、トルコで発生したクルド人テロリストのテロ行動の激化と関係がある。… 2006 年 8 月 27 日、Istanbul 県内で 1 日に 5 発の爆弾が爆発し、Marmaris および Antalya の観光客 3 人が死亡、47 人が負傷した。Marmaris では、IED 装置がミニバン内で爆発し、イギリス人 10 人が怪我をした。クルド開放のタカ (Teyrbazen Azadiya Kurdistan, TAK) と呼ばれる集団からその攻撃の犯行声明が出された。同団体の声明文には、トルコの観光地から外国人を追放せよと書かれて遭った。… 2006 年を通じて、トルコとクルド民族間の紛争は明らかに激化した。例えばトルコ外務省によると、2006 年 7 月末時点で、PKK との衝突で死亡したトルコ兵は 91 人に上った。」 [43]

- 4.03 2007 年 4 月 30 日に Office of the Coordinator for Counterterrorism が公表した US State Department テロ行為に関する国別報告書 2006 が述べたところによれば、

「国内の多国籍テロリスト集団は過去 40 年にわたって、トルコ国民だけでなく、場合によっては米国政府職員を含む外国人もその標的にしてきた。トルコで活動を営む国内の多国籍テロ集団にはクルド系分離主義者、マルクス・レーニン主義者、イスラム急進派および親チェチェン派集団が含まれた。テロリスト集団の中で最も著名な組織はクルド労働者党 (PKK) で、定期的に名称を改める習慣があり、現在は Kongra-Gel (KGK/PKK) として活動中である。KGK/PKK は大多数が分離主義者の流れを汲むクルド人で構成され、北イラクの一部地域に置かれた本部から作戦を発動し、トルコ治安部隊、官庁および KGK/PKK に反対する村民を主標的とするよう各戦闘隊に指示した。… 2006 年を通じて KGK/PKK のトルコ攻撃は著しく増大し、600 人の命を奪った。10 月、KGK/PKK は一方的停戦を宣言し、攻撃の激しさと頻度は低下したが、トルコ治安部隊の反ゲリラ・テロ活動に対する攻撃は、特に南東部では途絶えることがなかった。」 [5a] (p25)

- 4.04 また 6 月 11 日に Turks US Daily News が報じたところによれば、「14 日午後 3 時 30 分頃、Isutanbul 市内のある店舗内で爆発が発生し、14 人が怪我をした。爆発は同市の欧州側に位置する人通りの多い Bakirkoy 地区 Ebuziya Street で発生したが、その原因はすぐに明らかにならなかった。警察幹部の話によれば、爆発地域に近い店舗の窓を破壊した大爆発は、音響爆弾による可能性が高いという。」[47a]
- 4.05 6 月 17 日に同 Turks US Daily news が報じたところによれば、「午前 7 時 45 分、付近に陸軍、憲兵隊および警察施設が集結する Diyarbakir 中心街のバス亭で、自転車に仕掛けられた爆弾がシャトルバスの通過と同時に爆発した。警察が現場付近を封鎖後、爆弾の破片は直ちに回収され、科学捜査研究所に回された。」[47b]
- 4.06 外務英国連邦省が発行し、2007 年 7 月 11 日に更新された旅行情報が記載したところによれば、「トルコはテロ行為の大きな脅威にさらされている。トルコでは今、地元組織だけでなく、国際規模のテロ集団も活動している。観光地を初めとする様々な公共の場所でも攻撃が発生する可能性は十分にある。2007 年 7 月 11 日には、Istanbul 市内 Bahcelievler 郡区で郡行政官の事務所付近で爆破事件が発生し、2 人が負傷した。外国人が何人か巻き込まれた。」[4j]
- 4.07 2007 年 8 月 18 日に BBC が報じたところによれば、「全乗客 136 人および乗員は無事に解放され、その後トルコ機のハイジャック未遂犯 2 人は投降した。2 人の男がイランへの進路変更を要求した時、Atlas 機はキプロス北部から Istanbul に向けて飛行中だった。操縦士は Antalya 市南部に着陸し、給油が必要だと要求した。トルコ内務省の話によれば、ハイジャック犯は 1 人がトルコ人でもう 1 人はシリア発行の旅券を所持していた。動機はまだ明らかではない。」[66b]

19:37 項 [PKK/KADEK Kongra-Gel と南東部の紛争も参照のこと](#)

- 4.08 2007 年 9 月 11 日に BBC が報じたところによれば、「トルコの首都 Ankara で、警察は大型爆弾の爆発を未然に防いだ、と同市長は話した。Kemal Onal 市長の話によれば、都市中心部で爆破物を仕掛けた小型トラックが探知犬によって発見され、『起こり得た大惨事』が未然に防がれた。」[66g] 2007 年 5 月 23 日に BBC が報じたように、「トルコ政府高官が確認したところでは、[2007 年 5 月 23 日]、Anakara 市内で自爆テロが発生し、6 人が死亡、90 人以上が負傷した。...同市長はその自爆犯は、有名な非合法組織、トルコではクルド労働者党を表す略語 PKK の一員だと指摘した。」[66m] 2007 年 5 月 24 日に *The Hurriyet* 紙が報じたところによれば、「身体から採取した指紋から、火曜日夜に Anakara で発生した自爆班と確認された青年、Guven Akkus28 歳は、非合法組織トルコ革命家共産主義同盟 (TIKB) の構成員だったとされる。」[70a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

5 憲法

- 5.01 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会のトルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、

「2007 年 5 月 10 日、トルコ大国民議会は与党公正発展党（AKP）が提案した一連の憲法改正案を採択した。同改正案は国民の直接投票による 5 年任期再選可の大統領選挙、国会議員の任期の 5 年から 4 年への短縮の他、全会議および議会決定の定足数 3 分の 1 の確立を導入する。上記の改革案は 10 月 21 日に行われた国民投票で承認された。これとは別の憲法修正案では、議会選挙の最低出馬年齢が 30 歳から 25 歳に引き下げられた。新規則は次回議会選挙から適用されることになる。」 [71d] (p6)

- 5.02 2007 年 8 月 6 日にアクセスされた Jane's Sentinel Security Assessment のウェブサイトが述べたところによれば、

「トルコの現憲法は軍事クーデター後に設置された 1982 年憲法を土台とする。その条文はトルコ軍が古くから誇りを持って保護してきた価値観、すなわち民主主義、世俗主義および国父または建国方針の批判を許さない一体化したトルコというアタチュルクの目標の死守を反映している。トルコは軍事政権を経て、民の自由と人権の犠牲に基づく安定と秩序の創出という明確な目標を持って、憲法を設定した。この憲法は 1999 年の軍事クーデターまでは本質的に変わらなかった。...Erbakan の退陣後、民政は慎重に憲法を修正し、旧憲法の絶対主義者の表現を削除し、人権と民衆の自由の保護、司法の独立および軍に対する民政権の優越に関する内容を増やした。拷問および虐待は非合法化され、ストライキその他の労働権利の実施権は合法的に認められたものの規制可とされた。 [81a]

- 5.03 Jane's Sentinel Security Assessment のウェブサイトが述べたところによれば、

「憲法によれば、大統領および閣僚会議（通常 35 人で構成される）は、行政権を共有する。7 年任期で議会に選出される大統領の権限は曖昧で、積極的な大統領の場合は権限を拡大することができる...立法に政治的責任を有する閣僚会議は、大統領が指名する首相、および首相が選出した上で大統領が指名する閣僚から構成される。」 [81a]

15:01 項 [言論とメディアの自由](#)も参照のこと

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

6 政治体制

トルコ大国民議会(TGNA)

6.01 2006 年 10 月 20 日付けの『トルコの政治構造』に記録された通り、

「立法権はトルコ大国民議会(TGNA)に与えられる。TGNA は 550 人の代表で構成される。議会選挙は 5 年ごとに行われる。... (立法機関に関する項目) 閣僚会議は TGNA の構成員である共和国大統領に指名される首相と、首相に推薦され、共和国大統領から指名を受ける異なる分野の閣僚で構成される。大統領は必要な場合は首相の提案に基づき閣僚を罷免することができる。閣僚会議が構成されるにあたっては、政府の計画が TGNA に読み上げられ、信任投票が行われる...閣僚会議の基本的義務は国内外の国家政策を策定および実施することである。同会議はこの義務の遂行において、議会に対する説明責任を負う。閣僚会議に関連する国防機関も憲法で定められている。総司令官室、参謀総長室および国家安全保障会議は、国防担当組織を形成する。...首相はその責任において、閣僚会議の協調的な機能遂行を保障する。首相は政府の政策実施を監督する。首相は事実上の行政機関である。各閣僚はその結果として憲法とその法律に従って、それぞれの役割を履行することを保障する首相に対し説明責任を負う。」 [36g] (行政に関する項目)

6.02 2007 年 8 月 6 日に更新された Jane's Sentinel Security Assessment のウェブサイトの記事によれば、

「トルコ大国民議会(TGNA)は 550 議席の一院制議会である。同議会は単純過半数で大統領拒否権に対する立法を可決することができる。議会の任期は 5 年以上だが、単純過半数により前倒し選挙を要求することができる。選挙制度は比例代表性を基本とするが、各党は議席獲得のための最低得票率 10%を制さなければならない。投票は 18 歳以上の全国民に義務付けられており、棄権者には小額の罰金および次期選挙の投票権剥奪を課せられる。TGNA は閣僚会議を監視すると共に、予算および決算法案の討議と可決はもとより、法の制定、修正および廃止権限の他、国際協定、造幣および戦争宣言を批准する権限も有する[81a]

国家安全保障評議会(MGK) OR (NSC)

6.03 『トルコの政治構造』に記録されたように、

「国家安全保障評議会は首相、[陸軍]参謀総長、国防相、内務相、外相、陸・海・空軍司令官ならびに憲兵隊司令官から構成される。NSC は国家安全保障政策の決定、制定および適用について意思決定を行う。閣僚会議は、国家の存続と独立、国の一体性と不可分性、ならびに社会の平和および安全保障の維持にとって必要とみなされる諸措置が関係する場合は、国家安全保障評議会の決定を最優先する。」 [36g] (行政政府に関する項目)

- 6.04 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会のトルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、

「国家安全保障評議会 (NSC) は引き続き役割の改正に従って対応した。9 月には Burcuoğlu 大使が新たな事務局長に指名された。NSC の職員総数は 408 人から 224 人に減少し、軍人の数も 26 人から 12 人に減じられた。しかし、軍は依然として多大な政治的影響力を振るい続けた。...安全・治安・支援部隊に関する 1997EMASYA の秘密議定書は依然として有効である。トルコ軍および内務省が調印した同議定書は、特定の状況下では政府当局の要請なしに、国内治安問題に向けて軍事活動を実施することを可能にする。」 [71d] (p9)

- 6.05 2007 年 8 月 6 日に更新された Jane's Sentinel Security Assessment のウェブサイトに記載されたように、

「国家安全保障評議会 (NSC)...はトルコ政治における有力機関であるが、その影響力は 2004 年の改革の波に次第に弱められつつある。トルコ軍は同評議会を通じて内閣に勧告を行うことができる。この機関は古くから文民と軍人間で明確に分離されてきた。しかし、最近になって、評議会は以前に比べて低い頻度 - 月 1 回またはそれ未満 - で会議を開催するようになり、引き続き 2 派間での勢力争いはあからさまな対立よりも水面下で起こることが多くなった。2004 年 8 月には、初めて文官が NSC の最高位に就任した。... 新たな民間事務局長として Yigit Alpogan 評議員が就任した。NSC は長きにわたって軍の牙城であり、トルコ軍司令官がクーデター発生を警告したメカニズムであったが、徐々に文民統制下に追いやられている。」 [81a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

地方自治体

- 6.06 Library of Congress Federal Research Division が 2006 年 1 月のトルコ国別プロファイルの中で述べたところによれば、「トルコは 81 県 (il) に区分され、各県は郡区(ilce)および郷 (bucak) に区分される。各県は平均 8 郡区で構成される。16 の大都市行政区があり、その下におよそ 3200 の町と 5 万と見られる村落があって、それぞれ地方自治体を擁する。」 [79]

- 6.07 Library of Congress 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「81 の県は、大統領の承認を得て閣僚会議が指名する知事 (vagi) に統括される。知事は主要な中央政府機関として機能し、内務省への報告を行う。郡区は郡行政官が統括する。県、郡区および市町村も直接選挙による行政機関を有する。市町村は 1980 年に自治権を獲得したが、その体制は依然として中央集権化されている。中央政府は自治体業務の有効な提供を確保し、国民の利益を保護する目的で自治体行政機関を監督する。内務相は職権濫用罪について調査または起訴手続中の自治体行政職員を免職する権限を与えられる。中央政府の一部の省は、県および郡区レベルに事務所を持つ。自治行政府は市町 (belediye)

レベルで存在し、市町長および市町議会を選出する。村 (köy derneg)では、村会が長老 (ihtiyar meclisi) で構成される村参事会および村長(mukhtar)を選出する。 [79]

- 6.08 2005 年 9 月 14 日付けの在 Ankara 英国大使館から内務省宛の書簡で述べられたように、

「トルコの村長および使用されると思われるコンピュータシステムに関する追加情報の要請について内務省に回答を提示します。村長は民選された村または小都市の代表者で、自治体行政問題（例えば出生届けや新しい村民の名前および住所登録など）を担当します。最近、同僚職員（匿名）と共に、トルコ北東部の 2 つの村役場を訪問しました。いずれの村役場も極めて基本的な設備しかなく、いかなる種類のコンピュータ機器の証拠もありませんでした。ある村で、地元村民が話したところによれば、1 年間電気なしで過ごしたということです。（トルコ NGO の報告によれば、トルコの辺境地域では電気を初めとするインフラ不足は依然として問題である。）。」 [4g]

- 6.09 2006 年 4 月 6 日付けの在 Ankara 英国大使館から内務省宛の書簡で述べられたように、

「イスタンブールの村長および使用するコンピュータシステムに関する追加情報の要請にお答えいたします。イスタンブール国家治安局は、最終的に村長の仕事内容を 1 箇所のセンターで一括管理する目的で村長コンピュータプロジェクトを実施しています。同プロジェクトは 1 年前に始まり、1 年後には終了する予定です。現在、イスタンブール市内 956 人の村長のうち 100 人がそのシステムを利用しています。イスタンブール領事館はこの情報をイスタンブール国家治安局のプロジェクト管理担当者から提供されました。」 [4k]

目次に戻る
出典リストに戻る

人権

7 概要

- 7.01 2007 年 1 月 11 日に公表された Human Rights Watch (HRW) の World Report 2007 で概説されたように、

「Recep Tayyip Erdoğan 首相は 2006 年を通じて、これまでの人権向上を集大成するために不可欠な重要改革案の実施を行うことができなかった。軍を初めとする確立された国家権力は依然として改革に抵抗を示した。クルド労働者党 (PKK) が 10 月に停戦を宣言して以来、衝突事件は減ったが、治安部隊の危険分子はもとより違法武装組織も改革実施を脅かす暴力攻撃を幾度も行った。」 [9b]

- 7.02 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「政府は 2006 年を通じて、政府直属の治安部隊の法的責任を拡大し、言論の自由に関する規制を軽減すると共に、女性の「名誉殺人」のような時代錯誤の慣習について社会的態度の近代化を図るという重大な課題に直面した。刑法典の見直しは、拷問事件の減少と被告の正当な法手続きの改善に寄与したが、政府は改正法の全面施行を達成するために、試行錯誤を繰り返した。」 [5g] (概要)

- 7.03 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会トルコ 2007 進捗報告書の中でのべられたように、

「人権侵害の刑事免責をなくす戦いは依然として懸念される分野である。治安部隊員による人権侵害の申し立て調査は、迅速性、公平さおよび独立性が欠如している。... 全体的に見て、トルコの法的枠組みには、拷問および虐待に対する一連の包括的防護策が組み込まれている。だが、事件、特に拘禁前の事件は依然としてなくなりそうもない。刑事免責をなくす戦いは依然として懸念される領域である。トルコは治安部隊員による人権侵害の事実申し立てについて、さらに徹底した調査を行う必要がある。」 [71d] (p13-14)

- 7.04 2006 年 6 月 8 日に公表された International Helsinki Federation (IHF) 報告書『OSCE 地域における人権 (2005 年に発生した事件)』が述べたところによれば、

「トルコは過去 2 年間にわたって、EU 加盟プロセスとの関連で、人権保護および国の民主化を視野に入れた大幅な法改正を実施してきた。2004 年には、基本的権利と自由を扱う国際協定の国内法への優越が正規に実施されることを承認する条文が憲法 90 条に加えられた。2005 年 6 月に発効した一連の法律と共に刑事司法制度が改正され、平和的発言が告訴に至る重要規定を修正し、児童の保護規定はもとより女性の『名誉殺人』や人身売買を廃止する規定を導入した他、下劣な人権侵害に加担する職員の刑事免責を撤廃した。」 [10a] (p1)

- 7.05 2007 年 1 月 17 日に公表された Freedom House 報告書『世界の自由 2006』はトルコを『部分的に自由』と表した。Freedom House は 1（最も自由）から 7（最も自由でない）の基準を用いてトルコの政治的権利を 3、市民的自由を 3 と評価した。トルコは政府や日常生活にはびこる腐敗と闘っている。AK 党 - 『ak』はトルコ語で『清廉潔白』を意味する - は政府の腐敗を一掃する期待の中で政権を握り、公的調達における汚職撲滅を意図していくつかの反汚職政策を採択した。しかし、その施行は十分に普及せず、国民全体に腐敗に対する寛容の文化が浸透している。また議員（免責）特権は告訴の障害になる。施行は遅れているが、EU の改革案を通じて透明性が向上した。Transparency International の 2005 年腐敗認識度指数では、トルコは調査対象 159 カ国中、65 位にランクされた。[62a] Freedom House の『2007 世界調査、世界の自由』（独立国一覽: 自由の比較基準）でも、トルコは政治的権利と市民的自由が同じ点数で『部分的に自由』と表された。[62d]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

8 治安部隊

8.01 トルコ首相府の報道機関が作成した「トルコ・インタラクティブ 2005」が述べたところによれば、「法と秩序および治安の維持は保安隊および内務省付属の警察組織の管轄下にある。」 [36a] (p187 国内治安)

8.02 トルコ経済社会研究財団 (TESEV) の執行委員長 Dr. Can Parker が、『トルコ年鑑 2005 - 治安部門と民主主義の管理 2005』の出版記念イベントに記録されたように、

「年鑑は全治安部局の組織、発表および未発表の実務原則および活動、活動を管轄する文官当局、それが機能する法的枠組みと基本的取組み方法、さらには欧州連合の正規加盟国の枠組み内で承認される変更および問題を、暫定的、情報伝達的かつ分析的構成で分析する。また、4つの軍事組織（陸軍、空軍、海軍および保安隊）、警察、沿岸警備隊および治安憲兵隊の諜報部局に加え、国家情報機構、テロ防止特別部局、国防会議、トルコ大国民議会および政府の治安関連活動、さらに軍事司法制度、村落自警団、民間警備会社、市民社会とメディアの役割が、専門家の目を通じて、トルコの政治、歴史および社会的発展ならびに国際的背景に関連してダイナミックかつ分析的な枠組みにおいて研究されている。」 [98c]

諜報機関 (MIT)

8.03 国家情報機構 (Milli İstihbarat Teşkilatı - MIT) に関するウェブサイト (2007 年 10 月 22 日にアクセスしたウェブサイト) 上で述べられたところによれば、

「トルコ国家情報機構は『首相府』下部団体として 1965 年 7 月 6 日付けの第 644 号法の下に創設された。この法律は発効から 18 年後に、旧法の施行において発生した不備、問題および格差を解消し、急速に変化かつ向上する世界状況を受け入れる意図で行われた尽力の結果、1984 年 1 月 1 日時点で「国家諜報部局およびトルコ国家情報機構」と称する第 2937 号法と差し替えられた。」 [88] (MIT の義務、権限および責任に関する項目)

8.04 Global Security Organisation が 2007 年 1 月 19 日にアクセスしたウェブサイトの中で述べたところによれば、

「国内外諜報機関の機能を結合する国家情報機構 (Milli İstihbarat Teşkilatı--MIT) の主な責任は秘密情報の収集である。... 軍および民間情報部の要件は国家情報調整委員会が策定する。この委員会は、直接責任を負う国家安全保障会議の職員を構成員に含む。しかし、ウェブサイトによれば、諜報部局間の不十分な調整が MIT の有効性を妨げる弱点だということである。MIT には警察権限はなく、秘密情報の収集と国外の防諜活動実施、共産主義者、極右派および分離主義者、つまり国内のクルド人集団およびアルメニア人団体の摘発権限しか与えられていない。しかし、過去の MIT 長官の首相への報告書は、軍に密着したものとみなされた。MIT は、軍事クーデター計画の実際の共犯でない場合は、過去の策略に気づいた時点で政府への通達を怠った罪を問われたことがある。

その組織は厳重な規律と秘密主義の下に機能する。職員用の住宅および本部庁舎は Ankara の構内に併設されている。」 [56]

- 8.05 トルコ経済社会研究財団 (TESEV)の報告書『トルコ年鑑-治安部門と民主主義の監視 2005』に記録されたように、

「現在のトルコ共和国の情報組織 MIT は、1965 年 7 月 22 日に国家情報機構法第 644 号が発効した時点で設立された。この法の存在により、MEH または MAH として知られた情報組織は MIT になった...最近では、MIT は外国の秘密情報に主眼を置き、警察は国内の諜報事件を捜査するという指摘が頻繁に聞かれる。MIT 側はこうした指摘に賛同していない。2005 年の公式ウェブサイト上で述べられた様に、同組織は国内外の秘密情報は MIT の完全管理下に置かれなければならないという理念を支持する。」 [98b] (p160-163)

警察組織

- 8.06 トルコ首相府の報道機関が作成した「トルコ・インタラクティブ 2005」が述べたところによれば、

「警察組織は治安総局の下に活動を実施し、警察庁および県警を管轄内に置く。トルコ警察の管轄地域は地方自治体の境界で規制される。これらの地域外では警察機能は保安隊により履行される。トルコ警察は暫定法治国家の原則を遵守し、あらゆる義務の遂行において人権を尊重する。この枠組みの中で、訓練と教育が最重要視されてきた。警察組織の能力は、教育水準が向上し、訓練目的で多数の職員が海外派遣されたことにより、大いに向上した。」 [36a] (p187 国内治安)

- 8.07 同じ刊行物がさらに述べたところによれば、「トルコ警察はおよそ 18 万 8000 人の職員によりその役割を遂行しており、うち約 17 万人は治安業務に従事している。警察業務に従事する女性はおよそ 1 万人である。」 [36a] (p188 国内治安)

- 8.08 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば「トルコ国家警察(TNP)は内務相の管轄下にあり、大都市行政区の治安を担当する。準軍事組織 Jandarma (憲兵隊) は、内務省および軍の共同管理下にあり、地方自治体の警察業務を担当する。政府は 2005 年 6 月に、捜査期間に検察官の支持に従って動く司法警察を設立したが、人権団体の報告によれば、司法警察は実際のところ、依然として内務省に報告していた。」 [5g] (1d 項)

- 8.09 USSD 2006 report がさらに述べたところによれば、「同年を通じて、裁判所は治安部隊による多くの虐待および拷問容疑の調査を行ったが、加害者に有罪判決または刑罰を与えることはほとんどなかった。裁判所が加害者に実刑を宣告する場合は、通常、刑罰は最低限で、しかも服役は猶予されることが多かった。司法当局は大体において、虐待罪で起訴された職員が勤続することを許可

し、多くの場合審理が長引くため、その間に昇進が認められた事例もあった。」 [5g] (1d 項)

- 8.10 同 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「その年の最初の 9 ヶ月間を通じて、治安職員その他の公務員に対する拷問、虐待または過剰な武力行使について 715 件に及ぶ行政または司法事件が公開された。85 件に上る虐待または拷問事件はすべて『無罪放免』または『処分不要』の決定が達せられた。『過剰な武力行使』630 件のうち、10 件が禁固刑、1 件が仮停止処分になったが、598 件は無罪放免または処分不要という結果であった。21 件は依然審理中であった。」 [5g] (1d 項)

- 8.11 Amnesty International (AI) 年次報告書 2007 が述べたところによれば、

「拷問または虐待の申し立てが減少したにもかかわらず、複数の報告によれば、抗議運動期間の被拘禁者に対するかかる暴力行為は警察の監禁下で頻繁に行われた。... Erdal Bozkurt が 10 月に報告したところによれば、同氏は Istanbul の Alibeyköy で警官を名乗る複数の男性に拉致され、目隠しと手錠を嵌められた状態で車に押し込まれ、殴打の上殺すと脅迫された。その後ある場所に運ばれ、麻薬売人および近隣の社会問題に抗議する地元集団への関与について、丸 1 日拷問と尋問を受けた。」 [12e]

- 8.12 2007 年の Amnesty International 年次報告書の報告によると、「過去数年に比べれば減少したものの、警察官による拷問および虐待の報告は相変わらず耐えることがなかった。被拘禁者の申し立てによれば、拘禁中に殴打、殺しの脅迫、食事、水および睡眠の剥奪を受けたという。拷問および虐待の一部は非公式の拘禁場所で行われた。」 [12e]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

- 8.13 AI 2007 がまた述べたところによれば、

「3 月に Diyarbakır で発生した暴動期間に集団拘禁された成人および未成年から拷問および虐待について広い範囲から申し立てがあった。14 歳の少年 2 人が報告したところによれば、少年らは Çarî警察署で 9 時間近く拘禁され、その間、裸にされて互いに冷水をかけ合わされ、強姦の脅迫を受けてコンクリートの床に仰向けにされた他、両手を背中で縛られた状態でひざまずかされ、警官から拳や警棒で何度も殴打されたり蹴られたりした。虐待の徴候は医療機関の報告から証明された。少年らは別の管轄警察署の少年課に移送された。」 [12e]

その他の政府軍組織

Jandarma/憲兵隊

- 8.14 2007 年 10 月 22 日に更新された憲兵隊総司令本部のウェブサイトの記録によれば、「法規定に割当てられた職務の実施に加え、安全と治安の維持を担う

トルコ共和国保安隊は、武装警察かつ法執行部隊であり、軍事的性質を持つ。...『保安隊の組織、任務および権限』に関する第 2803 号法に従って、憲兵隊の任務は行政、司法、軍事その他の職務の 4 点に分けられる。...行政任務は、安全と治安の保護および監視を実施するための犯罪防止活動を対象とする。」 [99] (任務に関する項目)

- 8.15 トルコ経済社会研究財団 (TESEV)の報告書 『トルコ年鑑-治安部門と民主主義の監視 2005』に記録されたように、

「憲兵隊の総司令本部(*Jandarma Genel Komutanlı*) (JGK)に関する基本法は、1983 年 10 月 3 日にトルコ大国民議会(*Türkiye Büyük Millet Meclisi*, TBMM)が発効した、憲兵隊の設立、任務および管轄に関する第 2803 号法である。... (p99-100) 1839 年に軍事組織として創設された JGK の職員総数は 28 万人で、うち 80%は義務兵役に服しているが、それ以外に非公式の人数は 30 万人近くに上る。... (p101) トルコではいかなる場合にも、5000 人の憲兵が Turkish Radio and Television Corporation のテレビ放送機の保護を初めとする特別任務を遂行する。... 憲兵 11,773 人中 1 万人は、義務兵役の一環として軍に所属し、イランおよびシリア国境の一部に加え、397 キロメートルに及ぶイラク国境における治安維持を担当する。」 [98b] (p102)

- 8.16 同 2005 TESEV がさらに述べるところによれば、

「憲兵隊は士官、准士官、特別士官、下士官および憲兵隊学校および関連する訓練部隊で訓練中の兵士としてその任務を遂行する。憲兵隊学校は陸軍士官学校を卒業した仕官に加え、憲兵隊の業務に従って顕著な実績により士官になる権利を得た准士官を訓練する。准士官および特別士官も上記の機関で訓練養成される。」 [98b] (p103)

村落自警団

- 8.17 村落法第 5673 号の法改正および 2007 年 5 月 27 日の採択について、2007 年 7 月 2 日付けの外務英連邦省の通信の中で述べられたところによれば、

「第 1 条- 18/3/1924 の村落法第 442 号の第 2 節は以下のように修正された。内閣で決定された県内において、村落またはその近隣で非常事態宣言を要求する状況および暴力行為の著しい兆候が発生する場合、もしくはなんらかの理由により村民の生命および財産が侵害される場合には、県知事の提案および内務省の承認に基づき、十分な数の臨時の村落自警団を指名することを決定できる。上記の状況下で指名される臨時の村落自警団の人数は 4 万人を超えてはならない。内閣はこの人数を 50%まで増員する権利を有するものとする。村落自警団の指名を要求する状況が適用し得ない場合、もしくは行政上の必要がある場合は、臨時の村落自警団の指名はかかる指名に関する必要な手続と共に中止することが可能である。」 [4a]

8.18 FCO が同書簡の中でさらに述べたところによれば、「臨時の村落自警団は、その業務過程全体に対し、公務員の月給に適用される毎月の係数と 11.500 の指数の積に相当する月給を支払われるものとする。...治安部隊と共に作戦に参加する臨時の村落自警団宿舎は、治安部隊の活動を管轄する部局を介し、その予算から発生するものとする。...追加された第 16 条-臨時村落自警団の任務は、55 歳を全うした時点で終了するものとする。...テロ攻撃により有罪判決を受けた村落臨時自警団員または元夫人はいかなる年金も受け取れないものとする。」 [4a]

8.19 2006 年 5 月に公表されたトルコ経済社会財団(TESEV) 報告書の記録によれば、

「村落臨時自警団(geçici köy korucusu)の地位は、第 3175 号法が 1924 年村落法(第 442 号法)に追加した 1 節により 1985 年 3 月 26 日に創出された。同自警団は内務省の要請により、閣僚会議の決定に従って採用された。現在この慣行は 22 の県で有効である。第 3175 号法に関する規定(Yönetmelik)履行は、『国家安全保障』に関連するという理由で分類されるため、村落臨時自警団の採用および解雇原則および自警団の任務を確実に必要とする状況に関しては多くは公表されていない。内務省によると、2006 年 4 月時点で、その地域の村落臨時自警団員は 5 万 7,174 人であった。この他、村落志願自警団(gönüllü köy korucusu)や PKK から自身および家族を保護するという意図を表明して村落自警団員になった一般市民も存在した。」 [98a]

8.20 同(TESEV) 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「村落臨時自警団員および村落志願自警団の雇用はいずれも、原則的には 2000 年の政令に従って中止された。しかし、最近の現地報道が報じたところによれば、Batman の Sason 地区では 650 人に上る村落志願自警団員が採用されたという。TESEV 作業部会の質疑の中で内務省高官が発言したところによれば、『これらの団員は村落を自身の手で保護するために志願した者であり』、郡行政官事務所は名前だけは登録したが、銃器は携行していないとのことであった。内務省によれば、1985 年から 2006 年 4 月までに、5,139 人の村落自警団員が『犯罪を実行し』、うち 868 人が逮捕された。」 [98a]

目次に戻る
出典リストに戻る

8.21 TESEV 2006 がさらに述べたところによれば、

「村落自警団関連の刑事事件に関するあらゆる証拠にもかかわらず、政府が村落自警団の武装解除や村落自警団制度の廃止を計画しているという指摘はない。総体的に内務省は村落自警団を IDP の帰還の安全を保障する上で不可欠だという姿勢を取っている。これは過去に臨時の村落自警団が行った幾多の人権侵害行為を理由に、村落自警団を IDP および帰還者に対する安全上の懸念とみなす市民社会組織の姿勢と矛盾するものである。」 [98a]

- 8.22 2006 年 6 月 8 日に公表された Human Rights Watch の資料『トルコ：村落自警団の廃止を要請する Aksu 大臣への書簡』に記載されたように、

「トルコ政府はトルコ南東部で極めて深刻な人権侵害を引き起こし、現在も当該地域において非難村民の帰還に対する障害になっている村落自警団制度の廃止措置を直ちに講じなければならない。過去 3 年半を通じて、村民自警団は少なくとも非武装村民 13 人を殺害し、他多数を襲撃した。引き続き暴力行為は南東部に広く分布する国内避難民の問題解決を著しく阻害している。つまり、村落自警団の存在脅威が避難民の故郷帰還を阻んでいるのである。村落自警団は避難村民の住居や土地を占拠しており、非難村民は帰還と同時に自警団への加入を強制されるのではないかと恐れている。村落自警部隊に加入する法的要件はないが、治安部隊はしばしば、村落自警団の仕事を帰還の非公式な交換条件にしている。」 [9d]

- 8.23 2006 年 8 月 4 日に BBC News が公表したある記事によれば、村落自警団は 22 年前に軍事集団として臨時結成されたのが始まりであった。その集団は現在 5 万 8,000 人の構成員を擁し、活動を続けている。「それは既に問題を抱える地域の不信および民族的分裂を助長するとして長い間複数の人権組織から批判されてきた。」 [66d]

拷問

- 8.24 トルコ憲法によれば、拷問の行使は非合法化されており、すべての民はその肉体および精神を保護ならびに育成する権利を有する。第 17 条の条文によれば、「いかなる者も拷問または虐待の対象とされてはならない。いかなる者も人間の尊厳に反する処罰または扱いを受けてはならない。」 [36e]

- 8.25 2006 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「かかる慣行は憲法および法の禁じるところであるが、治安部隊の職員は依然として人に拷問、殴打その他の形態での虐待を行っている。その年を通じて拷問および虐待事件は減少したが、依然として問題であった。非人道的な又は品位を傷つける扱い又は刑罰に向けた欧州委員会（CPT）に関する 9 月 6 日の欧州評議会の報告書によれば、過去数年に見られた過酷な虐待は減少したが、警察署/憲兵隊の拘禁中に発生する虐待事件は後を絶たなかった。裁判所が拷問で起訴された治安職員を有罪にした判決事例はほとんどなく、有罪判決の場合でも軽い刑に処す傾向が見られた。 [5g] (1c 項)

- 8.26 同 USSD 2006 報告書がまた述べたところでは、

「HRF によれば、年内を通じて 5 箇所の国立治療センターに 338 件の拷問または虐待事件が報告された。うち 227 件は年内に発生した拷問または虐待に関するもので、残りはそれより以前に発生した事件に関わるものだった。HRF の述べたところによれば、1999 年から 2005 年にかけて 1 万 449 件もの拷問または虐待について信頼できる報告があった。人権オブザーバーの多くが主張し

たところによれば、被拘禁者は報復を恐れるか、不服申し立てが不毛だと信じ込んでいたため、拷問および虐待を報告したのはそのわずか数パーセントに過ぎなかった。」 [5g] (1c 項)

- 8.27 2006 年 6 月 8 日に公表された International Helsinki Federation for Human Rights (IHF) (2005 年の事件)が述べたところによれば、

「政府は 2003 年以降、拷問および虐待防止に向けた『ゼロトレランス』政策を正式に推進してきた。拷問および虐待防止措置には、かかる犯罪で告発される職員の求刑に対する障害の撤廃に加え、当該職員に決定された処罰の減軽および執行猶予に対する諸対策が盛り込まれた。被拘禁者に医療および法的援助を利用する権利を保障する新たな防護策が導入された。2004 年 1 月に改正された逮捕、拘禁および供述書作成に関する規則は、被拘禁者の権利保護を改善した。拷問防止に向けた欧州委員会(CPT)が 2005 年に公表された報告書の中で述べた意見によれば、トルコの法的枠組みは拷問を有効に防止することが可能だが、実際にその規則を履行する必要がある。過去 2 年間に導入された法的改善にもかかわらず、2005 年におけるトルコの法および慣行は依然として人権保護の国際基準に達しなかった。」 [10a] (p434)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

- 8.28 2006 年 3 月 6 日に公表された HRW 報告書『トルコ- 警察署と憲兵隊の独立監視に向けた第 1 歩』の概要の中で述べられたように、

「拷問撲滅に向けたトルコの組織活動において、県レベルの人権機関が現地警察を監視する新たな計画は、極めて重要な防護的役割を果たすと思われるが、この監視活動は独立性と一層の普及を必要とする。首相府下で活動を営む県レベルの人権機関を結ぶ全国ネットワークは、警察当局が被拘禁者の拷問および虐待保護措置を実施したことを保障する意図で、2005 年初めから現地警察および憲兵隊署の定期および不定期訪問を開始した。」 [9c]

- 8.29 2006 HRW 報告書がさらに述べたところによれば、

「トルコ政府はここ数年を通じて、被拘禁者に対する拷問および虐待防止を目的とする改革案を多数導入した。トルコ政府は警察署を独立監視機関に公開するために、2 つの重大措置を講じた。1 つは、国連拷問防止条約選択議定書に締結し、それによって『拷問その他の残酷、非人道的または品位を傷つける扱いまたは処罰を防止する目的で、国内外の独立機関が被拘禁者の自由を剥奪する様々な場所を定期的に訪問する受託制度』が確立されたことである。もう 1 つは、同選択議定書の公約に基づき恒久的監視制度が確立されるまでの暫定措置として、人権委員会の全国ネットワークが警察署の訪問を開始したことである。」 [9c]

- 8.30 同 2006 HRW 報告書がまた述べたところによれば、

「人権委員会による監視体制は依然として実験の域にあり、拷問根絶を助長する潜在能力を確実に発揮させるためには、さらなる施策が必要である。Human Rights Watch はトルコ政府にこれまで幾度も勧告を行ってきた。委員会の独立性を増長するためには、政府は弁護士協会および医師協会代表者に監視活動を率先するよう働きかけ、地元行政官（県警の担当責任者）から独立した人材を提供すると共に、人権 NGO（Mazlum-Der および Human Rights Association 等）に顧問役として委員会の訪問活動支援を依頼するべきであろう。」 [9c]

- 8.31 European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT) は 2005 年 12 月 7 日から 14 日にかえてトルコを訪問し、2006 年 9 月 6 日に公表された報告書によれば、

「改正刑法および刑事訴訟法は、逮捕・拘禁・供述採取に関する改正規定と共に、2005 年 6 月 1 日発効した。上記の本文は CPT の義務に関連する問題について、ここ数年に行われた改善措置を集大成したものである。現行の捜査当局（警察および憲兵隊）による拘禁は、拷問その他の形態の虐待行為を法により有効に防止し得る法規制枠組みをはるかに超えているのが事実である。被拘禁者および現地調査結果に関する代表者の意見を総合すると、法で規定される虐待保護措置の現実的な実施に関しては、引き続き改善が行われているように思われる。」 [13a] (第 3 項 21 節)

- 8.32 CPT 2006 報告書がまた述べたところによれば、

「しかし、CPT 派遣団が収集した情報から浮かび上がる状況は、全面的に安心できるというものではない。同派遣団は訪問した 3 県のどの施設でも、警察/憲兵隊の拘束中に最近発生した身体的虐待の訴えをいくつも受け、わずかながら重大事件もあった。苦情が多く聞かれたのは逮捕および/または大衆抗議デモの状況下における身体的虐待についてであり、確かにかかる状況での不均等な武力行使の問題は依然として存在するようである。釈放時の診断書および収監時に作成された診断書の中から上記の訴えの一部と一致する診断証明書が見つかった。さらに、派遣団の医療担当者は症例の一部に、訴えと一致する怪我を確認した。」 [13a] (第 2 項 18 節)

- 8.33 CPT 2006 報告書の続きによれば、

「2005 年 12 月の CPT 査察訪問中に収集された情報が指摘するところによれば、捜査当局の虐待の隠蔽工作は次第に少なくなっている。しかし、現状に満足できる根拠はなく、国内各地で発生する捜査当局者の虐待行為の報告が絶えまなく現れることを踏まえれば、尚更そうである。CPT はトルコ当局が捜査当局によるあらゆる形態の虐待防止に向けて引き続きその努力を精力的に追及することを信じている。」 [13a] (第 2 項 20 節)

- 8.34 2007 年 1 月 11 日に公表された Human Rights Watch (HRW) World Report 2007 で概説されたように、「拷問および虐待の報告は 1990 年代半ばに比して大幅に少なくなっている。しかし、3 月に Diyarbakır で発生した騒乱では、兇

童 200 人を含む数百人の国民が拘禁され、拷問を受けたとされる。この時の被拘禁者の報告によれば、大多数が殴打され、裸でホースの水を浴びせられ、場合によっては食事を与えられなかった。」 [9b]

- 8.35 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、「ゼロトレランス政策で導入された拷問に関する法的保護措置は引き続き望ましい効果をもたらしている。拷問および虐待の報告事例数は下降傾向にあることが確認され、弁護士依頼に関する修正措置も肯定的な結果を示している。トルコは虐待事件の申し立てについて、身体検査制度の強化に向けて努力を続けていた。...しかし、拷問および虐待事例の報告、特に逮捕および拘禁施設外での事例は絶えることがなかった。」 [71d] (p13)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

トルコ軍(TÜRK SİLAHLI KUVVETLERİ, TSK)

- 8.36 2007 年 10 月 30 日に更新されたトルコ軍のウェブサイトが述べたところによれば、

「トルコ共和国軍は地政学的かつ戦略地政学的な重要性を有し、トルコ軍の一般参謀に従属する陸海空軍から構成される。」憲兵隊司令部および沿岸警備隊司令部は、平時には国内治安部隊の一部として活動を営み、戦時にはそれぞれ陸軍および海軍司令部に従属する。...2006 年 8 月 30 日に Hilmi Özkok 第 24 代軍参謀総長が退官し、現在 Yaşar Büyükanıt が第 25 代新トルコ軍参謀総長を務める。」 [106]

- 8.37 Europa World オンライン、トルコ:国防(2006 年 7 月 18 日にアクセス)の記録によれば、「2004 年 8 月 1 日時点で軍の総兵力は 51 万 4,850 人(徴集兵 39 万 1,000 人を含む)で、陸軍 40 万 2000 人、海軍 5 万 2,750 人および空軍 6 万 100 人を構成する。他に憲兵隊 15 万人、沿岸警備隊 2,200 人が存在した。予備役は陸軍が総力 37 万 8,700 人、憲兵隊が 5 万人であった。」 [1b] (トルコ:国防)

- 8.38 トルコに関する Library of Congress 2006 報告書が述べたところによれば、「トルコ軍は北大西洋条約機構(NATO)で第 2 の規模を誇り、職業軍人から成る軍幹部の指揮に従う徴集兵を中心に構成される。2005 年の陸軍兵力は 40 万 2,000 人で、海軍は 5 万 2,750 人、空軍は 6 万 100 人であった。このうち 39 万 1,000 人が徴集兵であり、主として陸軍直属であった。さらに、予備役の兵力はおよそ 37 万 9,000 人で、国家警備隊は 15 万人であった。」 [79] (page 21)

軍における差別

- 8.39 War Resisters International 2005 の資料が述べたところによれば、「分離主義者への共感が疑われる場合は特に、クルド人徴集兵は集中的に差別待遇の対

象になった。クルド人徴集兵が軍内部で差別扱いに直面する程度に関しては、様々な情報筋から様々な評価が伝えられている。」 [53a] (徴兵忌避に関する項目)

8.40 2005 年 8 月 13 日に *Turkish Daily News* が報じたように、

「担当弁護士が昨日主張したところによれば、トルコ人男性同性愛者の良心的兵役拒否者に対し、4 年の懲役刑を下した軍事裁判所の決定は、『政治的判決』であり、実際にはトルコの良心的兵役拒否者ならびに男性同性愛者全体への威嚇行為を果たすに過ぎない。良心的兵役拒否者で男性同性愛者活動家の Mehmet Tarhan は、義務兵役を拒否した罪で[2005 年]4 月に逮捕され、Sivas 県内の Anatolian 軍刑務所に収監された。... [2005 年]6 月、同氏が既に 3 カ月間の最低拘禁刑に服し、陸軍部隊に帰還したとして、判事は釈放を命じた。しかし、Tarhan はその後トルコ軍刑法典(TACK)第 88 条、すなわち 3 カ月以上 5 年以下の禁固刑を負う『部隊における不服従』で起訴された。裁判所は当初の犯罪と次の犯罪 - 第 88 条 - を正式に扱った上で、Tarhan に 4 年および 2 年の禁固刑の同時執行を言い渡した。被告側弁護士は両方の宣告について上訴したと発表した。」 [23m]

8.41 2005 年 12 月 9 日の Amnesty International の公式声明で述べられたところによれば、

「Amnesty International は、兵役義務の忌避後、2 つの罪状により現在 Sivas 内刑務所で 4 年の禁固刑に服役中の Mehmet Tarhan 27 歳の健康と安全に重大な懸念を有する。伝えられるところによれば、Mehmet Tarhan は拘禁中に過酷な虐待を受けたとされる。また同氏は現在、残忍かつ非人道的で品位を傷つける扱い、ならびにプライバシー権の侵害に相当し得る強制的身体検査に直面する可能性がある。Amnesty International は Mehmet Tarhan を良心の囚人とみなし、同氏の即時的かつ無条件の釈放を要求する。」 [12f]

8.42 2005 年 12 月の AI の公式声明の続きによれば、

「Amnesty International が受けた報告によれば、2005 年 9 月 30 日、少なくとも 3 人の警備員を同席させた上で、ある看守が Mehmet Tarhan の頭髪および顎鬚をその意思に反して剃り落とし、その間、同氏は 7 人の所員に押さえつけられた。伝えられるところによれば、その事件は Mehmet Tarhan の頸部、両手部分、左腕および左足部に激しい痛みを残し、同氏は首を回すことができなかったという。オブザーバーがさらに報告したところによれば、同氏の四肢には複数の打撲傷があった。伝えられるところによれば、Mehmet Tarhan は 2005 年 10 月 1 日、その意思に反して軍病院に連行され、2 人の軍医により身体検査を受けた。しかし、通り一遍なものだったとされる（伝えられるところでは 10 分間で終わった）身体検査後、同氏は身体に殴打の痕はないとする診断書を渡され、軍刑務所に送還された。かかる検査は、身体検査は完全かつ民間人医師によって行われなければならないと規定するイスタンブール議定書に明らかに反する。この事件後、Mehmet Tarhan は同氏に対する刑務所当局の虐待行為と、伝えられるところでは同氏が収容された狭く不衛生な環境条件に抗議し、2 度目のハンガーストライキを開始した。報告によれば、同氏は窓のない

狭くて不潔な囚人房に収監された上、場合によっては 15 日間にわたって独房監禁状態に置かれ、通話、読み物や手紙の受け取り、面会の権利を奪われることもあったという。... 伝えられるところによれば、Mehmet Tarhan は、同氏を無理やり押さえつけ顎鬚を剃り落とした看守を訴え、かつ他の服役者と同等の扱いを要求する訴訟手続の要求が通った後、2005 年 11 月 2 日に 34 日間に及ぶハンガーストライキを中止した。」 [12]

目次に戻る
出典リストに戻る

- 8.43 2005 年 12 月 31 日に、男性同性愛者団体 Kaos GL (365Gay.com を引用)のウェブページ上で報じられたように、

「Turkish LGBT 権利団体は欧州連合に対し、兵役忌避により収監された男性同性愛者の良心的兵役拒否者に対する扱いについて調査を依頼する陳情を行った。その権利団体、Kaos Lambda Istanbul および Rainbow Antalya が欧州議会の議員に対する書簡の中で述べるところでは、Mehmet Tarhan は同性愛者であることを証明するための肛門検査を受けている。様々な主張によれば、看守は弁護士の面前においても、他の囚人に Tarhan を死ぬまで殴打および強姦を繰り返せと働きかけた。同氏は[2005 年]4 月 8 日に投獄された。伝えられるところによれば、6 月に出廷した際、同氏は真っ直ぐ歩くことができず、体中に打撲傷があったということである。」 [96a]

- 8.44 また Kaos GL の報告によれば、

「トルコ軍法の下では、同性愛は精神性欲異常とみなされ、この『病状』を持つ者はトルコ軍への『服務に適さない』とみなされる。しかし、同性愛を理由とする兵役免除は[原文のまま]極めて困難かつ不名誉である。同性愛者は他の男性との性行為を実写的に示す写真またはビデオ画像を提出するか、受動的肛門性交の証拠をもたらし得る肛門検査を受けることが義務付けられる。その場合でも、兵役を免除される保証はない。」 [96a]

- 8.45 2006 年 3 月 1 日に Turkish War Resisters International が報告したところによれば、良心的兵役拒否者 Mehmet Tarhan は予想に反して、Ankarano 軍上訴裁判所の命令に従って、Sivas の軍事刑務所から 釈放された。同裁判所は 2005 年 12 月から Sivas 軍事裁判所の決定に対する上告に取り組むよう義務付けられていた。

「法廷が理由を挙げたところによれば、「Mehmet Tarhan が最終的に有罪判決を受ける場合でも、判決は既に服したものより重罪なる可能性は低いと思われるということだった。上訴裁判所は通常、囚人の釈放命令を下す権限を持たず - 訴訟事件を軍事裁判所に一任し、軍事裁判所の判決の有効性を審理することしか許されないため、その決定は驚くべきものである。...Sivas の軍刑務所から釈放後、Mehmet Tarhan は Sivas の徴兵事務所に連行され、そこで同氏の所属部隊への出頭命令を受けた。Mehmet Tarhan はこの命令に従わず、現在家族の元に身を寄せている。これにより、同氏は間もなく正式に『脱走兵』とみな

され、いつ再逮捕されてもおかしくない可能性が高くなった。その進展経緯は最近 Strasbourg の欧州人権裁判所で勝訴した Osman Murat Ülke の事例とよく似ている。... Mehmet Tarhan は現在、全く同じ状況にある。刑務所から釈放されはしたが、トルコ当局が良心的兵役拒否の権利[原文のまま]を認定し、現在 80 件に上る良心的兵役拒否者の未済事件を解決しない限り、同氏は『市民としての死』も同然の『隠遁生活』に直面することになる。」 [53b]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

8.46 USSD 2005 報告書の記録によれば、

「メディア Mazlum-Der その他の報告が指摘したところによれば、軍は定期的に宗教を遵守するムスリムを軍務から解任した。かかる解任は、軍当局がこれら個人をイスラム原理主義者と特定したと確信し、世俗国家への不忠を示し得るものと懸念した行動に基づくものだった。Mazlum-Der によると、軍当局は、ムスリムの祈禱の実践またはスカーフ着用女性との婚姻を含めた様々な活動について、規律の欠如で定期的に個人を告訴した。軍当局によれば、度重なる上官の警告を無視し、当局がイスラム原理主義組織とみなす癒着を維持したために、複数の職員および NCO が定期的に解雇処分を受けたとのことである。政府は 11 月 30 日に、宗教的過激主義と関わりがあったとされる 2 人を含め、37 人の除隊を報告した。伝えられるところによれば、8 月にはさらに 17 人が特定されない規律上の理由で除隊処分を受けた。」 [5g] (2c 項)

9:10 項 [良心的兵役拒否者\(Vicdani Retci\)](#)も参照のこと

超法規的殺人

8.47 2005 年を通じて、Human Rights Association (HRA/IHD) は村落自警団による拘禁中の拷問および/または殺人による死亡の結果として、225 件の超法規的暴力行使/殺人を記録した。(Human Rights Association の Annual Report 2005 の情報を提供する 2006 年 4 月 6 日付けの在 Ankara 英国大使館から内務省宛の書簡) [4i]

8.48 2006 年 5 月に Amnesty International (AI) の 報告書「人権を侵害する当局の役人に刑事免責はない」が述べたところによれば、

「Amnesty International は 2005 年 11 月 9 日に Semdinli 町南東部で発生した書店爆破事件は、トルコ治安部隊が犯したとされる人権侵害について根本的問題を提起するものであり、またその事件は - 特に治安部隊の構成員が行ったとされる - 由々しき人権侵害の申し立てが迅速、完全かつ平等に調査され、実行容疑者が法の下に裁かれることを保障するトルコ当局の意志に重大な疑問を投げかけるものとする。」 [12a]

8.49 同 AI 報告書がさらに述べたところによれば、

「Amnesty International は首相のかかる確約とは関係なく、現時点でその爆破事件とその状況の犯罪捜査が、政府高官、役人および軍当局の介入により行き詰まっていること、また起訴手続を準備した検察官を免職するという裁判官検察官最高評議会による決定は、現トルコにおける検察の独立に対する悪質な攻撃になることを懸念する。かかる介入は、この事件だけでなく他の類似事件すべてにおいて、適正な司法管理に萎縮的效果を与えかねないことを懸念する。」 [12a]

8.50 2007 年 1 月 11 日に公表された Human Rights Watch (HRW) の World Report 2007 の中で概説されたように、

「通常の警察業務はもとより、抗議者を扱う上での治安部隊による致命的武力の差別的かつ過度な行使は急激に減少した。3 月には、PKK 過激派の葬儀に出席した青年が警察と衝突し、石および火炎瓶を投げつける事件が発生した。その後 Diyarbakır その他の都市で発生した市街戦で、警察は暴動参加者に銃を発砲した他、ガス手投げ弾および石を投げつけ、無実の傍観者および 10 歳未満の児童 4 人を含む 8 人が死亡した。2006 年に発生した他の事件では、誤ってあるいは中止命令に背いたとみなされて、13 人が警察に射殺された。政府はこうした死亡事件を引き起こした致命的武力行使に対する捜査を行う代わりに、6 月に反テロ法を改正し、治安部隊が武器を直接かつ遅延なく行使することを承認した。」 [9b]

8.51 欧州委員会の 2007 報告書の記録によれば、

「トルコ軍国内業務法および国家安全評議会に関する法は、これまで修正されたことがない。上記の法律はトルコ軍の役割および義務を定義すると共に、国家安全保障の定義を幅広く規定することで、軍に広範囲の機動作戦を許可する。民生活動に従事する際の憲兵隊に対する民政の強化には、何の改善措置も行われなかった。... 全体として見ると、軍に対する政府の全面的監督機能および議会による軍の支出監視を保障する点ではいかなる進展もなかった。これに対し、改革政策を初めとする付託事項を超えた問題について軍が公然と意見する風潮は逆に高まりつつある。」 [71d] (p9)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

9 兵役

- 9.01 Freedom House 報告書『岐路に立つ国々2005 - トルコ』が述べたところによれば、

「軍はトルコ共和国内に特別な場所を保有する。1960 年の最初のクーデター以来、軍はトルコの世俗主義の保証人として、また領土的一体性および政府機能として貢献した。軍は長期間政権の座に就くことはなかったが、第 1 回クーデターに続き、1971 年と 1980 年にクーデターを行使して自治権を増強すると共に、民政期における役割を強化した。...軍の政治的影響の軽減は EU の大きな懸念であった。2001 年の憲法改正を期に、トルコは NSC を顧問役に制限し、2004 年 8 月からは民間人が長を務めた。同当局は高等教育評議会および RTUK から軍当局者を除外し、軍の支出に対する透明性と議会の監視を増強した。軍はまだ国防省に完全に従属する存在ではなく、その予算は依然として過度に大きい。...軍に対する国民の信頼は強く、陸軍士官学校は国内で最も優秀な教育機関の 1 つとされ、それゆえに、軍組織の権力と威信の存続に貢献しているのである。」 [62c] (p8)

- 9.02 軍法第 1111 号(1927)第 1 条によれば、トルコの男子国民はすべて、兵役の履行を義務付けられる。 [21] (p1) 兵役期間は 15 カ月である。大学卒業者は 8 カ月間の兵役履行が許され、予備役になる訓練を受ける場合は 12 カ月になる。19 歳から 40 歳のすべての男子は兵役義務を有する。40 歳までに兵役を履行しなかった男子で、法的に兵役免除されなかった者は、40 歳過ぎでも徴兵されることがある。 [53a]

- 9.03 さらに、War Resisters International の『兵役拒否: 徴兵と良心的兵役拒否に関する国際調査』（トルコ:2005 年更新）が述べるところによれば、

「外国在住のトルコ国民には異なる兵役規定が適用される。この対象者は兵役を 1 度に 3 年ずつ 38 歳まで延期することが許される。外国に居住するトルコ国民は、合計 5.112 ユーロを支払って自ら兵役を買い取ることもできる。但しこの場合でも、1 カ月間は兵役を履行する必要がある。外国に居住するトルコ国民で二重国籍を持つ者は、18 歳より前から外国に居住し、他の国で兵役を履行したことを条件に、合法的に兵役免除を受けることができる。この理由に基づく兵役免除は、他国で履行された兵役期間がトルコの服役期間に匹敵するとみなされる場合にのみ可能になる。」 [53a]

- 9.04 しかし、トルコ軍に関するウェブサイト「トルコのすべて」が述べたところでは、

「トルコの兵役は（身体障害者または精神障害者または健康障害者等の一部の例外を除き）20 歳から 41 歳のすべての男子国民の義務である。3 年以上外国で居住または就労したトルコ国民に関しては、一定額（現 5.112 ユーロに相当する 10.000 旧ドイルマルク）を外貨で支払う場合は、兵役を全うする代わりに 3 週間の基礎軍事訓練が提供される。」 [15a]

兵役の延期

- 9.05 軍法（1927）第 1111 号第 35 条によると、いくつかの規定は兵役義務を有する国民が、原則として教育上の理由によりその役務を延期することを可能にする。第 35 条 c によれば、トルコまたは外国の教育機関に在籍する期間は、対象者が 29 歳になる年の末まで兵役は延期される。第 35 条 e によれば、大学院課程に在籍する大学卒業者の兵役は、対象者が 33 歳になる年の末まで延期される。さらに、地方または外国の大学院課程の研究が各研究分野の革新または発展につながるということが証明される大学院生に関しては、対象者が 36 歳になる年の末まで兵役は延期される。[21] (p13-14)
- 9.06 トルコ国防省の（2006 年 2 月 13 日にアクセスした日付なしの）ウェブサイト上に記録されたものによれば、
- 「最終的な兵役召集、出頭命令および徴兵等の（被雇用者、雇用者、職人その他の労働または居住許可を有する職業の肩書き付きで外国に居住する）国民の徴兵手続はすべて、対象者が 38 歳を全うした年の末まで（38 歳を全うした年の 12 月 31 日まで）国防省を介して延期することが可能である。…パートタイマー労働者および所得税の対象外労働者で住居および労働許可が学生の地位で与えられる大学生および大学院生の兵役は、延期することができない。」[100] (徴兵猶予に関する項目)
- 9.07 トルコ政府はこれまで良心的兵役拒否に関する法令導入を検討したことがない。1999 年に軍当局が刊行した小冊子が実際に述べたところによれば、「トルコ憲法では良心による兵役免除に関する規定はない。これは我が国の戦略地政学的立場および現状から、差し迫った安全保障の必要がもたらされたためである。国内外のトルコの治安を脅かす様々な要因が変わらない限り、『良心的兵役拒否』の概念を法令に導入することは不可能であるとみなされる。[53a]

目次に戻る
出典リストに戻る

兵役忌避と処罰

- 9.08 さらに、War Resisters International の『兵役拒否：徴兵と良心的兵役拒否に関する国際調査』（トルコ:2005 年更新）が述べるところによれば、
- 「兵役忌避(asker kacagi) および脱走は国全域で発生している。兵役忌避者の正確な人数は不明だが、その数字はおよそ 35 万人と推定される。兵役忌避は、トルコ南部の劣悪な条件と軍部の人権侵害の刑務所に送られる危険によりさらに増え続けている。…兵役忌避および脱走は兵役法およびトルコ軍刑法典の下に処罰される。トルコ法では、徴兵登録の忌避、身体検査の忌避、入隊忌避と脱走は実質的に区別される。刑法典第 63 条によれば、兵役忌避は（平時においては）以下の拘禁刑で処罰される。

- 7 日以内に出頭する者は 1 カ月、

- 7 日以内に逮捕される者は 3 カ月、
- 3 カ月以内に出頭する者は 3 カ月以上 1 年以下、
- 3 カ月以内に逮捕される者は 4 カ月以上 18 カ月以下、
- 3 カ月より後に出頭する者は 4 カ月以上 2 年以下、
- 3 カ月より後に逮捕される者は 6 カ月以上 3 年以下、
- 偽造書類を用いる自傷行為による怪我等、さらに悪質な状況の場合は 10 年以下の禁固刑 (刑法典第 79 条から 81 条)。

「脱走は刑法典第 66 条から 68 条の下に、3 年以下の禁固刑で処罰される。外国に逃亡した脱走者は 5 年以下の禁固刑、さらに悪質な状況 (第 67 条) の場合は、10 年以下の禁固刑を宣告されることがある。」 [53a] (兵役忌避に関する項目)

- 9.09 War Resisters International が 2005 年に更新した報告書に記録されたように、
「兵役忌避は、トルコ南部の劣悪な条件と軍部の人権侵害の刑務所に送られる危険によりさらに増え続けている。クルド人徴集兵の定期的な報告によれば、分離主義者の支持容疑を受ける際は特に、特にひどい差別扱いを受けるということである。」 [53a] (兵役忌避に関する項目)

良心的兵役拒否者(VICDANI RETCI)

- 9.10 2005 年 12 月 9 日の Amnesty International の公式発表の中で述べられたように、

「良心的兵役拒否はトルコ法では合法化されていない。...トルコでは 19 歳から 40 歳のすべての男子が 15 ヶ月間の兵役を履行ことは強制義務である。Amnesty International は政府当局が良心的兵役拒否権を合法的に認めず、良心的兵役拒否者に対する兵役に代わる公務を定める規定がないことを懸念する。...トルコではここ数年を通じて、兵役の履行拒否を公言する良心的兵役拒否者の事例が少数ながら見られた。これらの拒否者は通常、刑事訴追の対象になる。」 [12f]

- 9.11 War Resisters International 2005 の文献が述べたところによれば、

「良心的兵役拒否の権利は法の認めるところではない。1982 年憲法の 24.1 条は良心の自由の権利を保障するが、同憲法はこれを拡大して良心的兵役拒否の権利を盛り込んでいない。憲法裁判所が 1991 年に下した判決により、第 24 条で言及される良心の自由は良心的兵役拒否を含まない。」 [53a] (良心的兵役拒否に関する項目)

- 9.12 War Resisters International 2005 の文献がさらに述べたところによれば、

「1990 年代以降、宗教以外の良心的兵役拒否の理由で兵役の遂行拒否を公言する CO が少数ながら存在する。実際にトルコ語では良心的兵役拒否者 (vicdani retci) と兵役忌避者 (asker kacagi) が区別される。...1995 年から 2004 年にかけて、およそ 40 人の男性が、兵役拒否の理由について公式声明を行う

あるいはメディアの取材に答える形で良心的兵役拒否者を自称した。CO は兵役忌避を理由にトルコ刑法典第 63 条の下に罰することが許される。メディアの注目に訴える CO の場合は、『国民と軍の乖離』を理由に、その兵役拒否について第 318 条の下に 6 カ月以上 2 年以下の禁固刑に処される可能性がある。2004 年に、改正刑法典（第 5237 号法）が導入された。旧刑法典の下では、『国民と軍の乖離』は第 155 条の下にほぼ同じ刑期で処罰された。...ここ数年は、トルコ当局は CO に対する厳罰を自粛したようである。これは恐らく過去の CO 裁判が（国際機関から）かなり注目され、トルコ当局が良心的兵役拒否の問題に対するこれ以上の注目を避けたかったためだと思われる。しかし、良心的兵役拒否の法規定がない限り、CO の法的立場はやはり脆弱であり、刑事訴訟の対象になり得る状況は変わらない 2004 年には 5 件の CO 事件が確認された。」 [53a] (良心的兵役拒否に関する項目)

9.13 2006 年 1 月 25 日に *Turkish Daily News* 紙が報じたように、

「欧州人権裁判所の昨日の判決によれば、トルコは国内で初めての良心的兵役拒否者となったトルコ国民の人権を侵害し、良心的理由による兵役義務の遂行拒否を公表した。欧州人権裁判所は Osman Murat Ülke が提起した事件において、トルコは非人道的または品位を傷つける扱いの禁止について、欧州人権条約第 3 条に違反したと決定した上で、告訴人への経済的補償においてトルコに 1 万 1000 ユーロの罰金を課す判決を下した。」 [23i]

9.14 2006 年 1 月 24 日に欧州評議会（COE）のウェブサイト上で公表された欧州人権裁判所の新聞発表の中で言及されたところでは、

「同裁判所の言及によれば、申請者が起訴および有罪判決を受けた回数にもかかわらず、刑罰は同者の兵役義務の遂行を免除しなかった。同者は兵役拒否を理由に既に 8 回も禁固刑を宣告されていた。服役を終えて釈放と同時に同者は所属部隊に連れ戻され、そこで兵役遂行または軍服の着用を拒否する度に、再び有罪判決を受け、刑務所に送還された。さらに、兵役義務の遂行を拒否し続ける場合は、刑務所送りになる危険と共に生きなければならなかった。」 [29a]

9.15 ECHR の続きによれば、

「裁判所がそれに関して言及したところでは、トルコ法には良心的または宗教的理由で軍服着用を拒否した者に刑罰を定める特定の規定はない。これに関する適用規則は、軍刑法の規定であると思われ、それによれば、上層部の命令に対する服従義務の拒否はいかなるものも犯罪とされる。その法的枠組みは、個人の信念を理由に兵役遂行を拒否した場合に生じる状況を扱う適切な手段を規定するには明らかに不十分であった。拒否者の状況に適用される一般法のそうした不適応性ゆえに、拒否希望者は果てしなく続く起訴手続および刑事罰を受ける危険を冒してきたのであり、その状況は今も変わらない。」 [29a]

8:35 項 軍における差別も参照のこと

- 9.16 兵役に関するオランダ外務省官報 2002 年 7 月によれば、軍、トルコ内務省および外務省は 2001 年 6 月、38 歳までは国外居住を理由にトルコ市民権を取り下げないことを決定した。これは徴兵者がこの年齢に達するまでに居住国の大使館に報告し、遡及的効力を有する延長を申請する機会を認めるものである。市民権の取り下げは、個人が居住国のトルコ大使館に明確な兵役の遂行拒否を示唆する場合に限り適用が許可される。これはかかる場合には、関係者が 38 歳になるまでに延長を申請する見込みがないためである。」 [2d] (6.6 項)
- 9.17 トルコ国籍法第 403 号 (1964) の第 8 条の下では、関係者がその時点でトルコに居住しない場合でも、トルコ市民権は留保される。 [26a] (p3) オランダ外務省報告書 2002 年 7 月によれば、「トルコ市民権の留保申請は、申請者が兵役の遂行意思を明言する場合は認められ得る。トルコ市民権は 40 歳後も留保可能である。40 という年齢は既に兵役を遂行した個人について兵役年齢の上限を示すに過ぎない。」 [2d] [6.6 項]

基礎訓練終了後の配属

- 9.18 オランダ外務省報告書 2001 が述べたところによれば、「基礎訓練後の徴集兵の配属部隊は、国防省の徴兵局によりすべてコンピュータで決定される。訓練後の配属場所は、基礎訓練の実施内容、登録場所および犯罪歴の有無により異なる。」 [2b] (p19) 「従って窃盗罪で有罪判決を受けた者が武器庫の管理担当部署に配属される可能性はほとんどない。特にトルコ人権協会 IHD のスポークスマンや他様々な軍情報筋の話によれば、犯罪歴の記録は政治性のあるなしにかかわらず、刑の追加を意図して過酷な部署に配属する結果につながることはまずない。.... IHD のスポークスマンによれば、訓練後の配属決定のために、徴集兵が種族的出身や宗教または政治的信念に基づいて篩にかけられることは考えられない。」 [2b] (p21)
- 9.19 War Resisters International 報告書が述べたところによれば、
- 「トルコ軍は長年にわたり、PKK を相手にトルコ南東部での激しい攻防戦に巻き込まれてきた。1999 年にトルコ政府と PKK 間で停戦協定が締結されたが、その後も状況は依然として緊張したままであった。徴集兵の配属は通常、コンピュータで無作為に決定されるが、徴集兵が 1 人残らずトルコ南東部の部隊に派遣される可能性もある。同胞と戦いたくないという理由で兵役の遂行を拒否するクルド系徴集兵はかなりの数に上る。事実、トルコを脱出して外国で難民保護を申請したクルド人兵役忌避者は少なくない。」 [53a] (兵役忌避に関する項目)

目次に戻る
出典リストに戻る

10 司法

附属書D 「司法運営」およびトルコの裁判諸制度の全容を説明した 附属書 E も参照のこと。

組織

- 10.01 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「司法制度は一般法裁判所、専門的な重罪裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所、国家評議会その他 3 つの上級裁判所で構成される。高等上訴裁判所は刑事事件の上告を審理し、国家評議会は行政事件または政府省庁間の事件の上告を審理する。会計検査院は国家機関を監査する。大半の事件は、民事、行政および刑事裁判所等の一般法裁判所において起訴された。2004 年、議会は高等上訴裁判所の処理件数を軽減し、司法の運営効率向上を可能にする目的で、地方自治体の上訴裁判所の設立を規定する法令を採択した。」 [5g] (1e 項)

- 10.02 2006 USSD 報告書が述べたところによれば、

「憲法裁判所は法律、行政命令および議会の手続規則の合憲性を検討すると共に、政党の非合法化を伴う事件を審理する。違反がある場合は、閣僚や首相が憲法裁判所で裁かれる可能性もある。しかし、同法廷は『非常事態、戒厳令下、戦時または議会が認めた他の状況で公布された法の効力を伴う行政命令』を検討することはできない。独自の上告制度を持つ軍事裁判所は、軍職員を対象に軍法を伴う事件を審理する。軍事裁判所はまた、民間人および軍職員の共謀罪に関わる事件も審理することができる。」 [5g] (1e 項)

- 10.03 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「報告期間（2006 年 10 月から 2007 年 10 月）を通じて、864 人の判事と 476 人の検察官が指名された。司法当局の財源は 2005 年の 4 億 900 万ユーロから 2006 年には 4 億 8,200 万ユーロに増大し、2007 年末までに 8 億 6,500 万ユーロに達する計画である。2007 年 5 月には、自治体の上訴裁判所用地として 9 箇所が特定され、法的要件に従って地理上の管轄地域が定義された。」 [71d] (p10)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

独立

- 10.04 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「司法の独立は、憲法および法律の規定するところであるが、司法は場合により外部の影響を受けることがあった。司法の腐敗についていくつか報告があった。政府が司法権の行使について命令を発することあるいは勧告することは法で禁じられているが、政府および一部の軍上層部はいくつかの事例において、政府への脅威に関する発表もしくは指令を出したことがあり、それは司法に対する全般的指示と解釈されかねないものであった。」 [5g] (1e 項)

10.05 2006 USSD 報告書が述べたところによれば、

「裁判官検察官最高評議会は司法の独立を損なったとして、広い範囲から批判された。司法相は 7 人構成の高等評議会の議長を務め、司法次官も同評議会の一員を務める。同高等評議会は上級裁判所の判事および検察官を選出し、下級裁判所の監督責任を担っている。高等評議会は司法省内に置かれ、独立予算はない。」 [5g] (1e 項)

10.06 EC 2007 報告書の記録によれば、「YARSAV は 2006 年 10 月、司法の独立に関して、判事および検察官候補の選定過程における司法省の役割を制限し、600 人余の判事および検察官候補を採用する規定通りの試験実施を中止するよう、国家評議会に申請書を提出した。... しかし、YARSAV は 2007 年 8 月に、さらに新規定の廃止を求める不服申し立てを行った。この訴訟は国家評議会の前で係争中である。」 [71d] (p58)

10.07 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「2006 年の裁決によれば、判事および検察官はその考課表を閲覧することが可能であった。これは 2007 年 1 月に司法省が公布した司法査察官に関する新規定の下では可能ではない。この規定はまた、現在見習いセンターおよび設立予定の地方上訴裁判所を担当する査察官の責任を特に拡大する。YARSAV は 3 月に、査察官は司法省の職員であるべきではないと主張し、同規定の廃止を求めて国家評議会に訴訟を提出した。訴訟は依然係争中である。」 [71d] (p58)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

10.08 EC 2007 報告書の記録によれば、

「情報技術の利用による司法の近代化に向けた努力は引き続き行われた。判事の報告によれば、全国司法ネットワークプロジェクト (UYAP) は、3 月に弁護士のパータルサイトがこのネットワークに組み込まれたことにより、訟手続について前向きな成果が得られた。... しかし、司法の独立および公平に関する懸念は依然として残っている。... 高等裁判事の指名については、常に緊張した雰囲気が出た。... 全体的に見ると、司法の有効性に関しては採用法令の施行と IT の利用を通じて、ある程度の改善が見られた。しかし、政府と司法当局間の緊張関係は、司法制度の円滑かつ有効な機能に水を差した。司法の独立および平等の強化に関しては、さらなる努力が必要である。... [71d] (p10) 法執行機関、判事および検察官の養成訓練も強化されるべきである。」 [71d] (p18)

裁判所制度

10.09 2004 年のトルコ大使館のウェブサイトによれば、

「現トルコ法によれば、司法権は司法（刑事）裁判所、行政裁判所および軍事裁判所により行使される。上記の裁判所は第 1 審で判決を下し、上級裁判所は最後の最終判決に向けて、その判決を検討する。最高裁判所には憲法裁判所、上訴裁判所、国家評議会、軍事控訴院、最高軍事裁判所、管轄争訟裁判所、会計検査院、裁判官検察官最高会議がある。」 [74] (裁判制度)

裁判所

10.10 同じウェブサイトがまた述べたところによれば、「トルコの裁判所は事実上、司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所および憲法裁判所に分割される。憲法裁判所を除き、上記の裁判所はさらに下級裁判所と上級裁判所に分割される。」 [74] (裁判諸制度)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

軍事裁判所

軍事刑事裁判所(Askeri Ceza Mahkemesi)

10.11 TESEV 2005 報告書がさらに述べたところによれば、

「軍事刑法典 (Askerî Ceza Kanunu, ACK) には、軍事犯罪に相当する行為について、いかなる定義も存在しない。民間人が軍職員に加担して犯した犯罪は、軍事犯罪とみなされ、軍事裁判所で審理を行う根拠になるため、その民間人は自然な判決から分離されることになる。... (p52) つまり、軍事犯罪は軍職員が実行した犯罪で、かつ軍務および兵役に関連するものに限られなければならない。上記は軍規律に影響を及ぼし、兵役および軍務を損なう行為として定義されるべきである。」 [98b] (p53)

10.12 2005 年 11 月の『トルコの政治構造』に記録されたところによれば、

「軍事大審院は軍事裁判所で言い渡された全判決および評決を対象とする最終審法廷である。それは法で規定された特定の軍事職員に対しても司法権を有し、同者の特定審理に責任を負う第 1 審および最終審法廷である。最高軍事行政裁判所は管理職員または現職兵に対する司法権を有する。管轄権争訟裁判所は司法裁判所、行政裁判所および軍事裁判所の評決をめぐる紛議を仲裁する権限を有する。この裁判所は、上訴裁判所、国家評議会、軍事大審院および軍事行政控訴院の職員で構成される。軍事裁判所はた、軍事犯罪、他の軍職員に行われた犯罪または軍事施設内で行われた犯罪もしくは兵役および軍務に関連する犯罪を対象に、軍職員を審理する司法権を有する。」 [36g] (司法に関する項目)

- 10.13 欧州委員会トルコ 2006 進捗報告書の記録によれば、「軍事裁判所の民間人を審理する能力については進歩が見られた。2006 年 6 月に採択された軍刑法典の関連規定修正法の下では、軍職員と民間人が共謀して犯罪を行った場合を除き、平時においてはいかなる民間人も軍事裁判所で審理されてはならない。その改正法は軍事裁判所に再審の権利も導入する。」 [71a] (p7)

軍事犯罪破棄裁判所 (Askeri Yargitay)

- 10.14 2004 年のトルコ大使館のウェブサイトが述べたところでは、「その法律によれば、この裁判所は軍事裁判所が言い渡した全決定および判決に対する上訴裁判所として機能する。同裁判所は 5 部門に分割される。」 [74] (裁判諸制度)

国家治安裁判所 (DEVLET GÜVENLİK MAHKEMESİ)

- 10.15 Freedom House 報告書『岐路に立つ国々2005 -トルコ』が述べたところによれば、

「[2004 年 9 月の新刑法典の導入に加え]、司法制度のもう 1 つの大きな変化は 2004 年 5 月の国家治安裁判所の廃止であった。この裁判所は、文民判事および軍判事で構成され、国家統制に反逆する事件を審理し、人権侵害と正統な法的手続の不在について非難されてきた。...以前の管轄事件は他の裁判所に渡された。新制度がこの法廷で審理された類の事件に少しでも役立つかどうかは今後の課題だが、国家治安裁判所の廃止は前向きであると広く評価されている。」 [62c] (p13)

- 10.16 2004 年 9 月に公表された Amnesty International の懸念報告書の要約 が述べたところによれば、「人権擁護団体は批判の高かった国家治安裁判所を廃止する動きを歓迎したが、組織犯罪、『テロ犯罪』および治安を脅かすとみなされる犯罪を扱う特別重罪裁判所の設立は、同じ機関の単なる名称変更に過ぎないと強く勧告した。」 [121] (p56)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

- 10.17 2006 年 9 月の Amnesty International's (AI) 報告書「時代遅れの拒絶されたトルコの司法」が述べたところによれば、

「2004 年 6 月に可決された一連の憲法改正案の本文において、国家治安裁判所は正式に廃止された。その動向は『ターニングポイント』として政府に歓迎された。新たな名称について不確定な時期を経て、国家治安裁判所は通常の司法体系に既に存在する重刑裁判所 (ağır ceza mahkemeleri) に改編されたが、元国家治安裁判所と入れ替わったものには、組織犯罪、テロ行為および国家治安に関わる訴訟事件を審理する能力のみが与えられた。この裁判所は名称的には通常の司法体系に組み込まれるが、実際には上記分野以外の事件は扱わない。

... このため改正特別重刑裁判所は、国家治安裁判所の時に開始された訴訟を引き続き審理することになった。」 [12c]

10.18 AI 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「重刑裁判所の裁判官および検察官は、国家治安裁判所の前で審理した同じ事件を取り仕切った同じ個人であることが多く、弁護士はこれに対して一様に異議を申し立て、審問期間に遭遇する審判団に変わりはないと述べた。改編後の裁判所は今も旧称で通じている。国家治安裁判所から引き継がれた未処理分は特別重刑裁判所に移管されたが、この報告書の大いなる主張としては、改編裁判所は改編前の裁判所で受け継がれた公正な裁判を受ける権利侵害のうち、最も重大な事例に向き合おうとしなかった。」 [12c]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

憲法裁判所(ANAYASA MAHKEMESI)

10.19 2004 年のトルコ大使館のウェブサイトで述べられたように、「憲法裁判所は正規裁判官 11 人および予備裁判官 4 人で構成される。憲法裁判所の裁判官はすべて、トルコの他の裁判官と同様に 65 歳で退官するまで職務を全うする。」 [74] (裁判所制度)

10.20 2005 年 11 月の『トルコの政治構造』に記録されたところによれば、

「憲法裁判所の基本任務は、法律はもとより、トルコ大国民議会の法の権限を持つ法令および手続規則を、その形式と内容の両面から合憲性を審査することである。同裁判所は他にも以下の役割がある。まず、憲法裁判所は、大統領、閣僚、最高裁判所の裁判官、裁判官・検察官高等会議の成員および長官、最高会計検査院の成員および長官、検事長および検事長補をその任務における罪に関して最高会議の資格で審議する。また TGNA の決定を検討し、議員の特権または議員資格の取消決定を審理する。さらに、管轄権争訟裁判所の長官および長官代理を選出する。憲法裁判所は正規裁判官 11 人と予備裁判官 4 人で構成される。決定は 11 人の総意で下される。憲法裁判所の決定は最終決定である。この決定はいかなる方法においても修正不可能であり、その適用を猶予することは許されない。」 [36g] (上級裁判所に関する項目)

10.21 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「憲法裁判所は法律、行政命令および議会の手続規則の合憲性を検討すると共に、政党の非合法化を伴う事件を審理する。違反がある場合は、閣僚や首相が憲法裁判所で裁かれる可能性もある。しかし、同法廷は『非常事態、戒厳令下、戦時または議会が認めた他の状況で公布された法の効力を伴う行政命令』を検討することはできない。」 [5g] (1e 項)

- 10.22 2005 年 7 月 26 日に首相府報道情報局が報告（*Cumhuriyet* 紙を引用）したように、昨日、Tulay Tugcu（44 歳）が憲法裁判所の初代女性長官に選出された。^[36f]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

公正な裁判

- 10.23 International Helsinki Federation (IHF) が人権 2006 トルコについて述べたところによれば、

「政府と軍の司法への影響力は依然として健在で、腐敗は司法当局全体に蔓延していた。公正な裁判および正当な法手続きの権利侵害の報告は途絶えることがなかった。Amnesty International はテロ容疑者について、拷問および虐待の申し立てに対する捜査怠慢、脅迫による自白の証拠能力容認、効果的な防御手段および権利の否定、さらに過度に長い裁判前拘禁と c 刑事訴訟手続の遅延等、様々な侵害を記録にまとめた。テロ行為関連犯罪で多くの者が告訴されたが、1993 年に遡って逮捕された一部の者は依然として最も厳重な刑務所で裁判前拘禁の状態にあった。」^[10c]

- 10.24 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「陪審制度はないため、判事または審判団がすべての事件を決定する。裁判は公開性である。法の規定により、弁護士協会は貧困者が必要とする場合は、裁判所から無償の法定代理人を提供することが義務付けられ、全国の弁護士協会はそれを実践した。被告は審理に立ち会ふ権利および時宜を得て弁護士と協議する権利を有する。被告またはその法定代理人は起訴について証人を尋問した上で、証人および有利な証拠を法廷に提示することができる。被告とその法定代理人は被告の事件に関連する政府側の証拠に接触する権利を有する。被告は無罪推定および上訴権を享受する。」^{[5g] (1e 項)}

- 10.25 USSD 2006 報告書の続きによれば、

「迅速な裁判を受ける権利は法の定めるところであるが、裁判が数年にわたって継続する事例が見られた。治安職員に対する訴訟手続は、職員が供述を速やかに提出しない、あるいは出廷しないために遅延する事例が多かった。一部の事例では、かかる遅延が出訴期限を超え、判決なしの結審という結果になることもあった。拷問で得られた証拠の提示は法の禁じるところであるが、一部の事例では、検事が拷問の申し立てを立件し損ねたために、証拠の合法性に関する別件が解決して初めて証拠の排除が発生した事例もあった。実際のところ、裁判所が拷問の申し立ての是非を調査する前に、拷問による強制自白に基づく裁判の進行はもとより、結審も可能と言われている。」^{[5g] (1e 項)}

- 10.26 EC 2006 報告書が述べたところによれば、

「効果的救済および公正な裁判を受ける権利に関しては、刑事裁判の平均的審理期間は 2004 年の 210 日間から 2005 年には 234 日間に増え、民事裁判も同様に、2004 年の 177 日間から 2005 年には 184 日間に増えた。刑事裁判所の係争事件数は依然大きな変動はなく、2004 年度は 105 万 754 件が持ち越され、2005 年度は 105 万 250 件の持ち越しであった。民事裁判所の係争事件数は若干増加し、2004 年度の 71 万 7,960 件に比して 2005 年度は 75 万 7,560 件が持ち越された。」 [71a] (p61)

10.27 EC 2007 報告書が述べたところによれば、

「公正な裁判に関して言うと、法廷における組織的かつ専門的通訳制度の確立についてはいかなる進歩もなかった。通訳は専門家証人リストに掲載されないため、裁判所の補助職員の中から召喚される事例が多い。法的支援に関しては、トルコ刑法および刑事訴訟法の修正案が 12 月に採択された。同案は特に被告弁護人の委任義務に関連するものである。被疑者または被告が被告弁護人を同伴せず、原告が 5 年を超える禁固刑を要求する場合は、被疑者または被告に対しその要求なしに被告弁護人が指名されなければならない。」 [71d] (p 63)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

刑法

10.28 欧州委員会報告書の 2007 年報告書が述べたところによれば、

「組織犯罪防止においては明らかに向上が見られた。組織犯罪防止に向けた国家戦略が採択された。密輸防止改正法の採択である。同改正法はトルコ改正刑法典および刑事訴訟法典の規定に法令を準拠させることを目的とする。」 [71d] (p65)

10.29 *Turkish Daily News* 紙が 2007 年 10 月 3 日に公表された記事の中で報じたところによれば、「政府は 11 月初めのトルコに関する欧州連合進捗報告書の公表に先立ち、多くの批判を浴びた『トルコ人たること』の侮辱を罰する刑法第 301 条を改正する意向を示している。...第 301 条は多くから表現の自由の侵害とみなされており、EU は加盟交渉を持続するために以前からその排除を要求していた。」 [23f]

15:01 項 [言論とメディアの自由](#)も参照のこと

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

刑事訴訟法

10.30 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「2006 年 12 月に採択されたトルコ刑法典（CC）およびトルコ刑事訴訟法典（CPC）の修正案を含め、司法の効率性に関しては若干の向上が見られた。この修正案は不起訴決定に関する検察官の自由裁量を拡大する一方で、調停関連の規定を簡略化する。司法の監視- 3 年以下の禁固刑を要求する犯罪について逮捕に代わる措置として CPC に導入された- は申し分なく機能するようになった。保護観察は施行面で向上が達成された分野であり、2006 年 11 月から 1298 人の職員を擁する 133 の保護観察センターが全面的に活動を開始した。」 [71d] (p 9-10)

- 10.31 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「ただし、起訴状の差し戻し、調停（司法取引）および反対尋問等、CPC の下に導入された一部の規定は、現場では十分に実施されなかった。各自治体の上訴裁判所に関しては、2004 年の裁判所設立法の下に、2007 年 6 月から司法機能を果たすことになったが、結局、これは実現しなかった。最後に、2006 年 11 月に採択された法令の下に、弁護士免許の司法試験は廃止された。この規定の施行は、専門職の基準低下につながりかねないため、監視されるべきである。」 [71d] (p59)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

11 逮捕と拘禁– 法的権利

11.01 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによると、

「しかし、拷問および虐待事件の報告、特に逮捕時および拘禁施設外での事件は依然として絶えることがなかった。国連拷問防止条約選択議定書の採択までは、独立した政府機関による独立した拘禁施設の監視体制はない。法的代理人の不在下で取得した供述または判事の面前で確認されない供述の利用は刑事訴訟法で禁じられるところである。しかし、破棄裁判所の判決によれば、その当該供述の利用禁止令は遡及的に適用されない。」 [71d] (p13)

11.02 EC 2007 報告書が述べたところによれば、

「司法制度の利用についてはいくばくか向上した。報告期間を通じて、被拘禁者の弁護士依頼権に改善が見られた。様々な報告の指摘によれば、都市地域では大半の被拘禁者が拘禁と同時に弁護士の助言を受けた。しかし、弁護士の依頼権は国全体で、また犯罪の種類によっても差があった。治安部隊は法で義務付けられた迅速な弁護士の依頼権を被拘禁者に提供しないことがあった。都市郊外、特に南東部では、被告が都市地域とほぼ同じ申請条件で弁護士依頼権を与えられない事例が多く存在した。現行の法的枠組みの下では、被告は有罪判決を言い渡された場合、弁護士依頼料を返金する義務がある。」 [71d] (p14)

11.03 2006 USSD 報告書の述べたところによると、

「HRA の主張では、警察は弁護士を要求する被拘禁者に対し、拘留中に弁護士の助言を受ければ、裁判所は有罪を確信するだろうなどと言って脅迫することが多かった。被拘禁者は大体において家族への迅速な連絡を許されたが、人権組織の報告によれば、10 月以降、政府は各組織に対する当該情報の公開を拒否するようになったため、被拘禁者は家族の協力を得て血縁者が拘禁された事実を確認することが困難になった。」 [5g] (1d 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

11.04 2005 年 9 月 28 日付けの在 Ankara 英国大使館から内務省宛の書簡の中で述べられたように、

「改正刑事訴訟法(CCP) は 2005 年 6 月 1 日に発効した。改正 CCP の一環として、裁判所が刑事事件の被疑者または被告に何らかの規制を与えることを可能にする『司法の [状況報告] 管理』が導入された。これには、判事が指摘した期限内に特定された場所に定期的な報告を行う条件が含まれる。」

この書簡で言及されたように、CCP 第 109 条および 110 条は『司法の監視』の詳細を規定する。

A109 – 司法の監視

- (1) 第 100 条に規定される逮捕根拠があり、3 年以下の禁固を必要とする犯罪について捜査が実施中である場合は、被疑者を逮捕せず司法の監視下で裁決を下すことができる。
- (2) 司法の監視を認める判決は、法が逮捕を非合法化する事件にも適用可能である。
- (3) 司法の監視は被疑者に対し、以下に挙げる約束の 1 つまたはそれ以上を伴うことがある。それは、
 - (a) 海外渡航をしないこと、
 - (b) 指示された期限内に、判事が特定した場所に定期的に出頭すること、
 - (c) 司法当局または判事が特定する司法職員の召喚に従い、かつ必要な場合は、個人の職業活動または教育の追求に関する監視措置に遵守すること、
 - (d) いかなる車両の運転も許可されず、必要な場合は受領書と引き換えに運転免許証を行政府に預託すること、
 - (e) 特に麻薬や興奮剤あるいは揮発性物質やアルコール依存症に関する解毒目的で、保健医療または治療または健康診断を受けることで、入院も含まれる、
 - (f) 被疑者の財務状況を考慮した上、複数回の分割払いが決定される場合は、検察官の要請で判事が決定する一定額の金銭を担保として預託すること、
 - (g) 武器を所持または携行しないこと、また必要な場合は、受領書と引き換えにいかなる所有武器も司法当局に預置すること、
 - (h) 検察官の要請で判事が金額および支払期限を規定する負傷者の権利保証必要金として物的担保および動産担保を提供すること、
 - (i) 裁判所の評決に従って扶養手当を定期的に支払い、家族への義務を遂行することを保障すること、である。
- (4) 前記の小項(b)を適用するに当たっては、判事または検察官は職業活動の一環として、恒久的または暫定的に被告が車両を運転することを許可することができる。
- (5) 司法監視下で費やされるいかなる時間も、個人的自由の規制とみなされる理由で宣告刑から免除されることは許されない。この規定はこの条項の小項(e)の下に掲載される事件には適用されないものとする。

A110 – 司法監視に関する決定および司法当局による管理

- (1) 被疑者は検察官の要請に応じ、かつ治安判事の決定に従って、司法の監視下に置かれることがある。
- (2) 判事は検察官の要請に応じて、司法の監視条件を 1 つまたはそれ以上追加負荷することができる。また、監視条件に含まれる義務の全部または一部を撤廃、もしくは同条件の履行を被疑者から一部免除することもできる。

必要とみなされる場合は、いかなるレベルで起訴手続を行う意図でも、指定された他のまたは管轄司法当局は第 A109 条および現条項の諸規定を用いることが許される。[4i]

11.05 USSD 2006 報告書の述べたところによれば、

「恣意的逮捕および拘禁は法で禁じられているが、政府はこの禁止令を遵守しないことがあった。その年を通じて、警察は日常的にデモ参加者を拘禁した。警察は一部の元 DEHAP 党員を拘禁した。人権組織および人権監視団の構成員に対する警察の拘禁および嫌がらせ行為も依然として後を絶たなかった。警察は引き続きトルコ・ヒズボラとの関係容疑で多数の個人を拘禁した。」 [5g] (1d 項)

- 11.06 非人道的な又は品位を傷つける扱い又は刑罰に向けた欧州委員会 (CPT) は 2005 年 12 月 7 日から 14 日にかけてトルコを訪問し、2006 年 9 月 6 日に報告書を発表した。それによれば、

「被拘禁者の血縁者に遅延なく通達する義務は、概ね遵守されていた。通達は自由が剥奪された直後に行われることがほとんどで、一部の事例では被拘禁者が血縁者と話す機会を与えられたこともあった。また、通達関連の諸手続は (通達職員の名前および署名、通達日時および拘禁が通達された事実を確認する被拘禁者の署名を含め) 留置経過報告書に適切に記録されていた。ただし、2、3 ではあるが、通達の遅延および被拘禁者への (通達の有無または通達日に関する) 未報告の申し立てが受理された事例もあった。」 [13a] (第 2 項、第 22 段落)

正規の逮捕に先立つ取調べ目的の拘禁

- 11.07 EC 2005 報告書が述べたところによれば、

「憲法第 141 条は、妥当な時間内に判決を受ける権利を規定することで、裁判前拘禁の期間を制限する。刑事訴訟法第 91 条の下では、逮捕された個人は通常、24 時間以内に法廷に連行されなければならない。例外事例の場合は、この期間は最大 4 日間まで延長することができる。刑事訴訟法第 102 条の下では、公判待機で再拘禁された個人は、軽犯罪で告訴された場合は 6 カ月、重罪で告訴された場合は 2 年間まで拘禁することがある。例外事例の場合は、この期間は 3 年まで延長することができる。」 [71b] (p105-106)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

- 11.08 トルコ首相府に従属する首相府報道情報局のオンライン官報 Newspot の 2005 年 1-2 月問題で概要が述べられたように、

「改正法[新刑事訴訟法(CMUK)]によれば、被疑者は 24 時間を超えて警察に継続留置されるてはならない。逮捕後、出廷する囚人は手錠をかけられないものとする。警察は被拘禁者にその法的権利を通知する。証拠収集が困難な場合は、検察官は拘禁を連続 3 日間延長する権利を有する。... 2 年以上の拘禁刑を定める犯罪容疑の被拘禁者は、公判期間は収監されないものとする。」 [36d]
2005 年 5 月 27 日に *Turkish Daily News* が報じたところによれば、議会総会は 2005 年 6 月 1 日より有効な刑事訴訟法 (CMK) 改正案を可決した。「しかるべき法廷に出廷するまでの最大拘禁期間は 24 時間である。罰金または 1 年以

上の禁固刑を実施する犯罪の被疑者は、逮捕および逮捕手続以後は留置されないものとする。」[23q]

- 11.09 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「裁判前の拘禁期間は問題であった。被拘禁者が迅速な罪状認否および審理を要求する権利は法の規定するところであるが、判事は一部の被疑者に対し、時には数年に及ぶ無期限の拘禁命令を下す事例があった。その年を通じて、収監者の約半数は受刑者で、残る半数は未決囚または起訴手続期間に留置された者であった。」[5g] (1d 項)

逮捕状/ 召喚状

- 11.10 USSD 2006 報告書の述べたところによれば、

「検察官が発行する逮捕状は、犯罪行為で被疑者が拘束されない場合に、逮捕に向けて要求される。被疑者は判事の罪状認否に先立ち、移送時間を除いて 24 時間拘禁することが認められ、検察側の自由裁量により 48 時間延長することができる。保釈制度は有効である。罪状認否が終了した時点から、判事は保釈金等のしかるべき保証金の受領と同時に被告を釈放するか、被告に管轄区からの逃亡または証拠隠滅のおそれがあると裁判所が決定する場合は拘禁を命じることができる。」[5g] 1d 項)

- 11.11 ノルウェー出身国情報センターの『トルコ事実調査派遣団の報告書』(2004 年 10 月 7 日-17 日)が述べたところによれば、

「Islambay によれば、警察当局は事情聴取ごとに検察官に報告する義務がある。この報告書- Fezleke - は犯罪の種類、証人名、被害者名、被疑者名、犯罪発生日等、事件に関する利用可能なすべての情報を掲載する。...Islambay によれば、顧問弁護士は検察事務所から調書の写しを受け取る資格を持ち、従って検証が必要な場合は、この事件索引を利用することになる。... 刑事訴訟法廷に召喚されたことまたは刑の執行開始に申し立てを行う個人は、その記録証拠を提示することが可能でなければならない。...Islambay および Turan の両者が主張したところによれば、逃亡者の場合は(本物の)逮捕状[原文のまま]を利用することはできない。逃亡者(または弁護士)は令状の写しを入手することはできるが、早くても拘禁後になるだろう。」[16] (p22- 23)

法的助言を受ける権利

- 11.12 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「被拘禁者がいかなる時点でも即座に弁護士を依頼し、接見および相談する資格を有することは法の規定するところである。貧しい被拘禁者は法の規定により、政府の費用で国選弁護士を提供される。顧問弁護士および人権監視団の報告によれば、上記の規定、特に弁護士の依頼に関する実施が不適切であったと報告した。自治体の弁護士協会によれば、その年を通じて被拘禁者の弁護士依頼権には改善が見られたが、国全体でかなり差があった。弁護士協会の代表者や人権組織の多くが報告したところによれば、都市地域では、ほとんどの被

拘禁者が拘禁と同時に弁護士の助言を受けたが、都市郊外、特に南東部では被告が即座に弁護士を依頼しない事例が多く存在した。HRA は弁護士の助言を受けた被拘禁者の割合は増加したと述べたが、この権利を行使しなかった被拘禁者は数え切れない程多かったと主張した。」 [5g] (1d 項)

11.13 USDD 2006 報告書が述べたところによれば、

「人権オブザーバーが述べたところでは、被告が弁護士を雇用する経済的余裕がない場合は、たいていは国選弁護人が派遣されたが、テロ関連の事件では、治安部隊が被疑者を拘禁し、尋問が終わって初めて弁護士が提供される事例が多かった。県立弁護士協会の報告によると、かかる弁護士の提供は、政府がかかる業務の補償金の支払いを遅延したことが理由でより困難になった。」 [5g]

11.14 非人道的な又は品位を傷つける扱い又は刑罰に向けた欧州委員会（CPT）は、2005 年 12 月 7 日から 14 日にかけてトルコを訪問し、2006 年 9 月 6 日に報告書を発表した。それによれば、

「しかし、派遣団が聞いた申し立ての趣旨によれば、警察は被拘禁者が正式に（弁護士の面前で）供述する前に、弁護士の不在下で非公式に被疑者を取り調べできるように、故意に弁護士の依頼を遅らせる事例は依然として起こっている。CPT はここに来て再び、警察/憲兵隊の被拘禁者が弁護士を依頼する権利が法の保証するところに従い、拘禁の当初から効果的に全面实施されることを保障する措置を講じる必要があると勧告した。」 [13a] (第 23 項)

11.15 同報告書がさらに述べたところによれば、

「訪問した 3 県では、最近の法的諸状況を反映する『被疑者の権利形態』（SRF）が利用されていた。しかし、多くの被拘禁者が主張したところによれば、その権利を伝えられたのは留置施設に連行後しばらくしてからで、多くの場合最初の『非公式の』取り調べ期間後であった。必須行為である逮捕規定の要件にもかかわらず、署名入り SRF の写しが被拘禁者に渡されないことがしばしばあったことも明らかになった。」 [13a] (第 24 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

12 刑務所の状況

12.01 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「刑務所の物理インフラならびに職員の訓練は引き続き改善された。警備の厳重な F 型監房に関しては、過去に特定された収監者向け社会活動の欠点に取り組む意図で、回覧が発行された。刑務所は定期的に UN 刑事施設・収容所監視委員会の査察訪問の他、国連機関、拷問防止欧州委員会会議の訪問を受けている。ただし刑務所の未解決問題として、過密状態、社会活動に関する諸規定の一貫した実施欠如、受刑者の手紙交換の規制、さらに衛生職員/精神科医の人材不足が挙げられた。さらに、国連拷問防止条約選択議定書の批准までの期間、民間刑務所および軍刑務所は独立した国家機関の監視を受け入れなかった。」 [71d] (p14)

12.02 EC 2007 報告書場また述べたところによれば、「仮釈放のない終身刑の受刑囚を対象とする独房監禁の適用に関する規定は、現在も有効である。かかる体制は可能な限り短期間の適用と、受刑囚の個人的リスク評価に基づくことが必要である。さらに、看守による虐待事件も発生した。」 [71d] (p14)

12.03 International Centre for Prison Studies Prison Brief for Turkey (2005 年 12 月 14 日付けで最終更新されたウェブサイト)の中で述べられたように、2005 年時点で、諸機関/施設数は 446 軒であった。未決被拘禁者/再拘禁者が全体の 47.7%を占める 2006 年 8 月 1 日時点の受刑者総数（未決被拘禁者/再拘禁者を含む）6 万 5,458 人に対し、正式に発表された刑務所組織の収容力は（2005 年 10 月 31 日時点で）7 万 131 人であった。[78]

12.04 2005 年 12 月 29 日に発行されたトルコ人権財団 (HRFT/TIHV) の論文『2005 年のトルコの人権問題』に記録されたように、

「2005 年には 6 人が決死のハリストを開始した。Documentation Centre の数字によれば、疾病、自殺、火傷または闘争で少なくとも 10 人が獄死した。2005 年に釈放された 233 人がこの社会復帰センターを申請用た。申請者の大多数は監房での孤独および環境条件の結果に苦しんでいた。...刑務所の過酷な条件は改善の見込みはなく、政治犯は隔離収監の対象とされた。」 [83a]

12.05 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「刑務所の状況は概ね改善されたが、依然として不十分であった。資金不足、過密状態および職員の訓練不足が問題であった。医師会によれば、医師が不足しており、精神科医に至っては最大規模の刑務所の一部でしか診断を受けられない。一部の受刑囚の主張によれば、重篤な疾病の適切な治療を拒否されたという。個別の青少年施設があるにもかかわらず、青少年と成人は相互の行き来が可能な近接監房に収容された。オブザーバーの報告によれば、被拘禁者と受刑者が同じ場所に収容される事例もあった。知能犯罪や言論関係の犯罪で有罪になった受刑者が厳重警備の刑務所に収容された事例もあった。」

[5g] 1c 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

E 型および F 型刑務所

12.06 非人道的な又は品位を傷つける扱い又は刑罰に向けた欧州委員会（CPT）は 2005 年 12 月 7 日から 14 日にかけてトルコを訪問し、2006 年 9 月 6 日に報告書を発表した。それによれば、

「2005 年 12 月に訪問した他の刑務所と異なり、派遣団は Adana の E 型刑務所において、収監者から職員による多数の虐待行為について申し立てを受けた。この申し立ては在監者と過去に収容された元収監者の両方から出されたものである。申し立てられた虐待行為は、ほとんどが平手打ち、殴打および蹴りの類で、他に言葉の暴力もあった。falaka [足の裏を殴打すること] を受けた事例もあった。Adana で派遣団と会った弁護士協会員を初めとする NGO 代表も、E 型刑務所の状況に懸念を示した。ある施設について浮上した 概要によれば、所内では厳格な行動規範が施行され、いかなる - どんなに些細な - 違反でも体罰を受けるようであった。かかる方法は到底受け入れられるものではなく、反抗的態度を示す収監者は規定懲罰のみを厳守する処遇を受けた。また、2005 年 12 月に訪問した際、Adana の E 型刑務所は極度の過密状態で、450 人の収容人数に対し、950 人が収監されていた。この状況による実際の影響事例を挙げると、ある派遣団は約 24 m² の 2 階の一室を 22 人が共有しているのを確認し、うち 10 人はマットを敷いた床で寝ていた。」 [13a] (第 41 項)

12.07 CPT の 2006 年 9 月の報告書が述べたところによれば、

「CPT は F 型の刑務所における物質的拘禁条件については批判しなかった。今回の最終訪問で明らかになった事実確認によれば、十分に基準を満たしている。しかし、同委員会は生活空間外での受刑者の社会活動を開発する必要を繰返し強調した。この点における状況が依然としてかなり不十分であることは、2005 年 12 月に収集された情報からは残念ながら不明である。訪問した 3 軒の刑務所はいずれも、活動施設の潜在性は十分に有効活用されているとは言い難かった。諸状況は収監施設の職員から知らされている。受刑者側の多くが引き続きワークショップの利用を不本意とするのは、主としてその施設が十分活用されないことに起因した。しかし、極めて限られた提携（対話）期間とスポーツ - 受刑者の参加希望者が増加しつつある活動活動 - には他の説明があるはずである。」 [13a] (第 43 項)

12.08 CPT2006 年 9 月が述べたところによれば、

「関連規定によれば、希望する受刑者は週 5 時間の保全活動に向けて、10 人以下の集団にまとめることができる。しかし、この既に控えめな集団活動時間でさえ、Adana (他のどこでも) で提供される時間とかけ離れている。受刑囚は 9 人以下の集団 を組み、1 時間の保全活動を月 5 回ないし 6 回行っていた。運

動に関しては、この活動への参加を希望する受刑囚は月 4 回の活動（2 回はジム、残り 2 回は屋外のスポーツ施設）を提供されていた。刑務署長の指摘したところでは、運動活動は週 2 時間に相当する程度だというのが、派遣団が見学した活動プログラムでは、ほとんどの活動がせいぜい 1 時間程度であった。これに対し、現在実施中の 2 つのワークショップに所属する一部の受刑囚（およそ 12 人）は、関連活動の従事にかかなり多くの時間を費やしていた。陶芸ワークショップに所属する受刑囚は、週 10 時間はそれを利用しており、絵画ワークショップの参加者の場合は、週 25 時間はそこで過ごすことが可能だった。その他の定期的な所外活動は、家族との面会（1 時間）および電話での通話（10 分）で構成された。図書館の利用を要求した受刑囚はいないとされたが、CPT によればその実態を把握するのは困難であった。合計すると、Adana の F 型監房の場合は、典型的受刑囚が生活空間以外で過ごす時間はせいぜい週 5 時間程度であろう。」 [13a] (第 44 項)

12.09 CPT 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「Tekirdağ の F 型監房第 1 号は、集団活動および運動に参加する受刑囚集団は Adana より小規模な傾向があったものの、ほぼ同じであった。ワークショップ活動は Adana より大規模で、50 人を超える受刑囚が 6 種類のワークショップに参加していた。この受刑囚の一部は所属ワークショップで週 30 時間以下を費やしていた。週単位の宗教クラスに在籍する受刑囚もわずかに存在し、図書館も週単位で利用可能のようであった…」 [13a] (第 45 項)

12.10 CPT 2006 の続きによれば、

「訪問先の各 F 型刑務所で所長が主張したところによれば、所長の裁量で動かせる職員数が限られていることが活動の発展を妨げる主な障害であった。『生活の安全保障』のために、極めて多数の受刑囚を他の者と分離しなければならないことも阻害要因の 1 つであった。CPT は上記の問題を（職員の人材に関しては、問題が人数に関係するのか、または既存人材の配置形態の問題なのかは不明だが）過小評価しているわけではない。しかし、同委員会によれば、現状の根本的原因の 1 つが、この問題について十分前向きかつ積極的なアプローチを見せようとしない刑務所当局側にあることも確かであった。CPT がこれまでに観察した F 型刑務所の状況は、これまでにどれだけの機会が失われたかを意味した。刑務所施設のモデル形態とみなされる適切な能力は備わっているようで、現在、小集団の隔離制度の存続を公に非難する状態にある。…」 [13a] (第 47 項)

12.11 CPT 2006 報告書がまた明らかにしたところによれば、

「2005 年 12 月の訪問期間中、前回のトルコ査察訪問と同じ方法で情報を収集したが、それにより刑務所内の利用可能な医療看護資源および刑務所の勤務医に規定される教育について深刻な問題が明らかになった。Tekirdağ の F 型第 1 号監房では 9 ヶ月の間、医師不在の状態が続いたが、CPT の訪問の数週間前になってようやくその職務が補充された。しかし、配属された医師は 2005 年の夏に医学校を卒業したばかりであった。Tekirdağ の F 型第 2 号監房では、6

カ月にわたって医師が不在であった。欠員を埋めるために、現地の国立病院救急科の複数の医師が一時的に交代で訪問しており、派遣団の訪問時に刑務所にいた医師は 3 週間そこにいるということであった。」 [13a] (第 55 項)

12.12 CPT がまた明らかにしたところによれば、

「派遣団が視察訪問中に訪れた他の刑務所では、保健医療はあるとしても設備が一段と不足していた。例えば Adana の E 型監房では受刑者およそ 1,000 人に対して医者はわずか 1 人、また Bayrampaşa Closed Prison では 3,000 人を超える受刑者に対し、医者はわずか 3 人という有様であった。Van の M 型監房 (視察訪問時には 275 人の受刑者を収容したが、直近では 400 人を超える受刑者を収容した施設) に関しては、ほぼ 2 年間にわたり常駐の医師が不在であった。刑務所長の要請に応じ、元刑務所の医師 (刑務所での診療業務から引退した) が同施設を週 2 回訪れていた。」 [13a] (第 55 項)

12.13 CPT 2006 がさらに述べたところによれば、

「同派遣団は Tekirdağ の F 型監房第 1 号および第 2 号において、精神的理由で独房に収監された数人の受刑者に遭遇した。その健康状態に応じて必要とされるケアを受けた受刑者は 1 人もいなかった。これに関しては、施設に配属された医師は精神障害の治療能力も経験もなかった上、所内では精神科の訪問医による診察も行われなかったことを述べておくべきだろう。派遣団の示した見解によれば、関連受刑者–Tekirdağ の F 型監房第 2 号の独房または完全な空き監房に収容された–の少なくとも 1 人の精神状態が安全な精神病院に収容されるべき状態だった。」 [13a] (第 52 項)

12.14 EC 2007 報告書の記録によれば、「刑務所の物理インフラの改善ならびに職員の教育は引き続き行われた。厳重警備の F 型監房に関しては、過去に特定された受刑者の社会活動の欠陥に取り組む意図で回覧が発行された。刑務所は検察当局および Detention Houses Monitoring Boards による定期的な査察訪問の他、UN 機関や Council of Europe Committee for the Prevention of Torture の訪問を受けている。」 [71d] (p14)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

軍刑務所

12.15 トルコ: 軍刑務所の現状と題された 2003 年 6 月付けの在 Ottawa Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査の中で同委員会が述べたように、

「トルコの軍刑務所に関する情報は乏しく、散発的な言及に限られる上、刑務所および所内状況に関する詳細がしばしば不足している。同 Research Directorate は公に入手可能な資料の中に、トルコ全域に点在する少数の軍刑務所に言及したものを見つけないことができなかった。Ankara 県 Mamak 軍刑務所、Eskisehir 県 Mamak 軍刑務所、Adana 県 Mamak 軍刑務所、Diyarbakir 軍刑務

所、Istanbul 県 Umraniye 軍刑務所、Izmir 県軍刑務所、Edirne 軍刑務所、Istanbul 県 Metris 軍刑務所、Istanbul 県 Maltepe 軍刑務所、Davutpasa 軍刑務所、Izmir 県 Davutpasa 軍刑務所、Edirne 軍刑務所、Hasdal 軍刑務所、Gelibolu 軍刑務所、Istanbul 県 Kartal 軍刑務所および Selimiye 軍刑務所である。」 [7g]

刑務所状況の監視

12.16 EC 2005 報告書が述べたところによれば、

「受刑者の生活条件、健康、食事、教育および社会復帰に職務の重点を置く 131 の監視委員会は、引き続き査察を実行した。2005 年 6 月までに、委員会は 1247 件の勧告書を作成し、そのうち 532 件が勧告に従って実行された。同委員会は 2004 年 10 月から 2005 年 5 月にかけて国内 419 箇所の刑務所を訪問した。構成員には依然として市民団体を代表する重要人物は含まれず、その報告書は依然秘密扱いである。2004 年最終四半期には、141 人の執行判事に受刑者および被拘禁者に関係する 830 件の上訴が提出された。この上訴のうち 83 件が受理の上手続が行われ、4 件は一部受理の上、手続が行われたが、679 件は棄却され、残る 64 件については、執行判事の管轄外等の他の決定が下された。執行判事の教育は引き続き行われている。」 [71b] (p24-25)

12.17 2005 年 8 月 1 日付けの Amnesty International の文献『AI の政府に向けた人権侵害勧告に関するトルコのための覚書』の中で述べられたように、

「Amnesty International は拘禁施設の査察拡大を認める政府の措置を歓迎する。改正 CPC 第 92 条は検察官に拘禁施設の査察実施– Amnesty International は、査察が定期的かつ臨機応変に実施され、査察結果ならびに勧告が公表される場合は、かかる査察は効果的かつ重要な拷問および虐待防止策になり得ると考える – を義務付ける。

伝えられるところによれば、議会人権委員会および地域人権委員会はいずれも、最近になって拘禁施設の査察訪問を実施した。このような特別レベルでの査察は歓迎すべきことだが、上記機関は拘禁施設を評価する上で実証された独立性がなく、それに必要な専門知識が必ずしも備わっているとは言えない。現時点で、トルコで抜き打ち査察訪問を実施する権利を享受する唯一実証された独立機関は、European Committee for the Prevention of Torture (CPT) で、その調査結果および勧告は拘禁規制に関する大幅な国内改正と、拷問および虐待という形態に同等の向上を創出した。」 [12i] (拘禁施設の査察拡大の必要に関する項目)

12.18 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「政府は CPT 等、一部の国際機関代表が刑務所を査察訪問することを許可したが、国内の非政府組織 (NGOs) に対しては刑務所に入出入りする権利を与えなかった。国内の人権組織と人権活動家の報告によれば、政府高官および民間

人で構成される Prison Monitoring Boards は全く無力であった。CPT は 2004 年に刑務所を査察訪問し、その後も政府と引き続き協議を行った。」 [5g]

12.19 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「刑務所の未解決の問題には、過密状態、社会活動関連規定の一貫した実施の欠如、受刑者の手紙交換の規制、さらに衛生職員/精神科医の不足が挙げられた。また、国連拷問防止条約選択議定書の批准までの期間、民間刑務所および軍刑務所は独立した国家機関の監視を受け入れなかった。終身刑囚に対する独房監禁の適用関連規定は依然として有効である。かかる体制はできるだけ短期的な適用にとどめ、尚且つ関係受刑者の個人的リスク評価を基準に適用されることが必要である。さらに、刑務所職員による虐待事件も発生した。」 [71d] (p14)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

13 死刑

- 13.01 欧州委員会が 2006 年に報告したところによれば、「生存権および特に死刑の廃止に関しては、トルコは 2006 年 3 月に、死刑廃止を目的とする死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書を批准した。死刑を無条件に廃止する ECHR の第 13 議定書は、2006 年 2 月に批准された。トルコは 2004 年に国内法であらゆる状況における死刑を廃止した。[71a] (p61)
- 13.02 Newspot (首相府報道情報局のウェブサイト上で公表された) 2005 年 5-6 月問題のトルコ新刑法典の条項で概要が述べられたように、「トルコの新刑法典は刑事訴訟法および刑執行法と共に[2005 年]6 月 1 日に発効した。新刑法典では特定の事件における刑期および数が変更されている。...テロ犯罪者 Abdullah Öcalan およびそれに類する犯罪者は刑務所内では無期懲役のままである。」36h]
- 13.03 Amnesty International の廃止国および存続支持国 リスト (2006 年 1 月) 報告書が述べたところによれば、トルコで実施された最後の処刑に提供された日付は、1984 年であった。[12h] (p4)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

14 政治的所属

政治的表現の自由

- 14.01 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department (USSD) 報告書 が述べたところによれば、

「2002 年議会選挙は、全欧安保協力機構(OSCE) が国際基準にかなう民主的選挙の確立された枠組みとみなした選挙法に基づいて行われた。しかし、OSCE の派遣団が述べたところによれば、一部の政党—特に選挙を制した AKP—は、党の業務停止を目的とする司法措置に直面し、候補者の多くが出馬を非合法化された。OSCE が報告したところによれば、一部の政党および人権団体からかなりの数の嫌がらせ事件が報告されたものの、選挙は概ね自由かつ公正に行われた。各政党および候補者は自由に出馬を宣言し、立候補することができた。高等訴訟裁判所の主任検察官は、憲法裁判所に事件を持ち込む方法で、違憲活動を理由に政党の業務停止を要求することには成功した。」 [5g] (第 3 項)

- 14.02 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「その年を通じて、警察は特に南東部の DTP (元 DEHAP) 事務所を数十箇所にわたって強制捜査し、数百人に及ぶ DTP 幹部および党員を拘禁した。憲兵隊および警察は言葉による脅迫、大会での恣意的拘禁および検問所での拘束を通して、頻繁に DTP 党員に嫌がらせを働いた。治安部隊も DTP 支持者と見られる村民に頻繁に嫌がらせを行った。治安部隊は短期間でほぼすべての拘禁者を釈放したが、多くは非合法組織の支持または分離主義の扇動を理由に裁判にかけられた。」 [5g] (第 3 項)

- 14.03 2006 年 1 月から 12 月までの事件を網羅する Amnesty International 2007 報告書の中で述べられたように、「議会は 6 月、テロ防止法を改正し、テロ犯罪として処罰可能な罪状の範囲および数を大幅に拡大すると共に表現の自由の規制を強化する条項を導入したが、警察当局の致命的武力行使は規制しなかった。親クルド政党の民主社会党(DTP)幹部および親クルド政党员は、司法による嫌がらせと言えるほど頻繁に起訴された。」 [12e]

- 14.04 International Helsinki Federation for Human Rights (IHF) Focus の選挙に関する報告が述べたところによれば、

「OSCE/ODIHR は議会選挙を、全般的にトルコ民主政治の活性化を示す肯定的な兆候とみなしたが、その記述によれば、政治討論の範囲は依然として限られていた。これは例えば、選挙運動期間に AKP および民主人民党を初めとする多くの党を活動停止にした諸措置や、Murat Bozlak 元 HADEP 党首、元首相で非合法化された美德党党首の Necmettin Erbakan および元民主社会党党首で元 Human Rights Association of Turkey 代表の Akin Birdal を初めとする多くの立候補者が、過去に平和的表現で有罪判決を受けた前科により立候補を禁止された事例に見られた。また、欧州基準と比較すると、全国投票数の 10% とい

う最低得票率は例外的に高かった。ODIHR の報告によれば、前回の選挙に比して状況は著しく向上したものの、一部の政党员および人権擁護団体の構成員は嫌がらせを受けていた。ODIHR は最後に、報道範囲規制に違反したメディア支局に対する過酷な処罰（業務停止）に代わる刑罰を見出すようトルコに勧告した。」 [10b]

- 14.05 OSCE's Office for Democratic Institutions and Human Rights (OSCE/ODIHR) が 2002 年 11 月 3 日に行われたトルコ議会選挙の評価報告書の中で述べたところによれば、

「11 月 3 日のトルコ大国民議会(TGNA)選挙では、トルコ民主政治の活性化が証明された。同時に、法的枠組みの拡大とその施行は、トルコの政治討論の範囲に厳格な制限が確立する。政見の非暴力的表現は、これらの制限を超えるものだが、依然として様々な法律で規制され、積極的に施行されている。一部の政党、特に選挙を制した公正発展党（AK）は、現行選挙の期間に党の業務停止を目的とする司法措置に直面した。また、AK の指導者および他党の指導者を初めとする候補者の多くは、たいていは過去の非暴力的政治的表現での有罪判決を理由に出馬を禁止された。こうした言論の自由および政党解散の実施に関する規制および出馬禁止は、国際公約はもとより、トルコの多党制選挙制度とも全く対照的である。」 [14a]

- 14.06 同じ OCSE 報告書がさらに述べたところによれば、

「両党は TGNA に参入する最低得票率 10% を獲得した。これは欧州基準に比して極めて高い最低得票率である。現 18 政党のうち最低得票率に達したのは 2 党だけだった。結果的に、両党に投じられたのは議会の代表権が得られない投票数の 45% で、繰上げ選挙で総投票数の 35% を獲得した党が TGNA のほぼ 3 分の 2 議席を支配することになる。かかるひずみを避けるためには、政府当局は最低得票率の基準を見直すべきである。その他再評価が可能な法律は、選挙管理委員会の決定に対する司法訴訟の不在、および外国での投票手続の欠如である。」 [14a]

19:22 項 [クルド民族主義政党も参照のこと](#)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

結社と集会の自由

- 14.07 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「結社の自由は法の規定するところであるが、実際のところ、この権利はいくつかの規制を受け続けた。2004 年 7 月に採択された改正法の下では、各団体は結社の設立前に政府当局に通知する必要はないが、国際組織と相互関係を結ぶ、またあるいは外国から財政援助を受ける前には、依然としてかかる通知

を提供すると共に、かかる諸活動について詳細資料を提示しなければならない。各団体の代表の話によれば、これが団体の活動に必要以上の負担をかけたということであった。」 [5g] (2b 項)

- 14.08 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「プログラムの国内実施を希望する外国の結社は、活動ごとに内務省から個別許可を受ける必要はなくなったが、地方自治体の提携団体が同じプロジェクトについて報告を義務付けられるにもかかわらず、外国結社もやはり活動ごとに詳細な報告を政府に提出しなければならない。」 [5g] (2b 項)

- 14.09 EC 2007 報告書が述べたところによれば、

「結社の自由に関しては、2004 年に導入された法的枠組みの修正案に肯定的な結果が見られた。これには結社とその構成員数が組み込まれる。宗教結社の登録に関して前向きな進展が見られた。法典に宗教目的が明示的に掲載される Association for Supporting Jehovah's Witnesses に対する活動停止事件では、破棄裁判所は無罪判決を承認した。同結社の代表の考えでは、その結社は今後法人格を持つ、つまり財産を所有し、集会場を賃貸または購入し、寄付を受領すると共に、法廷で合法的利益を保護する立場に置かれることになる。これとよく似た別の事例が第 1 審の無罪決定を経て進展中である。」 [71d] (p15-16)

- 14.10 EC 2007 がさらに述べたところによれば、「ただし、結社関連法に課される外国から財政援助を受けるに先立って政府当局に通知し、かかる援助の詳細資料を提示する義務は、結社の運営活動の負担になっている。さらに、問題を抱える結社もある。Amnesty International Turkey の取引は 2007 年 1 月 1 日以来封鎖されている。各政党はトルコ語以外の言語の使用を禁じられている。」 [71d] (p16)

目次に戻る
出典リストに戻る

- 14.11 2006 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report 2006 が述べたところによれば、

「結社の自由は法の規定するところであるが、実際のところ政府はこの権利を規制した。集会の場合は当局への重要な事前通知が義務付けられており、当局は集会を指定場所に制限することができる。その年を通じて多くのデモ参加者が警察の手で命を奪われた。例えば、PKK 党員の大規模な一般葬列が原因で発生した Diyarbakir 市南東部の暴動では、政府治安部隊により複数の個人が命を落とした。HRF の報告によると、3 月後半から 4 月初めにかけて、児童 5 人を含む 14 人が警察および軍によって命を奪われた。」 [5g] (2b 項)

- 14.12 USSD 2006 報告書がまた述べたところによれば、「非合法組織の構成員であることをめぐる DEHAP 幹部職員 9 人の裁判は、年末の時点で依然係争中であつた。幹部職員 9 人は拘禁中の PKK 指導者 Abdullah Ocalan を支持する抗議運動中に Umit Gonultas が警察に射殺されたと申し立てたことで告訴された。

HRA によれば、デモ参加者が争いの最中に武器を使用した証拠はなかった。Gonultas の死亡に関して起訴された者はいなかった。 [5b] (2b 項)

- 14.13 USSD 2006 がまた述べたところによれば、「Siirt 県内で行われた 2005 年 9 月の PKK 指導者 Abdullah Ocalan の後援大会期間中、警察は 39 人のデモ参加者を拘禁し、デモ参加者 1 人が死亡した。検察官は警察が殴打および嫌がらせをしたと主張するデモ参加者の不服申し立てを棄却した。検察官はその後、法に反するスローガンを唱和し、法に反する行進を実行した罪でデモ参加者を告訴した。年末の時点で審理は続いていた。検察官は 35 歳のデモ参加者 Abdullah Aydan の死亡に関与したとして巡査部長 G.Y. を告訴した。裁判所は 7 月に同巡査部長に無罪判決を言い渡した。」 [5g] (2b 項)

- 14.14 USSD 2005 報告書がまた述べたところによれば、

「警察は 3 月に Istanbul で行われた世界女性デーの抗議デモに参加した抗議者に、殴る蹴るの暴力を繰り返した。調査の結果、内務省は管理職レベルの法執行機関当局者 3 人を懲戒処分にした上、6 人の警官を罰金処分にした。しかし伝えられるところによると、同省は 12 月に管理職レベルの 1 人を昇進させたという。検察官は 12 月に、その事件での過剰な武力行使について警官 54 人を告訴した。...警察は 3 月にも多くの都市で Nevruz の祝祭 [トルコの元旦] に介入した。HRF の報告によれば、Siirt 県内で警察と祝賀祭参加者間に衝突が発生し、警察の発砲により子供 1 人が負傷した。Edirne 警察署は DEHAP 党員の自宅捜査を行い、複数名の地元党員および Nevruz 祝賀祭に関係した学生を拘禁した。HRF によれば、Siirt で 2 つの事件が発生した期間、警察による Nevruz 祝賀祭の妨害に対し派出所に石を投げた青年らが警察当局に殴打された。また伝えられるところによれば、Nevruz 祝賀祭の間に国旗を焼き払おうとした青年 6 人を逮捕した。同青年は法廷で有罪判決を受けた。」 [5b] (2b 項)

- 14.15 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、「自治体検察官は 3 月 14 日、Istanbul で行われた 2005 年 3 月の世界女性デーの抗議デモ中に過剰な武力行使を行ったと申し立てられた警察職員 54 人を起訴した。その訴訟は同年末時点でまだ続いていた。5 月 2 日、治安部隊は最近南東部で発生した治安部隊による市民の殺害に対し、平和的抗議運動を計画したとして、3 人のクルド人活動家--Ibrahim Guclu、Zeynel Abidin Ozalp および Ahmet Sedat Ogur--を逮捕した。その男性 3 人は、PKK のための宣伝活動」を理由に反テロ法の下に告訴された。その裁判は年末の時点で依然係争中であった。」 [5g] (2b 項)

- 14.16 2007 年 1 月に公表された Human Rights Watch (HRW) World Report 2007 が述べたところによれば、治安部隊による無差別かつ過剰な致命的武力行使は、通常の警察業務はもとより抗議者を扱う際にも急激に増加した。3 月には、PKK 過激派の葬儀に参加した青年が警察と衝突し、石や火炎瓶を投げる事件が発生した。Diyarbakır その他の都市で発生した市街戦で、警察は暴動参加者に銃を発砲した他、ガス手投げ弾および石を投げつけ、無実の傍観者および 10 歳未満の児童 4 人を含む 8 人が死亡した。2006 年に発生した他の事件では、誤ってあるいは中止命令に背いたとみなされて、13 人が警察に射殺された。 [9b]

14.17 IHD (Human Rights Association) の 2005 年トルコ人権侵害バランスシートの記録によれば、34 の集会および抗議デモが中止された。その他、起訴手続の対象が 24 件、治安部隊介入したものが 101 件、暴力攻撃の対象が 9 件であった。
[73a] (集会および示威運動を行う権利の侵害)

14.18 EC 2007 報告書が述べたところによれば、

「集会の自由に向けた法的枠組みは、広い範囲にわたって欧州基準を遵守する。多くの場合、国民は政府当局や治安部隊による干渉を受けることなくこの権利を行使することが可能だった。大統領選挙の期間中、Ankara、Istanbul および İzmir では集団抗議デモが行われた。クルド人の新年 (Newroz) 祝賀の期間中、暴力事件はほとんど報告されなかった。しかし、700 人以上が拘禁された 5 月 1 日の Istanbul での抗議デモで発生した警察の過剰な武力行使については、現在捜査が進められている。」 [71d] (p15)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

15 言論とメディアの自由

- 15.01 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「言論と報道の自由は法の規定するところであるが、政府は場合に応じてこれらの自由を引き続き制限した。政府はジャーナリストを脅迫して自己検閲の実施を強要した。政府、特に警察および司法当局は、政府、国家、「トルコ人たるアイデンティティ」、アタチュルクまたは共和国の諸機関および象徴への侮辱を非合法化する刑法典の諸条項を含め、憲法上の規制と多くの法律を用いて表現の自由を制限した。反テロ法他、報道および選挙の統制法等の他の法律も言論を制限する。」 [5g] (2a 項)

- 15.02 Amnesty International 2007 年年度報告書の報告によれば、「表現の自由に関する基本的規制を掲載する法律は依然として有効であり、ジャーナリスト、作家、出版社、学者、人権擁護団体および学生等の集団が、その信念の平和的表現を理由に迫害および時として有罪判決を受ける結果をもたらした。「トルコ人たること」、同共和国および国家機関の侮辱を非合法化するトルコ刑法典 (TPC) 第 301 条の下に多くの迫害が行われた。ノーベル賞受賞作家 Orhan Pamuk の事件を初め、事件の多くは無罪放免で結審した。」 [12e]

- 15.03 2007 年 2 月 27 日に公表された IHD (Human Rights Association) の 2006 年トルコ人権侵害に関するバランスシート が記録したところによれば、トルコ刑法典第 159 節および第 301 節の下に、10 件の事件で 12 人が起訴された。侮辱罪に関する第 125 条の下に、2 人が起訴され、犯罪または犯罪者の賞賛に関する 215 条の下に 25 の事件で合計 37 人が裁判を受けた。同条項に違反した 63 人のうち合計 22 人が起訴されたが、これらの公判は 2006 年に解決しなかったようである。 [73a] (意見の表現および信仰の自由の侵害に関する項目 f)

ジャーナリスト

- 15.04 国境なき記者団(RSF)が世界各国の報道の自由 - トルコに関する 2007 年次報告書の中で述べたところによれば、

「アルメニア人虐殺やクルド人問題等、慎重を期す題材に言及するジャーナリスト、作家および知識人に頻繁に行使される刑法典第 301 条は、依然として報道の自由を規制する。トルコの欧州連合加盟に向けた交渉は、この状況を変える必要が焦点になっており、Recep Tayyip Erdogan 首相は、それに関する対話を希望することを正式に表明した 2005 年 6 月 1 日に導入された改正刑法典第 301 条の下に、多くのジャーナリストおよび作家を含む 65 人以上が起訴された。『トルコ精神、共和国および国家諸機関の侮辱』の見出しで始まる同条項は、政府、司法機関または軍または警察機構を公に侮辱するすべての者に対し、6 カ月以上 3 年以下の禁固刑を規定する。」 [11b]

- 15.05 RSF 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「トルコ人はその問題について 2 つに分かれる。11 月 8 日の EU 拡大委員会の報告書によれば、報道の自由を向上させるべきであり、現在の法的枠組みでは欧州基準に一致する表現の自由はまだ保証されていない。(…)ト表現の自由を規制するトルコ刑法典第 301 条その他の規定は、欧州人権条約 (ECHR) に一致させる必要がある。トルコの EU 加盟をめぐる激しい賛成反対運動や、作品について起訴された作家のノーベル文学賞受賞は、首相が第 301 条の改正支持を正式に宣言することを余儀なくさせた。同条項の下に起訴された一部のジャーナリストは、欧州人権裁判所に事件を持ち込む意向を示した。」 [11b]

15.06 国境なき記者団(RSF) が 2007 年次報告書の中で述べたところによれば、

「6 月 29 日に議会で可決されたトルコの反テロ法改正案も、『テロ組織』に関するニュース報道を理由に投獄することを可能にし、それによって表現の自由を脅かすと共に、その題材に敢えて言及するジャーナリストの不当な起訴発生懸念を引き起こした。クルド人主義の報道機関 Diha の Rüstü Demirkaya は、伝えられるところによれば PKK にラップトップコンピュータおよび CD10 枚を渡した上、進行中の軍事作戦について党に話したとして元過激派党員から告訴された後、『PKK/Kongra-Gel との協力活動』を理由に、6 月 14 日 Tunceli 町東部で収監された。同氏は現在 12 年以下の禁固刑を求刑されている。」 [11b]

15.07 2007 年 1 月 19 日の BBC News が報じたところによれば、

「2005 年にトルコ人たるアイデンティティの侮辱罪で有罪判決を受けたある著名なトルコ系アルメニア人編集長は、Istanbul 市内の新聞社付近で射殺された。... トルコ語および英語の二カ国語週刊紙 Agos 紙の編集長 Dink は、トルコで最も著名なアメリカ人代弁者の 1 人であった。Dink、53 歳は、90 年前のオスマン帝国時代のアルメニア人虐殺を取り上げた記事の執筆後、トルコ人たるアイデンティティ侮辱罪で 1 年以上前に有罪判決を受けていた。」 [66f]

15.08 2006 年 10 月 27 日に BIA News Center が報じたところによれば、

「ジャーナリスト Tuncay Ozkan、Cuneyt Arcayurek および Adnan Bulut は、『Kanal Turk』放送で放映されたある番組の中で『トルコ兵を公然と侮辱』したとして告訴され、各々第 301 条の元に有罪判決を受け、3 年の禁固刑に服している。同ジャーナリスト 3 人に対する告訴は、Kanal Turk の番組『立ち止まる政治』で表現された見解に関連するものである。『メディアの自由とジャーナリズムの独立 - BIA² プロジェクトに向けた監視および報道範囲に関する全国ネットワークの設立』のモニタリングデスクが発表したところによれば、報告書の対象となった報道データから、トルコ刑法典第 301 条および 159 条の下にトルコで有罪判決を受けた者は、18 カ月間で合計 68 人に上った。第 301 条は 2005 年 6 月 1 日に発効したが、被告に有利であった場合には第 159 条が課された。両条項の下に告訴された者はジャーナリスト、作家、出版社、活動家、労働組合員などで、一部には一般市民の事例もあった。」 [102f]

15.09 2007 年 9 月 24 日に BIA News Center が述べたところによれば、

「Human Rights Association (IHD) は半年ごとに権利侵害に関する報告書を公表している。2007 年前半期に関する報告書によれば、表現の自由の権利を行使したとして、451 人が 94 件の裁判に関与した。また、361 人について 88 件の捜査が行われた。368 人を伴う 103 件の裁判の結果、合計 229 人のうち 193 人が数年、3 カ月および 15 日間の拘禁刑ならびに 7,981 YTL (約 4,600 ユーロ) の罰金を言い渡された。IHD が述べたところによれば、上記の統計データはここ数年と比べて、表現の自由の分野に全く改善がなかったことを証明した。」 [102a]

15.10 BIA News Center の記事がさらに述べたところによれば、

「同協会によれば、この期間に行われた裁判のうち 17 件がトルコ刑法典第 301 条（「トルコ人たること、共和国、国家または国家機関の名誉毀損」）、22 件が第 215 条（「犯罪および犯罪者の賞賛」）、4 件の審理が第 314 条、2 件の審理が第 216 条（「国民の憎悪、敵意または名誉毀損への誘発」）、さらに 2 件の審理が第 288 条（「司法の妨害を意図する企て」）の下に開廷された。反テロ法第 7 条（「テロ犯罪組織の宣伝流布」）の下に行われた審理は 20 件あり、他にアタチュルク（トルコ建国の父）犯罪防止法の下で行われた審理が 2 件、さらに旧トルコ刑法典第 312 条の下に行われた審理が 1 件確認された。」 [102a]

目次に戻る
出典リストに戻る

メディアと報道

15.11 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「その国の印刷メディアは国家支配から独立して活動を営んでいる。民間紙の数は数百に及び、それぞれの政治勢力間の橋渡しの役割を果たしている。メディアの大多数は、幅広い事業外利益を持つ大規模な同族会社に所有されており、メディア所有権の集中は報道の内容と狭小な討議分野に影響を与えた。オブザーバーの述べたところによれば、メディア関連の大企業は次第に、メディアを政府政策に対する圧力を確立する道具として利用する傾向を示すようになった。」 [5g] (2a 項)

15.12 USSD 2006 報告書は述べたところによれば、

「検察側は、メディアの自由を規制する様々な法律に基づき、毎年様々な事件を法廷に持ち込むことで、作家、ジャーナリストおよび政治家に嫌がらせを続けたが、告訴事件の多くは判事に棄却された。一部では、政府当局が言論規範の侵害を理由に、新聞社を一時閉鎖、罰金を課金または新聞を押収した事例もあった。政府の規制措置にもかかわらず、メディアは政府指導者および政策

について毎日批判を浴びせ、多くの場合、政府の当事者主義的な役割を記事にした。」 [5g] (section 2a)

- 15.13 2007 年 5 月 2 日に公表された Freedom House 報告書『報道の自由 2007』が述べたところによれば、

「自己検閲は明示的ではないが、編集長およびジャーナリストは合法的規制に対する違反を恐れて自己検閲を実践している。例えばトルコの報道の自由擁護団体の主張によると、改正刑法典に基づく起訴の嵐が原因で自己検閲は以前より普及してきている。また、メディアはかなりの部分が 4 大企業に集中しており、その事業利益を害し得る報道を差し控えるよう、ジャーナリストに微妙な圧力をかけている。これには、政府はもとより、企業の各部局と契約を結んだ可能性がある政府広報に対する批判の回避が含まれる。」 [62e]

- 15.14 USSD 2006 報告書の述べたところによれば、

「Istanbul の検察当局は 6 月 26 日、『トルコ人たることを侮辱』し、『国民間に憎悪と敵意を誘発』したとして、Aram Publishing House の所有者 Fatih Tas ならびに Noam Chomsky と Edward S. Herman による共著「合意の捏造: マスメディアの政治と経済」の訳書刊行に關与した翻訳者 2 人を起訴した。裁判は 10 月 17 日に始まり、同年末時点で係争中であった。Istanbul 検察当局は 7 月、著書「建国の父と野蛮人」の中でトルコ人たるアイデンティティを侮辱した罪で、小説家 Elif Shafak を起訴した。同著書の中では、登場人物がアルメニア人の『大虐殺』を論じている。9 月 21 日の裁判で、裁判所は証拠不十分による無罪判決を言い渡した。同裁判所は 10 月 4 日の評決文の中で、フィクション文学の 1 人の登場人物の意見は表現の自由を示すものではあるが、起訴の対象となり得ないと結論した。」 [5g] (2a 項)

- 15.15 トルコは Freedom House の「世界報道の自由ランキング表」において 2007 年度は (194 カ国中) 105 位にランクされ、報道の実態は『部分的に自由』とみなされた。 [62b] 国境なき記者団(RSF)『世界報道の自由指標 2007』では、トルコの順位は 2005/06 年度は 167 カ国中 98 位であったが、2007 年には 169 カ国中 101 位であった (最も自由な 1 位から最も自由でない 169 位の範囲)。過去の順位は 2004 年の場合は 113 位であった。 [11a]

- 15.16 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、「文化的権利、つまりトルコ語以外の言語放送に関しては、2007 年 3 月に Diyarbakır の新しいラジオ局 Çağrı FM が Kırmanchi および Zaza Kurdish での放送権を獲得した。現在、Kurdish には 4 つの現地ラジオ・テレビ放送局がある。ただし、映画および音楽番組を除いては時間規制が適用される。音楽番組を除くすべての放送番組は、字幕の付記またはトルコ語への翻訳が義務付けられており、これが生放送を技術的に困難にしている。」 [71d] (p22)

- 15.17 EC 2007 報告書がまた述べたところによれば、「クルド語を教える教育番組は認められていない。この規則に抗議する申し立ては国家評議会を相手に 3 年

にわたって係争が続いている。一部の放送局に対する些細な理由による裁判事件は公開裁判で行われた。 [71d] (p22)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

ラジオ・テレビ高等審議会 (RTÜK)

15.18 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「トルコラジオ・テレビ放送 (TRT) は国営企業であった。テレビ・ラジオ高等審議会(RTUK)によると、現在 229 の現地テレビ局、15 の地域テレビ局および 16 の国営テレビ局が存在する他、1062 の現地ラジオ局、108 の地域ラジオ局および 30 の国営ラジオ局が存在する。その他のテレビ・ラジオ局は正式な放送ライセンスなしに放映している。衛星アンテナおよび有線テレビの幅広い利用可能性により、一部のクルド語プライベートチャンネルを含め、海外放送へのアクセスも可能である。民間大企業が所有するメディアの多くは、広い範囲の事業外利益を融資、メディア所有権の集中は報道内容に影響を与え、討議のテーマ範囲を制限した。」 [5g] (2a 項)

15.19 欧州地域別調査 2005 は放送最高審議会またはラジオ・テレビ高等審議会 (RTÜK) の役割を列挙し、放送番組の編成、周波数および帯域の割当、ラジオ局およびテレビネットワークの放送設備の統制、関連問題の規制、放送の監視および放送法の違反事例における警告について責任を負うとする。 [1a] (p1199-1200)

15.20 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「政府は引き続き、ラジオ・テレビ放送におけるクルド語その他の少数民族言語の利用を厳しく規制した。RTUK 規定は少数民族言語のニュース放送を 1 日 45 分に制限したが、RTUK は少数民族言語の文化番組や映画の時間規制は撤廃した。以前はかかる放送もテレビ放送は 1 日 45 分、週 4 時間に、ラジオ放送は 1 日 60 分、週 5 時間に制限されていた。RTUK の話によれば、規制措置ではトルコ語以外のラジオ番組はトルコ語で同じ番組を後続放送すること、またトルコ語以外のテレビ番組はトルコ語の字幕を付記することが義務付けられる。クルド系の新規放送局の報告によれば、この規制は財政的な負担を与え、市場参入の障害になったという。国営放送 TRT は、クルド語その他 3 つの少数民族言語の全国放送向け番組を一部しか提供しなかった。」 [5g] (2a 項)

15.21 2006 年 3 月 10 日に BIA News Center が報じたところによれば、ラジオ・テレビ高等審議会(RTUK)は、トルコ南東部の 3 つの現地メディア組織に対し、クルド語の番組放送を許可した。調印式後は、各テレビ局はクルド人の方言 Kirmanchi および Zaza での放送も可能になるだろう。 [102g] 2006 年 4 月 11 日に BIA News が報じたところによれば、ラジオ・テレビ高等審議会 (RTUK) の許可を得て 3 月 23 日にクルド語の方言 Kirmanchi で番組放送を開始した Sanliurfa の『Medya FM』(メディア FM) は、困難な状況下でクルド語放送を続けている。ラジオ局は合計で週 5 時間のラジオ局はクルド語番組を放送して

いる。毎日午後 6 時から放送される『Yasamin Merkezi』（生活の中心）は 15 分間のニュース、15 分間の音楽番組および 30 分間の伝統文化番組で構成される。トルコ国民常用日常語の異言語および方言でのラジオ・テレビ番組に関する規定に沿った放送を可能にする目的で、現在 2 つの企業が午後 6 時まで番組を作成し、その放送中に午後 7 時からトルコ語に翻訳する作業を行っている。この 2 つのラジオ局は翻訳作業終了後、RTÜK および治安警察署の放送監視部に送信する番組の複製および複写を作成する。1 週間分の番組は毎週月曜日に警察当局に送付される。放送コーディネータ Arisut は政府の要件を満たすために労力を費やすため、質の高い番組を作成できないと不満を述べた。[102h]

目次に戻る
出典リストに戻る

15.22 さらに 2006 年 11 月 8 日に BIA News Center が報じたところによれば、

「テロ関連情勢に関する取材および報道方法をジャーナリストに示す意図でトルコ警視庁が主催した 2 日間の教育セミナーは、治安部隊に命じて国内メディアを左右し、真実の情報に対する国民の限られた権利をさらに阻害する試みとして非難的になった。Contemporary Journalists Association (CGD) 代表 Ahmet Abakay は、その催しにいち早く反応した 1 人で、警察はジャーナリストのあるべき扱い方についてセミナーを有効に利用する方が賢明だと述べた。Aakay がインターネットのインタビューの中で、『ニュース報道のいろはをジャーナリストに説明する代わりに』、治安部隊がジャーナリストどう扱うべきかについてセミナーを行う方がよほど有益であろう。メディア、出版社、ラジオおよびテレビ局に送られた招待状の中で、国家警察はその催しに対する編集および公表決定権を有する人物を参加させるよう各組織に要請した。」[102i]

15.23 欧州委員会 2007 報告書の記録によれば、

「過去の進捗報告書にある通り、国営放送 TRT および RTÜK の十分な資金調達を含め、その民営化問題は依然として重要な問題である。特に RTÜK が民間メディアに与える数々の制裁措置は、その民営化に懸念を提起する。放送部門の運営管理に関しては、RTÜK はこれまで周波数を再分配したことはなく、一時許可証の見直しを行ってきた。ライセンスおよび有線放送権に関する新規定は、優先事業者に対し、RTÜK が不適切とみなす場合は海外番組を放送しないことを義務付ける。この義務は国境のないテレビ指令と矛盾する。」[71d] (p43-44)

インターネット

15.24 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「インターネットは国内の広い範囲で利用可能であった。学校、図書館、民間インターネットカフェの他、様々な公共の場で利用されており、政府もその利用を奨励した。インターネットのアクセスに関する公的規制はなかったが、

『国内治安、社会秩序、健康および品位』の保護または犯罪防止を意図して政府当局がインターネット利用者の記録を閲覧した事例がごくまれに見られた。

警察はその権限を判事から得なければならず、非常事態ではかかる措置を講じる前に最高行政権の許可を得なければならない。」 [5g] (2a 項)

15.25 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「電子通信および情報技術の分野では、ある程度の進歩があったと報告することができよう。... ブロードバンド市場は、主として現職議員のデジタル加入者回線 (DSL) により、大幅に拡大した。現職議員のインターネットサービスプロバイダ (ISP) は 97% の市場シェアを持つが、最近になって DSL のアクセスオプションは、代替 ISP に提供された。ネットワーク競争の定着は依然として限られており、新たな参入者は現地電話事業を提供することが許されない。 [71d] (p43) 2004 年の 7.0% に比して、2005 年には全世帯の 8.7% が自宅にインターネットアクセスを所有していた。」 [71d] (p 80)

15.26 Freedom House 報告書『報道の自由 2007』が述べたところによれば、
「2005 年にはトルコ人口のおよそ 13% がインターネットにアクセスすることが可能で、政府は他のメディアに準用される同じ自己検閲政策の領域を超えた、インターネットの規制を差し控えている。」 [62e]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

16 人権機関、人権組織および人権活動

16.01 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、「人権監視および推進担当機関に関しては、全く発展がなかった。Human Rights Presidency 等の諸機関は、独立性および人材共に不足している。行政監視官の設立に関する法は、11 月の大統領の拒否権発動に続き、依然として、憲法裁判所で係争中である。憲法裁判所は法の執行猶予を命令したが、まだ評決を下していない。」 [71d] (p60)

16.02 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「報告対象期間を通じて、欧州人権裁判所(EctHR)は、トルコは少なくとも 1 つの ECHR 条項に違反したことを明らかにする合計 330 件の判決を下した。2006 年 9 月 1 から 2007 年 8 月 31 日までに EctHR に提出された新たな申請総数は、前年同期を上回る。...これまでの改革は EctHR の判決執行については肯定的結果をもたらした。報告期間を通じて、閣僚評議会は反テロ法第 8 条（表現の自由）に基づく有罪判決に対する EctHR の判決および政党の解散に関する訴訟等、いくつかの事件を打ち切った。」 [71d] (p12)

16.03 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report 2006 (USSD 2006)が報告したところによれば、

「国内外の人権団体の多くは様々な地域で活動を営んだが、特に南東部では政府の妨害や活動に関する規制法に直面した。政府高官は大体において非協力的で人権団体の意見に敏感であった。HRA は全国 34 箇所に支部を持ち、およそ 1 万 4000 人の構成員を獲得した。HRA が創設した HRF は Ankara、Izmir、Istanbul、Diyarbakir および Adana で拷問被害者社会復帰センターを運営しており、人権情報の交換所の役割を果たしていた。」 [5g] (第 4 項)

16.04 USSD 2006 報告書がまた述べたところによれば、

「人権組織および監視団は弁護士や医師と共に人権侵害の記録作成に関与したが、その合法的活動と引き換えに拘禁、起訴、脅迫、嫌がらせおよび正式な業務停止令に直面する事例は後を絶たなかった。HRA の報告によれば、その年を通じて検察当局は多くの HRA 支部を起訴した。例えば Istanbul の裁判所は 3 月 15 日に、2002 年ドイツでの講演で発言した意見について第 301 条に基づく軍の侮辱を理由に、HRA Istanbul 支部長 Eren Keskin に 10 カ月の拘禁刑を言い渡した。同法廷はその後、実刑を罰金刑に減軽した。伝えられるところによれば Bingol の裁判所は 11 月 23 日、2003 年 7 月の記者会見で軍および警察を侮辱したとして、HRA 構成員 Kiraz Biciçi と Ridvan Kizgin に 5 カ月の拘禁刑を言い渡した。同法廷は後日、実刑を罰金刑に減軽した。政府は CPT、UNHCR、国際移住機関 (IOM)等の国際政府機関に概ね協力したが、一部の国際人権職員の報告によれば、政府はどう職員らに意図的に嫌がらせを行い、またある場合はその仕事を妨害する官僚的障害を人為的に引き起こした。」 [5g] (第 4 項)

- 16.05 International Federation for Human Rights (FIDH) が 2006 年 4 月 10 日に公表された記事の中で報告したところによれば、

「元 Human Rights Advisory Council 代表 Kaboglu と同評議員 Oran は、Ankara の第 1 審の刑事裁判所に再度出頭する予定である。当初は改正刑法典第 216/I (憎悪および敵意の誘発) および 第 301/II (司法当局に対する名誉毀損) で起訴されたが、2006 年 2 月 15 日、第 2 審は最後の意見聴取中に判事が中止した。Kaboglu および Oran は現在も Art.216/I の下に 1 年以上 3 年以下の禁固刑を求刑されたままである。この事件は意見および表現の自由侵害が補足された事例であり、従って国際基準、特に市民の自由および政治的権利に関する国際規約および人権および基本的自由保護に関する欧州条約第 10 条の重大違反を成す。」 [72a]

- 16.06 FIDH の公表記事がさらに述べたところによれば、

「2006 年 4 月 4 日、Human Rights Association (HRA) の Diyarbakir 支部員 Ali Oncu と Edip Yasar は、治安部隊反テロ支部に逮捕された上拘禁された。2 人は 2006 年 4 月 5 日に Diyarbakir の検察当局および判事の事情聴取を受け、Diyarbakir の D 型刑務所に移送されることが決まった。Oncu と Yasar は、非合法組織の援助および支援の罪で告発された。」 [72b]

人権擁護委員会(IHDK)

- 16.07 2007 年 2 月 5 日付けの外務英連邦省の書簡の中で述べられたところによれば、

「人権擁護委員会の委員は、学者、市民社会、公共機関、専門組織の代表らで構成される。同委員会では人権省(Gul)に直接報告を行う。専門的顧問委員会としての役割は、改革を実施する上で政府を支援することである。」 [4c]

- 16.08 2005 年 2 月 8 日の *Turkish Daily News* が報じたところによると、

「月曜日、首相府人権擁護委員会 (IHDK) 議長の Prof. Ibrahim Kaboglu および同委員 3 人は、政府は同者の意見を聞く意思がないため、これ以上職務を継続することが不可能だと述べて辞任した。議長の話では、『同氏らは職務怠慢で解雇されたのではなく、適切な職務遂行により解雇された。特定の決定を行うと同僚の一部が否定的反応を示し、気に入らないことを提案すると憤慨された。』CNN-Turk テレビがそのウェブサイト上で報告したところによると、政府は 2 月 3 日、議長 Ibrahim Kaboglu を含む 78 人構成の委員会の 14 人の委員が任期を満了したと公表した。記者会見で Kaboglu が話したところによると、同氏の顧問弁護士は委員 14 人の任期満了について政府に提訴した。」 [23s]

- 16.09 2005 年 3 月 28 日に Hellenic Resources Network のウェブサイト HR-Net に記録されたように、

「Ozgur Politika ニュース (2005 年 3 月 5 日) が報じたところによれば、トルコ首相府人権擁護委員会 [BIHDK] の委員 5 人が辞任した。元 BIHDK 委員はそ

の理由を Turkish Human Rights Foundation[TIHV]本部で行われた合同記者会見の場で発表した。合同記者会見を開いた TIHV 議長 Yavuz Onen の話しによると、政府は EU の政治経済基準の遵守を保障するべく、公布された 4 つの適応条項群に法的変更を加えたにもかかわらず、政府は委員会と一度も協議しなかった。また、同委員会の業務は国民の特定の『中間層』に焦点が当てられ、それが政府の反感を買ったと指摘した。」 [49a]

- 16.10 欧州委員会 2007 報告書が記録したところによると、「人権擁護委員会 – NGO、専門家および首相府各省で構成される機関– は、2004 年 10 月の少数派の権利に関する報告書の公表を期に活動を開始し現在に至っている。この報告書の主要著者 2 人に対する訴訟手続が始まった。2007 年 9 月、第 1 審の無罪判決は、破棄裁判所により却下され、現在上告手続が進められている。」 [71d] (p13)

- 16.11 2005 年 8 月の Amnesty International トルコ覚え書の中で述べられたように、

「トルコは、人権関連問題の形態および個人が受けた人権侵害に関する不服の効果的調査とそれに基づく勧告を通じて、人権を推進および保護する有効かつ独立した国家人権機関の必要に迫られている。国家人権機関の役割を果たしているとされる諸機関の現行事例には、首相府付属の県および市町村人権委員会はもとより、上記の不運な人権擁護委員会も含まれる。後者は政府に広く公表された機関である。しかし、Amnesty International は上記の委員会の活動について重大な懸念– トルコと国際人権非政府組織に共通する懸念を抱いている。」 [12i] (独立した人材豊かな効果的国家事件機関の差し迫った必要に関する項目)

REFORM MONITORING GROUP

- 16.12 2007 年 2 月 5 日に在 Ankara 英国大使館が確認したところによれば、(EU) Reform Monitoring Group の構成員は首相府および主要官庁の高官ならびに閣僚で構成される。現在、構成員の改革が進められている。Reform Monitoring Group の役割は、EU 加盟プロセスに関連するすべての改革について、かかる改革の企画立案および日程計画を含む経緯を監督する。従ってその役割は、人権団体よりもはるかに広い範囲に及ぶが、人権関連法案の経過および施行も監督する。 [4c]

- 16.13 2006 年 3 月 15 日に New Anatolian が報じたところによれば、

「改革の履行を監督する役割を担う主要機関、Reform Monitoring Group (RMG)は昨日会合を開き、これまでの履行を見直すと共に今後の改革計画を再検討した。... 政府高官が会合後に記者に話したところによれば、EU の政治改革案に前向きに取り組む政府の決定に変更はなく、その徴候として夏休み前には一部の主要改革案が採択される見込みであった。同情報筋によれば、主要改革案の 1 つは、民間人の裁判廃止を意図する軍事裁判法典の改正になりそうである。伝えられるところによれば、国防省はその問題に関する最終案を作成中とのことである。」 [67a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

HUMAN RIGHTS PRESIDENCY AND HUMAN RIGHTS BOARDS/COUNCILS

16.14 2007 年 2 月 5 日に外務英連邦省の通信文書から入手した情報によれば、

「構成員: 同最高会議は公務員庁である。
 役割: 同最高会議は首相府と同等の事務次官補に直接報告するが、間接的に人権相の管轄下に置かれる。同会議は法（第 4643 号）の下に設立され、多くの責任を有する。それは、

人権問題に関する公的機関の作業を調整すること、
 人権開発を理解および評価すると共に、トルコが国際基準に準拠することを保障すること、
 人権問題に基づく養成期間の抑留および現職省庁職員の人権教育を調整および評価すること、
 人権侵害事件（標準的な調査申請用紙がある）を調査、評価すると共に防止措置について助言すること、
 首相府内で、同類の問題に取り組む他の団体/審議会（例えば諮問委員会など）のための事務局として働くこと、である。」 [4c]

16.15 欧州委員会 2007 の報告によれば、「人権の推進および強化に限って言うと、首相府直属の Human Rights Presidency および 931 の Human Rights Boards は、昨年は 2006 年を上回る申請書を受理した。Human Rights Board による拘禁施設の査察訪問と国が支援する社会奉仕事業は引き続き行われた。しかし、特に人事に関して、上記機関の任務に対する意識向上を図り、適切な人材を配置することが依然として必要である。」 [71d] (p12-13)

16.16 2006 年 3 月 6 日に公表された HRW 報告書『トルコ- 警察署および憲兵隊から独立した監視』の概要の中で述べられたように、

「県知事と同委員会の密接な一体化は、その監視活動の早い段階で監視委員会を設立される一助となり得ると思われたが、訪問派遣団の認識上あるいは実際の独立性を揺るがせた事例が既にいくつか見られている。長期的に見て、今後は監視活動の独立性を高めるべきであり、トルコで最も信頼される全国規模の非政府組織(NGO)を顧問能力にして関与させることで、信憑性と信用が助長されると思われる。委員会の査察訪問活動の報告はまだ少ないが、Human Rights Presidency は近い将来に詳細報告を行うことを約束している。人権委員会を基盤とする暫定的な独立監視体制が大々的に展開されれば、一部の警察部局における高い遵守基準を国全域で矛盾なく適用することが補償できるだろう。」 [9c]

16.17 2007 年 2 月 5 日付の在 Ankara 英国大使館お書簡の中で述べられたように、Human Rights Boards / Councils の構成員は県 850 の郡レベル委員会で構成され、81 の県委員会に報告を行っている。郡委員会は大統領府にも報告義務があ

る。各委員会は、諸団体または基金、地方自治体の代表、現地の報道機関、労働組合、商工会議者、医師、弁護士協会、大学、政党（議会で代表権を持つものに限られる）、県総会の構成員 3 人以上含む、最低 16 人の委員で構成される。その役割は、地方レベルで人権侵害を調査、記録および擁護するために、準独立機関の体系的構造を提供することである。委員会は human rights presidency の流れを汲み、同じ申請用紙を使用する。」[4c]

16.18 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「現在全国 81 県および 850 の自治体に、NGO 間の人権諮問フォーラムとして機能する政府系 human rights council が設置されている。同審議会は様々な不服申し立てを調査すると共に、適切とされた場合は、検察庁への照会を行った。しかし、定期会合の開催または義務の效果的遂行という点では、多くの審議会がそれを怠った。審議会への参加を概ね拒否された人権 NGO の主張によれば、非公選の知事および自治体代表が委員長を務めることもあって、同審議会は権限が少なく、独立性に欠けていた。[5g] (第 4 項)

16.19 欧州委員会 報告書 2007 の中で委員会が述べたところによれば、「 Human Rights Board による拘禁施設および国支援の社会奉仕事業の訪問 は引き続き行われた。」[71d] (p13)

目次に戻る
出典リストに戻る

PARLIAMENTARY HUMAN RIGHTS COMMISSION/ PARLIAMENTARY HUMAN RIGHTS INVESTIGATION COMMITTEE

16.20 2007 年 2 月 5 日付の在 Ankara 英国大使館の書簡が述べたところによれば、その構成員は MP のみで、人権問題に関する議会への陳情書および国際レベルの人権問題（例えばレバノンの爆撃、イラク侵攻など）に対するトルコの対応を含め、様々な局面の人権を監視する役割を有する。そうした監視役に加え、同委員会は国内外の調査訪問を実施し、刑務所および警察署等の査察訪問を行う。[4c]

16.21 欧州委員会 2005 年報告書の中で委員会が述べたところによれば、

「Parliamentary Human Rights Investigation Committee は引き続き人権侵害に関する不服申し立てを回収し、注目度の高い事件に関しては、状況を追跡調査し、必要に応じて補償措置を講じるよう関連当局に要求した。2004 年 10 月から 2005 年 6 月にかけて、1,307 件の申し立てが受理された。」[71b] (p21)

16.22 しかし EC 2006 報告書が述べたところによれば、

「The Parliamentary Human Rights Committee は人権侵害に関する不服申し立てを回収し、事実調査に向けた地域の査察訪問を実施する上で、引き続き積極的役割を果たした。2005 年 10 月から 2006 年 6 月にかけて 864 件の申請書が受理された。2006 年 1 月からいくつかの調査を実施し、3 つの報告書を完成

させた。同委員会は立法任務を持たないため、人権に関わる法令は諮問対象ではない。」 [71a] (p13)

- 16.23 USSD 2006 報告書の記録によれば、「国内法および国際協定の人権規定への遵守を監視する Parliamentary Human Rights Committee は、侵害容疑の調査を行った上で報告書を作成すると共に、拘禁施設の査察も行った。各人権組織の見方では、同委員会の活動は効果的とは言えなかった。」 [5g] (第 4 項)

内務省 INVESTIGATION OFFICE

- 16.24 2007 年 2 月 5 日に在 Ankara 英国大使館が確認したところによれば、内務省 Investigation Office の構成員は公務員で、その役割は警察への様々な申し立てに特定した調査を扱うことである。オンライン申請用紙を利用すればだれでも申請することができる。 [4c]

- 16.25 欧州委員会 2005 報告書の記録によれば、

「2004 年 2 月に設立された内務省の Investigation Office は、国民から寄せられた 1003 件に上る人権侵害の不服申し立てを受理した。この不服申し立ては、同省内の関連当局と共に地方または中央レベルで追跡調査を行う査察官によって評価される。受理された申し立てのほとんどは警察に対するものだった。現時点で、わずか 1 件について警察幹部に対する懲戒処分の実施につながった。この事務所は県警の懲戒委員会の査察も実施し、国内 26 県において拘禁手続および拘禁施設の査察を行った。」 [71b] (p21)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

刑務所査察委員会/刑務所監視委員会

- 16.26 2007 年 2 月 5 日付けの在 Ankara 英国大使館の書簡の中で述べられたところによれば、刑務所査察委員会/刑務所監視委員会の資格も法で定められている。その付託事項に軍事刑務所は含まれない。それぞれは 4 年任期の構成員 5 人で構成される。構成員は 35 歳より上で、しかも法律、医療、心理学、教育等の分野において専門資格がなければならない。政黨員は許可されない。委員は h 刑務所の状況、体制、国内治安等を観察し[原文のまま]、少なくとも 3 カ月ごとに、司法省および Parliamentary Human Rights Commission に提出される報告書を作成する。 [4c]

- 16.27 オランダ外務省報告書 2002 が報告したところによれば、

「2001 年 6 月に採択された法律に従って、刑務所査察特別委員会設立された。査察委員会は刑事裁判所の管轄領域ごとに設立されなければならない。同委員会は、関連分野の裁判官で構成される委員会に 4 年任期で選出された委員

5人で構成される。委員は大学教育を受けた者で、医師、法律専門家、心理学者等の職業を实践する者でなければならない。」[2a] (p67)

16.28 ただし、欧州委員会 2007 報告書の記録によれば、「UN 拷問防止条約選択議定書の批准までは、民間刑務所も軍事刑務所も、独立した政府機関の監視を正式に受けることはない。」[71d] (p14)

16.29 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「政府は CPT 等の国際機関代表者が刑務所を訪問することを許可したが、国内非政府組織 (NGOs)は刑務所に出入りする権利を与えられなかった。国内の人権組織および活動家の報告したところによれば、政府高官および一般市民で構成される刑務所監視委員会は功を奏さなかった。CPT は 2004 年に査察訪問を行い、引き続き政府と協議を行なった。」[5g] (1c 項)

目次に戻る
出典リストに戻る

人権侵害問題に関する憲兵隊調査評価センター(JIHIDEM)

16.30 JIHIDEM のウェブサイト(2006 年 11 月 17 日アクセス)上で述べられたように、

「最近、他国と同様に、トルコにおいて人権は極めて重要な問題である。国民も NGO も人権分野において著しく成長した。この結果、政府機関も人権侵害の防止に向けて多大な努力を行うようになった。人権侵害防止に向けて十分に組織されたにもかかわらず、不服申し立て調査と侵害適用についてはまだこれからである。」[104] (JIHIDEM の目標)

16.31 JIHIDEM のウェブサイト(2006 年 11 月 17 日にアクセス) がまた述べたところによれば、

「憲兵隊人権侵害調査評価センター(JIHIDEM) は、憲兵隊の担当地域において、または憲兵隊関連の職務遂行中に発生する人権侵害の申し立てについて、陳情内容および適用を調査かつ評価する目的で設立された。これは人権侵害に関するすべての申し立てを調査し、申し立てが真実である場合は司法または行政機関による調査を開始し、手続きの結果または進展状況を申請者に通知すると共に、現在の状況について国民に通達されたことを保障するものである。JIHIDEM の目標は、国民に憲兵隊司令部と直接接する人権侵害の申し立てについて自信を持たせ、躊躇しないようにすることである」。

[104] (JIHIDEM の目標)

16.32 JIHIDEM のウェブサイトの補足によれば、「直接または電話、郵便、陳情書、ファックスおよびインターネットで申請することも可能である。」[104] (申請方法)

16.33 2004 年 8 月に在 London トルコ大使館が提供した人権監視に関する情報によれば、「Gendarmes Investigation and Evaluation Centre for Human Rights Abuse Issues (JIHIDEM) は 2003 年 4 月 26 日から憲兵隊総司令本部内で活動

を開始し、憲兵隊の勤務時間中に発生し得る人権侵害問題についての苦情に対処または回答する目的で、24 時間体制で稼働する。」 [60a] (p10)

16.34 トルコ大使館の情報によると、

「JIHIDEM は設立された年に 221 件の申請を受理し、うち 65 件は JIHIDEM の定める人権侵害定義に該当するとみなされ、73 件はその定義外で、憲兵隊の処置に直接関係するものだった。83 件は憲兵隊と全く関係のないものだった。調査対象 65 件の申請のうち、虐待が 19 件、虐待/不当な拘禁が 16 件、無法な捜査が 12 件、不当な留置が 6 件、不服申し立ての強制取下げが 5 件、拷問が 3 県、被疑者の後見権の不遵守が 2 件、生存権の侵害が 1 件、また私生活の侵害が 1 件であった。」 [60a] (p11)

16.35 欧州委員会 2005 報告書の記録によれば、「gendarmerie's Human Rights Violations Investigation and Assessment Centre は 2003 年の設立からこれまでに 162 件の不服申し立てを受理したが、その大多数は虐待または不当な拘禁に関するものである。現在までに、3 件の事件で懲戒処分が講じられた。」 [71b] (p24)

目次に戻る
出典リストに戻る

欧州人権裁判所(ECTHR)

16.36 欧州委員会 2007 報告書が報告したところによれば、

「報告期間を通じて、欧州人権裁判所(EctHR) は、トルコが少なくとも 1 つの ECHR 条項に違反したことを明らかにする合計 330 件の判決を下した。2006 年 9 月 1 から 2007 年 8 月 31 日までに EctHR に提出された新たな申請総数は、前年同期を上回る。これらの新たな申請の 3 分の 2 は、公正な裁判を受ける権利と財産権の保護に言及する。生存権および拷問の禁止が多くの事件の中で言及されている。これまでの改革は EctHR の判決執行については肯定的結果をもたらした。報告期間を通じて、閣僚評議会は反テロ法第 8 条（表現の自由）に基づく有罪判決に対する EctHR の判決および政党の解散に関する訴訟等、いくつかの事件を打ち切った。」 [71d] (p12)

16.37 EC 2007 報告書が報告したところによれば、

「EctHR の判決の多くはトルコで執行が猶予されている。一般的合法措置を要求する問題に関係するものもある。これには特に、表現の自由に対する合法的規制や、特定の状況における国内法廷での再審を禁じるほトルコ憲法の規定などが含まれる。さらに、閣僚委員会は、ECHR の要件に準じる良心的または宗教上の理由で兵役遂行を拒否する者の状況を統制する法的枠組みを導入する目的で、トルコが想定する措置に関する情報を待機中である。」 [71d] (p12)

16.38 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「閣僚委員会が必要な執行措置の採用を待機する以前の他の係争事件は、治安部隊の行動規制および虐待防止に向けた有効な改善措置に関係する。同委員会は残りの係争事件を監視している。キプロス対トルコの事件では、閣僚委員会は4月の会議の場で、教育の権利および宗教の自由に関連して制定された暴力行為を厳密に調査する決定を下した。依然係争中の事件には、キプロス北部のギリシャ系キプロス人の遺産権利に関する規制や失踪者問題などがある。」 [71d] (p12)

16.39 EC 2007 報告書が述べたところによれば、

「全体的に見て、トルコは国際人権条約の批准および EctHR の判決執行については進歩があった。しかし、OPCAT はまだ批准されていない上、ECHR に基づく義務を全面遵守するにはさらなる努力が必要である。」 [71d] (p12)

16.40 2005 年 5 月 12 日に BBC News が報じたところによれば、

「Strasbourg の欧州人権裁判所の判決によれば、トルコで行われたクルド族反乱の指導者 Abdullah Ocalan の裁判は公正を欠くものだった。トルコは - 再審が適切な選択肢であろうと示唆し、法廷で明らかになった不正に取り組む意向を述べた。... 欧州人権裁判所 (ECHR) がその声明の中で述べたところでは、『申請者は独立した公平な裁判所で審理されなかった。』同裁判所の判事は、審判団に軍判事が存在したことはトルコ法廷の判決は公正でなかった可能性が高いと裁決した。判事はやり直し裁判を直接要求しなかったが、『人権侵害に再度取り組む妥当な方法は Ocalan の事件の再審理または再開であろうと述べた。』... トルコは ECHR を設置する欧州評議会の 46 加盟国の 1 つである。大法廷の判決は同評議会加盟国にとって最終決定であり、上訴することはできない。』 [66h]

16.41 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「キプロスの避難民の財産権に関して言うと、2006 年 12 月、Xenidis Arestis 事件で判決を下した裁判所は、その新たな賠償手段は同法廷が指摘した要件を原則として満たしたことを明らかにした。しかし、同法廷は関連するすべての問題について、救済策の有効性を取り上げなかった。」 [71d] (p12)

16.42 クルド族人権プロジェクトおよび英国・ウェールズ法廷弁護士人権委員会に向けた Kerim Yildiz と Claire Brigham の報告書『トルコの人権擁護団体』が報告したところによれば、

「トルコでの HRD の扱いは、改革プロセスおよびトルコの民主化に対する長期的公約を評価する尺度にすることができる。2005 年 9 月に調査および作成されたこの報告書の結論によれば、改革プロセスは対外的にはトルコの法制度に前向きかつ評価に値する多大な変化を起こしたが、HRD に対する国の姿勢の内的変化はまだ起こっていない... KHRP がこの調査を実施した期間に発生した数ヶ月間の介入措置では、HRD に対する刑事訴追事件が引き続き煽られた。トルコ当局にはとても受け入れ難いとみなされた意見を提唱したジャーナリス

ト、政治家および学者に対するみせかけの訴追事件により、表現の自由は息の根を止められた。皮肉なことに、訴追の多くを正当化したのは、表現の自由保護の強化という目的を掲げ、2005年に改正された改正トルコ刑法典の諸規定であった。」 [6b]

16.43 同じ報告がさらに述べたところによると、

「Baskin Oran 教授と Ibrahim Özden Kaboğlu 教授の起訴は改正法案がいかに不成功だったかを明確に証明するものである。Oran 教授も Kaboğlu 教授もトルコ政府が人権基準の遵守を監督する意図で設置した、首相府人権勧告委員会(BİHDK)の委員であった。両教授はいずれも、所属する少数派と文化権利に関する作業部会を通じて報告書を公表したのに続き、改正刑法典第 301 条および 216 条の下に告訴された。この事件は、全国人権研修プログラムの実施がその改変にほとんど役立たなかったと思われるトルコの刑事司法制度により、HRD の作業成果に示された疑念を象徴するものである。皮肉なことに、人権勧告委員会は今回の事件を含め、放送および討議されるべき見解を対象に国が設立したのである。2 人の著名学者に対する起訴処分は最終的に取り下げられたが、告訴されたという事実自体が、ほとんど何も変わらなかったこと、また検察および司法当局が HRD に示した反感が依然として定着したものであることを示している。」 [6b]

22.57 項女性 NGO も参照のこと

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

17 腐敗

17.01 Transparency International は 2006 年腐敗認識指数において、トルコを 163 カ国中 60 位（最も腐敗度が低い 1 位から最も腐敗度が高い 163 位に及ぶ）にランク付けした。2006 年にトルコが獲得した点数は 3.8 点– 2005 年に受けた 3.5 点より若干の向上であった。[55b] その指数は実業家、学者およびリスク分析者のみならず腐敗度の認識に関連し、10（腐敗がない）から 0（腐敗がある）の範囲で差をつける。2007 年にトルコが獲得した点数は 4.1 点– 2006 年の 3.8 点より若干の向上であり、179 カ国中 64 位に位置づけられた。[55a]

17.02 欧州委員会 2007 Report が述べたところによると、

「汚職撲滅に向けて現在実施されている制度調整に関して言えば、首相府は政策決定責任および国際組織との調整を透明性強化・良き統治向上閣僚委員会に委ねている。首相府査察委員会は同委員会に技術および運営上の支援を提供する任務を与えられた。参謀軍事裁判所は現職中將に対し、初めて汚職罪で禁固刑を言い渡した。軍職員 8 人にも有罪判決が言い渡された。上級裁判所は元エネルギー相に対し、契約仲介料の不正問題で執行猶予付き禁固刑を言い渡した。汚職事件、特に地方自治体の汚職は頻繁にメディアで取り上げられた。」 [71d] (p11) (汚職防止政策)

17.03 欧州委員会 2007 Report がさらに述べたところによれば、

「汚職防止戦略の策定については、いかなる進歩も見られなかった。汚職防止政策および活動を策定ならびに評価する中央機関の設立が依然として重要である。査察委員会等の汚職撲滅に関わる諸機関の強化は実現しなかった。汚職に関する情報および統計データ収集を担当する政府機関はない。全体的に見て、汚職は蔓延しており、汚職撲滅における向上はほとんどなかった。」 [71d] (p11)

- 17.04 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report 2006 (USSD 2006)が報告したところによると、

「政府の腐敗は依然として持続的な問題であった。裁判所は 6 月 23 日、実質的理由ではなく手続き上の理由により、Mesut Yilmaz 元首相および前閣僚 Gunes Taner に対する汚職罪を取り下げた。最高裁の措置は正式な無罪判決と同じ効力を持つ。与党 AKP は 2002 年に政権を掌握した直後、汚職調査を行う臨時議会委員会を設立した。同汚職委員会は、議員の免責廃止および議会汚職防止常設委員会の設立を初めとする多数の勧告を作成したが、そのいずれも採択されなかった。 [5g] (第 3 項)

- 17.05 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「在 Ankara 軍事裁判所は 2 月 7 日、元海軍司令官 Ilhami Erdil を、軍事監督官および同氏の官舎の費用に関わる汚職罪で有罪とした。同法廷は Erdil に対し、3 年の禁固刑と 35 ドル (50 リラ) の罰金刑を宣告した上、Istanbul 市内にある同氏のアパートを差し押さえた。同法廷は上記の問題への共謀を申し立てられたとして、Deniz Halide Erdil および Sirin Melek Hekim に 5 カ月の禁固刑を言い渡したが、その後、両者を 418 ドル (600 リラ) の罰金に減刑した。これと同じ様に、同法廷は Erdil 将軍の部下 Kayatunc に 2 年 15 日の禁固刑を言い渡したが、209 ドル (300 リラ) の罰金に減刑した。同法廷は Erdil 将軍夫人 Fusun Erdile に無罪判決を言い渡した。 [5g] (第 3 項)

- 17.06 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、「政府情報の公共利用は法の定めるところであるが、政府は国家治安その他の理由で申請を却下することがあり、しかもそれを訴える機会是与えられなかった。HRF がその年に申請した情報要求は拒絶されたが、それに抗議する機会是与えられなかった。報道評議会の報告によれば、その年を通じて政府情報の利用に関するジャーナリストからの苦情は一件も受理しなかった。」 [5g] (第 3 項)

- 17.07 EC 2007 が続けて述べたところによれば、

「しかし、汚職撲滅を意図する法的枠組みの強化および政府機関の設置においては、全く進歩がなかった。選挙運動の資金調達等に関する法的枠組みの脆弱性はそのままである... Council of Europe Group of States against Corruption (GRECO)が作成したトルコの腐敗に関する 2005 年評価報告書の全 21 勧告の実施に関しては、大きな進展が見られなかった。... 公共部門においては、汚職は中央政府および地方自治体に蔓延する問題である。民間部門では公共部門に比べて限られた次元に止まっていた。...包括的反汚職戦略はもとより、汚職防

止および撲滅制度の効果的实施計画も依然として不十分である。かかる戦略の策定は、最も高い政治レベルで取り組まれる必要がある。」 [71d] (p60)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

18 宗教の自由

- 18.01 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が公表したところによれば、

「宗教の自由は憲法と法律の定めるところであり、実際に政府はこの権利を概ね尊重した。ただし、政府はムスリムその他の宗教集団には多大な制約を課した。法は世俗国家として国家を創設し、信教の自由、信仰の自由に加え、宗教理念の個人的布教はその規定するところであるが、世俗国家の一体性と存続に関する他の憲法規定は、上記の権利を規制する。政府は首相府の権限下に置かれる宗教問題局(Diyanet)を介してムスリムの宗教施設を監督する。Diyanet は 7 万 7,500 に上る登録モスクの活動を統制管理しており、市町村および県の導師を公務員から雇用する。一部の集団、特に Alevis が Diyanet は他の宗派を排除するイスラム最大宗派スンニー派色が強いと主張したのに対し、政府側は、Diyanet は礼拝を要求するすべての国民を平等に扱うと断言した。」 [5g]

- 18.02 USSD 2006 報告書の続きによれば、

「独立した政府機関である宗教基金省(GDF)は、行政上重要ないくつかのムスリム宗教団体活動に加え、その系列教会、僧院、礼拝所および他の関連する宗教財産を管理する。現在、全国約 70 箇所のギリシャ正教会基金、約 50 箇所のアルメニア人正教会基金、20 箇所のユダヤ系基金の他、シリア教会系キリスト教徒、カルディア教信者、ブルガリア正教会、グルジア正教会およびマロン教会基金を含め、161 の GDF 公認「少数派基金」がある。GDF はまた、学校、病院および孤児院等のムスリム慈善宗教基金の管理も担当する。」 [5g]

- 18.03 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「エホバの証人の信者の報告したところでは、信者は正式に登録された宗派でないという理由から、その礼拝に対する政府の嫌がらせは絶えることなく続いた。警察は 25 歳の信者 Feti Demirtas を、同氏が宗派の要求するところに従い良心的兵役拒否を行ったとして、9 回にわたって逮捕および収監した。エホバの証人の上層部によれば、かかる嫌がらせは Feti に限られたことなく、逮捕、法廷審理、言葉による虐待、頭部および身体の蹴り、顔面平手打ち、首絞め、睡眠剥奪、手錠によるドアやベッドへの縛り付け、裸身検査さらに精神分析などがあったという。エホバの証人は 2005 年半ばに、信者に Bursa 県 Akcay のホールで礼拝を行うことを禁じた行政裁判所の決定に上告した。12 月 12 日、同法廷がその事件にいかなる措置も講じなかったことを受け、同団体は迅速審理の要求を提出した。年末の時点でその申し立てにはいかなる決定もなかった。エホバの証人は引き続き法廷闘争に取り組む一方で、結社を結成する活動を展開した。4 月 28 日、在 Istanbul 法廷はその提訴を棄却し、エホバの証人が新設した結社を中止した。検察官のその後の上告手続まで、同団体は結社として集会を行うことを禁じられている。12 月 12 日、同団体は上訴裁判所に迅速審理の要求を提出した。その要求は年末時点で未決定であった。」 [5g]

18.04 USSD 宗教の自由報告書 2007 がさらに報告したところによれば、

「初等教育と中等教育における宗教および道德教育は憲法で義務付けられている。宗教少数派はこれを免除される。しかし、一部の宗教少数派 – プロテスタント等 – は、身分証明書にイスラム教以外の宗教が掲載されない場合は特に、免除取得が困難であった。政府によれば、宗教科目は全世界の宗教を網羅すると主張されるが、宗教少数派が断言したところでは、宗教科目はスンニーイスラム教義を反映しており、非ムスリムが免除対象になるのはそのためだと話した。」 [5e] (第 II 項)

18.05 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「政府と非ムスリムコミュニティ間の対話は続けられた。各省庁の上級職員から成る派遣団は 2007 年 6 月、Istanbul にあるコミュニティの宗教指導者を訪問した。内務省は 6 月 19 日に、非ムスリム系トルコ市民の宗教の自由に関する回状を交付した。その回状は非ムスリム系市民および礼拝所に対する個人犯罪が増加したことを認めている。それによれば、各県知事はかかる事件の再発防止措置を講じ、宗教および信仰の異なる個人への寛容を助長することが要求される。この回状の影響を実際的に評価する必要がある。」 [71d] (p16)

18.06 欧州委員会 2007 報告書がまた述べたところによれば、

「4 月、Malatya においてプロテスタント 3 人が地元プロテスタントコミュニティの出版社で殺害された。その犯罪は反テロ法の下に捜査された。また、「トルコ人アイデンティティの侮辱」罪によるプロテスタントの他の訴訟が、現在厳重な治安措置の中で進行中である。非ムスリムコミュニティの聖職者および礼拝所に対する攻撃が多数報告された。メディアや政府当局を通じて、宣教師は国の一体性を脅かす存在と伝えられ、非ムスリム少数派はトルコ社会の構成者ではないと表現された。非ムスリム少数派に対する悪意を誘発する発言は、これまで未処分のままであった。」 [71d] (p16-17)

18.07 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「非ムスリム系宗教コミュニティ - 宗教団体の組織構造としての - は依然として、法人格の欠如および財産権の規制等の問題に直面している。こうしたコミュニティはまた、その宗教財団の管理および司法措置による財産回復についても様々な問題に遭遇した。礼拝所の建設許可証発行については、地方自治体は県ごとに異なる体制をとっている。これは区画法の恣意的施行につながる可能性がある。一部の教会はその礼拝所を登録することができなかった」。

[71d] (p17)

18.08 2006 年 11 月 10 日に *Zaman Daily* 紙が報じたところによれば、

「トルコ議会は EU 改革案の一環である基金法案を可決した。最大野党の人民トルコ党(CHP) は、トルコが欧州連合の正式加盟国になってから法案を発効すべきだと提案したが、その提案は却下された。同法案は没収財産を少数民族

系基金に返還し、首相府所属の基金総局が海外を拠点とするトルコ基金の資産について調査を開始する権限を与える。同局はトルコ人の国外居住者が欧州人権裁判所で告訴を提起する際に、それを支援する意図で法的手続きを扱うことになっている。...」 [84b]

- 18.09 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「宗教の自由に関して言えば、実際の場におけるこの権利の完全な尊重を助長する環境が国全体になかった。すべての宗教コミュニティが不必要な制約なしに機能できることを意図した、ECHR に準じる法的枠組みは依然として確立されなかった。アレヴィー人および非ムスリムの宗教コミュニティが直面する重大な困難に関しては、報告に値する向上は全くない。 [71d] (p17-18)

18.15 項 アレヴィー人も参照のこと

スカーフ着用

- 18.10 2007 年 1 月に公表された Human Rights Watch (HRW) World Report 2007 の中で述べられたように、

「宗教的理由でスカーフを着用する女性は、依然として高等教育、公職部門および政治生活から排除されている。依然として高等教育を受ける権利を否定される。しかし 2006 年を通じて、その禁止令は国家機関だけでなくさらに広い範囲で適用された。2005 年末、行政最高裁判所は学外でスカーフを着用したことを理由に、1 人の教師 Aytaç Kılınc, の昇進を禁止した。トルコ当局者も、スカーフを着用する母親が子供の学校行事やプールに同伴することを禁じた。何人もの弁護士およびジャーナリストがスカーフの非着用を拒否した理由で、法廷や大学の会合への出入りを禁じられた。」 [9b]

- 18.11 2005 年 2 月 23 日に BBC が報じたところによれば、トルコ議会は過去 5 年間に大学から追放処分を受けた男女 67 万 7,000 人に恩赦を与えた。

「恩赦の対象には、イスラム教のスカーフ非着用を拒否したために大学から追放された女性が含まれる。しかし、スカーフを規制する規則は依然として有効である。トルコはイスラム教と大学および公職にスカーフ禁止を盛り込む国家との政教分離を保守している。過去 5 年間にわたってスカーフ禁止に抵触した理由で国内の大学から追放された少数派はごくわずかであったが、それをめぐる論議によれば、その禁令は恩赦が議会に達する前から重要な争点であった。その規制が発効してからほぼ 10 年もの間、両者 – イスラム教徒と世俗主義国家 – は合意に近づく気配すらない。世俗主義国家側の主張によれば、その禁令は憲法に明記される政教分離を維持するものである。これに対し正統派ムスリムや人権活動家側は、それは表現と信仰の自由を侵害するものだとして批判する。ムスリムが圧倒的多数を誇るトルコの多数派はその禁令が解除されるのをその目で見たいと心待ちにしている。」 [66r]

- 18.12 前記の特赦にもかかわらず、『本質的な背景: トルコの人権問題に関する概観』に関する 2005 年 3 月の Human Rights Watch 報告書が述べたところによ

れば、「宗教上の理由からスカーフを着用する女性は、依然として高等教育、公職部門および政治生活から排除されている。スカーフを着用する女性弁護士は、法廷への入室を禁じられており、Ankara 弁護士会は 7 月、執行官事務所で依頼人への職務遂行中にスカーフを着用した弁護士に対し、懲戒処分を行った。」[9e]

18.13 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「国家評議会は 2 月、教師が学外で日常的にイスラム教徒のスカーフを着用したことを理由に、Ankara 在職教師の幼稚園長への昇進を無効にする教育当局の決定を支持する判決を下した。ジャーナリストおよび宗教権利保護団体の多くの主張によれば、同法廷の決定はスカーフ禁止令を民間領域に有効に浸透させた。これに対し法廷側は、その教師は学校の往復時にスカーフを着用することで、教育の世俗主義の原則に違反したのだと述べた。」[5g]

18.14 2007 年 9 月 28 日に *Sabah* 紙がある記事の中で述べたところによれば、「Diyarbakır のある私立学校は、服装規定に関する自由方針を発表し、学生が着たいものを着用して授業に出席することを可能にした。これにはスカーフを着用して授業に出席する女生徒 2 人が含まれる。教育当局および Diyarbakır の職員は、その適用は規則違反であると話した。」[87a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

アレヴィー派クルド人を含むアレヴィー派

18.15 宗教に自由に関する USSD 報告書 2007 報告書の記録によれば、

「学者の推定によれば、国内のスニー派ムスリムの多数派に加え、シーア派およびスニー派イスラム教の教義を一部取り込み、Anatolia の土着宗教の伝統も取り入れる信仰体系の信奉者、アレヴィー派の数は 1,500 万ないし 2,000 万人とされる。一部の Alevis は、名句集や詩、舞踊による男女合同礼拝を初めとする一儀礼を実践する。政府はアレヴィズムを異端とみなしているが、一部のアレヴィー派と絶対主義のスニー派によればアレヴィー派はムスリムではない。」[5e] (第 1 項)

アレヴィー派の信仰と修練

18.16 「Anatolia のアレヴィー派」の信仰および修練に関する 1999 年の David Zeidan による記事の中で、Middle East Review of International Affairs (MEDIA) が述べたところによると、

「アレヴィー派は過激主義シーア派の分派に属し、過激派シーア派と同じく Ali (Muhammad の従兄弟で娘婿であり、シーア派の伝統によれば、その正当な後継者) の崇拝は神格化に等しい。アレヴィー派は Ali を Muhammad の唯一の合法的後継者とみなす。アレヴィー派はコーランを難解で寓意的かつ (文

字通りではなく) 象徴的な様式で解釈し、イスラム教および5本の柱という対外的形式を拒否する。またコーランに対しては、アレヴィー派は『buyruk』と呼ばれ、教義と儀礼を記載し、重要な指導者が書いたとされる独自の聖典を持つ。アレヴィー派には、nefes と呼ばれる礼拝の賛美歌 もあり、Shah Ismail と Pir Sultan Abdal を讃える。」 [105]

18.17 MEDIA の記事がまた述べたところによれば、

「オブザーバーの話では、アレヴィー派の社会は2つの異なる同族集団に分割される。ocak は Ali、Hussein または聖戦団(ghazi)の子孫を名乗る宗教および社会的エリートで、聖職者階級を構成する。talips (弟子)は構成員を成す。宗教的知見は、コミュニティの宗教的また社会的指導力を担ってきた ocak 族の内部で、口頭方式で伝えられる。アレヴィー派の儀礼(ibadet)は共通で、コミュニティ内の結束の強化 (birlik)と愛 (muhabbet)を意図する。アレヴィー派の儀礼はスンニー派の儀礼と著しく異なる。例えばアレヴィー派は Karbala における Hussein の死の追悼し、Muharram の月に12日間断食する」。 [105]

18.18 MEDIA の記事がさらに述べたところによれば、

「アレヴィー派の宗教生活の中心を成す儀礼は ayn-i cem (略して cem)という祝祭で、羊料理 (lokma)、儀礼用のアルコール飲料、サズ (トルコの民族楽器) に乗せた音楽、舞踊(sema)、儀礼用の灯火と蠟燭の吹き消しが組み込まれる。Anatolia の村では、 ayn-i cem は信頼関係のない部外者がいない状況でしか行われず、夜間に極めて秘密裡に催される。その祝祭は年に一度だけ、長老の指導の下に、助役の協力を伴って個人の自宅で行われ、女性は男性と同等の立場に含まれる。他のアレヴィー派の祝祭日は3月9日に祝うペルシャの正月、Nevruz、Khidr (Elijah, St. George)の名誉を讃える5月6日の Khidirellez の日、また アシュラで完了する12日間の Muharram 断食などがある。」 [105]

18.19 MEDIA の記事がさらに述べた意見によれば、

「アレヴィー派には宗教学の認定奨学金の伝統も、公の場で学ぶ正規の手段もない。むしろ関連する様々な活動、教義、理念および儀礼が合流した形である。スンニー派と異なる他の違いは、宗教行事でワインを使うこと、5日間の祈禱および平伏の非遵守 (アレヴィー派は導師の面前で2回お敬礼するだけである) の他、ラマダン (断食) やハッジ (メッカへの巡礼) (アレヴィー派はメッカへの巡礼を形式的なみせかけであり、真の巡礼は心の内なる世界に入ることだと考えている)、さらにモスクへの参列である。アレヴィー派は改宗および父系相続による内的改心を禁じられた。敵対的部外者の侵入を防護するために、アレヴィー派は厳格な同族結婚に固執する。」 [105]

アレヴィー派の困難と問題

18.20 欧州委員会 2007 報告書が記録したところによれば、

「アレヴィー派は礼拝所(Cem houses または『Cemevi』)の開設が極めて難しい状況にある。Cem houses は礼拝所として認定されていないため、政府から資金援助を受けることができない... アレヴィー派の信奉者が提出した申請に関して ECtHR は 2007 年 10 月、ECHR 議定書第 1 号第 2 条（教育を受ける権利）の違反があったことを全会一致で理解した。裁判所は上記の階級がトルコ社会に広く行き渡る宗教の多様性を考慮していないという政府の認識に注目し、さらにトルコの宗教教育要綱は民主社会に不可欠な客観性と多元性の基準を満たすとはみなし難く、しかも父兄の信念の尊重を保障するしかるべき方法は 1 つもないと考えた。その結果裁判所は、トルコはその教育制度および国内法を ECHR に適合させるべきだと考えた。」 [71d] (p17)

18.21 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「アレヴィー派の cem houses (集会所) には礼拝所の地位がない。Istanbul 県 Kartal 郡内のアレヴィー派は、cem house の建設許可を否定する地方自治体の決定に対し、引き続き告訴を求める構えであった。伝えられるところによれば、Istanbul 県 Sultanbeyli 自治体当局は 5 月、アレヴィー派団体 Pir Sultan Abdal Association が必要な建設許可を取得しなかったとして、cem house の建設を非合法化した。協会幹部の話によれば、自治体行政官とその部下は着工式に参加し、そのプロジェクトを妨害しないことを約束したが、伝えられるところによれば、自治体側は禁止令後も建設を進めたとして提訴した。」 [5g]

18.22 宗教の自由に関する USSD 2007 報告書 がさらに述べたところによれば、

「伝えられるところによれば、Istanbul 県 Sultanbeyli 自治体当局は 2006 年 5 月、アレヴィー派団体 Pir Sultan Abdal Association が必要な建設許可を取得しなかったとして、cem house の建設を非合法化した。協会幹部の話によれば、自治体行政官とその部下は着工式に参加し、そのプロジェクトを妨害しないことを約束したが、伝えられるところによれば、自治体側は禁止令後も建設を進めたとして提訴した。その訴訟は報告期間終了時点で引き続き係争中であった。

Diyanet は登録されたモスクの施設費を補償するが、非公認の礼拝所その他の礼拝所については補償しない。」 [5e] (第 II 項)

18.23 宗教の自由に関する USSD 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「2004 年 1 月、アレヴィー派の 1 人の父兄が、宗教科目の義務教育は宗教の自由を侵害すると告発し、欧州人権裁判所に訴訟を提起した。Zengin 対トルコ政府の訴訟は現在係争中である。

Istanbul 司法当局は 2006 年 11 月、息子を学校の宗教科目から免除することを要求した アレヴィー派の父親に有利な判決を発表したが、Istanbul 知事事務所はその決定に上訴し、同件は報告期間の終了時点で依然として国家評議会（行政事件の最高裁）で検討中であった。全国各地で同様の訴訟が 6 件提起され、報告期間終了時点で、依然係争中であった。」 [5e] (第 II 項)

18.24 2005 年 6 月 22 日に *Turkish Daily News* が報じたところによれば、

「穏健なイスラム教解釈に従うトルコ国内のアレヴィー派は火曜日、政府がその権利を認めない場合は、法に訴え平等を求めて闘うつもりだと警告した。Cem Foundation 代表の Izzettin Doğan 教授の話によれば、『同者らはその日、首相府および教育省に陳情書を提示する意向であり、肯定的回答が得られない場合は、数千人のアレヴィー派が政府に提訴することが見込まれる。』Izzettin Doğan は昨日、新たに結成されたアレヴィー派基金の構成員および弁護士と共に記者会見を行い、アレヴィー派の要求と今後の計画を述べた。Doğan によれば、その主な要求はアレヴィー派信仰の教科書掲載、アレヴィー派の礼拝所建設に向けた政府の財政援助および国家予算からコミュニティへの資金割当であった... アレヴィー派はトルコ人口 7,000 万人のほぼ 5 分の 1 を占めるが、その宗教的修練はスンニー主流派と著しく異なるため、アレヴィー派は分派の地位を否定されており、他のスンニー派と違って政府から財政援助を一切受けていない。」 [23j]

目次に戻る
出典リストに戻る

神秘主義スーフィ教団およびその他の神秘宗教教団と修道場

- 18.25 USSD 2006 報告書の中で述べられたように、神秘主義スーフィ教団その他の神秘宗教教団(tarikats) および修道場 (cemaats) は正式に禁じられているが、tarikats および cemaats は活動を続けており、しかも国全域に浸透していた。これらの神秘宗教教団、修道場その他のイスラム教団に関係する著名な政治および社会指導者は依然として多数存在した。」 [5g]

非ムスリム少数派

- 18.26 宗教の自由に関する USSD 2007 報告書に述べられたところによれば、

「宗教少数派の話では、少数派はその信仰ゆえに政府機関の職務に就くことを阻まれた。キリスト教徒、バハイ教徒その他一部のムスリムは社会から疑惑の目と不信を受け、過激派イスラム分子は反ユダヤ感情を表明し続けた。また、イスラム教から他宗教への改宗希望者は、血縁者および隣人からの公然たる嫌がらせや暴力に遭うことがあった。」 [5e] (概要)

- 18.27 宗教の自由に関する USSD 2007 報告書の続きによれば、

「宗教少数派は礼拝所を開設、維持管理および運営する困難を報告する。法の下では、宗教礼拝は指定された礼拝所でのみ行うことができる。自治体法の規定によれば、礼拝所を指定できるのは政府だけで、その宗教が国内で合法的立場にない場合は、指定場所に適格とされない可能性がある。非ムスリムの宗教礼拝、特に GDF に登録された不動産を所有しない宗教団体に関しては、在外公館所有地または民間の集合住宅で行われることが多い。警察は場合に応じ、キリスト教徒が民間集合住宅で礼拝を行うことを非合法化することがあり、

また非公認の集会を行ったとして、検察当局がキリスト教徒を起訴した事例があった。

「刑法典第 219 条は、導師、聖職者またはユダヤ教指導者その他の宗教指導者が職務を遂行する際に、政府あるいは国家法を「非難または中傷すること」を非合法化する。違反は 1 カ月以上 1 年以内の禁固刑、またその犯罪が他者に対する法の不服従教唆を伴う場合は、3 カ月以上 2 年以内の禁固刑で処罰される。 [5e] (第 II 項)

18.28 宗教の自由に関する USSD 2007 報告書がまた述べたところによれば、「政府当局は非ムスリムの宗教団体に関連する教義の内容に干渉することはもとより、信者間での聖典の公表または利用を規制することもない。ただし、政府公認の宗教に対する侮辱、礼拝の妨害または土地建物の汚損を防止する法的規制は存在する。」 [5e] (第 II 項)

18.29 2007 年 1 月に公表された Economist Intelligence Unit (EIU) 2007 国別報告書が述べたところによれば、

「2006 年 11 月 9 日、トルコ議会は外国人が慈善団体または宗教団体を設立することを認め、国家が差し押さえた非イスラム系基金の財産返還を許可し、さらに非ムスリムが営む基金の新しい不動産取得および海外支部の開設を許可する法律を可決し、部分的にはあるが、トルコの非ムスリム少数派の権利向上を求める EU の要求を満たしたと思われる。Ahmet Necdet Sezer 大統領は 11 月 29 日、憲法に矛盾するという理由で、法案の一部を議会に戻した。しかし、公正発展党 (AKP) が議会における過半数を利用して、可決されなかった法案を再通過させることは可能で、その場合は同大統領が引き続き法の公布を義務付けられるだろうが、その時は同法の見直しを憲法裁判所に陳情することが可能であろう。」 [107] (p17)

18.14 項 [アレヴィー派コミュニティ](#)の状況に関する 18.14 項も参照のこと

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

キリスト教徒

18.30 USSD 2006 報告書が概説したところによれば、

「変節または改宗は法が明示的に禁じるところではないが、変節および宗教改革主義は多くの検察および警察当局から疑惑の目を向けられる。警察は場合に応じてキリスト教徒が宗教文学を配布するのを非合法化した。政府はイスラム教への改宗 92 件およびイスラム教から他宗教への改宗 63 件を含む、157 件の改宗を報告した。伝道活動を行うキリスト教徒は殴打および侮蔑を受けることがあった。警察幹部はキリスト教伝道者と会う大学生を、その家族または大学当局に報告することが許されている。」 [5g]

18.31 欧州委員会 2004 報告書の中で述べられたように、「非公式の推定によれば、キリスト教人口の分布は、アルメニア正教会信者 6 万人、ローマカトリック教徒 2 万人、シリア正教会信者 2 万人、ギリシャ正教会信者 3,000 人、プロテスタント 2,500 人、シリアカトリック教徒 2,000 人、アルメニアカトリック教徒 2,000 人、アルメニアプロテスタント 500 人、カルディア教会信徒 300 人である。」[71c] (p43)

18.32 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「聖職者の養成に対する規制措置は以前と同じである。これらのコミュニティを対象とする民間の高等宗教教育はトルコ法の定めるところではなく、従って公立教育制度にはかかる機会はない。Halki (Heybeliada)ギリシャ正教会神学校は今も閉鎖状態である。2006 年 12 月時点で、外国人労働許可法の細則に基づき、122 人の外国人聖職者がトルコで職務に就いていた。しかしその一方で、トルコでの就労を希望する外国人聖職者が困難に直面する事例や、トルコ人と同等の扱いを受ける権利が保証されない事例が依然として報告されている。」[71d] (p17)

18.33 USSD 2006 報告書が概説したところによれば、

「キリスト教信仰の実践者に対する攻撃は絶えることがなかった。1 月 8 日には、5 人の襲撃者が Adana でプロテスタント教会の指導者 Kamil Kiroglu を激しく殴打した。襲撃者の 1 人は Kiroglu にナイフを向け、キリスト教を放棄しなければ殺すと脅迫した。政府はその事件を何も調査せず、また誰も逮捕しなかった。2 月 5 日、Trabzon 市内で 1 人の襲撃者がカトリック神父を射殺した。ある証人の話によれば、射殺犯は Santaro を背後から撃ちながら「神は偉大だ」と叫んだ。16 歳の少年がその事件で告訴され、同被告は 10 月 10 日に 18 年の実刑判決、10 カ月の禁固を言い渡された。7 月 2 日には、Samsun に住むカトリック神父が襲撃されナイフで刺されて負傷した。警察当局の発表によれば、襲撃犯はその襲撃前に『キリスト教の宣伝活動』についてその神父に不服申し立てを提出していた。同襲撃犯は逮捕されたが、年末時点で事件は依然係争中であった。」[5g]

18.34 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「キリスト教を実践し、長い間様々な都市で家族と暮らしてきた複数の外国人が報告したところによれば、過去に与えられた居住および労働許可の拒否、憲兵隊による監視および本人とその家族に対する脅迫等、政府による嫌がらせ行為は、その年を通じて増える一方だった。これらの人々が報告したところでは、自宅では礼拝をするが、聖書の配布、直接訪問、あるいは同様の活動を引き受けることはしなかった。」[5g]

ユダヤ教徒

18.35 USSD 宗教の自由に関する報告書 2007 に記録されたように、現在トルコにはおよそ 2 万 3000 人のユダヤ教徒が存在する。 [5e] (第 I 項) ユダヤ教徒はその宗派を自由に実践しており、日常生活における差別はほとんど報告されなかった。 [5e] (第 III 項)

18.36 欧州評議会の European Commission against Racism and Intolerance (ECRI) が『トルコに関する第 3 次報告書 2004 年 6 月 25 日採択、2005 年 2 月 15 日公表』の中で概説したように、

「トルコのユダヤコミュニティはそれ程大きくない。少数の単発的な反ユダヤ [原文のまま] 事件を除けば、トルコでは最近まで、比較的平和な存在を享受していた。ユダヤコミュニティ代表の意見では、Istanbul の 2 大シナゴークが標的に含まれた 2003 年 11 月の一連の国際テロ攻撃を期に状況は大きく一変した。これらの事件に加え、ユダヤ教徒という理由だけで個人を身体的に虐待する事件が発生し、少なくとも 1 件は死亡者が出たことにより、今ではユダヤコミュニティに不安な感情が広がっている。」 [76] (p25)

18.37 ECRI 報告書の続きによれば、

「反ユダヤ宣伝は依然として特定部門のメディアに現れ、トルコのユダヤコミュニティをイスラエル国家の政策と同等視する報道機関の記述が削除されるのは珍しいことではないようである。また、人種間の敵意の扇動を非合法化する条項ではあるが、反ユダヤ的発言を公言する者を処罰する場合に必ずしも第 312 条の下で法的手続きが行われるとは限らない。しかし ECRI は警察がユダヤコミュニティの治安向上に取り組み、前述した実行犯 1 人の息子が行った反ユダヤ的発言が政府に告発され、同者に対する告訴手続が司法当局に実施されたことに満足している。」 [76] (p25)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

19 民族集団

- 19.01 2007 年 3 月 20 日に公表された報告書「世界の少数民族の現状」の中で述べられたように、

「欧州諸国から圧力を受けたことで、トルコはここ数年を通じて顕著な向上を示した一方で、少数民族の認定ならびにアルメニア人やクルド人等の少数民族迫害の歴史に取り組む姿勢については、依然として国民アイデンティティの重要問題を抱えている。大きな姿勢について、...2006 年 11 月のローマ法王ベネディクト 16 世の画期的なトルコ訪問では、宗教の自由問題が再燃した。トルコは憲法の上では宗教少数派の実質的権利を保障する世俗主義国家であるが、実際のところは、キリスト教徒およびユダヤ教徒等の非ムスリム少数派やアレヴィー派 - 人口 1200 万ないし 1500 万人のトルコの多数派スンニー派と宗派を異にするムスリム等のムスリム少数派に対する深く根ざした差別が定着している。」 [57b] (p97)

- 19.02 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department (USSD) 報告書 2006, の記録によれば、「全国民に対する単民族の呼称は法の規定するところであり、それは民族集団を民族的少数派、人種的少数派または種族的少数派として認めていない。」 [5g] (第 5 項)

16.01 項 [政府の人権監視](#)も参照のこと

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

- 19.03 しかし、2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会トルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、

「少数派の教育を受ける権利に関しては、2007 年 2 月に発効した民間教育機関法により、当局がローザンヌ条約と関連付けた非ムスリム少数派の学校を維持する権利が再認されている。しかし、トルコの少数派権利への取り組み方は何も変わっていなかった。トルコ当局によると、1923 年のローザンヌ条約の下では、トルコの少数派民族は非ムスリムの宗教コミュニティだけで構成される。実際のところ、当局が同条約と関連付ける少数派はユダヤ教徒、アルメニア人およびギリシャ人である。トルコ当局は同条約を損なうことなく、トルコ国民は、多数派または少数派に属する個人ではなく、法の前に平等な権利を有する個人であると認めている。」 [71d] (p21)

- 19.04 EC 2007 報告書が述べたところによれば、

「2006 年 12 月、OSCE High Commissioner on National Minorities (HCNM) は 2003 年および 2005 年に続いて、Ankara への 3 度目の訪問を実施した。同氏の地域- 特にトルコ南東部- 訪問計画は受け入れられなかった。今後は少数派の公共生活への参加および少数派言語の放送などについて、トルコと HCNM

間の対話を開始する必要がある。これは、トルコが国際基準および EU 加盟国の最良の慣行にさらに準拠するのを助長するものになろう。」 [71d] (p21)

- 19.05 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「トルコは国連市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)の締約国である。しかし、少数派の権利に関する留保に加え、教育を受ける権利について国連経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)を留保したことは由々しき問題である。トルコは国内の少数民族保護のための枠組み条約または欧州地域少数言語憲章に加盟していない。2 人校長体制を含め、少数民族の学校経営は依然として課題である。教科書から差別用語を排除するさらなる努力が必要である。」 [71d] (p21)

目次に戻る
出典リストに戻る

クルド人

- 19.06 クルド人権プロジェクト(KHRP)が作成したトルコのクルド人への人権侵害に関する最近の報告書が述べたところによれば、

「1923 年のトルコ共和国の建国からこの方、トルコはその領域内で独立したクルド民族コミュニティの存在を認定してこなかった。現在トルコには 2000 万人を超えるクルド人が居住し、過去数十年にわたってクルド人アイデンティティの破壊を意図した組織的迫害を象徴する経済的不遇ならびに人権侵害を受けてきた。昨年を通じて、トルコは平等を求めるクルド人の要求をいくらか受け入れたが、やらなければならないことはまだ山ほどある。」 [6c] (p1)

- 19.07 同 KHRP 報告書がさらに述べたところによれば、

「トルコはその EU 加盟の目標において、政治制度の自由化と開放に向けて立案された改革案を実施に移してきた。しかし、昨年を通じて、トルコは拷問、抑圧、表現および結社の自由の否定、そしてクルド人の差別という古い慣習に滑り込まされたことで、トルコの改革案は表面的なものに過ぎず、変化を装うために立案されただけであって、トルコで暮らすクルド人の政治体制も日常生活も、本質的には何も変わらなかったという懸念を引き起こした。」 [6c] (p1)

- 19.08 USSD 2006 の中で述べられたように、「数は不明だが、一部の少数民族は政治問題にも参加した。議員および政府高官には多くのクルド人が含まれた。」 [5g] (第 3 項) 同 USSD 報告書がさらに述べたところによれば、「クルド人市民は大民族言語集団を構成した。数百万人に及ぶ国民がクルド人を名乗り、クルド語を話した。公的または政治的にクルド人アイデンティティを主張する、あるいはクルド語の使用を公然と擁護するクルド人は、検閲、嫌がらせまたは迫害に遭う危険性があった。」 [5g] (第 5 項)

- 19.09 欧州評議会欧州人種差別撤廃委員会（ECRI）がその『トルコに関する第 3 回報告書 - 2004 年 6 月 25 日に採択および 2005 年 2 月 15 日に公表』の中で概説したように、

「推定によれば、トルコ在住クルド人は 1200 万人ないし 1500 万人である。国勢調査では種族的出身は考慮されないため、公式の統計データはない。クルド人は南東部を中心に居住するが、都会傾向に便乗した形で、あるいは当局と PKK 間の数年に及ぶ武力紛争によりその地域を出た者も多い。」 [76] (p20)

- 19.10 ECRI 報告書がまた述べたところによれば、

「人権および基本的自由の分野における憲法および法律改正はクルド人の表現の自由、集会の自由および結社の自由を拡大する一助になると言及することは ECRI の喜びである。しかし、クルド人の場合は、実際の生活では特に、かかる自由は依然として厳しく抑制されている。ECRI は特に、大学でクルド語の授業を支持する陳情書に署名した、あるいは抗議デモを行ったとして、クルド人の学生が逮捕/大学から追放されたことを報告する。... しかし、一方では、平和的手段でクルド人であることを表明した学生が無罪放免になった事例もある。ECRI は、改正法がこの分野における大幅な向上に向けて道を開いてくれることを希望する。クルド語には存在するがトルコアルファベットには存在しない Q、W または X を含む名前を選ぶことは禁じられているが、現在両親が子供にクルド語の名前をつけることは許されている。」 [76] (p22)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

クルド語

- 19.11 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「文化的権利、つまりトルコ語以外の言語放送に関しては、2007 年 3 月に Diyarbakır の新しいラジオ局 Çağrı FM が Kırmanchi および Zaza Kurdish での放送権を獲得した。現在、Kurdish には 4 つの現地ラジオ・テレビ放送局がある。ただし、映画および音楽番組を除いては時間規制が適用される。音楽番組を除くすべての放送番組は、字幕の付記またはトルコ語への翻訳が義務付けられており、これが生放送を技術的に困難にしている。クルド語を教える教育番組は認められていない。この規則に抗議する申し立ては国家評議会を相手に 3 年にわたって係争が続いている。一部の放送局に対する些細な理由による裁判事件は公開裁判で行われた。」 [71d] (p22)

- 19.12 2007 年 1 月に公表された The Human Rights Watch (HRW) World Report 2007, published in January 2007 の記録によれば、「高等ラジオ・テレビ審議会は最終的にその重要措置を講じ、1 日わずか 1 時間ではあったが、クルド語でのテレビおよびラジオ放送を許可した。公の場での少数派言語に対する他の規制も依然として存在する。例えば Diyarbakır 県の裁判所は 4 月に、クルド語で

国内事業を実施したことによる協同組合法違反で Kurdish Democracy Culture and Solidarity Association (Kürt-Der)を営業停止処分にした。」 [9b]

- 19.13 USSD 2006 の記録によれば、「政府はクルド語その他の少数派言語のラジオ・テレビ放送および公での使用に引き続き重大な規制を加えた。」 [5g] (第 5 項)

- 19.14 2006 年 10 月に公表された連邦英外務省の年次報告書 2006 の中で述べられたように、

「政府の改革案は、クルド人コミュニティの文化的権利の向上につながった。例えば、2004 年の放送権利およびクルド語での全国放送開始における法改正により、2006 年 3 月から地方テレビ 2 局と 1 つの地方ラジオ局でクルド語での放送が開始された。2006 年 6 月には、トルコ放送当局 RTÜK が、今後もトルコ語以外の特定言語に対する放送規制をさらに緩和すると発表した。映画や音楽コンサート等の文化番組は時間規制に縛られることがなくなると思われる。しかし、文化番組を除けば、トルコ語以外の言語の番組構成は依然として厳しく規制されている。」 [4n] (p137)

- 19.15 2004 年 12 月に公表された Freedom House 報告書『岐路に立つ国々 2005 – トルコ』が述べたところによれば、「これらの[トルコ語以外の言語]放送の合法化は、クルド人の表現の権利と自由にとって大きな一歩であった。... 放送時間が短すぎることや放送が国营放送局に限定されたことが批判されており、まだ道のりは遠い。しかし、変化の重要性は決して誇張されてはいない。」 [62c] (p16)

15.18 項 高等ラジオ・テレビ委員会 (RTÜK)も参照のこと。

クルド語教育

- 19.16 USSD 2005 報告書の記録によれば、

「その年を通じて、民間のクルド語講座は生徒不足を理由に挙げ、その多くが閉校した。クルド人権擁護団体の話によれば、クルド人の多くは民間講座に登録する経済的余裕がなかった。また同団体の主張したところでは、政府当局は前科記録等、他の講座では要求されなかった広範囲の書類提示に登録に必要としたため、潜在的志願者は怖気づいてしまった。同団体の主張によれば、警察当局が受講生の記録を保管していることを恐れた有望な志願者はその登録要件に威圧され、受講を取りやめた。」 [5b] (第 5 項)

- 19.17 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「母親がトルコ人でない児童はトルコの公立学校制度では母国語を学ぶことができない。かかる教育は民間教育機関でのみ提供することが可能である。クルド人の場合は、2004 年を通じてかかる講座はすべて閉鎖された。現在は、公立および私立学校制度のいずれにもクルド語を学習する機会是与えられていない。」 [71d] (p22)

- 19.18 しかし、2006 年 10 月に公表された英連邦外務省年次報告書 2006 が述べたところによれば、

「2004 年に開校した民間のクルド語講座は、2005 年に『需要不足』で閉鎖された。元講座運営者によれば、高額な授業料と教育課程の規制も重要な閉鎖要因であった。クルド民族主義政党 DEHAP (DTP と合併) は 2005 年に、公立学校でのトルコ語以外の母国語教育を要求する運動を展開し、それを可能にするための憲法改正を要請した。現行憲法の規定によれば、学校内で母国語として使用できるのはトルコ語のみであり、トルコ語以外の言語での政治運動は依然として違法である。」 [4n] (p137)

- 19.19 2005 年 5 月 26 日に *Turkish Daily News* が報じたところによれば、

「高等上訴裁判所の法律問題総合委員会は、教職員労働組合(Eğitim-Sen)を閉鎖しないとした下級裁判所の決定を逆転することを全会一致で決定した。Eğitim-Sen に対する提訴は、トルコの公用語をトルコ語と規定し、国がトルコの費用で他言語を教授することを禁じる憲法諸条項に基づくものであった。Eğitim-Sen's 綱領は地方の方言および言語の教育を認めている。」 [23d]

- 19.20 2005 年 6 月 3 日に *Turkish Daily News* が報じたところでは、「教職員労働組合(Eğitim-Sen) は、労働組合を閉鎖しないとした下級裁判所の決定を逆転判決する最高裁の判決に対し、欧州人権裁判所に上訴する意向である。」 *Anatolia* の報道機関が報じたところによれば、Eğitim-Sen 委員長は昨日、そう話したという。 [23ao]

親クルド政党

政党の詳細に関しては、[附属書 B](#) を参照のこと

- 19.21 欧州評議会欧州人種差別撤廃委員会 (ECRI) がその『トルコに関する第 3 回報告書 - 2004 年 6 月 25 日に採択および 2005 年 2 月 15 日に公表』の中で概説したように、

「ECRI が述べるところによれば、結社の自由という重大項目に関しては、この分野における結社の自由侵害について、幾度となく政府に不利な判決を下した欧州人権裁判所の判決にもかかわらず、クルド人コミュニティの利益を代表する政党の禁止令は依然として有効であった。ECRI が承認を得て述べることによれば、憲法および法改正が行われれば、その後は政党の非合法化はより困難になるだろう。それに加えて、今後は警告や補助的な 制裁措置、例えば財政援助の撤廃等が、完全な政党の非合法化に代わるまたは優先する可能性もある。」 [76] (p22)

目次に戻る
出典リストに戻る

HADEP

19.22 オランダ外務省 2002 の報告によれば、

「クルド系 HADEP [人民民主党]は、非合法化された HEP、DEP および ÖZDEP の後継党として 1994 年に設立された。...HADEP はクルド人の文化的権利の拡大およびクルド人問題の平和的解決を求めて活動を展開する。同党は暴力に訴えないことでその立場保持してきた。同党は多数の県および郡区の地方支部を運営する他、多くの自治体で女性部および青年部を運営する。トルコ当局は HADEP を PKK の政治部門とみなしている。従って同党は当局から疑惑の目を向けられている。HADEP は PKK との直接的関係はないが、同じ支持層に大きく依存する。」 [2a] (p131)

19.23 2003 年 3 月 13 日に BBC が報じたところによれば、

「トルコ憲法裁判所は、反乱集団との関係を申し立てられたとして、国の主要クルド系政党[HADEP] を非合法化した... 同法廷は前党首 Murat Bozlak を含む同党員 46 人に対しても、今後 5 年間の政治活動を禁止した。HadeP は昨年 [2002 年] 11 月の選挙に出馬しなかったが、その候補者は民主人民党の傘下で立候補した。...HadeP および Dehap はいずれもクルド民族主義党を名乗らないが、両党とも、クルド人が集中する南東部に暮らす国民の権利を守るのは自身だと言う。」 [66q]

HADEP 党員証

19.24 「トルコ: 人民民主党 (HADEP) と民主人民党 (DEHAP) がトルコ国内外に居住する党員に党員証を交付」と題された 2005 年 4 月 28 日付けの在オタワ Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査報告書の中で同委員会が述べたように、

「トルコ憲法裁判所の HADEP 解散命令に先立ち、実際に占有することは党の投票者や支持者間では珍しいことだったが、HADEP がトルコ在住議員に党員証を交付したのは確かであった。元調整担当によれば、これによって国の標的に特定される可能性が高まり、議員の多くは HADEP 党員証の携行現場を警察や軍職員に抑えられる危険を回避する方を選んだため、数百人の議員のうち証明書を携行した者はごくわずかだった。党員証は各自治体の党事務所を通じて申請することが可能で、承認が得られれば県支部(il orgutu)を通じて、当初は普通の白紙に印刷されたただけであった証明書が交付される。しかし、HADEP の調査の結果、他党員が監禁目的で証明書を偽造し、同党への所属を訴えたことが明らかになり、加盟手続きおよび証明書は変更された。」 [7e]

19.25 在オタワ Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査がさらに述べたところによれば、

「修正された HADEP 加盟手続の下では、Ankara の党事務局長だけが証明書を交付することができた。また、党員は党の郡事務所(ilce orgutu) で申請を行い、党員または党事務所で確認された現職支持者 2 人の推薦状を提出しなければならなかった。申請書はその後県支部に送付され、そこから Ankara の党事務局長に送付され、最終承認を得ることになる。公認党員は正式な党員証を受け取るために、県事務所で署名することが義務付けられた。現在の党員証は、偽造および複製を防止する意図で特殊な押印を施したプラスチック製「高級品」であった。」 [7e]

HADEP の血縁者

19.26 オランダ外務省 2002 の報告によれば、「HADEP 党員の血縁者は、血縁者の 1 人または複数が HADEP 党員であるという理由だけでトルコ当局の迫害を恐れる必要はない。しかし、特定の場合、例えば自治体レベルの現職 HADEP 党員の一等または二等親血縁者の場合は、血縁者の活動を理由に国から厳重に監視される。」 [2a] (p136)

19.27 トルコ: クルド労働者党とトルコ・ヒズボラ、組織の現状および構成員、支持者および共鳴者の扱い(2006 - 2007)と題された 2007 年 6 月 6 日付けの在オタワ Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査の中で述べられたように、

「トルコでイスラム政治を専攻するシカゴの Loyola University の政治科学科助教授が調査理事に送付された 2006 年 4 月 28 日の書簡の中で述べたところによれば、PKK [クルド労働者党] とトルコ・ヒズボラはトルコからテロ組織とみなされた。またメディアの報告によれば、PKK はトルコ、米国および欧州連合にテロ組織とみなされている。PKK およびトルコ・ヒズボラの両構成員に対し、何件ものテロ犯罪を伴う刑事告訴が提起された。例えば、Diyarbakir 市内の刑務所の収監者 512 人中 258 人がトルコ・ヒズボラの構成員であると言われ、224 人が PKK 党員だと考えられている。

「両組織の構成員、支持者および共鳴者になることはトルコでは違法である。両組織と何らかの関係を疑われる国民は治安部隊から嫌がらせを受けており、その人権侵害は珍しくない。欧州連合の要求する改革案により、トルコの法体制は自由化されたが、その適用にはほとんど進歩が見られなかった。」 [7b]

DEHAP

19.28 左翼政党、特に人民民主党 (HADEP) および民主人民党 (DEHAP) の構成員、支持者および共鳴者の現状と扱いと題された 2004 年 9 月 21 日付けの在オタワ Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査の中で述べられたように、

「1997 年に結成された民主人民党(DEHAP)は、トルコにおけるクルド人の権利拡大を擁護するクルド系政党である。2003 年 6 月に DEHAP の党首に就任直後、Tuncer Bakirhan はある取材の中で、DEHAP はもはやクルド人だけの政党

ではなく、これからは全トルコ国民の政党にしていこうと指摘した。つまり、連合野党も分裂も支持しないということである。HADEP の市町 35 人は HADEP の非合法化を懸念して、憲法裁判所の判決が出る前の年に DEHAP に合流した。しかし、上訴裁判所の検察長官は HADEP が非合法化されるとすぐに、[2002 年 11 月]の議会選挙に出馬した方法に不正があるとして、DEHAP の非合法化を求める陳情書を提出した。」 [7f]

19.29 USSD 2006 報告書が述べたところによると、

「DEHAP は年初に DTP として再構成したにもかかわらず、分離主義の容疑で DEHAP の活動停止を求める訴訟事件の憲法裁判所での審理は、2006 年末時点でまだ係争中であった。その年[2006 年]を通じて、警察は十数か所の DTP(元 DEHAP)事務所、特に南東部の事務所を強制捜査し、数百人の DTP 幹部および構成員を拘禁した。憲兵隊と警察は言葉の暴力、大会での恣意的拘禁および検問所での拘束を通じて、日常的に DTP 構成員に嫌がらせをはたらいた。治安部隊も DTP の共鳴者と確信する村民に度々嫌がらせを行った。治安部隊は被拘禁者の大半を短期間で釈放したが、たいていは非合法組織の支持または分離主義の扇動を理由に裁判にかけられる者も多数いた。6 月 10 日、DTP 所属の Cizre 市長 Aydin Budak は分離主義者の広報活動に参加したとして、1 年 3 カ月の実刑を受けた。7 月 27 日、Erzurum 県第 2 重刑裁判所は DTP Erzurum 県委員長 Bedri Firat に対し、伝えられるところによればネヴルース(旧正月)の式典中に行われた講演で PKK を支持する宣伝文句を発言した罪で、2 年の禁固刑を言い渡された。」 [5g] (第 3 項 選挙と政治参加)

19.30 USSD 2006 報告書がさらに記録したところによれば、「元 DEHAP 党首で現 DTP 副党首 Tuncer Bakirhan は、表現の自由について 60 有余の審査と 25 回もの裁判を受け、年末時点で依然係争中であった。」 [5g] (第 3 項)

19.31 2005 年 2 月に公表された Norwegian Country of Origin Information Centre の『トルコ事実調査派遣団の報告書(2004 年 10 月 7 日から 17 日)』の中で述べられたように、

「Diyarbakır 県の DEHAP 党首 Celalettin Birtane の主張によれば、ここ数年を通じて、DEHAP および(2003 年 3 月に非合法化された)その前身 HADEP の構成員および幹部は治安職員から日常的に嫌がらせ行為を受けてきた。嫌がらせ行為は、言葉による暴力、恣意的拘禁および逮捕から様々な形態の刑事弾圧や司法弾圧まで多岐に及んだ。Birtane の指摘によれば、2004 年を通じて同党に対する政府当局の姿勢は『以前より緩和』(同氏が言及したのは Diyarbakır 県の現状のみであり、トルコ南東部の他の地域の現状を説明できないと明言した。)」 [16] (p25)

19.32 同ノルウェー報告書がさらに述べたところによると、

「治安部隊は市民活動に介入する際、例えば抗議デモを解散させるために、依然として武力を行使する。かかる状況で逮捕される者は、通常では『非合法組織の支持』、『分離主義の扇動』、または『集会および抗議デモ法の違反』

を理由に裁判を受ける可能性が高い。 Human Rights Foundation の話によれば、平和的方法で異議表明の権利を行使しようとする者は、依然として嫌がらせ、殴打または刑事告訴に遭遇するおそれがある。」 [16] (p25-26)

目次に戻る
出典リストに戻る

民主社会運動 (DTH)/民主社会党 (DTP)

- 19.33 トルコ:民主社会党 (DTP) の現状および構成員、支持者および共鳴者の扱いと題された 2007 年 6 月 7 日付けの在オタワ Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査の中で述べられたように、

「DEHAP 党員は 2005 年 11 月 9 日、DEHAP が非合法化される恐れを懸念し、その先を制する形で民主社会党(Demokratik Toplum Partisi, DTP)を結成し、DEHAP 直属の全市町長、党員および指導者が DTP に加盟する結果になった。DEHAP は 2005 年 12 月に正式に解散した。DTP は Ahmet Turk と Aysel Tugluk を共同党首とする。Turkish Daily News は DTP を極左翼系のクルド主義政党と呼んだ (2006 年 6 月 13 日)。Agence France-Presse (AFP)によれば、DTP 指導者はクルド分離主義集団とも言うべきクルド労働者党 (PKK) との共謀罪で頻繁に起訴されている。

メディア、人権団体および政府情報筋の報告によれば、何人もの DTP 指導者が密告あるいは投書により逮捕され、有罪判決をうけた。2007 年 5 月にウェブサイト EurasiaNet に公表されたある記事が報告したところによれば、民主社会党 (DTP)は 2006 年に発生した多くの強制捜査と数百人に上る逮捕と併行して何人もの最高幹部が逮捕または収監され、一部の事務所が警察の強制捜査を受けるといふ弾圧に耐えてきた。」 [7c]

- 19.34 2007 年 6 月 7 日付けで Canada Immigration and Refugee Board がさらに述べたところによれば、

「2006 年 7 月に AFP が報じたところによれば、Ankara の検察当局は PKK 指導者 Abdullah Ocalan の収監に関するクルド語のビラを配布した罪で DTP 指導者 Ahmet Turk および Aysel Tugluk を起訴した。2007 年 2 月、同 2 名は『犯罪者を賞賛する』[翻訳文]で有罪とされ、18 カ月間の禁固刑を受けた。Ahmet Turk は 2007 年 3 月 6 日に、Abdullah Ocalan に言及する際にトルコ語の賛辞を使ったことについて、これは PKK 指導者を是認する表れとみなされるとして、さらに 6 カ月の禁固刑を言い渡された。2007 年 2 月、トルコ Karapinar クルド人郡行政官 Zulkuf Karatekin は、クルド系民主社会党(DTP)党員に公用車を使って指名手配中の PKK 指導者 Abdullah Ocalan の生誕を祝う記念樹を植栽することを許可したとして、3,000 リラの罰金を受けた。

「Ardahan の刑事裁判所は 2007 年 5 月、DTP 代表をトルコ議会と議員を『中傷および侮辱』する発言を行った罪で起訴した後、同氏に 10 カ月の禁固刑を言い渡した。またトルコ上訴裁判所の検察官は 2007 年 5 月に、DTP の著

名指導者 Leyla Zana を含む党员 116 人について、その犯罪歴を理由に DTP に対し除籍を命令した。DTP はそれが 遵守しない場合は、過去に 4 つのクルド系政党が非合法化されたのと同じ方法で、同党の閉鎖も辞さない意向を言い渡された。」 [7c]

目次に戻る
出典リストに戻る

19.35 2006 年 2 月 24 日に NTV テレビが報じたところによれば、

「民主社会党 [DTP] 党员および支持者は、同日朝に Agri 県 Dogubeyazit の党事務所を強制捜査した警察に抗議した。警察とデモ参加者間で一時的衝突が発生した。同日朝、警察は検察事務所の捜査令状を受け取った後、党事務所を強制捜査した。警察は 1 時間にわたって建物内を捜索した。党员および同調者はその間、事務所正面に結集し建物内に突入しようとした。警察とデモ参加者間の言い争いは一時的衝突に発展した。デモ参加者は石を投げつけ、一部の警官が負傷した。別の集団が合流し、群集は膨れ上がった。警察は威嚇射撃したが、集団を建物から追い出すことに成功したのは、現場に駆けつけた憲兵隊が治安措置を講じた後だった。」 (在 Ankara 英国大使館を通じて内務省に提供された BBC Monitoring の調査から伝えられた 2006 年 2 月 24 日のトルコ民放テレビ局 NTV による報道内容) [61a]

19.36 2006 年 3 月 7 日に同 NTV テレビが報じたところによれば、

「民主社会党 [DTP] は PKK の武装解除に向けて 2 段階の解決策を提案した。DTP の共同党首 Ahmet Turk は、トルコ国民の一体化と明るい未来のために、それを成し遂げなければならないと話した。トルコは DTP 党员の市長を同席させ Isutanbul で記者会見を行った。同党首は、持続的解決に向けた第 1 段階として、昨年 8 月に達した決定に従い、PKK [クルド労働者党] の武装行為を終結させなければならないと強調した。同氏は、第 2 段階は PKK 武装組織を国外追放することだろうと付け加えた。そして、このような方法で、民主的な解決計画の枠組み内で PKK の武装解除が可能になる新たな時代の前兆を示すことができる」と述べた。 [Amsterdam Firat News Agency によれば、クルド民族主義と PKK、Ahmet Turk を支持する FNA は、『3 段階』の提言を作成した。第 1 段階は『クルド語の禁止を撤廃し、クルド人居住地域にトルコ人と同じクルド人の地位を獲得することだった。政党法および選挙の最低得票率を改変し、全国民が政治代表になる権利を与えられなければならない。DTP は政治犯の大赦を社会平和と民主政治の発展に不可欠だと考える。』FNA の報道によれば、解決計画の第 2 および第 3 段階は、NTV が報じた解決案と同じである。]」 (在 Ankara 英国大使館を通じて内務省が入手した BBC Monitoring の調査から伝えられた 2006 年 3 月 7 日のトルコ民放テレビ局 NTV の報道内容) [61b]

PKK/KADEK/KONGRA-GEL と南東部における紛争

19.37 PKK は 2002 年 4 月 4 日にクルド自由民主会議 (KADEK) に改称した。 (The Washington Institute for Near East Policy Focus #48m、2005 年 10 月) [42a]

2003 年 11 月、同党は Kongra-Gel (クルド人民会議)を名乗った。(Europa) [1a] (p1194) 2005 年 4 月 4 日にクルド系オンライン新聞 *KurdishMedia* が(AFP を引用して)が報告したと心によれば、

「クルド語の報道機関が月曜日に報じたところによれば、トルコの武装ゲリラクルド系運動組織は 3 年間で 2 度の改称を経て、その名称を当初の PKK に戻した。MHA 報道機関によれば、構成員 205 人の『会議』で、トルコおよび西側諸国からテロリストとみなされており、現在も『Kurdistan 山岳地帯』に集結し、Kurdish の頭文字が PKK である設立当初の名称、クルド人労働党に戻すことを決定した。」 [93b]

19.38 欧州委員会 2007 報告書に述べられたように、

「PKK その他のテロ集団による攻撃状況はさらに悪化した。PKK は EU テロ組織リストに掲載される。年初以来、多数の死傷者を出すことになった数百件に上るテロ攻撃が記録された。5 月 22 日に Ankara で発生した自爆事件は、9 人の命を奪った。国中の国民を標的とするテロ攻撃は増加する一方であった。」 [71d] (p23)

19.39 EC 2007 報告書の続きによれば、

「2007 年 6 月から 12 月にかけて、イラクとの国境に沿った 3 県の地域を網羅する 3 つの安全区域がテロ防止戦の一環として確立された。この区域には、立ち入り規制を初めとする厳重な治安措置が適用される。2007 年 10 月 17 日、議会は北イラクに軍事介入する権限を政府に与える動議を採択した。」 [71d] (p23)

19.40 2005 年 4 月 6 日に Zaman が報告したところによれば、トルコ軍はトルコ南東部の Sirnak および Hakkari 市周辺の国境地帯に駐留するテロ組織、クルド人民会議 (PKK/Kongra-Gel) に対する攻撃を開始した。

「5 日間に及ぶ掃討作戦で 9 人のテロリストが死亡し、武器が押収された他、1 人の軍曹が処刑された。治安部隊が提供した情報によれば、過去 6 年間で最大かつ最も広範囲の作戦が実行されている。その作戦は陸海両方から実行されている。その作戦には旅団 2 隊および暫定村落部隊 2000 人も参加した。作戦は国境地帯に移動し、伝えられるところによれば、テロリストの武装設備および兵舎[原文のまま]を差し押さえた。その地域には 1500 人のテロリスト[原文のまま]が潜伏していると推定される。作戦は 3 月 31 日に、PKK テロリストがイラクからトルコへの通過地点に利用する場所である、岩の多い Cudi Mountain で開始された。欧州連合 (EU) および米国のテロ組織リストに掲載されることを避ける目的で改称を繰り返している PKK は、3 月 28 日から 4 月 4 日にかけて会議を再編し、新 PKK 結成を宣言すると共に 5 月 6 日まで新組織の祝賀を行うことを要求した。」 [84a]

19.41 2005 年 4 月 15 日に BBC が報じたところによれば、「当局職員の話では、トルコの治安部隊はトルコ南東部でクルド人準軍事集団、PKK の構成員 21 人

を殺害した。同職員によれば、3 日間にわたり Siirt 県で行われた掃討作戦で、トルコ軍も 3 人の犠牲者を出した。それは 1999 年に PKK が一方的に停戦を宣言して以来、その地域では最大規模の衝突であったと報じられた。」[66k]

- 19.42 2005 年 7 月 2 日に BBC が報じたところによれば、「トルコ東部における旅客列車への爆弾攻撃で 6 人が死亡、少なくとも 12 人が負傷した...その列車は Bingol 県 Elazig 町から Tatvan 町へ向かう途中で、乗客 45 人が乗車していた。...鉄道職員はクルド準軍事集団、PKK の仕業だと話した。軍職員の話によれば、死亡したのは警備員であった。」[66j]

- 19.43 2005 年 7 月 9 日に *Turkish Daily News* が報じたように、

「Anatolia の報道機関が報じたところによれば、内務相 Abdulkadir Aksu のは、2005 年 5 月の時点で、テロリスト 65 人が死亡し、43 人が逮捕された他、41 人が治安部隊に投降したと話した。同相は議会の正式質疑に回答中であった。Aksu によれば、『治安部隊は秘密情報収集およびテロ組織攻撃の防止作戦を増強した。』そして、『2004 年を通じて合計 99 人のテロリストが死亡し、139 人が逮捕された。』さらに同氏の言及によれば、最近 Mersin において、女性 1 人を含む PKK 構成員 2 人が、PKK 海外駐屯キャンプでの訓練後に実施が予定された攻撃計画中に逮捕された。」[23k]

- 19.44 2005 年 7 月 10 日に *Turkish Daily News* が報じたところによれば、

「陸軍は南東部の守備体制を増強すると共に、トルコ西部の特殊指令部隊を再配備し、街道沿いに兵士と戦闘[原文のまま]車両で警備する検問所を再設置している。... 戦闘は依然として遠隔地を中心とする限定地域に発生しており、1984 年から 1999 年にかけて勃発し、約 3 万 7000 が死亡した紛争に比べればその強度ははるかに低い。クルド人の自由を拡大するトルコ当局の改革案は PKK に対する国民の支持を低下させ、また過激派死者の葬儀が暴力で妨害されることが増えたことにより、暴動が都市地域に波及する高い可能性が示唆された。...およそ 5,000 人と推定される過激派は、指導者 Abdullah Öcalan の逮捕に続く停戦宣言後、1999 年に北イラクに退却した。うち少なくとも 1500 人は越境してトルコ国内に戻り、武器や爆弾を持ち込んだと見られている。」[23r]

- 19.45 2005 年 7 月 17 日に Aljazeera.net で報告されたところによれば、

「比較的穏やかな数年を経て、トルコ南東部地域は再び兵士とクルド人ゲリラ間の武力衝突に直面しつつある。先月、その地域ではトルコ人兵士 20 人が地雷および奇襲攻撃で命を失い、その一方で軍は最低 1 万人の兵力を伴うクルド労働者党(PKK)ゲリラに対し掃討作戦を実行した...Buyukanit が[2005 年]5 月に報道機関に話したところによれば、『テロリストの脅威は今、さらに深刻である。』そして、『テロリストは国中に浸透しつつある。』これは北イラクの近隣 PKK 基地 - 通常は米国の援助を受ける Baghdad 政府の支配下にある領域の事であった。...PKK は昨年その一方的停戦を破棄し、それを期に戦闘状態が復帰した。...Diyarbakir Human Rights Association (IHD)の Selahattin Demirtas 代表によれば、『国民の不安は大変なものである』。『国民はその殺し合いが

以前のように続くのではないかと恐れている。』その地域の住民の多くも、PKK が 5 年以上にわたって停戦を宣言したのに対し、当局が合意しなかったことに失望し怒りを顕わにしている。」 [68]

- 19.46 2005 年 9 月 12 日に *Turkish Daily News* が報じたところによれば、南東部および東部で別々に発生した PKK との衝突事件で、兵士 5 人が死亡した。 [23c] 2005 年 9 月 23 日に同紙が報じたところによれば、PKK が 10 月 3 日にその『停戦』を延期した数時間後に、治安部隊は Van 市東部で PKK のテロリスト 3 人を殺害し、3 人以上を逮捕した。 [23a] 2005 年 9 月 27 日 *Turkish Daily News* が報じたところによれば、「知事庁舎が昨日発表した声明では、トルコ南東部の Şırnak-Hakkari ハイウェイ警備を担当する部隊に実行されたテロ集団クルド労働者党 (PKK) の武装攻撃で、臨時村落自警団員 2 人が武装攻撃で死亡した。」 [23b]
- 19.47 USSD 2005 の記録では、「HRF [Human Rights Foundation]によれば、[2005 年]を通じて、地雷および不発弾による事故で、市民 19 人が死亡し、49 人が怪我をした。治安部隊も PKK も地雷を使用した。政府によれば、その年の 11 月に発生した武力衝突で、市民 34 人、治安部隊職員 100 人およびテロリスト 160 人が死亡した。衝突事件のほとんどは南東部で発生した。 [5b] (Section 1a)
- 19.48 トルコに人権侵害に関する IHD (Human Rights Association) の 2005 バランスシートの記録によれば、治安部隊職員 316 人、武装過激派 179 人および民間人 1 人の他 69 人が地雷事故で死亡した。負傷者の数字は、それぞれ治安職員が 243 人、武装過激派が 1 人、民間人が 9 人他、地雷による負傷者は 161 人であった。 [73a] (生存権の侵害 - 地雷および不発弾の事故)

PKK の血縁者

- 19.49 UNHCR Directorate for Movements of Persons, Migration and Consular Affairs が 2001 年一般報告の中で述べたところによれば、
- 「PKK に所属する 1 人または複数の家族を持つことが確認または疑念される者は、当局から何らかの形で注目される可能性がある。特に親族等身および血縁者の PKK 内での (疑われる) 地位によっては、家族構成員は様々な程度の脅迫、嫌がらせ、社会的妨害、取調べおよびそれに類する問題を被る可能性がある。本人が潜在的容疑者でないのと同じ頻度でそうなる可能性があるという理由から、PKK 構成員 (の疑いがある者) の家族が当局の監視下に置かれ、取り調べや捜査対象になることは十分考えられることであり、多くの場合かなりの確率で発生する。トルコ当局は多くの場合、PKK 支持者の血縁者であれば同党に共感を抱くはずだと考える。しかし、同当局が PKK (の疑いがある者) の血縁者が PKK とは何の関係ないと納得する場合は、血縁者が弾圧を受けることはない。」 [20]
- 19.50 同報告書がさらに述べたところによれば、「PKK に所属する 1 人または複数の血縁者を持つが、結果的に当局の重大な障害にならない者は数え切れない程

存在する。Abdullah Öcalan や Şemdin Sakık 等の著名な PKK 支持者の家族は、常時当局の監視下に置かれ、一定の圧力を受けながら生活する可能性が高かったが、PKK 指導者との関係を理由に実際に弾圧されることはなかった。Öcalan の家族は İmralı 島で行われた同氏の裁判に出席した。Sakık の兄弟の 1 人は公に政治活動を行っている。」 [20]

目次に戻る
出典リストに戻る

NEWROZ/NEVRUZ の祝祭

- 19.51 オランダ外務省報告書 2002 で概説されたように、Newroz (またはトルコ語で Nevruz) はクルド人、ペルシャ人および中央アジアの人々が 3 月 21 日に祝う正月である。 [2a] (p87)
- 19.52 USSD 2005 報告書の記録によれば、2005 年 3 月、警察は多くの都市で Nevruz の祝祭に警官を投入した。HRT は Siirt 県で警察と祝祭参加者間の衝突が発生したと報じた。Edirne では、大勢の地元 DEHAP 幹部および学生が Nevruz の祝祭に関連して拘留された。HRF によれば、Siirt 県では警察が Nevruz の祝祭を妨害したことに対し、警察署に投石した青年が警察から殴打された。 [5b] (2b 項)
- 19.53 欧州委員会 2007 報告書の記録によれば、「クルド人の正月(Newroz)の祝祭期間、暴力事件はほとんど報告されなかった。」 [71d] (p15)

アラブ人

- 19.54 世界のマイノリティ事典 (1997)によれば、「Urfa 県、Mardin 県、Siirt 県および Hatay (Alexandretta)県には、全体でおよそ 100 万人のアラブ人が居住する。大多数を占めるスンニー派トルコ人と異なり、スンニー派アラブ人は(多くのスンニー派クルド人と共通点がある) Shaf'i の伝統に属す。家庭以外で母国語を使用する機会を否定されており、教育機関でのアラビア語の使用は非合法化されている。」 [57a] (p382)
- 19.55 世界のマイノリティ事典の続きによれば、「Alawi 派または Nusayri 派 アラブ人はシリアでは比較的大きい Alawite コミュニティ の北部部落に居住する。アレヴィー派とは著しく異なる宗教コミュニティであるが、預言者の娘婿 Ali を神の降臨として崇拝する精神は共通している。Alawi 派はスンニー派と不安定な関係にあるが、キリスト教徒とは相対的に気楽な関係にある。」 [57a] (p382)
- 19.56 世界のマイノリティ事典がまた述べたところによれば、「Hatay には依然としておよそ 1 万人の正教会信者および メルキト教会 (ローマに帰属する東方帰一教会) 信者(もしくは自称 Nasrani) が居住する。.... アラブ人と同じくトルコ精神に圧力を感じている。」 [57a] (p382)

コーカサス人

- 19.57 世界マイノリティ百科 2005 が述べたところによれば、トルコには世界最大のチェルケス人移民コミュニティがあるとされ、推定人数は 400 万人を超える。しかし、これらの人々は国全域に散在する。 [46] (p313 – 316)
- 19.58 世界マイノリティ事典 (1997)の推定によれば、Sakariya、Bolu、Bursa、Eskişehir、Sinop、Samsun、Tokat および Kayeri にはおよそ 100 万人のチェルケス人またはアブハズ人の子孫が居住する。トルコにはトルコ北東部の Artvin 県を中心に、およそ 8 万人のスニー派グルジア人と 1 万人の正教会派グルジア人が居住し、およそ 15 万人に上るラズ語 (グルジア語に関連する南コーカサス語)族が存在する。 [57a] (p382-383)

アルメニア人

- 19.59 2007 年 3 月 20 日に公表された「世界の少数派の現状」報告書の中で述べられたように、

「トルコは欧州から圧力を受けたことで、過去数年間にわたり顕著な進歩を遂げた一方で、少数派の地位を認め、アルメニア人を初めとする少数派弾圧の過去の歴史に立ち向かうことに関して、依然として国家的アイデンティティという重要な問題に直面している。2006 年 9 月には、ベストセラー小説 Baba ve Pic (建国の父と野蛮人) の中で架空の登場人物を介してアルメニア人虐殺を大虐殺と言及したとして、小説家 Elif Shafak がトルコ人たることの「侮辱」を理由に、第 301 条の下に裁かれた。その訴訟は国際批判を引き起こしたため、同氏は無罪判決を受けた。」 [57b] (p101)

- 19.60 同報告書がさらに述べたところによれば、「アルメニア人虐殺の概念を引き続き受け入れようとしないトルコの態度は、2006 年 9 月のトルコに関する EU 議会報告書で強調され、翌 10 月、フランス議会下院は、オスマントルコによるアルメニア人虐殺を否定することを犯罪とする法案を可決した。これはトルコの怒りの抗議を引き起こした。」 [57b] (p101)

- 19.61 欧州委員会 2005 報告書が報告したところによれば、「アルメニア語教師の養成訓練は、トルコ当局がアルメニア語の学習に向けて Isutambul 大学内にアルメニア語科設置を認めるまでは、依然として問題である。」 [71b] (p37)

ギリシャ人

- 19.62 世界の宗教の自由 2007 に関する USSD 報告書の推定によれば、現在トルコには 4,000 人以上のギリシャ正教会信者が存在する。 [5e] (第 1 項) 世界のマイノリティ事典(1997)が述べるところによれば、「現在 Isutambul を中心におよそ 3,000 人のギリシャ正教会信者が集まっており、殆どが高齢者である。1963 年にはまだ 8 万人が国内に存在した。国外追放や警察による嫌がらせ、不安な雰囲気や周囲の敵意によって、コミュニティは現在の数まで減少した。」 [57a] (p381)

- 19.63 EC 2007 報告書で述べられたように、「ギリシャ人少数派は依然として教育および財産権問題に直面している。この背景において、Gökçeada (Imvros) 諸島および Bozcaada (Tenedos) 諸島に住むギリシャ人少数派 に関わる問題が引き続き報告されている。」 [71d] (p22)
- 19.64 EC 2006 報告書が述べたところによれば、「宗教基金の管理を担当する基金総局の業務範囲を縮小する 2005 年 6 月の国家評議会の判決 は、報告期間を通じて適用されなかった。この点において、資金管理が依然として基金総局の管理下にある Büyükada Greek Girls' and Boys' Orphanage に関する改善は報告されそうもない。」 [71a] (p16)

目次に戻る
出典リストに戻る

ロマ族

- 19.65 International Helsinki Federation (IHF) は OSCE 地域におけるロマ族の権利について、2007 年 3 月に報告書を公表した。それによれば、

「2006 年を通じて、欧州におけるロマ族の強制退去の拡大と強化はマイナス方向に大きく発展した。トルコを含む複数の国は強制退去という手段を用いて、引き続き数千人のロマ族を差別的かつ極めて低水準の条件に無理やり押し込み、基本的な社会的および経済的権利の行使を剥奪した。トルコ当局はロマ地区近郊を含むロマ族の住宅取り壊し活動を一気に強化した。伝えられるところによれば、警察の暴力を伴うロマ族の強制退去は、適正な手続その他の住宅権利の保障に矛盾する。例を挙げると、警察および自治体職員は 7 月 20 日に、Istanbul 市都市移転プロジェクトの一環として、Istanbul 県 Kadıköy の Küçükbakkalköy 近隣地区の家屋 120 件を取り壊した。」 [10d]

- 19.66 International Helsinki Federation (IHF) がまた述べたところによれば、

「OSCE 地域一帯の自治体当局は、ロマ族が被害を受けた過度の人権損害に対し、相応の救済策を組織的に提供する実施問題に失敗し、かかる侵害の刑事免責が繰返し続き、「ジプシー」と蔑称される人々の脆弱な立場を定着させた。詳細な法律を規定する欧州連合 (EU) の強力な規則にもかかわらず、人種差別は多くの国でほぼ完全な刑事免責という問題のままであった。EU 全域、特に中欧および東欧諸国に居住するロマ族の雇用へのアクセスは、採用慣行における不当で多くの場合あからさまかつ明示的な差別により著しく損なわれた。ロマ族就労者の労働条件や昇進可能性も直接および間接的差別により著しく制約された。機会均等または多様性政策の適用に向けて本格的に取り組む姿勢は国営企業にも民間企業にも見られず、特に中東欧諸国の企業には全く見られなかった。」 [10d]

- 19.67 EC 2007 報告書に記録されたように、「ロマ族に対する規定、特に本国送還に関する差別規定を掲載するトルコに居住および旅行する外国人に関する法律を修正する措置は一切講じられなかった。トルコは 2005 年から 2015 年の口

マ一体性の 10 年に参加していない。また、2006 年 4 月の閣僚評議会の決定に加え、『難破した都市地域』を対象とする再開発計画も進められている。これに関連して、一部の県、特に Istanbul 県ではロマ族居住地区が撤去された。Istanbul 県自治体は撤去後、ロマ人に避難所や基本的な衛生設備または社会奉仕業務、経済的サービスを提供する施策を講じなかった。Istanbul 県 Sulukule 地区の住民および市民団体は、同地区の収用および強制立ち退きを中止するように Istanbul の行政裁判所に申請した。」 [71d] (p22-23)

19.68 2007 年 3 月 20 日に公表された「世界の少数派の現状 2007」報告書が述べたところによれば、「ロマ族はその地域一帯で、住宅、雇用、教育および保健医療等の公的生活および私生活の重要分野で、依然としてかなり冷遇されている。また、警察当局および非政府関係者からも頻繁に人種差別の標的にされている。」 [57b] (p100)

19.69 2007 年 10 月 10 日 BBC News が「社会的変異に直面する Istanbul のロマ族」という記事の中で報じたところによれば、「崩れかけたビザンチン帝国時代の市壁の陰に隠れた荒廃地区、Sulukule は 1,000 年もの間ロマ族（ジプシー）が暮らしてきた場所だった。そこは世界で最初にロマ族が定住した場所だと考えられている。しかし、その地域は既に再開発プロジェクトに指定されており、ロマ族は今後の強制退去令に怯えている。... 政府当局は現住民に新しい住宅購入費用または町一帯の集合住宅の賃貸料を融資する意向を示している。しかし、ロマ族の多くは困窮を極めており、その申し出を非現実的だと主張する」。 [66c]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

20 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者および性同一性障害者

法的権利

- 20.01 2005 年 8 月 1 日付けの Amnesty International の論文『人権侵害に取り組む政府に向けた AI の勧告に関するトルコの覚え書』の中で述べられたように、

「『言語、人種、肌の色、ジェンダー、政治思想、哲学的信念、宗教、信仰その他の理由』に基づく差別を非合法化する TPC 改正草案の第 122 条は、最後の段階で修正され、『性的指向』が草案から除外された。これにより Amnesty International は、改正 TPC において性的指向に基づく差別が犯罪とみなされなくなることを懸念する。これは、『すべての者は、言語、人種、肌の色、ジェンダー、政治思想、哲学的信念、宗教、信仰その他の理由』に基づくいかなる区別もなく、法の前に平等であると言及する憲法第 10 条と一致する。Amnesty International は、上記の条項はいずれも、性的指向が異なる個人の法と慣行における完全な平等を確保する目的で、修正されるべきだと考える。」 [12i] (少数派の権利および差別に関する項目)

- 20.02 KAOS GL のウェブサイト (『2005 年 10 月 1 日にアクセスした KAOS GL の案内書』) が述べるところによれば、「KAOS GL は差別と再び闘うためにトルコの同性愛者の団結を図る意図で 1994 年に設立された団体である。同団体の根本理念は同性愛者の自由は自由な異性愛者でもある。KAOS GL は設立以来 KAOS GL 誌(現在は年 4 回発行)を発行している。」 [96]

- 20.03 KAOS のウェブサイトが、2005 年 9 月に「トルコの男性同性愛者、女性同性愛者、両性愛者および性同一障害者 (LGBT) に影響を及ぼす問題の概要」の中で述べたところによれば、

「トルコ人男性同性愛者、女性同性愛者、両性愛者および性同一障害者 (LGBT) の存在を認定しない改正トルコ刑法典は 2005 年 6 月 1 日に発効した。Kaos GL および Lambda Istanbul が提起した要求は、司法委員との直接会議を通じて何も検討されなかった... トルコ LGBT Community はトルコ刑法典を以下のように修正する必要な措置を講じるよう、政府を説得している。それは性的指向および性同一性に基づく差別を非合法化し、刑事罰の対象とすること、15 歳から 18 歳の若年層間の合意に基づく性的関係を罰する条項を除外すること (トルコが共に批准した子供の権利議定書および世界人権宣言と矛盾する) わいせつ行為を明確に定義するわいせつ行為条項を修正することである。」 [96e]

- 20.04 KAOS のウェブサイトがまた述べたところによれば、トルコにおいて女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者または性同一性障害者であることは法の認めるところだが、差別と弾圧はやはり広い範囲に存在する。LGBT の権利という段になると、未来について楽観的に考えるのは安易過ぎる。公共部門でも民間部門でも、多くの差別行為が絶えず起こっている。トルコ法は性的指向または性同一性に基づく差別を犯罪と認めていないため、性的指向に基づく差別に直面する場合に、当事者が告訴するのは極めて難しい。性同一性障害者は LGBT

コミュニティの中で最も目立ちやすく、社会による差別行為や身体的嫌がらせに直面することが絶えない。男性同性愛者および女性同性愛者と同じく、法律に関する情報資源はほとんどない。治安部隊は以前から性同一性障害者に厳しく接してきたが、欧州連合(EU)およびトルコ国民の人権に関する配慮により、状況は徐々にだが改善に向かっている。」 [96f]

政府の態度

- 20.05 2007 年 10 月 16 日付けの Human Rights Watch (HRW) 報告書、トルコ: Gay Rights Group に対する最後の法的措置の中で述べられたように、

「Istanbul 県庁は、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者および性同一性障害者 (LGBT) の在トルコ権利擁護団体で、同団体の名称および主要目的は「法と道徳への抗議」と主張する Lambda Istanbul の閉鎖を要求した。県知事は 2007 年初めに、同団体に閉鎖を要請したが、県検察当局は 7 月、その不服申し立てを棄却した。同県庁はその後、上級裁判所、第 1 審第 5 号法廷の Beyoglu Sutluce Court に提訴した。同裁判所は 2007 年 7 月にその件を審理した結果、10 月に第 2 審を命じた。」 [9f]

- 20.06 欧州委員会 2007 報告書が報告したところによれば、

「反差別政策に関して言うと、反差別の原則は憲法の明記するところであり、いくつかの法律において支持されている。しかし、年齢または性的指向に基づく差別を防止する規定保護措置はない。女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者および性同一性障害者を代表する結社の閉鎖訴訟は現在も係争中である。性転換や服装倒錯も身体的嫌がらせの対象になることがある。かかる事件に関しては、警察側の適切な捜査が必要である。」 [71d] (p20)

- 20.07 2005 年 10 月 13 日に Kaos GL のウェブサイト上で報告されたところによれば、

「Agence France-Presse の報告では、トルコで初めての男性同性愛者権利団体を非合法化する政府の要求は、水曜日に検察官によって棄却され、KAOS Gay and Lesbian Cultural Research and Solidarity Association は活動の継続を許された。その決定は男性同性愛者の権利活動家から、EU 加盟を希望するトルコにおいて差別を撲滅する上で大きな第 1 歩だと絶賛された。Ankara 県庁は先月、『法と道徳に反する結社は設立不可能である』ため、同団体の解散を裁判所に請求したことを KAOS 側に伝えた。しかし、その要求を再審理した検察側は、『男性同性愛者』および『女性同性愛者』という言葉は、禁止事項なしに日常生活でも科学研究でも使用されており、同性愛は不道徳行為には当たらないという理由に基づき、事件を訴訟に進展させないことを決定した。KAOS が声明の中で述べたところによれば、『これは、社会生活のあらゆる領域から性的差別を排除する努力において大きな第 1 歩であり、トルコ人同性愛者に相応の平等と正義を認めるものである。』」 [96b]

[目次に戻る](#)

出典リストに戻る

- 20.08 2006 年 2 月 22 日にアクセスした international Lesbian and Gay Association (ILGA) による『LGBT の中止最近の新聞発表』Bursa における LGBT 抗議行進の中止』の中で同協会が報告したところによれば、

「違法で強引な抗議のせいで、正当な抗議行進が停止に！2006 年 8 月 6 日付け許可証の下、同性愛者の結社のを要求した抗議デモは、市立美術館の前で妨害された。同協会が主催する抗議デモを支援するために駆けつけた Lambdaistanbul、Kaos GL、Pembe Hayat その他様々な都市の組織の同志と共に攻撃者に包囲され、当団体の Rainbow Association 建物内に押し込まれた。Istanbul、Ankara および Bursa から集まったおよそ 100 人の服装倒錯者、性転換者、男性同性愛者、女性同性愛者、そして両性愛者は悪口雑言を浴びせられ、建物内に閉じ込められた上、建物に向かって投石された。攻撃者は偽の銃弾を詰めたカーリング銃まで使用していたが、許可証を確認した政府職員は、平和的行進と抗議デモを行う基本的人権が侵害されるのをただ見ていただけだった。その意味で、政府当局は建物周辺で発生した非合法的リンチの共謀者ある。」 [27a]

- 20.09 2006 年 10 月 4 日に Kaos GL のウェブサイトで報告されたところによれば、

「Belgin は 25 年以上経った今でも、その夜のことをありありと思い出す。Istanbul 浄化運動の一環として、警察は同氏他十数人の性転換者および服装倒錯者の仲間をまとめて列車に乗せた。列車がどこに向かっているのかわからなかった。警察は殴打を加え、貨車内に監禁した。水も食事も与えず、第二次世界大戦を思い出させる光景を想起させた、と同氏は言う。... 複数の権利団体によれば、性転換者は暴力行為の増大に直面しており、これはトルコ社会におけるある傾向—イスラム教徒のルーツを持つ中道右派 AKP が 2002 年に政権を掌握して以来、日常生活にイスラムの影響が拡大した風潮を反映するものである。Istanbul の Human Rights Association 支部長、Huseyin Ayyildiz の話によれば、最近警察は酒場を強制捜査し、以前より頻繁にこうした人々を拘禁するようになっている。これは家族の保守的価値観に傾注し、イスラム教精神のより強い警察職員を AKP が助長した表れだ、と同氏は語った。」 [96d]

- 20.10 2006 年 12 月 9 日に Kaos GL News のウェブサイト上で報告されたところによれば、

「トルコの Ankara で、1994 年に創刊された LGBT の唯一のトルコ語誌 Kaos GL Magazine の編集長兼所有者に対する告訴が提出された。Kaos GL の所有者で Kaos GL Association の副代表を務める Umut Guner は、トルコ刑法典第 226 条に基づくわいせつ刊行物の出版罪で審理を受けている。同氏に有罪判決が下される場合は、3 年以下の禁固刑を受ける可能性がある。トルコ刑法典第 226 条第 2 部によれば、わいせつな画像、活字または音声資料を公表する者、またはこの目的で媒介の役割を果たす者は、6 カ月以上 3 年以内の禁固刑に処されるものとする。」 [96c]

- 20.11 しかし、KAOS のウェブサイトが言及したところによれば、トルコ政府は、積極的な女性雇用計画も、暴力を被る女性同性愛者の避難所も提供していない。女性避難所は既にいくつかあるが、その多くは経営不振が原因で閉鎖されている。 [96e]

社会的権利と経済的権利

- 20.12 KAOS がまた述べたところによれば、トルコで暮らす女性同性愛者の重要な問題は、そのほとんどが外出の困難であろう。女性同性愛は（男性同性愛者や両性愛者と共に）刑事罰の対象ではなく、トルコ法で禁じられていないにもかかわらず、性的指向差別が非合法でないという事実により、外出は極めて困難である。改正トルコ刑法典に関する討議期間を通じて、Kaos GL および Lambda Istanbul を初めとするの LGBT 組織は、性的指向差別に基づく差別を犯罪にするために、男女同権主義団体と合同で運動を展開した。しかし、性的指向差別を犯罪とする条項は司法省の指示により改正案から排除された。トルコには相変わらず LGBT の権利は全く存在しない。 [96e]

- 20.13 KAOS のウェブサイトが引き続き述べたところによれば、

「トルコでは、宗教および文化的事実により、男性に比べて女性の教育水準が低い。女性の大多数は男性ほど教育を受けていないため[原文のまま]、就職機会に恵まれる女性の数は男性より少ない。トルコは失業率が高く、就労可能な仕事は男性が独占することが多いようである。... 義務教育しか受けていない女性の就職はとても困難である。大都市圏では社会保障も付かない低賃金の仕事程度しか見つけることはできない。失業保険は元就労者しか受け取ることができないため、家事労働または非登録の家内職を扱うことが多い女性はこの恩恵を受けることができない。... 女性の多くは、社会的および経済的圧力から結婚を強制される。従って、女性同性愛者の多くは無理やり結婚させられる。最近の訴訟で、女性同性愛者が受ける暴力の程度について1つの概念が与えられた。その訴訟では、妻が女性同性愛者であったという事実から妻の恋人を殺害した夫が『不当な挑発』を理由に減刑された。」 [96e]

社会的虐待または差別

- 20.14 KAOS がさらに述べたところによれば、一部ではあるが、女性同性愛者は家族のもとを訪れると、様々な方法で罰を受ける。外出することさえ許されない場合もあれば、治療目的で家族が精神科医に強制的に連れて行く場合もある。許容可能な職業上の規則に反して、精神科医が同性愛を病気と診断し、男性同性愛者および女性同性愛者からその性的指向を取り除こうとする場合もある。Kaos GL はこの問題についてプロジェクトをいくつか立案し、LGBT 問題について精神科医の理解を向上させると共に、女性同性愛、男性同性愛、両性愛そして性同一性障害者が病気でないことを教え込む目的で、現在ワークショップを提供している。 [96e]

- 20.15 同ウェブサイトがさらに付け加えるところによれば、仕事を持つ女性同性愛者の場合でも、性的指向差別は法の禁じるところではないため、職場に出ることはできない。女性同性愛者であることは法の禁じるところではないが、労働法には、使用者が道德違反で被用者を解雇することを認める条項がいくつかある。男性同性愛者という事実により被用者が解雇された場合は、使用者は被用者の反道徳的な生活を理由に、解雇権利を主張することができる。かかる場合は、特殊事件に取り組む判事は、当事者の生活様式が反道徳的か否かを決定することができる。 [96e]
- 20.16 KAOS がまた述べたところによれば、外出を重要な問題にする 1 つの理由は宗教である。イスラム教では、同性愛は婚前交渉と共に罪である。上記の事実を理由に、女性の性は家族やコミュニティの中では滅多に口にされない。トルコに普及する文化は、男性と共存することを強制する女性の性機能への恐れに基づいている。女性が女性同性愛者としての自分を受け入れ、女性同性愛者の人生を構築することが極めて難しいのはそのためである。トルコの女性はその家族とコミュニティの『名誉』を代表している。 [96e]

目次に戻る
出典リストに戻る

服装倒錯者

- 20.17 オランダ外務省 2002 が報告したところによれば、「服装倒錯者はトルコ法の禁じるところではない。政府の政策にも服装倒錯者を何らかの方法で差別するものはない。トルコ当局の服装倒錯者に対する態度にも相反する感情は見られない。ショービジネスの世界から全国的に知れ渡った一部の服装倒錯者は、トルコでは高く評価されている。テレビのトークショーに出演する Huysuz Virjin は有名な服装倒錯者である。1996 年にこの世を去った服装倒錯者の歌手 Zeki Mürenwho は、歌手としての偉業を称えて国葬が送られた。」 [2a] (p142)
- 20.18 2005 年 4 月 4 日に ILGA (International Lesbian and Gay Association) が報告したところによると、2004 年 11 月 17 日、Hulya という服装倒錯者が警官を名乗る売春相手の男性に銃で脅された。

「その男はその後 Hulya を他の警官のいる場所に連れて行き、そのまま立ち去った。... 警官は殴打を加えた後、警察署に連行した。警察署に着くと同時に、警官は Hulya に殴り続け、腕を骨折させた上、片足に怪我を負わせた。その後、警官は Hulya が要求を拒否したと言及する報告書を作成し、Kadikoy 郡弁護士はそれを基に Hulya を逮捕し、Umraniye 刑務所に送致した...2004 年 11 月 25 日、Lambda Istanbul Homosexual Civil Initiative および Human Rights Association of Istanbul 代表は Sultanahmet の裁判所前で記者会見を行い、トランスジェンダーの抑圧のやめるよう要求した。同代表は同じ日に、今回の犯罪を実行した警官を告訴した。」 Hulya は 2005 年 1 月に無罪判決を受け、上記の警官の第 1 審は 2005 年 4 月 6 日に予定された。 [27b] しかし、2006 年 3 月の時点で、この裁判の結果に関する情報を明らかにすることはできなかった。

性転換者

20.19 オランダ外務省 2002 によれば、

「性転換手術は法律で許可されており、いくつかの条件に従う限りトルコ国内での施術が許される。2002 年 1 月 1 日に発効した改正民法典は、改正前よりも厳しい条件を課している。希望者は当時者の精神的健康上、性転換が不可欠であることを言及する診断書を提出しなければならない。性転換手術の被術者はこの事実を住民登録に記録することが可能で、その後は婚姻も許される。服装倒錯者に対する社会の曖昧な態度は性転換者にも当てはまる。1980 年に性転換し、その後女性として結婚した有名な歌手の Bülent Ersoy は多くの崇拜者から慕われているが、知名度の低い性転換者は服装倒錯者と同じ困難に直面している。トルコ社会における地位も、一般的には服装倒錯者とほぼ同じである。」 [2a] (143)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

21 障害者

障害者

21.01 USDD 2006 報告書の記録によれば、「雇用、教育、保健医療へのアクセスまたは他の公益事業の提供における障害者差別は法の禁じるところであり、政府はその法律を概ね効果的に執行した。障害者の建物および公共交通機関の利用は法律で義務付けられていない。首相府直属の Presidency Administration for Disabled People は、障害者の権利保護を担当する。」[5g] (第5項)

21.02 USDD 2006 報告書の他の記録によれば、

「 NGO の Mental Disability Rights International (MDRI) の発表したところでは、非麻酔下の電気ショックまたは『ショック』療法は廃止されたが、その実施を非合法化する法律は依然として存在しない。2005 年 9 月、MDRI は精神障害者が国内で『拷問に等しい』治療を受けていることを述べた報告書を公表した。トルコで 2 年がかりの研究を実施した国際 NGO の主張によれば、トルコは精神病患者に対するコミュニティベースの支援が欠如しており、精神障害者がほぼ刑務所状態で監禁される国営施設に代わる施設は全く提供されなかった。同報告書に掲載された特定の虐待行為は、司法審査なしの精神病院収容、過度の非麻酔下電気ショック療法の投与、幼児へのショック療法の投与、患者の栄養失調および脱水症状、リハビリテーションおよび物理療法の欠如、さらに長時間にわたって児童をベッドに束縛する等の、過度の身体的拘束であった。」[5g]

21.03 欧州委員会 2007 報告書の記録によれば、

「社会的弱者および障害者の扱いならびに差別禁止の原則に関して言うと、トルコは 3 月に国連障害者権利条約に加盟した。改正法は労働市場のジェンダー差別問題に取り組んでいる。しかし、障害者に関するデータおよび調査不足は、情報に基づく政策立案の障害になっている。差別禁止の法的枠組みが不十分であり、また年齢や性的指向に基づく差別防止も規定されていない。」[71d] (p61-62)

21.04 欧州委員会 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「障害者に対する教育、保健医療、社会サービスおよび公益事業へのアクセスに関しては、いかなる改善も報告できない。特に、公共建物へのアクセスを阻む物理的障害は改善されないままである。この分野に加え、精神障害者のケア状況に関するデータおよび調査不足は、情報に基づく政策立案の障害になっている。障害者法および関連法規の施行は、障害者の権利および生活条件の改善にとって極めて重要である。」[71d] (p20)

21.05 『閉ざされた扉の陰で：トルコの精神障害者施設、孤児院および社会復帰センターにおける人権侵害』（2005 年 9 月 28 日公表）と題された Mental Disability Rights International (MDRI) の報告書の中で述べられたように、

「施設に収容された精神障害者の恣意的拘禁または強制治療を防止する指向可能な法律または正当な法手続きはトルコには存在しない。またコミュニティ単位の支援やサービスがないため、支援を必要とする人々の代替施設も存在しない。その結果、数千人に及ぶ人々はコミュニティで暮らす希望のないまま、生涯の多くの時間を非合法的な監禁下に置かれる。施設の壁を越えたが最後、危険な治療法による虐待の重大な危険にさらされる。何らかの形で支援を受けるために、人々は多くの場合施設が提供するいかなる治療にも同意せざるを得ない。施設に監禁される人々には治療を拒否する権利はないのである。トルコで最も脆弱な人々の刑務所状態の監禁は、危険で生命を脅かすものである。」

[90] (要旨)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

22 女性

法的権利

22.01 2006 年 9 月 26 日にアクセスした The Women for Women's Human Rights (WWHR) のウェブサイト（日付なし）が述べたところによれば、

「トルコ議会は 2001 年 11 月 22 日、結婚における男性の優越を廃止し、それにより家族内の完全な男女平等を確立したトルコ改正民法典(第 4721 号)を可決し、2002 年 1 月 1 日より発効した。1926 年の旧トルコ民法典は、当時のスイス民法典を翻訳後採択されたもので、女性を家族の従属的地位に貶めるいくつかの条項が掲載された。例えば、夫は婚姻関係の長と定義され、それにより住居の選択および子供に関する最終決定権が与えられた。」

「改正法典では、改正法典の発効後に取得された財産に対する財産権制度の不履行として、婚姻期間を通じて取得される財産の平等な分割を規定する。また婚姻の最低法定年齢を男女共に 18 歳に規定し(以前は男性が 17 歳で女性が 15 歳であった)、実子はもとより婚外児にも同等の相続権を与えた他、片親が養子縁組を行うことも可能にする。さらに 2001 年 10 月には、憲法第 41 条が修正され、家族は『配偶者間の平等に基づく』1 つの統一体であると再定義された。同改正条項によれば、家族はトルコ社会の土台であり、配偶者間の平等に基づく、とある。」 [95b]

22.02 WWHR のウェブサイトがさらに述べたところによれば、

「改正民法典は、家族における家族および女性の役割に対し新しい取り組み方を導入した。女性を合法的に家族内の従属的地位に割当て、権利と義務を夫について定義付けた旧法典の取組み方は、家族を平等な夫婦関係に基づく融合と定義する規定を支持して、撤廃された。その結果、改正法典の言葉には、この新しい概念も反映されている。『妻』と『夫』という言葉は、『配偶者』に差し替えられ、家族に対する新しい取組み方は様々な修正に反映されている。例えば、

- 夫はもはや家長ではなく、配偶者は平等な意思決定権を有する結婚を運営する平等なパートナーである。
- 配偶者は住居に対し平等な権利を有する。
- 配偶者は婚姻期間を通じて取得された財産に対し平等な権利を有する。
- 配偶者は平等な代表権を有する。
- 婚外児に用いられた「非嫡出子」の概念は廃止され、婚外児の親権はその母親に帰属する。

22.03 USSD 2006 報告書の記録によれば、「法の下では、女性は男性と同等の権利を享受する。しかし、社会差別および政府公認の差別は広い範囲に見られた。家族問題を担当する首相府直属の女性の地位・問題総局は、平等な権利の推進と女性差別に対する意識向上を担当する。」 [5b] (第 5 項)

- 22.04 2007 年 9 月 6 日にアクセスした The Women for Women's Human Rights (WWHR) のウェブサイト(日付なし)が述べたところによれば、

「トルコ大国民会議は 2004 年 9 月 26 日、トルコ刑法典案を可決した。改正刑法典では、性犯罪は現在、『性の高潔性の不可侵に対する犯罪』の小項の中で『非人道的犯罪』と規定される。これはトルコ刑法典の全体観の画期的変遷、女性の身体および性の所有権の法的認定である。旧刑法典では、貞節、道徳、不名誉または良識等の曖昧な家長構図に対する言及があった。例えば、強姦罪および性的虐待は『貞節の強奪および名誉の攻撃』と定義された。母親による婚外児の新生児殺人は女性の名誉を清める行為とみなされたため、減刑された。改正刑法典ではかかる言及はすべて排除され、かかる犯罪の定義は国際人権規範に沿って導入されている。改正刑法典には、強姦、性的暴力、性的虐待および性的嫌がらせという画期的な定義が掲載される。強姦および性的暴力は、個人の性の高潔の攻撃ではなく、『強制または合意に基づく貞節の強奪/攻撃』と定義されていた。

配偶者の強姦は旧刑法典では犯罪とみなされなかった。強姦の規定条項の正当な理由が言及するところによれば、配偶者の強姦は性犯罪にはならない。これに対し、改正刑法典では配偶者の強姦は明示的に犯罪とみなされた。この行為は被害者の不服申し立てに基づく立件が可能である。」 [95c]

目次に戻る
出典リストに戻る

女性の政治参加

- 22.05 2007 年 1 月 26 日付けの *A Turkish Daily News* の記事『ジェンダー平等議長に向けたトルコ人女性の意義ある選出』が述べたところによれば、

「トルコ人女性(Ankara 副知事 Gülsün Bilgehan) が、ジェンダー平等および女性の権利を担当する欧州評議会の議員総会議長になる時期は極めて重要である。同氏は月曜日、男女機会均等に基づく欧州評議会議員総会 (PACE) の議長に全会一致で選出された。トルコ人が議長を務める PACE の委員会はほとんどないが、女性の人権、平等、名誉毀損、家庭内暴力、強制婚姻(略奪婚)および少女の教育を扱う委員会の議長にトルコ人女性が選出されるのは特に意義深い。」 [23n]

- 22.06 2007 年 1 月 26 日に *Turkish Daily* 紙が報じたところによれば、「昨日、トルコ実業家・企業家協会(TÜSİAD)に選出された Arzuhan Doğan Yalçındağ は Doğan TV の現 CEO であり、Doğan Holding の役員を兼任する。Yalçındağ は 1990 年に Milpa で実業家の人生を踏み出し、ドイツ QuelleMail 社と Order Mail 社を立ち上げた。Yalçındağ は Aydın Doğan Foundation を創設し、そのまま同基金の役員を務めている。同氏は Turkish Education Volunteers Foundation (TEGV)、Turkish-American Businessmen's Association および Turkey Third Sector Foundation の構成員であり、また Women Entrepreneurs Association の創設者の一員でもある。同氏は現在、欧州連合の Women's

Initiative の創設代表者の任務として、トルコの EU 加盟に向けて積極的な陳情活動を行っている。」 [23i]

- 22.07 2007 年 10 月 15 日に *Hurriyet* 紙がさらに報じたところによれば、「AKP (公正発展党)はトルコの女性市長を増員する新たな計画に着手する予定である。その計画は地方自治体の女性参加率の増大を求める Recep Tayyip Erdoğan の要求に応えるものである。トルコの市町 3,500 人に占める女性の割合はわずか 18 人に過ぎない。うち 9 人は DTP (民主社会党)所属で、南東部地域に在職する。AKP は Giresun 県 Doğankent 郡と Hatay 県 Yeşilköy 郡にそれぞれ 1 人ずついるだけである。Tunceli 市町 Songül Erol Abdil は唯一の県知事である。」 [70b]
- 22.08 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会トルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、「NGO が実施した女性の政治参加に関する意識向上と 2007 年 7 月総選挙の女性候補者推進運動は、その問題に国民の注意を引き付ける上で成功を収めた。女性議員の増大とその目的に向けた割当の導入可能性が公の場で討議された。2007 年の選挙では、前回の議会選に比してほぼ 2 倍(51 人)の女性議員が選出された。」 [71d] (p18) 現議席総数は 550 である。 [5d](第 3 項)

社会的権利と経済的権利

- 22.09 2006 年 10 月に公表された外務英連邦省 (FCO) 人権年次報告書 2006 の記録によれば、
- 「女子就学率の増大を目的とする UNICEF と教育省の共同キャンペーンは、2005 年度を通じて引き続き肯定的な結果をもたらし、現在はその対象範囲をトルコ全域に拡大して、教室面積、教材および教師養成の不足に取り組むと共に、学校に通っていない女子児童を特定し、その問題について児童の家族と話し合うようコミュニティの構成員に奨励する活動を続けている。キャンペーンの結果、女子小学生の就学および通学率は急激に増加した。」 [4n] (p138)
- 22.10 EC 2006 報告書の記録によれば、「議会および地方自治体機関への女性参加率は依然として低く、労働市場には広い範囲で差別が蔓延している。労働力への女性参加率は OECD 諸国の中で最も低い。」 [71a] (p19)
- 22.11 EC 2007 報告書が述べたところによれば、「女性是一部の高い社会的地位を占めているものの、全般的に、女性の政府および地方自治体への参加率は依然として限られている。... ジェンダー平等を保障する法的枠組みは整っているが、それを社会的現実置き換えるにはさらなる努力が必要である。経済的参加および機会、教育的達成、健康、生存さらに政治的権限における男女格差は依然として大きい。」 [71d] (p18)
- 22.12 2005 年 3 月に Human Rights Watch の『本質的背景: トルコの人権問題の概観』が述べたところによれば、「宗教的理由でスカーフを着用する女性は、依然として高等教育、公職部門、および政治生活から排除されている。スカーフを着用する女性弁護士は、法廷への入室を禁じられており、Ankara 弁護士会は

7月、執行官事務所で依頼人への職務遂行中にスカーフを着用した弁護士に対し、懲戒処分を行った。」 [9e]

22.13 2005年9月に Kaos GL News のウェブサイト上で報告されたように、

「トルコでは、宗教および文化的事実により、男性に比べて女性の教育水準が低い。女性の大多数は男性ほど教育を受けていないため[原文のまま]、就職機会に恵まれる女性の数は男性より少ない。トルコは失業率が高く、就労可能な仕事は男性が独占することが多いようである。... 義務教育しか受けていない女性の就職はとても困難である。大都市圏では社会保障も付かない低賃金の仕事程度しか見つけることはできない。失業保険は元就労者しか受け取ることができないため、家事労働または非登録の家内職を扱うことが多い女性はこの恩恵を受けることができない。... 女性の多くは、社会的および経済的圧力から結婚を強制される。従って、女性同性愛者の多くは無理やり結婚させられる。最近の訴訟で、女性同性愛者が受ける暴力の程度について1つの概念が与えられた。その訴訟では、妻が女性同性愛者であったという事実から妻の恋人を殺害した夫が『不当な挑発』を理由に減刑された。」 [96e]

雇用とジェンダー平等

22.14 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「労働市場への低い女性参入率と教育へのアクセス権は依然として留意点である。人種また種族的出身、宗教または信仰、障害、年齢および性的指向に基づく差別に関する EC 指令の国内法化は不十分である。効果的かつ独立した平等推進機関を設立し、差別のない平等な扱いを推進することが必要である... 全体的に見て、トルコはアキ（EU 法体系）との同調についてはほとんど進歩がなかった。... ジェンダー平等はすべての社会経済生活の中で向上しなければならない。一般的には、アキの効果的な実施に向けた行政能力の向上が必要である。」 [71d] (p54-55)

22.15 男女間平等に関する第 6 回欧州閣僚会議における欧州評議会(COE)報告書 が述べたところによれば、

「2002 年の 2002 年総選挙では、24 人の女性議員が議会に選出され、これにより議員総数 550 人の 4.4% を占めることになった... 社会的および経済的分野における女性の功績は、政治分野に相応に反映されていない。政治参加の第 1 歩とみなし得る地方自治体における女性の代表率も極めて低い。2004 年 3 月の地方選挙の結果によると、市町長 3,225 人中 18 人、自治体議員 3 万 4,477 人中 834 人、そして県総会の構成員 3,208 人中 58 人が女性である。」 [29b]

22.16 同じ COE 報告書がさらに述べたところによれば、

「State Personnel Presidency の 2002 年データによれば、退職基金で就労する公務員の 31.9% は女性である。... 現在トルコには女性大使 12 人、民政府の

長 23 人（副知事および軍行政官）が就労する。裁判官および検察官の総数に占める女性比率は 18%である... 2005 年には憲法裁判所の女性職員の 1 人を所長に選出され、別の女性職員が同副所長に選出された。弁護士全体に占める女性弁護士は 26%である。また、公証人全体に占める女性公証人の比率は 15.5%である。上記のデータは、トルコにおける女性の地位があらゆる分野で向上しつつあることを示唆する。しかし、最高決定を行う地位は依然として平等に共有されていない。」 [29b]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

婚姻

22.17 欧州委員会 2007 報告書がさらに述べたところでは、「女性の権利に関して言うと、改正案により家族保護法は別居家族を含むすべての家族構成員に拡大された。また、訴訟手続に関するすべての申請料および行政処理を廃止した。トルコ当局は暴力の被害者への対処業務を改善する意図で、各行政区域、裁判官および検察官に回状を交付した。... (p18) 同当局は暴力被害者の家族に対し裁判所が執行し得る新しい対策として、医療機関での診療または治療を導入した。さらに、諸申請および裁判所の決定執行をすべて無料とし、それによって被害者側の訴訟手続の経済負担を軽減することも法で規定される。[71d] (p 62)

22.18 USSD 2005 報告書が述べたところによれば、

「児童婚姻の事実が確認された。同国の法定婚姻年齢は男女とも 18 歳である。判事は『特別な状況』下では 17 歳の婚姻を認めることができる。例えば、判事はかかる決定に先立ち、両親または保護者と協議することが法により義務付けられる。しかし、非公式の宗教儀礼において 12 歳の児童の婚姻が行われた事例が確認された。生まれた時点で将来法定年齢に達する前に結婚させることに合意する『揺りかご協定』が家族間で行われることもあった。女性の権利活動家によれば、未成年婚は国内では最近減ってきたが、農村の極貧地域では、今も習慣的に行われている。活動家の述べたところでは、法定年齢未満で結婚する少女は婚姻後間もなく出産することが多く、その結果、身体的外傷や精神的トラウマに苦しんでいた。特に南東部における許婚制度は、少女の自殺原因として挙げられた。」 [5b] (第 5 項)

強制結婚

22.19 トルコ: トルコにおける強制結婚、決められた男性との婚姻を拒否した女性の行く末、別の男性と駆け落ちした女性の行く末、国の態度と国家保護の利用可能性（2001 年 7 月から 2004 年 9 月）、と題された 2004 年 9 月 28 日付けの在 Ottawa Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査の中で同委員会が述べたように、

「改正民法典はジェンダー平等に向けた進歩における重要な第 1 歩とみなされたが、歴史的に慣習と宗教的实践が女性の生活を支配し、強制結婚や早婚を

含め、女性の人生に関する決定権を男性に与えてきたこの国のジェンダー差別および女性の権利侵害に終止符を打つ解決策としては受け取られなかった。トルコにおける女性への暴力に関する 2004 年の Amnesty International (AI) 報告書は、強制結婚と許婚の区別を次のように指摘する。強制結婚は許婚に対し、両当事者の有効な同意なしに行われ、場合に応じて強制、精神的虐待、感情的脅迫および家族や社会の強い圧力を伴うすべての結婚と説明された。最も極端な場合には、当該個人の身体的暴力、虐待、拉致、拘禁さらには殺人を伴うこともある。」 [7a]

- 22.20 在 Ottawa Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査がさらに述べたところによれば、

「農村地域、特に Anatolia 東部で暮らす幼い少女は、部族的慣習の下に婚姻前はその父親、婚姻後は夫の財産とみなされるため、強制結婚に対抗しようとする場合は困難に直面し、コミュニティの社会的圧力に抵抗する場合は、『危険を覚悟で抵抗する』ことになる。WWHR の指導者によると、農村地域の女性もほぼ同じで、『都市地域の同年齢の少女が享受する法改正とは全く関係ない[未成年婚を初めとする]伝統と慣習に同意しなければならないため、法定結婚年齢を 18 歳に引き上げる規定を盛り込む改正民法典 がもたらした様々な修正事項の文脈において社会的に無視される可能性がある。』」 [7a]

- 22.21 在 Ottawa Canada Immigration and Refugee Board の出身国調査がまた述べたところによれば、

「ただし、London を拠点とする非政府組織が 2002 年 1 月に公表した記事が指摘したところによれば、児童婚姻はトルコの保守的中心地域にしか存在しない。同じ記事の中で改正民法典が発効後間もなく発生したある学校の話が報告され、それによれば、西欧化が進んだトルコ西部地域で、20 人を超える 10 歳ないし 13 歳の少女が婚資と引き換えに結婚させられたそうである。2002 年 1 月に Middle East International (MEI) が報告したところによれば、強制早婚を理由に 10 歳ないし 14 歳の少女多数が学校教育を剥奪されたことが明らかになり、Aydin 県西部当局はそれを受けて集団検挙を行った（2002 年 1 月 11 日）。」 [7a]

目次に戻る
出典リストに戻る

女性に対する暴力

- 22.22 Stop Violence against Women (stopvaw) が 2005 年 5 月 3 日に更新された国別ページの中で述べたところによれば、

「ジェンダー差別と女性に対する暴力は、トルコ全域に広く知られる問題である。欧州委員会がトルコの欧州連合加盟に関する勧告の中で述べたところによれば、名誉殺人を初めとする女性差別と女性への暴力は、依然として大きな問題である。」 [97]

- 22.23 2005 年 2 月に公表されたノルウェー出身国情報『事実調査団トルコへ』（2004 年 10 月 7 日から 17 日）の中で述べられたように、

「助言を求めた Nebahat Akkoç その他の女性権利活動家によれば、女性への暴力はトルコ全域に巣食う風土病のようなもので、Eastern Anatolia 等の『取り残された』地域に限られているのではない。しかし、その問題は、些細な慣習が日常生活において依然重要な役割を果たす伝統的地域では特に深刻であるように思われる。Diyarbakır 弁護士協会の Zülal Erdogan および Remziye Tanrıyıkulu は、この見解を支持した上で、南東部の保守的なクルド人家庭や大都市郊外に暮らす南東部の移住者により多く発生する事件であると指摘した。」 [16] (p32)

- 22.24 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会のトルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、「女性への家庭内暴力は依然として広い範囲で行われて[いる]。名誉殺人、未成年婚や強制結婚はなくなる。また、女性への暴力や名誉殺人事件に関する信頼可能なデータへのアクセスも依然として問題である。家庭内暴力の被害者向け避難所は、需要を満たすだけの増設が必要であり、諸業務の改善も急がれる。また警察機関、判事および検察官の養成訓練を向上させなければならない。」 [71d] (p18)

- 22.25 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「女性への名誉殺人および家庭内暴力の撲滅に向けた首相府の回状の履行は、現在女性の地位総局の調整下で進められている。政府機関と市民社会間の協力に向上が見られ、回状の履行を監視する政府機関および女性 NGO の参加の元に、定期会合が行われている。女性への暴力防止運動は、政府、メディア、民間部門および UN 人口基金の支持を受け、引き続き行われている。」 [71d] (p18)

- 22.26 2005 年 2 月に公表された Amnesty International の報告書『引き返すことはできないー 女性人権の完全な実施に向けた今後 10 年間の見直しと北京宣言および行動綱領の評価』が述べたところによれば、

「トルコの刑事裁判制度はどのレベルにおいても、強姦、性的暴力その他の家庭内暴力を訴える女性の不服申し立てに対し、迅速かつ精力的に対応していない。警察は女性の暴力死を初めとする家庭内暴力の捜査を敬遠する。人権侵害に関する警察独自の事情聴取は、家庭内暴力の被害者が助けを求めることを嫌がるようにする。検察側は、家庭内暴力を伴う事件の公開捜査を拒否するか、あるいは家族またはコミュニティから危険にさらされる女性に対し保護措置を命じる。警察も裁判所も、保護命令等の裁判所命令に従う男性が命令を遵守することを保障はしない。当局は公正な裁判の国際基準に従って、家庭内暴力の加害者が法に裁かれることを保障しないことが多い。」 [12m] (p4)

- 22.27 2006 年 9 月 8 日付けの *A Turkish Daily News* の記事が述べたところによれば、

「女性・児童問題省は、関連する政府機関、組合、非政府組織および大学関係者を交えて、首相府で今日の女性への暴力および『名誉殺人』について首脳会議を開く予定である。同首脳会議は女性への暴力および名誉殺人の防止および可能な限り迅速な措置実施に向けた行動計画を草案する子を目的とする。Çubukçu が以前述べたところによれば、女性への暴力を防止し、虐待を罰する法と法的枠組みは既に整備されている。女性と児童問題担当国務大臣 Nimet Çubukçu は水曜日、これまでの成果とこの社会病を今後撲滅するために実行し得る課題を討議する意向を表明した。」 [23e]

22.28 USSD 2005 報告書が述べたところによれば、

「配偶者の虐待等の女性への暴力は深刻かつ蔓延する問題であった。配偶者の虐待等の女性への暴力は法の禁じるところであるが、政府は多くの場合その法律を効果的に施行しなかった。警察は家庭争議に介入するのを嫌がり、女性に夫の元へ戻るよう助言することが多かった。配偶者の虐待は、家族の名誉という社会規範[原文のまま]を伴う極めて個人的な問題で、ほとんどの女性が警察に出向かなかった。」 [5b] (第 5 項)

22.29 USSD 2005 報告書が付け加えたところによれば、

「女性の地位総局の報告では、2001 年から 2004 年にかけて 14 万 7,784 人の女性が家庭内暴力の被害者となった。こうした事件には、強姦 4,957 件、強姦未遂 3,616 件が含まれた。2003 年を通じて、6,543 人の女性が家族から受けた殴打を受け、2004 年の 8 カ月間では 5,214 人の女性が殴打を受けた。配偶者による強姦を含め強姦は法で禁じられているが、法律および根深い社会規範は、性的暴力や強姦事件を起訴することを困難にした。女性の権利擁護団体は、報告されなかった強姦事件がたくさんあると見ている。」 [5b] (第 5 項)

22.30 2006 年 9 月に BIA News Center が報じた『女性は家庭内暴力について最も助けを必要とする』にあるように、

「Istanbul Bar Association Women's Rights Enforcement Center (KHUM) の記録が示唆するところによれば、当法律顧問業務で最も多い申請請求は、離婚を求める女性によるものであり、昨年申請した 100 人中 95 人の女性が、家庭内暴力の被害について不服申し立てを行った。2005 年の KHUM 記録が示すところによれば、2,827 人の女性が同弁護士協会の女性権利センターに申請を請求した。うち 71% は告訴を行い、15.8% は逆に夫側から告訴された。そのデータの示すところでは、申請者の 59.9% が離婚を要求し 12.8% が離婚手当の支払を受ける支援を要求した。また申請者の 9.7% は第 4320 号法の違反について同センターを訪れたのに対し、8.6% は離婚手当を要求した。」 [102d]

目次に戻る
出典リストに戻る

名誉殺人

22.31 国連開発計画の報告書「トルコにおける名誉殺人の力学」が述べたところによれば、「名誉は男性に支配される女性の財産である。女性は名誉とみなされる行動規則に受動的に従う一方で、男性は女性がこれらの規則に従うように積極的に働きかけなければならない。この結果、『名誉』はたいていの場合、男女が一定の方法で行動することを義務付けるものとして形成された。」 [54] (p20)

22.32 USSD 2006 報告書の中で述べられたように、

「政府はその年を通じて、名誉殺人－貞節を疑われる女性の近親者による殺人の実践終結に向けて大々的な運動を行ったが、その慣行は依然として問題であった。政府の報告によれば、2001 年から 2006 年を通じて、1,806 件の名誉殺人が発生した。同じ期間を通じて、5,375 人の女性が自殺を図った。女性の権利団体によると、政府が名誉殺人の刑罰を増刑すると、家族はその名誉を守るために、少女が自ら命を絶つよう一層の圧力をかけるようになった。」 [5g] (第 5 項)

22.33 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「Erdogan 首相は 11 月、Organization of the Islamic Conference においてかつて禁句とされた話題を持ち出し、名誉殺人の実践を厳しく責めた。首相府は 7 月に全閣僚および県知事に向けて、名誉殺人等の家庭内暴力を防止する責務を各政府機関に想起させる回状を発した。12 月、内務省は県知事に対し、名誉殺人防止特別委員会の結成を命じる回状を交付した。トルコの導師はポップミュージックアーティストや有名サッカー選手に協力して、名誉殺人を宗教罪と宣言し、それと同時に女性に対するあらゆる形態の暴力を非難するテレビ広告や街頭広告を作成した。」 [5g] (第 5 項)

22.34 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、名誉殺人は刑法典の下に 終身刑を義務付ける。女性の権利団体の報告によれば、かかる殺人は依然として毎年数十件に上り、主として南東部のクルド人家庭や大都市圏に暮らす南東部の移住者間で発生した。オブザーバーの話によれば、青少年犯罪者は減刑を受けるという理由から、若い男性血縁者に殺人を実行する役目が与えられた。」 [5g] (第 5 項)

22.35 ノルウェー出身国情報センターのトルコ事実調査団の 2004 年報告書が述べたところによれば、

「他の形態の女性への暴力と同様に、名誉殺人は国内全域で発生している。その殺人は黒海地域および些細な慣習が日常生活において依然重要な役割を果たす南東部のクルド人居住地域でより頻繁に発生するようである。これに対しスンニー派が多数派を占める central-Anatolia 地域 (Konya 等) からの事件報告はほとんどなかった。...他の種類の家庭内暴力と同じく、名誉殺人の蔓延についても包括的な記録または統計モニタリングが実施されている。」 [16] (p33-34)

- 22.36 Amnesty International の 2004 年 6 月の報告書が報告したところによれば、名誉犯罪で有罪判決を受けた 2 つの事件は 終身刑を言い渡された。同報告書によれば、「これらの事件は、『名誉殺人』を他の殺人と同量に重く扱う目的で、これまで講じられてきた前向きな措置とトルコで行われた様々な努力を証明するものである。...しかし、一部の裁判所が既に改革案の実施を開始したにもかかわらず、裁判所に認められた自由裁量により、依然として家庭内暴力の加害者に不当な情状酌量を認められている。」[12j] (p17)

目次に戻る
出典リストに戻る

トルコで発生した女性の自殺

- 22.37 2006 年 7 月 12 日付けの *International Herald Tribune* の記事が述べたところによれば、

「貧困な農村地域で保守的イスラム教の影響を強く受ける Anatolia [Batman] 地域では、数週間に 1 度の頻度で若い女性が命を絶とうとする事件が発生する。石打処刑、絞首刑、銃殺または生き埋めに遭わされた女性もいた。その罪状は短いスカートを着用する少年の盗み見、映画鑑賞の要求、他人または血縁者による強姦、または合意による性交まで様々であった。

「トルコは EU 加盟を希望しており、それゆえに『名誉犯罪』の刑罰を厳しくした。だが、かかる殺人を防止するどころか、他の手段で次々と命が絶たれている。両親は代わりに娘に自殺を図らせる方法で、妹の殺人に伴う厳罰から息子を免れさせるのである。」[82]

- 22.38 同 *International Herald Tribune* の記事が述べたところによれば、

「過去 6 カ月間を通じて、Batman では 165 件の自殺または自殺未遂が発生し、うち 102 件が女性によるものだった。女性への暴力に関する国連の公式記録によると、今年初めから既に 36 人の女性が自殺した。あまりにも多くの変死事件が発生したため、国連 は先月、調査のためにその地域に特使を派遣した。事実調査任務を経て、同特使 Yakin Erturk が結論したところによれば、一部の自殺は本当だったが、自殺または事故を装った「名誉殺人」と思われるものもあった。」[82]

- 22.39 同 *International Herald Tribune* の記事がさらに述べたところによれば、

「名誉殺人を根絶する努力において、ある現地女性団体 Ka-Mer は、生命の危険がある女性のためにホットラインを創設した。Ka-Mer は女性に避難手段を模索し、脅威を与えた血縁者に対する接近禁止命令を裁判所に申請するのを助ける。Kamaer の Diyarbakir 支部でケースワーカーを務める Ayten Tekay の話によれば、今年を通じて Ka-Mer が電話を受けた 104 人の女性のうち、半数以上は無学で読み書きができなかった。同氏によれば、多くの場合家族は血

縁者の死を望まなかったが、社会的圧力と絶え間ない噂が家族を殺人に駆り立てていた。」[82]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

処女検査

- 22.40 Human Rights Brief は 2002 報告書「トルコにおける処女検査: 女性の権利侵害」を公表し、それによれば、

「処女検査は差別的かつ極めて侵略的であり、多くの場合半強制的である。この検査は、女性がまだ『少女』（トルコ人医師が処女を意味する際に用いる用語）であるかどうかを判断する意図で、女性の処女膜の裂傷を調べる身体検査を伴う。処女検査の慣行の根底にあるのは 1 つの文化規範で、それによれば処女でない女性は結婚に不適格とみなされ、家族に不名誉をもたらす可能性がある」と指摘される。これはムスリムが主流のトルコ農村地域では特にそうである。このように処女検査は女性の貞節を証明し、婚姻の適格さを確認する目的で利用されるのである。」[41]

- 22.41 同 2002 報告書「トルコにおける処女検査」がさらに述べたところによれば、「非合法化される前は、国が運営する女子大寮の寮監はたいてい、女子大生に対する入寮時および外泊後の処女検査を義務づけていた。看護学生および助産婦学生も処女検査の対象であった。また、国防省国土地図作成局で政府関連の仕事希望する者から、処女検査について不満が出たことがある。一部の病規則の指示によれば、女性患者は入院に先立ち処女検査を受ける義務がある。

[41]

- 22.42 2003 年 2 月 26 日に Amnesty International が報告したところによれば、

「いわゆる『処女検査』の活用については、特に拘禁中に強制『処女検査』を受けた女性の報告書に関して、引き続き懸念を表明する。Diyarbakir、Mus、Mardin、Batman および Midyat の刑務所を査察訪問し、100 人を超える女性受刑者を取材した際に、Diyarbakir Bar Women's Commission の代表が述べたところによれば、女性受刑者のほぼ全員が「処女検査」を受けており、ほぼ全員が警察拘禁中に言葉による性的虐待または身体的性的虐待のいずれかを受けていた。」[12k]

- 22.43 2004 年 6 月に Amnesty International が報告したところによれば、

「法律が変わっても、女性の選択の自由を制限する慣行は変わらない。強制『処女検査』を非合法化する法律の可決後、Istanbul 市内のある病院の調査結果で、208 人の女性が『社会的理由』で『自主的に』処女検査を受けたことが明らかになった。弁護士で女性活動家の Hülya Gülbahar が Amnesty International に話したところによれば、女性が自分の人生を 1 枚の薄い膜ほど重要でないと考える社会、我々はそんな社会に生きているのです。」[12j]

22.44 Women for Women Human Rights (WWHR) は 2005 年 1 月に、2004 年 9 月に議会に受理されたトルコ刑法典の重大問題リストを提出した。それによれば、「性器検査」に関する改正トルコ刑法典第 287 条は、「処女検査は禁じられる」という明示的な言及を避け、不可欠な前提条件として女性の同意を要求しない。従って現状では、同条項は女性の権利侵害の幅広い実行基盤を引き続き提供しているのである。」[95a]

22.45 同報告書がさらに述べたところによれば、「残念なことに、処女検査の慣行は依然としてトルコに存続し、様々な政府機関および刑務所で実施される他、女性が婚前交渉を持った疑いがある場合は、家族によって行われることもある。その慣行は処女女性に対する差別行為であるだけでなく、女性の人権および身体的完全を侵害する行為であり、場合によっては女性が自殺または『名誉』という名で家族に殺害される原因になる。」[95a]

目次に戻る
出典リストに戻る

拘禁中の女性の扱い

22.46 人権 2006 トルコについて International Helsinki Federation (IHF) が述べたところによれば、

「2003 年以降、政府は EU 加盟交渉に関連して、拘禁条件および被拘禁者の権利に関する法規制の改善を進めてきた。政府は拷問に対する『ゼロトレランス』政策を宣言したが、その問題をめぐる人権組織とのいかなる討議も受け付けず、組織の主張やイニシアティブにも否定的な反応を示した。CPT はトルコの規範枠組みを指して、拷問を撲滅する上で最も精巧なものと評価した一方で、その実施における欠陥を指摘した。拷問と虐待は依然として広く実行されており、政府は刑事免責を拷問で起訴された警察や憲兵隊まで拡大した。トルコの人権組織の話によれば、漸進的改善にもかかわらず、治安部隊は政府が提示した防護策を必ずしも現場で尊重することはなかった。」[10a] (p440)

第 11 項 逮捕と拘禁-法的権利も参照のこと

22.47 2006 IHF 報告書がさらに述べたところによれば、

「Fatma Deniz Polattas と Nazime Ceren Samanoglu の幼い少女 2 人を拷問した件で、1999 年に Iskenderun で始まった警官 4 人に対する訴訟は、2005 年に結審した。警官は職務に止まり、さらに昇進を受けたのに対し、伝えられるところによれば Polattas と Samanoglu は拷問で引き出された自白を根拠に有罪判決を受けた。2 人の少女は法改正により 2004 年 12 月に釈放された。4 月、Forensic Institute は強姦の申し立てに関する証拠取得で義務付けられる処女検査を少女らが拒否したことを報告し、それを理由に Iskenderun 重罪裁判所は証拠不十分で同警官に無罪判決を下した。」[10a] (441)

22.48 2006 IHF 報告書がさらに補足したところによれば、

「Derya Orman、Gülselin Orman および Seyhan Geylani Sondas は 4 月、1 人が身分証明書を携行しなかったことを理由に Istanbul 県警に逮捕された。3 人の話によれば、警察側は釈放と引き換えに署内での『性交の接待』を要求した。3 人が報告したところによれば、3 人は 1 人の婦人警官を含む複数の勤務警官に裸にされ、性的嫌がらせを受けた上、性交を強要された。HRA 職員の報告によれば、警官への告訴を申請する目的で事務所を訪れた際、申請者は検察官から虐待を受けた。」 [10a] (441)

22.49 2006 年 11 月 2 日付け BIA News 最新記事の中で報じられたように、

「政府治安部隊による女性への暴力に関する最近の調査が示したところによれば、1997 年から 2006 年にかけて、少なくとも女性 70 人が拘禁された他、166 人が性的嫌がらせを受けた。この期間に法的支援および援助を求めた女性の総数は 236 人である。拘禁中の性的嫌がらせ・拷問に関する司法支援プロジェクトが発表した報告書によれば、支援を求める申請者 236 人のうち 2 人だけがドイツ出身者で、残りの事件はトルコで記録された... 同プロジェクトの法定代理人 Eren Keskin が bianet に話したところによれば、性的嫌がらせおよび拷問は、トルコ東部および南東部で抑止法として行使されるのに対し、女性の誘拐は Tatvan 市 や Mardin 市を中心に発生した。Keskin はこの形態の暴力を受けた女性被害者は、司法支援を申請する上で『大きな困難』を感じていたと認め、大多数の女性が幼少時にかかる事件に直面した経験を持つため、検視官事務所以外に、心理的な報告を扱うことが可能な新たな機関が必要だったと述べた。」 [102]

留置時の虐待女性被害者に関する告訴手続

22.50 2007 年 3 月 27 日付けの在 Ankara 英国大使館から出身国情報局への書簡の中で述べられたように、一連の質問に対する回答に照らして、拘禁中の虐待被害女性に関する告訴手続の詳細を規定する。

「トルコで拘禁中の虐待を受けた女性が利用可能な不服申し立て手続について追加情報を要請する 2 月 21 日の書簡にお答えします。ご質問の回答は以下のとおりです。

1. 逮捕/取調べ中もしくは署内に留置中にトルコ警察当局から受けた扱いについて不服を申し立てるために、トルコ人女性が確実に必要とする行動は何か。

現在、トルコでは多くの異なる申し立て手段が利用可能です。具体的には以下の通りです。

- a) 最も一般的な方法は県主任検察官に告訴状を提出することで、検察官はそれを受けて調査を手配することになります。
- b) 第 2 の方法として、警察の扱いに関する告訴状を内務省に提出することが可能です。

- c) 第3の選択肢は告訴状を県の Human Rights Board に提出することです。同委員会は地方自治体および非政府組織代表から構成され、あらゆる範囲の市民権および政治的権利全般を担当します。委員会は起訴に持ち込むことはできませんが、持ち込む権限はあり、検察官に調査結果を提出します。2004年を通じて Human Rights Boards に出された申請書の9.64%が拷問および虐待に関連でした。

2. どのような用紙に記入しなければならないのか。

- a) 不服申し立てには場所、時間、実行者とその行動の詳細を記載しなければなりませんが、この方法には決まった用紙はありません。法定代理人は被害者に代わって不服申し立てを提出することが許されます。
- b) この方法は内務省のウェブサイト www.icisleri.gov.tr 上で入手可能なオンラインフォームを利用して進めるのが最も一般的です。記入はすべてトルコで行わなければなりません。
- c) 市町 Human Rights Boards は4ページ綴りの標準的申請用紙を使っており、その写しは各省庁からNGO事務所までオンラインで利用可能です。申請書は本人または血縁者または代理人の記入が可能です。申請書は電子メール、郵便または様々な自治体機関に設置された『人権申請ボックス』を介して提出することが可能です。英語版は首相府のウェブサイト www.basbakanlik.gov.uk 上から入手可能です。申請用紙はトルコ語で提示されます。

3. 本人の出廷が義務付けられる場合、法定代理人または NGO の代表等他の代理人を伴って出廷することは可能か。

本人の出廷が義務付けられる場合は、法定代理人を同席させることが許されます。NGO の代表は警察の取り調べには同席を許可されないことが多いですが、法的手続きの段階あれば原告に付き添うことが許されます。

4. 虐待容疑が発生した警察と所轄が異なる警察から告訴を提出することは可能か。

上記に概説したように、告訴状は直接警察に提出されません。検察官および human rights board 宛の告訴状は同じ県で提出されます。(トルコの平均的県人口は70万ないし100万人です)。内務省宛の告訴状は中央政府の扱いになりますが、地方検察官も関与します。

5. これらの救済措置は実際にどの程度有効なのか。

虐待の申し立て調査は、ほぼすべての申し立てが提出された時点から発生しますが、2006年進捗報告書で概説されたように、トルコでは刑事免責は依然として問題になっています。多くの場合起訴は行われますが、有罪判決はめったにありません。

6. トルコにはこうした状況の女性を支援する活動を展開する人権団体はあるか。

こうした状況の女性だけを重点的に扱う人権団体はありませんが、この業務を男女問わず提供する団体はいくつかあります。最も重要なものが Human Rights Association で、全国 35 都市に支部があります。各支部には電話または電子メールで接触することができます。詳細は同ウェブサイト www.ihd.org.tr から入手可能です。Human Rights Foundation も拷問被害者のために検察当局に提出する医学的証拠およびリハビリの証拠を収集します。事務所は Ankara、Istanbul、Izmir、Adana および Diyarbakir にあります。各支部の連絡先の詳細はウェブサイト www.tihv.org.tr 上で入手可能です。 [4r]

- 22.51 同書簡の述べたところによれば、「トルコ警察当局および憲兵隊を対象とする民間 Complaints Authority の設立を目的とする EU 政府間連携プロジェクトが [2007 年]3 月 12 日に着手された。The UK IPCC はこのプロジェクトの連携パートナーである。従って手続きの変更が予想される。」 [4r]

目次に戻る
出典リストに戻る

- 22.52 2007 年 4 月 17 日付けの在 Ankara 英国大使館から出身国情報局への書簡は、国家警備隊または憲兵隊の拘禁中に虐待を受けた女性が利用可能な告訴手続の詳細を説明する。

- 「1. 告訴状は Gendarmerie Human Rights Violations Investigation and Assessment Centre (JIHIDEM) の名で知られ、告訴状の調査と評価、および訴訟に向けた検察当局への提出を担当する中央集権機構で対処される。告訴は様々な方法で JIHIDEM に申請することができる。
 - Gendarmerie のウェブサイト(英語版は <http://uyg.jandarma.tsk.mil.tr/JIHIDEM/FORM/frmlngBasvuruGD.aspx> で利用可能)上で入手可能なオンライン用紙を利用する。
 - 関連する県指令センターに来訪、電話または陳情書。
 - JIHIDEM に来訪、電話、ファックス、書簡、直接陳情書を送付
2. JIHIDEM の連絡先詳細は以下の通りである。
 JIHIDEM
 Jandarma Genel Komutanligi
 Korg. Hulusi SAYIN Kislasi 06500
 Bestepe, Ankara

 電話: 0312 456 1186
 ファックス: 0312 212 8463
 0312 215 1417
3. 申請がトルコでなければならないという指摘はないが、実際はそうである可能性が高い。告訴手続および用紙に関する情報はトルコ語および英語

(外交官コミュニティ向け)でのみ入手可能である。前回の書簡(上記)に概説したとおり、トルコには告訴を希望するすべての者に支援する様々な人権団体がある。

4. JIHITEM 独自の統計データによれば、2007 年 4 月 8 日時点で、JHITEM の検討事項に含まれたのは、総申請数のわずか 20%であった。総申請数の 65%は憲兵隊活動に関わるものであり、残る 35%は間違った組織に送られていた。残りの 30%の事件では司法手続が実施され、有効な申請のうち 70%は事実無根であった(上記の統計データは英語版ではなく、トルコ語版の翻訳だが、誤訳されており、いかなる種類の司法手続も実施されなかったことを意味することに注意)総申請数に関する統計データは入手できないが、実際の総申請数はかなり少ないと思われる。告訴が成功した事例は確認されていない。上記の数字は現在あるべき JIHITEM の有効性に疑問を呼んでいる。[4p]

目次に戻る
出典リストに戻る

暴力の被害者保護

- 22.53 EC 2007 報告書が述べたところによれば、「女性への暴力を阻止する運動は、政府、メディア、民間部門および UN 人口基金の支援を受けて引き続き行われている... 家庭内暴力の被害女性のための避難所は、Social Services and Child Protection Agency、各自治体および女性 NGO が運営する施設を含め、33 軒に増加した。」[71d] (p18)

- 22.54 Amnesty International News (日付の記載なし) がある記事の中で述べたところによれば、

「欧州連合の最新報告書によれば、人口 1 万人に 1 箇所の避難所は常道である。従って、人口 7000 万人を擁するトルコにはおよそ 7,000 の避難所がなければならないことになる。実際には、自宅で暴力に苦しむ女性を支援するおよそ 14 の『特別収容施設』と 19 のコミュニティサービスがある...トルコの女性は避難所を求めている。ある調査によれば、女性の 33%が夫から殴打を受けたと報告し、26%が結婚前に義父から殴打を受けたと報告した。また女性の 91%が述べたところによれば、虐待を受けた困難な時期には社会的基盤から避難する能力を切望した。」[12b]

- 22.55 2006 年 11 月 25 日付けのトルコに関する Amnesty International の記事「政府援助を必要とする避難所」が述べたところによれば、「2005 年、住民が 5 万人を超える自治体は、家庭内暴力の被害者向け避難所を少なくとも 1 軒は活動させる旨の法規制がトルコで発効した。この法律によれば、全国で 3,000 箇所を超える避難所が開かれていることになる。現在までのところ、限られた予算と政治的意思の欠如が原因で、新しい避難所を設置した自治体は 1 つもない。」

「... Mor Çatý (Purple Roof)は Istanbul にある有名な女性の連帯センター[である]。同センターは過去 16 年にわたって、避難所はもとより心理的および法的支援の提供を通じて、家庭内暴力から逃げ出した女性を支援してきた。女性の多くは非公開番号のヘルプラインを介してこの連帯センターに連絡を取っているが、警察またはソーシャルワーカーを介してセンターに問い合わせる者もいる。Mor Çatý は他の組織と協力して女性に情報を提供すると共に、電話や一対一の面接で助言を行っている。」

[12d]

- 22.56 同 Amnesty International の記事がさらに述べたところによれば、「女性は差し迫った状況で安全な居場所を必要とすることが多い。Mor Çatý 避難所は可能な限り最大の支援を提供することに努めているが、さらなる受容能力と人材の差し迫った必要に迫られている。女性の多くはほぼ着の身着のまま家から逃げ出し、避難所にたどり着く。避難所は宿泊設備だけでなく、女性達に共同体を提供し、自活に向けた準備を促す。避難所に引き取られた女性は、到着の 2 カ月後から最良の環境の中で、仕事を始め収入を得るようになる。しかし、働けない女性やトラウマ症状がひどい女性の場合は、この復帰プロセスが数ヶ月間持続することもあり、避難所の空間的および金銭的支援の必要は増大しつつある。」 [12d]

女性組織

- 22.57 Amnesty International News の記事「トルコ: 避難所は墓場ではない」が述べたところによれば、

「現在、女性の権利活動家の役割は、少数派の女性が保護を獲得する上で、極めて重要である。- こうした組織の一部の例を示す。それは、

- Antalya の Women's Support and Solidarity Centre、
 - Istanbul の the Purple Roof Foundation 、
 - Diyarbakýr の the Women's Centre (Ka-Mer) 、
 - Ankara および Izmir の the Women's Solidarity Foundations (KADAV) 、
- である。

ある NGO 職員が Amnesty International に話したところによると、「どの機関も暴力を経験した女性をすべてのここに送って来る。[原文のまま] 政府、警察に限らずである。それだけ需要を満たす施設は持ち合わせていない。」

[12b]

女性 NGO

- 22.58 2007 年 10 月 30 日にアクセスした Stop Violence Against Women のウェブサイト が述べたところによれば、「非政府組織または NGOs は、国際人権基準を明確化および実施する上で、不可欠な役割を果たす。NGO は人権基準の強化に向けて国内外のレベルに圧力をかけている。... NGO は社会の変革を求める擁護者として、法改正の達成において力を発揮し、女性の権利を人権とし

て高める上でも重要な役割を果たしてきた。その多様性とは関係なく、NGOは共通の目的に向けて持続的に行動を共にする人々の独立した任意団体[群]と広義に定義付けることができる。」 [97b]

- 22.59 同 Stop Violence Against Women のウェブサイトはさらに、以下に掲載するトルコの6つの異なる女性 NGO に言及した。

Foundation for Women's Solidarity (Kadin Dayanisma Vakfi)
Mithat Pasa Caddesi, No. 10/11 Sihhiye
電話: 90-312-430-4005, 電子メール: Kadindv@yahoo.com.tr

Human Resources Development Foundation (Insan Kaynagini Gelistirme Vakfi)
Sira Selviler Caddesi, Kristal Apt. No. 152/3-4 Beyoglu
電話: 90-212-293-16-05, 電子メール: ikgv@ikgv.org

Flying Broom
Büyükelçi Sokağı 20/4 Kavaklıdere, Ankara, Türkiye 06700
電話: 90-312-427-00-20, 電子メール: ucansupurge@ucansupurge.org
Fax: 90-312-466-55-61
ウェブサイト: <http://www.ucansupurge.org/>

Foundation for the Support of Women's Work
İstiklal Cad. Bekar Sokak, No: 17 Beyoglu - Istanbul / TURKEY
電話: 90-212-292-26-72, 電子メール: kedv@kedv.org.tr
ファックス: 90-212-249-15-08
ウェブサイト: <http://www.kedv.org.tr/>

Human Rights Association
HRA Headquarters, İHD Genel Merkezi
Tunalıhımi Cad. 104/4 Kavaklıdere, Ankara, Turkey
電話: 90(312)-466-49-13-14, 電子メール: posta@ihd.org.tr
ウェブサイト: <http://www.ihd.org.tr/index.html>

Kadin2000
Arjantin Caddesi 22/10, Kavaklıdere 06700, Ankara, Turkey
電話: 0312-467-13-37, 電子メール: info@kadin2000.gen.tr
ファックス: 0312-468-18-33
ウェブサイト: <http://www.kadin2000.gen.tr/>

Women for Women's Human Rights - New Ways Foundation
İnönü Caddesi, 37/6 Saadet Apt. Gümüşsuyu, 80090, Istanbul-TURKEY
電話: 90-212-251-00-29, 電子メール: wwhrist@superonline.com
ファックス: 90-212-251-00-65
ウェブサイト: <http://www.wwhr.org>

集会の権利

- 22.60 2005年3月7日にBBC News が報じたように、

「欧州連合は、Istanbul で発生した抗議運動中にトルコ警察当局が行使した『不均衡な武力』に驚愕と懸念を示した。警察は警棒と催涙ガスを使って、世界女性の日の前日に発生した日曜抗議デモを解散させた。トルコに持続的政治改革を義務付けていた EU 側は、『女性の権利が重要な課題になると予測される EU 査察訪問を明日に控え、このような不均衡な武力が行使されるのをこの目で見たいと願っている。』『Istanbul での抗議デモに参加した女性や若者を警察が殴打する映像に衝撃を受けた。』EU 側代表の 3 人は共同声明でこのように述べた。『抗議デモは平和的であって然るべきなため、すべての暴力行為を非難したい』...およそ 300 人の国民が反政府スローガンを繰返し叫び、女性の平等な権利を要求しながら、日曜日の非公認抗議デモを目指して集結した。報告によると、およそ 100 人が警察の解散命令を拒否すると同時に、催涙ガスと警棒を携えた武装警官が一気に群集に突撃した。警察は逃亡を企てた男女に殴る蹴るの暴行を加えた。」 [66i]

22.61 欧州委員会 2005 がまた報告したところによれば、

「2005 年 3 月 6 日に Istanbul で行われた世界女性の日記念抗議デモにおいて、警察は警棒と催涙ガスを使って不均衡な武力介入を実施し、多くの参加者を負傷させた。政府は直ちに声明を発表し、警察のかかる行為は受け入れ難いと述べた。内務省はこの事件を受けて、警官 6 人を降格および罰金処分とし、幹部 3 人を懲戒した。Istanbul 検察当局は司法調査に着手し、現在調査中である。」 [71b] (p29)

22.62 EC 2006 報告書がさらに報告したところによれば、

「2005 年 3 月に行われた女性の権利推進を訴える抗議デモで発生した事件の行政調査が終了した。構成員の養成および指揮監督の職務を怠ったとして、Istanbul 保安局の職員 3 人が懲戒処分を受けた。また、デモ参加者を解散させる際に不均衡な武力を行使し、品位を傷つける態度で国民に対応および発言をしたとして、職員 6 人が減給処分を受けた。警官 7 人に対し Istanbul 検察庁で開始された調査は現在も実施中である。」

[71a] (p15)

22.63 EC 2007 報告書がさらに述べるところによれば、「全体的に見て、女性を暴力から保護する点では向上が見られた。ジェンダー平等を保障する法的枠組みは整備されている。ただし、それを社会的現実置き換えるにはさらなる努力が必要である。経済的参加および機会、教育的達成、健康と存続さらに政治力拡大の男女格差は依然として大きい。」 [71d] (p18)

目次に戻る
出典リストに戻る

23 児童

基礎情報

- 23.01 国連児童基金(UNICEF) が 2006 年報告書「早期幼児教育」(ECD)の中で述べたところによれば、

「2006 年時点で、トルコ人口の 18.5% が 10 歳未満児—うち 9%が 5 歳未満と推定される。これらの児童にとって、幼児期が精神的および身体的成長の極めて重要な段階であることは疑う余地もない。ECD の包括的国家プログラムはすべての児童が人生で最良のスタートを切るよう助力する。この幼児世代はより幸福で、より健康かつより知的な大人として、トルコのさらなる繁栄の発展に貢献するであろう。」

[91c]

- 23.02 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「政府は児童福祉の拡大に最大限の力を投じ、教育と健康の機会拡大に向けて活動した。14 年生から 18 年生の公立教育は無償で普遍的かつ義務制であった。... 児童虐待は問題であった。近親者、場合によっては青少年の血縁者による少女の名誉殺人はかなりの数に上った。... 特に農村の貧困地域では幼児婚の事例が見られたが、女性の権利活動家の主張によれば、最近になって未成年者の婚姻はトルコでは少なくなっている。」 [5g] (第 5 項)

- 23.03 UNICEF がその新聞発表「児童保護」の中で述べたところによれば、

「2006 年 1 月 20 日、Social Services and Child Protection Agency General Directorate (SHÇEK)、保安局、司法省、教育省(MONE)、Turkish Bar Association および市民社会組織が参加する、トルコにおける良い統治、児童のための保護と正義または児童最優先に向けた EU 支援プロジェクトが Ankara で始動した。プロジェクトの具体的な目標は、関連機関の能力向上を図り、それによって法と触れる児童により安全な環境を児童に提供することである。これには基本データと経験的証拠の収集、こうした児童の保護と再統合に向けた共通戦略の策定と共同実施業務が含まれることになる。」 [91d]

- 23.04 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、避難民に関しては、「難民希望者の児童はトルコの学校に在籍する権利がある。小学校は無償で在籍できる。難民希望者の就学児童 1,045 人中 312 人が学校教育を受けている。難民希望者の教育機会に対する意識を向上させる必要がある。」 [71d] (p64)

- 23.05 2006 年 7 月 5 日に公表された BIA News Center の記事、学校ではなく警察や法廷に向かう子供達、が報告したところによれば、

「Diyarbakir Bar Association が明らかにしたところでは、昨年を通じて同市裁判所に連行された被疑者 1 万 193 人のうち 2,197 人が児童であり、同協会はその状況を「憂慮すべき」と表現した。同協会代表の Sezgin Tanrikulu は、

Diyarbakir Bar Association の刑事訴訟法(CMK)執行センターのデータを引用し、その数字は状況が以下に憂慮すべきかを示唆するものだと述べた上で、児童の立場を考えた有効な社会政策が速やかに施行されない限り、状況は悪化するだろうと警告した。Diyarbakir Bar Association の CMK 執行センター調整担当 Baris Yavuz の説明によれば、その一方で、同市裁判所で裁判を受ける 5 人に 1 人は少数派であり、その最も重要な原因は、国内移住とそれによる貧困であった。しかし、Tanrikulu および Yavuz の両者が bianet に語ったところによれば、政府は児童犯罪を単なる社会秩序と治安の問題として扱い続けることで、問題のコミュニティおよび社会的側面から目を背けており、それが状況を悪化させている。」 [102k]

同意の年齢

23.06 Turkish INTERPOL のウェブサイトが述べたところによれば、「多数派の法定年齢は十八(18)歳である。婚姻に関する同意の法定年齢は、男性が十七(17)歳で女性が十五 (15)歳である。二十一(21)歳未満の売春は非合法化されている(改正刑法典第 227 条)。 」 [34]

23.07 Child Soldier Global 2004 報告書が述べるところによれば、「兵役はすべてのトルコ国民の権利と義務である。(第 72 条)。軍法は軍の一部の構成員に対する志願兵の最低年齢を 18 歳に規定するが、政府の言及によれば、これは実際には適用されない。他の法令では、非常事態期間の 15 歳から 18 歳の市民防衛隊の配備が認められているようである。」 [40]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

契約結婚

23.08 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「児童結婚は、特に農村の極貧地域で行われていたが、女性の権利活動家によれば、未成年婚は国内ではここ数年減ってきている。非公式の宗教儀礼において 12 歳の児童の婚姻が行われた事例が確認された。生まれた時点で法定年齢に達する前の婚姻を事前合意する『揺りかご協定』が家族間で行われることもあった。」 [5g]

23.09 2004 年 6 月に Amnesty International (AI) 報告書「トルコ: 家族に立ち向かう女性」が述べたところによれば、

「『妻』は結婚の目的で 13 歳の時に実の兄に売られました。兄は羊飼いをしており、唯一の血縁者で 3 人の子供がいました。妻も扶養家族の 1 人でした。... トルコ法の下では、法廷結婚年齢は 18 歳以上である。18 歳未満の者は法定年齢に満たない。こうした場合は、その家族が婚姻の許可を与えることが

義務付けられる。特別な事情の場合は、17 歳になった時点で判事の許可があれば結婚することができる。」 [12j]

児童虐待

23.10 人権実践に関する USSD 2006 国別報告書が述べたところによれば、

「司法省は刑務所長の申し立てを受け、Sincan Children's and Youth Prison の受刑者が 19 歳から 21 歳の受刑者 4 人に足の裏の殴打、いわゆる flaka を行った事件の調査を開始した。...各放送局は 2005 年 10 月に、Malatya 国立孤児院で児童を虐待する職員の映像を放映した。画像には裸で浴槽に座らされた児童を殴打する職員の姿が映し出された。一部の児童が警察に話したところによれば、職員は児童の排泄物を無理やり食べさせた。その後医師が児童の診察を行い、46 人中 21 人が激しい殴打および熱湯火傷等の拷問を受けていた証拠を確認したと報告した。警察当局は 9 人の職員—県社会事業局長、孤児院長、公務員 2 人および孤児院職員 5 人—を拷問罪で起訴した。職務を解任された職員は 1 人もいなかった。」 [5g]

23.11 2006 年 7 月に BIA News Center が『児童保護に必要とされる見直し』の記事の中で報告したところによれば、

「Diyarbakir Bar Association の児童の権利センターで弁護士を務める Cengiz Analay は、Diyarbakir 県だけで少なくとも 34 人の未成年者が施設を出たまま 3 年間行方不明になっていたことを確認した時点で、児童保護法の見直しに関する民間査察を受け入れるよう各養護施設に要請した。首相府最高人権委員会の要請で Diyarbakir 県庁が開始した調査の結果、Diyarbakir 県の養護施設で記載された児童 34 人は行方不明であることが明らかになった。その調査は社会事業局運営の養護施設から個々の失踪届けが出されたのを受けて開始され、0 歳から 12 歳および 13 歳から 18 歳の児童について、少女 18 人を含む未成年者 34 人が施設から失踪したことを実証した。」 [102b]

23.12 同 BIA New centre が 8 月 23 日に「トルコは児童虐待法を再検討するべきだ」という記事の中で報告したところによれば、

「トルコ人の子供が刑務所を出所した児童虐待犯に強姦された事件は、最近フランスで論議的となり、トルコの Akco 弁護士はこれを受けてトルコの法規定を検討した結果、どの規定も満足できるものでないとしている。性的虐待の重罪化はかかる犯罪の発生防止につながるものと氏は信じている。性的虐待に関するトルコの法規定について Akco が述べた意見によれば、トルコ刑法は児童の性的虐待に関する特別条項を作成した。この条項は成人による児童の性的虐待に触れているが、現時点では児童間の性的実験も盛り込まれている。Akco は同条項の厳密性を批判し、ある犯罪がこの条項の下に実行される場合は、上記の犯罪は有効かつ人権の侵害なしに扱われなければならないという。」 [102i]

児童労働

- 23.13 国連児童基金(UNICEF)がその 2006 報告書「子供を第 1 に: 児童労働撲滅」の中で述べたところによれば、

「2004 年を通じて、約 1,800 万人の国民あるいはトルコ人口の 25.6%は貧困生活を送っており、従って、子供を家計収入に役立てる必要がある世帯が多いのは驚くことではない。児童労働者は退学するか入学手続を拒否することが多いため、状況が改善される見込みはほとんどない。農場または路上労働は多くの世帯が子供に最も希望することのようである。」 [91g]

- 23.14 同 UNICEF 2006 報告書がまた述べたところによれば、

「児童労働者の多くは、農業部門の低賃金就労を求めて 1 年の多くを移動に費やす移住者世帯の子供である。こうした世帯は子供に必要な保健医療または教育へのアクセスもなく悲惨な状況で生活することが多い。路上生活者の数は年々増え続けており、それによって大都市中心部や大きな町で通行人に小物を売りつける児童が急激に発生した。こうした状況で発生した労働報酬は非正規で、これは労働者が結果的に統計数字には現れていないことを意味する。少女の労働報酬は特に、未払いかつ非正規の家事労働として家庭に搾取されることが多い。」 [91g]

- 23.15 2006 UNICEF 報告書がさらに述べたところによれば、「2002 年には、トルコで働く児童労働者は 6 歳から 14 歳児童の 4.2%ならびに 15 歳から 17 歳児童の 28%と推定された。児童労働者に関するより包括的な最新情報はなく、貧困率は実質的に向上しなかったため、児童労働者が減少したことを示す根拠はほとんどない。」 [91g]

- 23.16 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、「児童を職場における搾取から保護する法律はあるが、政府はこれらの法律を効果的に施行しなかった。児童労働の使用は農業、大工作業、靴製造および革製品産業、自動車修理産業、小規模工場および露天商で特に多く見られた。15 歳未満児童の雇用、および 16 歳未満児童の 1 日 8 時間を超える労働は法で禁じられている。15 歳児童は教育機関で提供される軽労働であれば携わることができる。」 [5g] (6d 項)

- 23.17 同 2006 USSD 報告書がまた述べたところによれば、「就学児童が 1 日 2 時間または週 10 時間を超えて労働することは法の禁じるところである。労働社会保障省は、大中規模の工業企業およびサービス部門企業を組み込み、労働法で網羅されたこれらの職場規制を効果的に実施した。従業員 50 人以下の小規模農業企業、海上および航空運輸、家内手工業および従業員 3 人以下の小規模店舗等の部門は同法では網羅されない。これにもかかわらず、児童労働は広い範囲で行われていた。State Statistical Institute の報告によれば、12 歳から 17 歳の児童労働者の数は 2003 年の 94 万 8,000 人から 2004 年には 76 万 4,000 人に減少したが、同局はそれ以後、児童労働者に関する具体的なデータ収集を中止し、一部のオブザーバーが引き続き主張したところによれば、この分野に

おける信頼できる統計データはなく、実際の児童労働者数は増える一方だった。」 [5g] (6d 項)

- 23.18 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、「小企業は労働対価が安いという理由から児童労働を好んで使用し、将来その企業に就職する希望を示した児童には実地訓練を提供した。こうした企業に就職する児童が教育省の訓練センターに登録される場合は、児童は毎週そのセンターに通うことが義務付けられ、センター側は法により職場査察を義務付けられた。同省から提供されたデータによれば、現在国内 81 都市に 300 軒のセンターがあり、これらのセンターは 133 種の職業に見習い訓練を提供した。政府は児童労働の最悪の形態を、路上労働、健康および安全上の危険がある工業部門での就労、および農業部門の移住労働者と特定した。」 [5g] (6d 項)

- 23.19 2007 年 9 月 25 日に BIA News Center がある記事『教師のいない学校、生徒のいない学校』の中で報告したところによれば、

「Sanliurfa 県では依然として多くの子供が畑仕事をしている。教師を迎えない学校もあった。Sanliurfa 県 (トルコ南東部) の状況はトルコ国内、特に南東部で何度も繰り返されている。子供は畑仕事をするため、決められた時期に学校生活を始めることができない。Birgün 紙によれば、Sanliurfa 県 Konuklu の小学校では全生徒 650 人のうち 300 人は、今年のワタの収穫が遅れたため、まだ学校に戻れていなかった。教師は畑に出向き、子供を学校に通わせるよう両親を必死で説得している。」 [102n]

- 23.20 EC 2007 報告書が述べたところによれば、「子供の権利に関しては、児童労働を撲滅する努力が引き続き行われた。ある児童労働調査が明らかにしたところでは、児童労働者の比率は 1999 年の 10.3% から 2006 年には 5.9% に低下した... 児童労働は依然として季節農作業や露店で広く普及していた。労働法とその施行における欠陥はそのままになっており、児童労働の撲滅に向けて割当てるべき国家資源は不十分である。」 [71d] (p18-19)

教育

- 23.21 EC 2007 報告書が述べたところによれば、「教育に関して言うと、初等教育のジェンダー格差は、2005-2006 教育年度の 5% から 2006-2007 教育年度には 4.6% に軽減した。教育省と UNICEF が実施した女子教育推進運動の第 1 段階が終了した。2004 年から 2006 にかけて、合計 19 万 1,879 人の女子および 11 万 4734 人の男子が初等教育に就学した。各家庭に直接所得補償を提供する現金給付方式は運動の強化につながった。初等教育および就学前教育の就学率増大を目的とする民間部門および NGO の運動も引き続き行われた。」 [71d] (p19)

- 23.22 EC 2007 がさらに補足したところによれば、「しかし、小学校の就学率は 90% を維持している。教育分野では、特に小学校女子生徒の進級および中途退学の監視体制を改善することが必要である。地域間の就学率格差を軽減するさらなる努力が必要である。女子の初等教育就学率は上昇したが、中等教育での格差は依然として大きい。」 [71d] (p19)

23.23 トルコ統計年鑑 2006 の記録によれば、2006/2007 教育年度を通じて、男子の 92.25%および女子の 87.93%が初等教育に在籍した。中等教育には男子の 60.71%および女子の 52.16%が在籍中で、高等教育では、入手可能な数字はまだない。[89a] (p106 教育と文化に関する項目)

23.24 UNESCO が 2006 年報告書『早期幼児保護と教育』の中で述べたところによれば、

「トルコでは、就学前教育は任意であり、3 歳ないし 5 歳児集団の教育が含まれる。就学前教育は幼稚園、就学準備教室、適用教室、託児所、保育園、全日養護施設、および養護施設で提供される。教育相の責任担当である就学前教育は、36 カ月ないし 76 カ月児対象の Ana Okulları (幼稚園)、60 カ月ないし 72 カ月時対象の Sınıfları (幼児教室) または、36 カ月ないし 72 カ月児対象の Uygulamalı Anasınıfı (『実践』幼児教室) で提供される。食事および洗濯用品費用に対する両親の寄付を除き、国営就学前機関は、設定の種類および設定年度に関係なくすべて無償である」。[75]

23.25 2006 年 10 月 3 日にアクセスした日付記載のないウェブサイト、トルコにおける児童情報ネットワークが述べたところによれば、第 28 条の下では、

「締約国は児童の教育を受ける権利を認識し、この権利を漸進的に達成する目的で、機会均等に基づき特に以下を行うものとする。つまり、

- (a) 初等教育を義務付け、万民が無償で利用できるようにし、
- (b) 普通教育および職業教育を初めとする様々な形態の中等教育の発達を奨励し、それをすべての児童に利用およびアクセス可能にし、さらに教育の自由の導入および必要な場合は財政援助の提供等のしかるべき措置を講じ、
- (c) あらゆる適切な手段を用いる能力主義の高等教育を万民にアクセス可能にし、
- (d) 教育および職業関連の情報ならびに手引きをすべての児童にアクセス可能にし、
- (e) 精勤および中途退学率の低下に向けた推進措置を講じる。」[80]

23.26 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「14 年生から 18 年生の公立教育は無償で普遍的かつ義務制であった。World Bank の報告によれば、1 年生から 8 年生の総就学率は 96%であった一方、同じ学年の純就学率は 90%であった。公立教育が提供される最高年齢は 18 歳であった。経済開発協力機構によると、高等教育学位を取得する児童はわずか 40%である。女子の 10 人に 1 人は初等義務教育にも就学しない。」[5g] (第 5 項)

23.27 UNICEF が強調したように、少女の教育の主な障害は以下のとおりであった。それによれば、

「学校および教室の不足、学校は多くの場合自宅から離れた場所にあり、子供、特に女子を遠くまでに通わせたがらない親が多い。親はトイレや水道設備

のない劣悪な物理条件の学校に子供を通わせたがらない、多くの世帯が経済的苦難に苦しむ家庭が多い。従来の家族のジェンダー不平等は、男性および男子のニーズを女性および女子のニーズより優遇する、家庭で養育する方法で家族収入を増やす必要、教育よりも娘の早婚を重視する親が多い、農村社会における女性の役割モデルが少ない―あるいは全くない、中等教育の機会がほとんどなく、初等教育レベルで興味をそがれる。」 [91a]

目次に戻る
出典リストに戻る

23.28 2005 年 12 月 29 日の UNICEF のウェブサイトの記録によれば、

「トルコでは小学校に在籍するのは女子のわずか 69%である。しかし、重要な教育運動のおかげで、2003 年には 25 万人を超える児童が小学校に入学し―うち 17 万 5,000 人は女子である。『少女達、学校へ行こう』と呼ばれた運動は、プログラムの価値を両親に訴えるために各家庭を訪問するボランティアの巨大ネットワークを原動力とする。様々な業界から集まったボランティアは、署名活動を行っており、そのプログラムは、首相やトルコ大統領夫人を初めとする著名な政治家からの支持を得た。」 [91b]

23.29 2007 年 3 月 27 日付けの在 Ankara 英国大使館から出身国情報局に宛てた書簡の中で述べられたように、

「Izmir 件の聾児または聴覚障害児向けの業務について追加情報を要請する 2 月 21 日の書簡にお答えします。Izmir 市内には聾児の公立学校が少なくとも 1 校あります。ここでは就学前教育から 8 年生までの教育を提供しています。

Tülay Aktaş İşitme Engelliler İlköğretim Okulu
Mevlana Mahallesi, 373/2 Sokak
No:6/1, Bornova - IZMİR
電話: 90 232 3397826
ファックス: 90 232 3392537
電子メール: taktasio@ttnet.net.tr

県内には聾者および聴覚障害者向けの中学校はありません。現在、聾児および聴覚障害児には通常の中学に入学する支援を受けるか、Aegean 地域の近隣県の特設学校に入学する 2 つの選択肢があります。

就学前教育も利用可能です。Izmir 市にも Carsi 郡と Konak 郡にそれぞれ 1 つずつ公立幼稚園があります。英国と同様にその利用は大都市郊外に限られているようです。これらの業務を利用するためには、児童の両親はまず児童の聴覚障害を確認する資料を自治体教育局に提出しなければなりません。通常は、国立病院から適切な報告書が提供できることになっています。」 [4q]

23.30 International Deaf Children's Society (IDCS)は、「トルコの聾者に必要な人材」に関する Mary C Essex の報告書を公表したが、それによれば、

「トルコは特殊教育について成果を出しつつあり、障害者に利用可能な多くの人材が確保されている。現在トルコ全域に 47 の初等教育機関と 14 の中等教育機関がある。これらの学校はすべて、トルコ教育省の管轄下にある。その他障害者に支援を提供する重要な国家機関は、以下のとおりである。

社会保障・児童保護業務省

Milli Sosyal Hizmetler Çocuk Esirgeme Kurumu Bakanlığı.

Turkish Rehabilitation Centers (SHCEK): 現在、41 の聴覚障害者および言語障害者センター、337 の知的障害児センターさらに 7 の痙攣性発声障害センターを含む 385 の更新済みセンターリストがある。上記の各センターは早期幼児プログラムを提供し、家族および 0 歳から 21 歳の児童と協力して活動を行う。」 [28]

宗教教育

23.31 USSD 2006 報告書がまた述べたところによれば、

「学生対象の 8 カ年普通義務教育は法の定めるところである。学生はその後、イマーム・ハーティブ (イスラム教説教師) 高等学校で学問を追求することもできる。イマーム・ハーティブ学校は職業教育として分類され、職業学校の卒業者は、高等学校の専攻外分野で大学進学を申請する場合は、自動的に大学入学試験の対象学年を下げられた。この低学年化はイマーム・ハーティブ卒業生の神学を除く大学課程への入学を有効に阻害した。子供をイマーム・ハーティブ学校へ入学させた親の多くは、宗教指導者として訓練するためではなく、幅広い宗教教育を受けさせるために入学させた。」 [5g]

23.32 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、

「Diyanet は唯一学外で宗教課程を提供することを許される。ただし、非登録の民間講座は存続していた。5 年間の小学校課程を修了する学生は、週末と夏休みに Diyanet の Qur'an クラスに参加することができる。Qur'an 課程の多くは政府とは関係なく機能する。Qur'an 課程に合法的に登録できるのは 12 歳以上の児童だけであり、Mazlum-Der の報告によれば、警察当局は頻繁に幼児向けの違法講座を強制摘発した。Diyanet が提供した数字によれば、現在全国各地におよそ 5,000 校の公認 Qur'an courses がある。」 [5g]

23.33 しかし、欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、「民間の宗教高等学校はトルコ法の規定するところではない。」 [71d] (p17) 同当局は国家開発計画 (2007 年から 2013 年) の重要な部分として新たな教育改革プログラムを立案した。このプログラムは近代化と改革という教育の 2 本柱を盛り込み、それによって要求応じた教育の対応を増強し、教育制度を強化する。ただし、課題はたくさんある... 改革案と授業時間の増大は教育的達成に少なからぬ効果を生み出しているが、そこには重大な問題が付随する。」 [71d] (p30)

23.34 しかし、BIA News Center の報告によれば、

「今週月曜日に、対応可能な教師がわずか 59 万 5,000 人の学校に 1400 万人の小中学校生が押し寄せる状態でトルコの新学期が始まったが、新学期開始に必要な教室数の不足問題は依然として国の教育制度を苛んでいる。Education and Science Workers Union (Egitim-Sen) が 2006-2007 年度初めの教育現状について作成した報告書は、教師および教室不足をこの部門と引き続き対峙する重要な問題と指摘した。同報告書がまた強調したところによれば、教師と教室の不足続きがもたらす問題は教育の前面で他の障害と共に複雑になっただけで、特に学校の建替えおよび修復問題は、その間に教育施設を開設する方が早いと思われる。さらに重要なことは、学校における政治的人事であり、教師の不足問題にもかかわらず、内部での疎外、処罰および一時解雇等の手段が併用されるようになり、数千人に及ぶ教育職員がそれに悩まされていた。」 [102]

児童養育保護

- 23.35 オランダ外務省 2002 が報告したところによれば、「理由の如何を問わず両親が保護監督を実行できない児童は、その血縁者が面倒を見るのが一般的である。」しかし、オランダ外務省報告書が述べたところによれば、その血縁者がこれを行えない場合は、

「トルコ法(社会保障児童保護協会に関する 1983 年 5 月 24 日の第 2828 号法)は、扶養者のない未成年者を対象とする国の養育保護を規定する。養育保護が他のどこでも可能でない場合に限り、総務省の管轄下にある社会保障児童保護協会 (Sosyal Hizmetler ve Çocuk Esirgeme Kurumu) に一任されることがある。同協会は養育保護に関する最終決定を下す裁判所に未成年者の訴訟を付託する。」 [2a] (p152-153)

- 23.36 オランダの報告書の続きによれば、

「トルコ法の下では、扶養者のいない少数派は、その教育期間により最低 18 歳まで、最大で 25 歳までは保護を受けることができる。18 歳以下の児童は各県の社会保障局 (Sosyal Hizmetler Müdürlüğü) に登録するまたは登録してもらうことができる。トルコには現在 12 歳以下の児童を対象とする養護施設 (Çocuk Yuvaları) と 12 歳から 18 歳の児童を対象とする訓練センターがある。現在トルコには、およそ 7,000 人の児童を収容する約 70 の養護施設と 5,000 人の若年成人を収容する 91 の訓練機関がある。一部の事例では、18 歳に達した時点で自宅のない若年成人は、規定年齢を延長して施設することが許されることがある。」 [2a] (p153)

- 23.37 Netherlands 報告書 2002 がまた述べたところによれば、「養護施設で提供される養育保護の質は、県によって差がある。一部の地域では、他に比べて未成年の収容施設が少ない。... 保護のレベルは差が大きいため、どの程度の保護をトルコの基準に照らして概ね十分であるとするかを判断するのは困難である。扶養者のない未成年者の養育保護および支援を担当するトルコ当局は、多くの場合資金不足にも対応しなければならない。」 [2a] (p153)

- 23.38 同報告の続きによれば、「法律によれば、扶養者のない未成年者に対する養育保護と支援は国から提供されるが、様々な慈善組織も未成年者を対象に養育保護を提供する。社会保障局はかかる諸機関の設立認可および監視を担当する。同部局は養育保護の能率化を図る目的で、かかる機関と定期的に協議を行っている。UNICEF その他の国際組織も、扶養者のいない未成年者の養育保護の分野で、多少ではあるが活動している。」 [2a] (p154)
- 23.39 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「2005 年 10 月、放送メディア各局は Malatya 国立孤児院で児童を虐待する職員の映像を放映した。画像には裸で浴槽に座らされた児童を殴打する職員の姿が映し出された。一部の児童が警察に話したところによれば、職員は児童の排泄物を無理やり食べさせた。その後医師が児童の診察を行い、46 人中 21 人が激しい殴打および熱湯火傷等の拷問を受けていた証拠を確認したと報告した。警察当局は 9 人の職員—県社会事業局長、孤児院長、公務員 2 人および孤児院職員 5 人—を拷問罪で起訴した。職務を解任された職員は 1 人もいなかったが、孤児院の職員は別の施設に移動させられた。児童の 40 人は Istanbul 県内の施設に 4 カ月間移った後、Malatya Orphanage に戻された。裁判および審査は年末時点で依然継続中であった。」 [5g] (1c 項)
- 23.40 2006 年 7 月に BIA News Center が『児童保護に必要とされる見直し』の記事の中で報告したところによれば、
- 「Diyarbakir Bar Association の児童の権利センターで弁護士を務める Cengiz Analay は、Diyarbakir 県だけで少なくとも 34 人の未成年者が施設を出たまま 3 年間行方不明になっていたことを確認した時点で、児童保護法の見直しに関する民間査察を受け入れるよう各養護施設に要請した。首相府最高人権委員会の要請で Diyarbakir 県庁が開始した調査の結果、Diyarbakir 県の養護施設で記載された児童 34 人は行方不明であることが明らかになった。その調査は社会事業局運営の養護施設から個々の失踪届けが出されたのを受けて開始され、0 歳から 12 歳および 13 歳から 18 歳の児童について、少女 18 人を含む未成年者 34 人が施設から失踪したことを実証した。」 [102b]
- 23.41 EC 2007 報告書が述べたところによれば、「各施設における児童の扱いは依然として懸念材料である。Social Services and Child Protection Agency の既存の養護保護基準を見直すと共に、施設養護に代わる里親制度を奨励する一層の努力が必要である。児童保護法の実施に加え、教育および社会事業の提供についてもさらなる向上が必要である。」 [71d] (p19)

目次に戻る
出典リストに戻る

健康問題

- 23.42 国連児童基金トルコ (UNICEF) が 2006 年報告書の冒頭ページ「子供を第 1 に」の中で述べたところによれば、

「国連児童基金は過去 50 年間にわたって、その国際経験と人材をトルコの児童プロジェクトまたはプログラムに貢献させてきた。UNICEF は政府、市民社会、民間部門、児童、その家族さらにコミュニティと連携して、すべての児童が健全な保健医療の利益に浴す社会を構築するよう支援を継続する。児童とその家族に関するトルコの成功事例には、幼児死亡率が生産児 1000 人当たり 43 人から 29 人に低下したこと、5 歳児死亡率が 1,000 人当たり 52 人から 37 人に低下したこと、さらに European Regional Commission for Poliomyelitis Eradication からポリオ根絶認定書を授与したことが挙げられる。」 [91e]

- 23.43 同 UNICEF 2006 報告書、『子供を第 1 に - 定期的予防接種』が述べたところによれば、

「ジフテリア、百日咳、破傷風、結核、B 型肝炎、ポリオおよび麻疹は、児童が特に罹患しやすい潜在的致死疾患である。上記の 7 疾患はすべてワクチンで予防可能であるが、トルコ人口統計・保健調査 2003 (TDHS) によれば、5 歳未満児童のわずか 45% — 農村地域では 34.4% — しか生後 1 年以内にワクチン投与を受けていなかった。 [91f]

- 23.44 EC 2007 報告書が述べたところによれば、「社会保障制度の調整に関しては、特に EU 部局の設置を通じて社会保障機関、つまりコミュニティ法に基づく管轄当局の管理能力を構築する努力が引き続き行われた。欧州式健康保険証の導入を視野に入れた準備は始まらなかった。」 [71d] (p35)

25.01 医療問題も参照のこと

拷問と拘禁中の虐待

- 23.45 Child Rights Information Network (CRIN) が 2006 年 4 月の掲載記事の中で強調したところによれば、

「Diyarbakir で発生した事件に関連して、2006 年 3 月 28 日から 4 月 1 日にかけて、計 202 人の児童が拘禁され、うち 91 人が最初の拘留期間後に逮捕された。Diyarbakir Bar Association による不服申し立ての結果、収監された児童のうち 34 人が釈放された。同 Bar Association Center が公表したところによると、治安部隊に拘禁された児童の 95% が拷問および虐待を受けた。 [94a]

- 23.46 2006 年 7 月に BIA News Center が報告した『Diyarbakir における 34 件の拷問調査』によれば、

「今年同市で発生した 3 月 28 日から 4 月 1 日の混乱のさなかまたは後で行われたとされる児童および成人への拷問について、Diyarbakir 市警署員に対する計 34 件の予備調査が開始された。Diyarbakir Bar Association Children Rights Center の弁護士 Cengiz Analay はその捜査を歓迎し、遅ればせではあるが、拷問 および虐待防止に向けて差し当たり成すべきことが実行されつつある、ただし、公開された 24 の拷問記録ファイルは他の事件のように有耶無耶に終わらせてはならないと Bianet に話した。Analay はまた、同センターは同市弁

護士協会と同様にこの問題を密着追跡しており、34 件の調査結果を興味深く待っていると話した。同氏はまた、拷問事件は処罰されるべきだと主張した。」 [102e]

- 23.47 2006 年 9 月に BIA News Center 「弁護士の調査で児童拷問が露呈」を介して報告されたように、

「Izmir 市検察庁は、2003 年に同市の Bar Association Group to Prevent Torture の執行代表として、Buca 刑務所で行われた児童拷問および虐待の存在を明らかにした弁護士 Nalan Erkem に対する捜査を開始した。Erkem は Buca 刑務所児童監房で行われた児童の拷問事件に関する情報および申し立て内容、法定代理人の依頼を拒否したこと、また刑務所当局が移送要求を拒絶したことなどを同 Center に伝えた。」 [102c]

- 23.48 Human Rights Watch がトルコの人権一覧 2005 の中で述べたところによれば、

「トルコ議会人権委員会は 2005 年 1 月、Anakara の精神障害者施設、Saray Rehabilitation Center の訪問期間中、何人もの子供がベッドに縛り付けられ、裸のまま寒い部屋に監禁されているのを確認した。Mental Disability Rights International が 9 月に報告したところによれば、Istanbul および Izmir 県内の精神病院は筋肉弛緩剤や麻酔を投与せずに患者に電気ショック療法 (ECT) を施した。欧州評議会拷問防止委員会は 1997 年のトルコ視察において、この苦痛で危険な療法を既に非難している。同報告書は、子供が ECT を受けた方法も説明しており、それによれば子供は手足を長時間ベッドに縛り付けられていた。」 [9e]

- 23.49 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「NGO の Mental Disability Rights International (MDRI) の発表したところでは、非麻酔下の電気ショックまたは『ショック』療法は廃止されたが、その実施を非合法化する法律は依然として存在しない。2005 年 9 月、MDRI は精神障害者が国内で『拷問に等しい』治療を受けていることを述べた報告書を公表した。トルコで 2 年がかりの研究を実施した国際 NGO の主張によれば、トルコは精神病患者に対するコミュニティベースの支援が欠如しており、精神障害者がほぼ刑務所状態で監禁される国営施設に代わる施設は全く提供されなかった。同報告書に掲載された特定の虐待行為は、司法審査なしの精神病院収容、過度の非麻酔下電気ショック療法の投与、幼児へのショック療法の投与、患者の栄養失調および脱水症状、リハビリテーションおよび物理療法の欠如、さらに長時間にわたって児童をベッドに束縛する等の、過度の身体的拘束であった。」 [5g] (第 5 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

24 人身売買

- 24.01 2007 年 3 月 6 日に公表された The US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「人の不正取引は法の禁じるところであるが、性的搾取および場合に応じて労働を目的とする国内外への女性および児童の人身売買が多数報告された。あらゆるレベルの警察の腐敗が人身売買問題を助長したとする主張が多く聞かれた。同国は被売買者の目的地であると共に供給源であった。政府はその年を通じて 246 人の人身売買被害者を特定した。就職を求める若い女性、特にモルドバ、ウクライナ、ベラルーシおよびロシア出身者は、トルコに人身売買される危険が最も大きかった。特定された外国人被害者の大多数は性的搾取を目的に売買され、Istanbul、Ankara および Antalya で確認された。ただし被害者は全国各都市で特定された。報道機関の報告によれば、トルコ人は国内でも取引されており、またその分野で活動する NGO によれば、性的搾取を目的に国内で取引される女性の数は増える一方であった。」 [5g] (第 5 項)

- 24.02 USSD 2006 報告書の続きによれば、

「人身売買は法により 8 年以上 12 年以下の禁固刑ならびに重い罰金で罰せられる。2005 年刑法典は人身売買を特に犯罪と呼称する。しかし、検察当局は多くの場合、人身売買に関する改正法ではなく、今の時点でその改正法を無効同然にしている他の売春規制条項を用いる傾向が強かった。議会は 12 月に、強制売春を売春規制条項から排除し、それを明示的に人身売買防止条項に加える方法でこの問題に対応した 2 つの刑法典改正案を可決した。その改正案は 12 月に大統領の署名により立法化された。政府の報告したところによれば、検察当局は、6 月に提起された密売業者に対する 26 件の新たな事件を公開した。その期間、裁判所は人身売買容疑について、被告 22 人に有罪判決を下し、54 人を無罪放免にした。一部の事件はその年の末時点で係争中であった。」 [5g] (第 5 項)

- 24.03 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、「信頼筋の報告によれば、政府は依然として人身売買事件を自主売春および非合法的移住として処理する傾向にあった。IOM の報告によれば、同団体は自主的に出国した人身売買の被害者 191 人に援助を提供した。国家警察はいずれも自主的に出国した 246 人の人身売買被害者を特定した。その年を通じて、人身売買の黙認または斡旋を理由に、警官 4 人と憲兵隊員 10 人が逮捕された。トルコには人身売買被害者向けの避難所が 2 箇所あり、いずれも NGO の運営であった。」 [5g] (第 5 項)

- 24.04 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「人身売買の対応には引き続き進歩が見られた。人身売買罪に関する法が改正され、司法の有効な実施を可能にした。内務省は人身売買に取り組む全職員に向けて回状を発行し、続いてその問題を扱う手引き書を交付した。2006 年には 422 人の密売業者が逮捕され、2007 年の 9 月末時点で 279 人以上が逮捕

された。人身売買被害者向けの緊急ヘルプラインが国際電話に開設され、2007年9月末時点で122人を救済した。2006年には246人が被害者として特定され、出身国に自主帰還した。2007年9月末には124人が被害者に特定された。うち101人が出身国に自主帰還した。人身売買の被害者は引き続き市民社会団体が運営する2箇所の避難所の恩恵を受けた。人身売買協力撲滅に向けた協力および情報交換に関する議定書が、キルギスタンおよびモルドバ間に批准された。人身売買の撲滅強化に向けた意識向上と研修活動の実施が必要である。」 [71d] (p65-66)

- 24.05 EC 2007 の報告によれば、「違法移住の逮捕者数は 2005 年の 5 万 7,428 人から 2006 年には 5 万 1,983 人にわずかながら減少した。2007 年 7 月末時点で、3 万 2,151 人の違法移住者が報告された。違法移住者の収容能力を増大する目的で、200 人の収容力を備えた新たな施設が Istanbul で開設された。」 [71d] (p63)

- 24.06 2007 年 6 月 12 日に公表された US Department of State の『人身売買報告書』の中で述べられたように、

「トルコは商業的性的搾取を主な目的とする女性および児童人身売買の目的地であると同時に通過点でもある。2006 年には少数ではあるが、トルコ出身の男性が強制労働目的でオランダに密売された。トルコに売られる女性と児童はモルドバ、ロシア、ウクライナその他の東欧諸国および旧ソ連の出身者である。今年はケニア、ナイジェリアさらにフィリピン出身の被害者も確認された。上記の被害者の中には、トルコを通過して、性的搾取目的でトルコ領キプロスの管轄地域に売られる者もいる。」 [5d] (国別解説-トルコ)

- 24.07 USSD の『人身売買報告書』の続きによれば、

「トルコ政府は人身売買根絶のための最低基準を全面的に満たしていないが、それを実現すべく相当の努力をしている。政府は 2006 年に、人身売買罪の罪を重くすると共に、被害者の権利および援助へのアクセスを拡大すべく法律を改正した。トルコは昨年 1 年間で、人身売買の捜査、起訴および有罪判決の総件数も増加した。」 [5d] (国別解説-トルコ)

- 24.08 2007 人身売買報告書の続きによれば、

「トルコ政府はこの報告期間にわたり、その法執行努力において著しく向上した。性的搾取および強制労働目的の人身売買は、刑法典第 80 条で禁じられている。人身売買に規定される刑罰は 8 年以上 12 年以下の禁固刑であり、性的暴力等、他の重罪に規定される刑罰に比して十分に厳格かつ相応である。トルコ当局は 2005 年の 241 件から大幅増の 422 件の捜査を実施した。同当局は 2006 年を通じて、2005 年の 144 人を上回る 192 人の容疑者を起訴した。2006 年の有罪判決は 2005 年の 29 件を上回る 36 件に獲得された。密売業者 29 人が 1 カ月以上 6 年以下の禁固刑を受けたが、残る 6 人は罰金刑のみを受けた。1 人の密売業者の判決は未確認であった。報告期間を通じて、警察は引き続き国内人身売買防止研修プログラムを実施し、警官増員数は 1,150 人に達した。

政府は人身売買を理由に下級職員の一部を逮捕したが、報告期間を通じていずれの職員も起訴または有罪判決には至らなかった。」[5d]（国別解説－トルコ）

24.09 2006 年 8 月 10 日に Turkish Daily News が報じたところによれば、

「昨年を通じてトルコの刑事裁判所は、人身売買罪に関連する 200 件の訴訟を解決し、出廷人は延べ 687 人に上った。公正発展党(AKP) Balıkesir 支部副代表 Turhan Çömez の国会質問に応え、Cemil Çiçek 司法相は昨日、上記の訴訟のうち 116 件は今年を通じてまだ係争中である旨の声明書を提出した。Çiçek によれば、66 件について審理を受けた 210 人のうち 37 人が有罪判決を受けた。同氏は 182 件における人身売買の被害者数は 683 人に上った述べ、さらに被害者はイラク、イラン、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、ウズベキスタン、パレスチナ、ルーマニア、バングラデシュ、モルドバ、キルギスタン、アゼルバイジャン、グルジアおよびダゲスタンの出身者であったと付け加えた。」[23o]

24.10 BIA News Center が報じたところによれば、

「International Organization for Migration (IMO) とトルコ安全保障局との合同調査が明らかにしたところによれば、トルコに売られる人身売買被害者は著しく増加し、その大多数は意思に反して行われた。... IMO は 2006 年 3 月末時点で、19 歳ないし 29 歳の女性を伴ういずれも旧共産圏諸国出身者の 8 件の強制誘拐事件を明らかにした。IOM の話によれば、事件に関係した女性 8 人は、Isutambul 空港でロシア語を話し、輸送手配の手伝いを持ちかけてきた人物に誘拐された...IOM とトルコ警察庁の集中的な努力にもかかわらず、誘拐事件の記録は大幅に増加した。密輸および組織犯罪（KOM）防止保安局の数字は、ソビエト連邦の崩壊とその後の経済危機により、トルコへの人身売買が「危険な比率」に達したことを示唆する。」[102m]

24.11 欧州委員会 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「特に組織犯罪、麻薬密輸および人身売買の発生地域では、報告し得る進歩が見られた。警察の協力および外圀国境等の分野では、相当かつ持続的な努力が必要である。」[71d] (p67)

28.01 項 外国人難民も参照のこと

目次に戻る
出典リストに戻る

支援と援助

24.12 2007 人身売買報告書がさらに述べたところによれば、

「トルコは報告期間を通じて、その被害者援助の努力において引き続き向上した。トルコ当局は売春女性から人身売買被害者を特定する手続の履行に成功したが、その一方で、同当局が依然として一部の人身売買事件を自主売春および非合法的移住として処理したことが報告された。政府は国営避難所を提供する代わりに、2 つの NGO 系避難所の賃借料、施設および運営費を提供した。

警察は IOM と密接に協力し合い、被害者を人身売買避難所へ送還し、被害者が保護サービスにアクセスする権利を保障する。」 [5d] (国別解説 – トルコ)

- 24.13 2007 年 11 月 26 日に最終更新されたトルコ外務省のウェブページ上に記録されたように、「トルコはその特有の地理的位置により、目的地国である。THB の被害者は旧ソビエト共和国の出身者が大多数を占め、統計データでは以下のようになっている。

THB*撲滅	救済被害者数	自主帰還者数	避難所収容者数	密売業者の逮捕件数
2003	102			149
2004	239	61	18**	227
2005	256	220	142	379
2006	246	197	190	422
2007 (11 月 9 日現在)	131	107	100	288

* 人身売買は密入国と混同されることが多い。密入国は営利目的で、トルコの永住権を所有しない個人が非合法的手段でトルコに入国および居住するのを助けることである。

** 2004 年 11 月から 2004 年 12 の間に避難所に収容され、そこで医療および心理的援助を受けた人身売買被害者数。」 [60b]

- 24.14 2007 年 11 月 26 日に最終更新されたトルコ外務省のウェブページがさらに述べたところによれば、「2006 年 12 月 19 日、トルコ刑法典第 80 条の THB の記載に「強制売春」が盛り込まれた。従って、人身売買の最も重要な要因である強制売春は、今後はこの条項を用いて罰せられる。第 80 条の前向きな修正の成果は、2008 年初めまでに期待されている。」 [60b]

- 24.15 2007 年 11 月 13 日に更新されたトルコ外務省のウェブページがさらに述べたところによれば、「2005 年 5 月に、人身売買被害者のための通話料無料、非公開番号/緊急ヘルプライン 157 本が開通した。電話交換手はロシア語、ルーマニア語、英語およびトルコ語で接続業務を提供する。このヘルプラインは携帯電話を含め、トルコ全域に接続されるようになっている。海外(+ 90 312 157 11 22)からも接続可能である。2004 年には Istanbul、2005 年には Ankara に人身売買被害者のための避難所が設置された。」 [60b]

- 24.16 2006 年 4 月付けの Migration Research. Com の国別プロフィールが、密入国および人身売買の話題について述べたところによれば、

「トルコは密入国および人身売買撲滅の努力において、顕著な法改正を実現した。まず、刑法典を改正し、国連国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）と密入国および人身売買に関する 2 つの議定書を反映した。現在、移民の密入国斡旋業者は 3 年以上 8 年以下の禁固刑および司法上の罰金、つまり加害者が組織の役割を果たす場合は倍額になる刑罰を受ける。改正刑法典も人身売買の公式定義と、その罪状に対する 8 年以上 10 年以下の禁固刑および司法上の罰金刑を規定している。保健省は、人身売買被害者に特定された個人に向けた国立病

院における無償治療の提供を命じた。さらに内務省は、社会復帰および治療目的でトルコ在留を希望する人身売買被害者に、現在 6 カ月以下の人道的査証と暫定滞在許可証を交付する権限を許可している。」 [19] (p6)

研修活動

- 24.17 トルコ外務省がさらに述べたところによると、「警察当局者を対象にした研修が提供された。その第 1 弾として、IOM の貢献とトルコ政府の調整手配の元に、「私のお母さんに会いましたか」と題する大衆意識運動が 2006 年 2 月 2 日から開始された。」 [60b]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

25 医療問題

医療と医薬品の利用可能性の概要

- 25.01 国連開発計画(UNDP)の人間開発報告書 2005 (国別ファクトシート、トルコ)で述べられたように、「トルコは 2005 人間開発報告書において、HDI 値 0.750 で 94 位にランクされる。」2003 年の HDI 値が 0.750 で (177 カ国中) 94 位であった。 [35a]
- 25.02 2006 年 4 月 11 日付けの在 Ankara 英国大使館から内務省への書簡の中で述べられたように、「トルコ保健省によれば、2003 年現在で、1130 軒の病院があり総病床数は 16 万 4,897 床であった。総医師数は 9 万 3,200 人で、1 人当たり 748 人である。 [4m]
- 25.03 2001 年の外務英連邦省の報告によれば、患者が社会保障制度 (SSK、BAG、KUR、EMEKLİ または SANDIGI)に加入する場合は、その医療費は対応される。社会保障を負担しなかった者で、財力がなく、無一文であることを証明可能な者は、国から無償医療を提供される。 [4a]
- 25.04 2005 年 2 月 21 日に Turkish Daily News が報じたところによれば、社会保険機構(SSK)管轄の病院所有権を保健省に移転する法律が週明けに発効した。

「その法律は郵便・電気通信庁(PTT)および Ziraat Bank が所有する保健医療施設を同省に移転するものでもある。SSK 管轄の病院は今後、他の国立医療施設と同じ様に運営されることになる。SSK 職員は大学病院で治療を受けるために、今後も地方病院から推薦を取得しなければならない... 多くの政党、非政府組織および労働組合は、病院を保健省に移転する政府の決定を批判した。同法の反対者によれば、政府は国民の多くが経済的に可能な範囲の医療を受けるように、医療部門を民営化するつもりである。政府の決定は、現在進められている納税者の負担軽減に向けた社会保障改革プロセスのほんの一部である。SSK の所有機関であったにもかかわらず、病院はそれが負担する巨額な損失により、国にとって金食い虫である。」 [23p]

- 25.05 2006 年 4 月 11 日付けの在 Ankara 英国大使館から内務省への書簡の中で報告されたように、「AKP は最近になって、政府は近いうちに健康保険および社会保障制度に関する 2 つの重要法案を可決する意向だと話した。一方は 3 つの社会保障機関を 1 つに統合するもので、もう一方は一般健康保険および GP 制度をトルコに導入するというものである。両法案は 2006 年 3 月に、議会委員会の段階で承認された。」 [4m]
- 25.06 2006 年 11 月 1 日付けおよび最新の 2007 年 5 月 14 日付け US State Department 領事館情報が述べたところによれば、

「トルコの病院は差が大きい。Ankara および Istanbul にある新設の民間病院は、近代的な施設や設備が整っており、米国で教育を受けた専門医が大勢いるが、依然としてある重大な状況に対応できない可能性が残っている。トルコで

存続を計画する病院は、必要な慢性治療薬（例えば、心臓治療薬、経口避妊薬など）の半年ごとの供給を検討すべきである。介護および診断検査（例えば乳房撮影）は米国の基準を下回る。トルコの小都市の基準は、Ankara、Istanbul、Izmir および Adana 等の大都市に比して低くなっている。」 [5f]

目次に戻る
出典リストに戻る

- 25.07 2006 年 6 月 14 日に更新された The Emergency Medicine in Turkey のウェブサイトが述べたところによれば、

「全国各市町村には 5000 軒の国立診療所がある。単純な疾病の診療の場合は、住民の多くはこうした施設または薬局を直接訪問する。近隣の自治体から証明書を取得する場合は、無償で政府系病院の医療看護を受けることができる。国内 1300 軒の病院のほとんどが政府所属で、政府系病院、社会保険病院または大学病院と呼ばれている。患者は健康保険の種類を基準に 1 種類の病院で診療を受けなければならないが、人口のおよそ 3 分の 1 は健康保険に加入していない。最近になって、政府系病院または社会保険病院が提供する保健医療を集中化する活動が開始された。政府は政府系病院ではトルコ国民に一次医療だけを提供することを法で義務付けられる。」 [59] (医療)

薬局

- 25.08 2006 年 1 月 6 日に最終更新された Middle East Expats Online Community Resources & Forums のウェブサイトの記録によれば、

「Eczanes (薬局)は平日および土曜日の午前 9 時から午後 7 時まで営業する。日曜日は休業だが、各近隣地域に 24 時間営業の薬局が 1 軒はある。どの薬局も薬局の名称、所在地あるいは Nöbetçi Eczane を記載する掲示物を窓越しに掲示する(夜間、日曜日や法定休日および宗教祝日実などに掲示される)。」 [50]

- 25.09 同ウェブサイトの記録によれば、

「民間病院は中上級層から好まれる。国立病院は一部の民間病院よりも設備が充実している場合があるという事実と関係なく、多くの患者は提供される職員およびフレンドリーケアを理由に、民間病院へ行く方を選ぶようになっている。」

- Acibademköy – Istanbul. ウェブサイト:
<http://www.acibadem.com.tr/English/>
- Acibadem Hospital, Carousel, Istanbul – ウェブサイト:
<http://www.acibadem.com.tr/English/>
- Acibadem Hospital, Kadiköy – ウェブサイト:
<http://www.acibadem.com.tr/English/>
- Amiral Bristol American Hospital - Güzelbahçe Sokak, 20 Nişantaşı Istanbul.
- German Hospital, Siraselviler Caddesi, 119 Taksim Istanbul.

国立病院– トルコの国立病院は資金不足が原因で、最良の衛生環境が備わっていない。院内は常に患者が溢れており、人の列が絶えない。不十分な衛生状態、職員不足、さらに医療看護の欠如は容易に見て取れた。しかし皮肉にも、職員に関して言えば国立病院は国内で最も著名で評判の高い医師が何人かいる。」 [50]

目次に戻る
出典リストに戻る

HIV/エイズ–抗レトロウィルス療法

- 25.10 UNAID を通じてアクセスした 2006 年 2 月のトルコ保健省(MOH) 国別報告書がその国別進捗報告書の中で述べたところによれば、

「トルコにおける HIV/エイズの有病率は、妥当なレベルにある。最初の HIV 症例は 1985 年に報告され、2004 年末までに合計 1922 症例が特定された。HIV/エイズの報告数の増加率は過去 3 年間にわたり概ね一定（毎年 190 件の発生症例の報告）であり、推定有病率は人口 7,000 万人余中 3,700 症例である。」 [39a]

- 25.11 しかし、UNAIDS/WHO AIDS Epidemic Update: 2006 年 12 月が述べたところによれば、

「中欧地域の蔓延規模は他の欧州地域に比して依然として小さい。2005 年に 100 件を超える HIV 診断例を報告したのはわずか 4 カ国であった。（652 人が新たに HIV と診断された）ポーランド、トルコ(332 人)、ルーマニア（205 人）、セビリア・モンテネグロ(112 人) およびハンガリー（110 人）であった。（EuroHIV, 2006a）」 [39b]

- 25.12 外務英国連邦省は 2001 年 12 月に、世界レベルの HIV/エイズ治療を提供する Ankara の Hacetepe University に問い合わせた。同大学の認めたところによれば、トルコでは、チロキシン、サキナビル、D4T、3TC、アシクロビル、ジルテック、ジフルコンおよびメトクロプラミドまたは同じ効能の他の治療薬が利用可能である。 [4a]

ガン治療

- 25.13 世界保健機構(WHO)に記録されたように、トルコに関するガンの影響 2005 が述べるところによれば、「2005 年を通じて、トルコでは約 5 万 2,000 人がガンで死亡し、うち 3 万 7,000 人が 70 歳未満であった。」 [37b]

- 25.14 2006 年の International Observatory on End of Life Care のウェブサイトに記載されたところによれば、

「トルコはホスピス/緩和ケアを用いる対症療法が、他の業務、特にガン専門病院の業務動向と繋がっている国である... トルコには専門家による緩和ケア看護医療はない。疼痛抑制および症状緩和医療は、国内ではガン専門病院および

大病院の疼痛（ペイン）科が提供する。全国 7 病院のガン専門医および疼痛専門医は、緩和ケアの概念を確立する作業を積極的に報告している... ガン患者の大多数は、疼痛専門医およびガン専門医を協力者に擁する大学病院で治療を受ける。...Dr Ahmet Andicen Oncology Hospital および Demetevler Oncology Hospital 等の一部の国立ガン専門病院は、苦痛緩和および症状管理医療を提供する。ただし現時点では、国立病院系統における緩和ケア医療の動向、または全国 57 の医学校で実施される養成訓練の動向に関する利用可能な情報はない。現在トルコには、30 軒の専門『ペインクリニック』と疼痛科を擁する 20 医療施設がある。小児科の緩和ケアに関する業務活動は報告されていない。」
[33] (現行の緩和ケア医療)

25.15 同ウェブサイトがまた述べたところによれば、

「個人の臨床医（およびその同僚医師）は、国内主要 3 箇所の医療部局および機関で緩和ケアの概念策定に積極的に関与したことを報告した。Ankara では、Hacettepe 大学病院のある疼痛専門医、3 人のガン専門医、Başkent 大学病院のガン専門医 1 人、Gulhane Military Academy(GATA)のガン専門医 1 人、Istanbul では Istanbul University Medical Faculty の疼痛専門医 1 人と Marmara University Medical Faculty のガン専門医 2 人である。他に、Denizli 県 Pamukkale University Medical School のある肺専門医が緩和ケアの概念の策定に関わっており、また Ankara University Faculty of Medicine では複数の看護師が緩和ケアに関心を示した。」 [33] (現行の緩和ケア医療)

腎臓透析

25.16 2002 年の Oxford Journal が述べたところによれば、「トルコにおける透析治療の多くは、保健省所属の透析センターや民間透析センターで行われている。民間透析センターは過去 10 年間にわたって、血液透析患者に十分な病床を提供する上で、重要な役割を果たしてきた。」 [32] Middle East Expats Online Community Resources & Forums のウェブサイトに掲載されるいくつかの透析センターを以下に示す。

Kidney Health & Dialysis Hospital

所在地: Osmaniye Mevkii E-5 Karayolu Üzeri, Bahçelievler, Istanbul

Elmalik Dialysis Center, Elmalik Köyü Elmalik, Ankara, 06490 Turkey

Alanya Hospital And Dialysis Center, Saray Mah.Yunus Emre Cad.No:1, Alanya, 07400 Turkey

[50]

目次に戻る
出典リストに戻る

結核(TB)

- 25.17 世界保健機構(WHO) の定義によれば、TB は呼吸器系の疾病であり、咳およびくしゃみによって感染する。 [37b] WHO の国別プロファイルは重要な指標、通達および治療結果データを提供する。添付リンクを参照のこと。 [37c]
http://www.who.int/globalatlas/predefinedreports/tb/PDF_Files/tur.pdf
- 25.18 Global Health Reporting のウェブサイトが 2006 年 2 月 9 日に公表した記事の中で述べたところによれば、「トルコの救助活動家は、当局に見つかるのを恐れるあまり治療を受けられない非登録の移住労働者および移民に広まる結核その他の感染症の蔓延阻止に向けて活動している。Turkish Anti-Tuberculosis Association は、Istanbul に暮らす難民および移住労働者に広まる TB の撲滅を目指すボランティアプログラムと協力して、現状評価に向けた調査を実施した。Turkish Anti-Tuberculosis Association の事務局長 Zeki Kilicaslan によれば、そのプログラムは無償の検査および治療を提供すると共に、トルコでは利用されない戦略だが、DOTS 基準を追求する。同プログラムは現在、治療患者 10 人の他、入院患者 3 人に対応する。」 [24]
- 25.19 Pub Med のウェブサイトの公表によれば、Istanbul 市内の Sureyyapasa Center for Chest Diseases and Thoracic Surgery の肺疾患科によるケーススタディ「Istanbul の当センターで治療を受けた多剤耐性結核の 158 連続症例の結果評価を公表した。... 結論: 多剤耐性結核患者の多くは適切な集中治療体制により完治が可能である。」 [22]

聾者と聴覚障害者

- 25.20 Izmir 県の聾児または聴覚障害児に対する診療について問い合わせる 2007 年 3 月 27 日付けの在 Ankara 英国大使館から出身国情報局宛ての書簡の中で述べられたように、

「Izmir 市には国立聾学校が少なくとも 1 校あることがわかった。同校は就学前教育から 8 年生までの教育を提供する。

Tülay Aktaş İşitme Engelliler İlköğretim Okulu
 Mevlana Mahallesi, 373/2 Sokak
 No:6/1, Bornova - IZMİR
 電話: 90 232 3397826
 ファックス: 90 232 3392537
 電子メール: taktasio@ttnet.net.tr

県内には聾者および聴覚障害者を対象とする中学校はない。児童には通常の中学に入学する支援を受けるか、Aegean 地域の近隣県の特設学校に入学する 2 つの選択肢がある。就学前教育も利用可能です。Izmir 市にも Carsi 郡と Konak 郡にそれぞれ 1 つずつ公立幼稚園があることがわかっている。英国と同様にその利用は大都市郊外に限られているようです。

これらの業務を利用するためには、児童の両親はまず児童の聴覚障害を確認する資料を自治体教育局に提出しなければなりません。通常は、国立病院から適切な報告書が提供できることになっています。」 [41]

- 25.21 International Deaf Children's Society (IDCS)は、聾者に求められるトルコの特別教育制度に特に目を向けた Mary C Essex の論文を公表したが、それによれば、

「教育省の推定によれば、現在全国の小中高等学校には 5 万 8,351 人の障害児生徒が在籍する。これは障害者に関する WHO の推定値を大きく下回る。

トルコにおける障害者の比率

障害者	総数	比率
聾	8,666	15%
視覚障害	1,555	3%
身体障害	656	1%
精神障害	44,970	77%
自閉症	419	.007%
その他	2,085	3%
合計	58,351	0.8%

トルコには 4 つの聾者教育教師養成訓練プログラムがあり、以下の都市におかれている。

- Bolu, Abant İzzet Baysal University
- Eskişehir, Anadolu University
- Samsun, Ondokuz Mayıs Üniversitesi
- Trabzon Karadeniz Teknik Üniversitesi

現在国内には聾者のための小学校 47 校と高等学校 14 校がある。... 特別教育省には、トルコの聾者教育課程に関する情報および利用可能な業務に関する情報が充実している。」 [28]

精神障害

- 25.22 世界保健機構 (WHO) の 精神衛生・物質依存症局アトラス 2005 に記録されたように、トルコは精神障害者に対する障害手当制度がある。「精神衛生委員会が慢性精神障害者と認定したのを期に、患者は社会保険医療から恩恵を受けることができる。... 精神医療は一次医療体系の一部である。重篤な精神障害の臨床療法は一次レベルで利用できる。... 一次医療の精神医療は一部の県でのみ利用可能である。... 精神医療分野には一次医療医の正規の養成課程[原文のまま]があり、修了者の人数は、過去 2 年間で合計約 3,000 人であった。」 [37a] (精神医療手当に関する項目)

- 25.23 WHO の精神衛生アトラス 2005 がさらに述べるところによれば、病床数は人口 1 万人当たり 1.3 精神病床で、医師は 10 万人当たり神経外科医 1 人、神経

科医 1 人、精神分析医 1 人、さらにソーシャルワーカー 1 人である。」 [37a] (精神医療手当に関する項目)

25.24 外務英国連邦省は 2002 年 4 月に、Hacettepe 大学病院心療内科に問い合わせ、抗精神病薬および抗うつ剤の投与がトルコで可能であることを確認した。」 [4b]

25.25 WHO Mental Health Atlas 2005 の記録によれば、「一般的には、一次治療レベルで、以下の治療薬が利用可能である。」

カルバマゼピン、
エトスクシミド、
フェノバルビタール、
フェニトイン、
バルプロ酸ナトリウム、
アミトリプチリン、
クロルプロマジン、
ジアゼパム、
フルフェナジン、
ハロペリドール
リチウム、
ビペリデン、
カルビドーパおよび
レボドーパ」 [37a] (治療薬に関する項目)

25.26 WHO Mental Health Atlas 2005 の続きによれば、

「精神保健局は、精神保健医療の向上、予防的精神保健医療の発展と普及、精神保健と一次医療の統合、コミュニティの教育およびコミュニティを有害な行動から防護することを主要職務として 1983 年に内務省内に設置された。上記の目的を達成する方法は、基準の測定、各種訓練プログラム、データ収集、調査研究、国立病院におけるカウンセリングおよび指導科の創設、精神科診療所の創設、職員に対する適切な職務の割当、リハビリ施設の発展、メディアの協力を通じた公的教育の実施、有害な行動に関する大衆教育およびそうした行動に陥る人のケアである。」 [37a] (その他の情報に関する項目)

25.27 『閉ざされた扉の陰で：トルコの精神障害者施設、孤児院および社会復帰センターにおける人権侵害』（2005 年 9 月 28 日公表）と題された Mental Disability Rights International (MDRI) の報告書の中で述べられたように、

「施設に収容された精神障害者の恣意的拘禁または強制治療を防止する指向可能な法律または正当な法手続きはトルコには存在しない。またコミュニティ単位の支援やサービスがないため、支援を必要とする人々の代替施設も存在しない。その結果、数千人に及ぶ人々はコミュニティで暮らす希望のないまま、生涯の多くの時間を非合法的な監禁下に置かれる。施設の壁を越えたが最後、危険な治療法による虐待の重大な危険にさらされる。何らかの形で支援を受ける

ために、人々は多くの場合施設が提供するいかなる治療にも同意せざるを得ない。施設に監禁される人々には治療を拒否する権利はないのである。トルコで最も脆弱な人々の刑務所状態の監禁は、危険で生命を脅かすものである」。

[90]

- 25.28 EC 2007 報告書が認めたところによれば、「精神保健の分野では向上事例をいくつか報告することができる。施設監禁に代わる方法としてのコミュニティベースの業務は十分に発達していない上、精神保健の向上に必要な資源（予算、職員、能力など）はニーズに関して限られている。この分野における準備はまだ始まったばかりである。 [71d] (p71) 精神保健の分野では、人権および親権に沿って病院での電気ショック療法利用を規制する政府の指令が公布された。指令の施行に向けた関連指針も作成された。」 [71d] (p20)

21.01 項 障害者も参照のこと

在宅看護

- 25.29 2006 年付け International Observatory on End of Life Care のウェブサイトが述べたところによれば、

「在宅看護は従来の入院治療に代わる低コストな代替医療であり、保健医療の財源が特に少ないトルコのような開発途上国にとっては魅力的な代替医療である。利用可能性は概ね Istanbul や Ankara 等の大都市に限られている。この利点としては、家族の同居、高齢者の独立、施設監禁の防止、治癒の向上、個人に最大限の自由を可能にすること、個人および家族の移動医療への参加、ストレスの軽減、生活の質向上、さらに長寿などが挙げられる。」 [33]

2006 年におけるトルコの公衆衛生部門に関する概観
http://www.europarl.europa.eu/comparl/envi/pdf/expert_panels/public_health_panel/public_health_in_turkey_by_reig_and_valverde.pdf

目次に戻る
出典リストに戻る

26 移動の自由

- 26.01 国内移動、海外渡航、移住および帰還について USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「上記の権利は法の定めるところであるが、政府は時に応じてその実施を制限した。国民の出国の自由は、国の非常事態、国民の義務（例えば兵役など）または犯罪捜査や起訴の場合に限り制限される可能性は法の定めるところである。多くの道路検問所を含め、政府は南東部における厳重な治安体制を維持した。南東部の県当局は治安の懸念を引き合いに出し、村民が放牧目的で畑や高原地帯に侵入することを否定した。」 [5g] (2d 項)

- 26.02 内務省旅券局の上級職員が Immigration and Nationality Directorate の 2001 年トルコ事実調査派遣団に、トルコにおける旅券発行手続について説明したところによれば、

「すべてのトルコ国民は旅券を取得する資格を与えられるが、代理人申請はできない。申請は申請者が居住する自治体地域で行われなければならない。地域の旅券事務所は申請者の身分を検証するために詳細な調査を行う。この調査には、申請者の刑事罰および/当局からの指名手配の有無が含まれる。申請者は常に旅券を必要とする理由を尋ねられる。」 [48] (p10)

- 26.03 取材相手が IND 事実調査団に助言したところによれば、申請者が兵役を終了しなかった場合でも、旅券発行は取消されない。これは法に兵役の延期規定があるためである。」 [48] (p11)

- 26.04 しかし、2001 年 7 月に公表されたオランダ外務省『トルコ/兵役』報告書の記録によれば、「徴兵適齢者は旅券を発行されないのが普通で、旅券を更新してもらうことができない。ごく一部の事例で、軍当局の同意がある場合は、有効期間が短い旅券が発行される。旅券の記入項目『yapmıştır』（終了）または『yapmamıştır』（未終了）は所持者が兵役を終了したかどうかを示す。」 [2b] (p15)

- 26.05 IND 事実調査団が他に聞いたところによれば、旅券には 4 つの異なる種類がある。それは、

赤 (外交官) 旅券

灰色 (公務) 旅券で、短期的に公務で海外に派遣される下級政府職員に交付される。

緑 (政府高官) 旅券で、この旅券が基準とする政府の階層および在職年数に必要な特定の地位、資格に達した政府高官に交付される。

一般市民に交付される青旅券、である。 [48] (p10)

- 26.06 2003 年 7 月に Immigration and Refugee Board of Canada が報告したところによれば、

「トルコ入国または出国を希望するトルコ国民も、有効かつ適切な渡航書を携行することが義務付けられている。かかる書類が不在の場合は、空港および国境当局はその個人に対し、トルコ国民であることを証明する上で役立つ他の書類、例えば運転免許証、学生証、出生登録証等の提示を要求する。しかし、トルコ国民は旅券の喪失または盗難を報告することが義務付けられるため、トルコ国境当局はその国民に適切な渡航書を所持しない理由を尋ねなければならない。その質問に加え、個人から同当局に提示されるいずれかの情報およびあらゆる書類は、トルコ内務省の検証を必要とする。」 [7d] (p1-2)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

Nüfus 書/身分証明書

26.07 オランダ外務省 2002 の報告によれば、

「住民登録所は、多くの場合他言語でも nüfus 証と呼ばれる身分証明書(トルコ語で nüfus cüzdanı)の発行を担当する。nüfus 証は国内で唯一有効な身分証明書であり、全国民が常時携行を義務付けられる。nüfus 証が速やかに交付できるように、出生は遅滞なく住民登録所に登録されなければならない。」 [2a] (p19)

26.08 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、

「宗教的所属は、国民身分証明書に記載される。バハーイ教徒等の少数宗教団体は、宗派が選択肢に含まれないため、その宗派を証明書に記載することができず、これらの団体はその問題を政府に示してきた。議会は 4 月に、申請書による身分証明書の宗教項目の無記入、あるいは宗教指定の変更を認める法案を採択した。しかし、伝えられるところによれば、政府はその後申請者の宗教選択を規制し続けた。バハーイコミュニティ住民の話によれば、政府は住民に対し、法改正とは関係なく今後も宗派を証明書に記載することはできないと言った。」 [5g] (2c 項)

26.09 2005 年 7 月 22 日に在 Ankara 英国大使館が確認したところによれば、

「トルコ法の下では、警察または憲兵隊から ID 証明書を要求される場合は、国民は ID 証明書を提示することが義務付けられる。要求された際に提示できない場合、または提示を拒否する場合は、身分が証明されるまで拘留される可能性がある。トルコにおける標準的な最大拘留期間は 24 時間で、留置所と最寄りの裁判所間の移動を考慮に入れる 12 時間を延長することが可能である。(組織犯罪、非合法的薬物生産/販売および特定の国家反逆罪の場合は、被疑者は 48 時間まで拘留される可能性がある)。軽犯罪法の下では、職務遂行中の公務員に ID 情報提供を拒否する者、または偽情報を提供する者は、小額だが過料を課金される。」 [4e]

26.10 2007 年 1 月 8 日付け在 Ankara 英国大使館から出身国情報局への書簡の中で述べられたように、

「トルコのID証明書について送付されたご質問にお答えします。現在、書式および申請用紙Directorate General for Population and Citizenship Affairs のウェブサイト上で入手可能です。(www.nvi.gov.tr).

ID 証明書の受領:

ID 証明書は直接本人に受領されなければなりません。申請者の代わりに血縁者や友人が受け取ることはできません。この規則の唯一の例外は、ある個人が法定代理人の権限を与えられた場合で、この場合はその者が代表する個人に所属する ID 証明書を受領することができます。

交付場所:

ID 証明書の裏には、所持者の出生登録の詳細に関する項目が掲載されます。これには登録場所(kayitli oldugu il/ilce/mahalle)が含まれます。別の項目には再交付申請書(nufus cuzdaninin verildigi yer/verililis nedeni 等)に関する詳細が記載されています。これには、現証明書の交付 場所および再交付の理由が含まれます。証明書の表には、多くの場合登録場所と同一の出生場所 (dogum yeri)が記載されます(ID 証明書は 15 歳までは法律で携行が義務付けられませんが、写真の添付がない ID 証明書は出生登録後に提供されます)。

宗教:

2006 年 4 月 29 日に批准された人口対策法は、2006 年 11 月 23 日より発効しました。同法は、身分証明書の『宗教』項目に記載する内容を自分で選択することを認めています。個人は申請書の作成により、空欄にしておくことも、証明書に記載された宗派を変更することも可能です。」 [40]

目次に戻る
出典リストに戻る

27 国内避難民(IDPs)

- 27.01 2007 年 7 月 26 日に Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC)が述べたところによれば、

「南東部県における最近の暴力増大は、1999 年にトルコが EU 加盟国候補になったのを期に採択された、多くの人権改革のプラス効果を損なう恐れがあり、それゆえにトルコの国内避難民(IDPs)は、不確実な未来に直面している...2007 年 6 月、政府は南東部の孤立地帯に『警戒区域』を宣言し、イラクトルコ国境の緊張が高まる中、トルコ軍はクルド人ゲリラに反撃を仕掛ける意図で北イラクに侵入する必要を語った。しかし、過去 3 年間を通じて、政府は国内避難民の現状への取組みに向けて大いに前進した。政府は IDP の人数および現状について国レベルの調査を行った上で、IDP 国家戦略案を作成し、財産損害の補償に関する法律を採択した。そして、IDP に向けた県レベルの試験的な総合行動計画を組み立てた。」 [3]

- 27.02 IDMC がさらに述べたところによれば、「Hacettepe University Institute for Population Studies が実施したその調査が認めるところでは、トルコの IDP の数は政府が過去に打ち出した推定人数 35 万 5,807 人を大幅に上回る。... 調査によれば、1986 年から 2005 年にかけて 95 万 3,680 人ないし 120 万 1,200 人の国民が治安上の理由で東部および南東から移動させられた。...同調査の推定によれば、これまでに少なくとも 12 万 4,000 人が故郷に帰還した。」 [3]

- 27.03 2007 年 1 月に公表された Human Rights Watch (HRW) World Report 2007 の中で述べられたように、

「トルコ政府は、1980 年代から 1990 年代にかけて発生した PKK との武力紛争において南東部から追い出された推定 37 万 8,335 人の国内避難民の帰還を推進することができなかった。政府はまた、紛争の間に軍が破壊した村落の基盤生活基盤を復旧することもしなかった。村の多くは電気も電話も利用できず、学校もない。それに加えて、一部の地域では治安状況も劣悪なままである。現在 5 万 8,000 人の村落自警団—PKK と交戦するために政府に雇われた武装クルド部隊—は立ち退き後の土地を頻繁に占拠または使用し、過去 4 年間で帰還希望者を含む 18 人を殺害した。元の村落に強引に帰還する IDP もいるが、経済的余裕がないため住居を再建し農業を立て直すことができない。」 [9b]

- 27.04 欧州委員会 2007 報告書の記録によれば、「Hacettepe University's Institute of Population Studies は 2006 年 12 月に、トルコにおける移住と国内避難民に関する国費調査の定量的結果を公表した。調査結果が示したところによれば、トルコにおける IDP の人数は過去の推定値を実質的に上回り、95 万人ないし 120 万人に上る。その調査は IDP 問題の政策解決案の土台とすることが意図された。」 [71d] (p24)

- 27.05 EC 2007 報告書が捕捉したところによれば、「都市部の IDP は社会事業、教育機関および保健医療へのアクセスがほとんどまたは全くない貧困生活を送っ

ている。IDP の帰還を阻止する要因、つまり、基礎生活基盤の欠如、資本不足、限られた雇用機会および治安状況が、東部および南東部に根強く残存する。地雷や村落自警団の存在も、依然として IDP の安全な帰還を阻む障害になっている。村落自警団制度の廃止に向けた改善は全く見られなかった。」 [71d] (p24)

27.06 Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC)がまた述べたところによれば、「地雷も依然として治安上の懸念であり、一部の地域の避難民の帰還を阻む要因になっている。2006 年を通じて、トルコは国内に敷設された合計 100 万個弱の地雷を報告した。特に影響を受けた地域は Hakkari 県で、村民は地雷を理由に帰還を敬遠してきた。国家 IDP 戦略は、PKK が敷設した地雷の問題は認識しているが、トルコ軍が敷設した地雷の問題については沈黙したままである。」 [3]

27.07 IDMC がさらに述べたところによれば、「トルコは地雷に関する国際協定の締約国であるため、市民社会組織は地雷の危険性に関する教育と敷設地域の体系的な標示の必要に注目している。」 [3]

目次に戻る
出典リストに戻る

損害補償

27.08 Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC) がまた述べたところによれば、「政府は 2004 年 7 月、『テロ活動による損害賠償およびテロ防止措置法』を採択した。損害賠償は、3 種類の損害、つまり(i) 動産および不動産、家畜、樹木ならびに農産物の損失、(ii) 身体的損傷、障害および死、(iii) 『テロ撲滅の戦い』の枠組み内で講じられた訴措置により規制または阻止された財産へのアクセスを対象に提供される。2007 年 5 月時点で、全国 75 県に 100 の委員会が設置された。2007 年 6 月末までに、合計 27 万人弱の国民が補償法に基づく救済措置を請求した。」 [3]

27.09 IDMC がまた述べたところによれば、「国内外の NGO および法律専門家は損害賠償法を極めて前向きな措置とみなす一方で、避難民の賠償権利を損なうと思われる法律およびその施行におけるいくつかの問題に注目した。損害審査委員会の独立性の欠如や、有効な告訴手続の欠如も批判の対象になっている。...政府は法の欠陥に一部対応する目的で大幅な法改正を行い、最近になって、その施行を改善する手続き上の指針を公布した。」 [3]

27.10 2006 年 12 月 14 日付け Human Rights Watch (HRW) 報告書、トルコ:立ち退き村民が公正な補償を否定 の中で述べられたように、

「トルコ政府は補償法があるにもかかわらず、南東部における軍の横暴な強制退去活動で避難民になった数十万人に及ぶクルド村民に対し、公正な補償措置を提供していない... 補償法に基づくこの集団への支払は、当初の立ち退きから生じる損害の他、家族がその所有地に帰ることができなかった 10 年以上にわたって被った損害を補填することが目的であった。トルコ政府はの話によれ

ば、法の意図は国の信頼を深め、国と民の関係を強化し、また社会平和とテロ撲滅の戦いに貢献することであった。」 [9a]

27.11 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会トルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、「国内避難民に関しては、補償のプロセスについて 引き続き進歩が見られた。2007 年 5 月 24 日時点で、26 万 9,759 人がテロ犯罪およびテロ撲滅の戦いによる損害補償 法に基づく補償について Damage Assessment Commissions に申請を提出し、5 万 7071 の申請が調査され、うち 3 万 7,309 件が有利な回答を獲得した。」 [71d] (p23)

27.12 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「国内避難民に関しては、補償を申請する潜在的受給者を少しでも増やすために、申請期限を 2008 年 5 月 30 日まで延長した。議会は未決の申請滞留に取り組む意図で、2006 年 12 月に申請評価の打ち切り期限を 2008 年 6 月まで延長した。また、この期限を必要に応じて追加延長する権限が閣僚評議会に与えられた。さらに、Damage Assessment Commissions の数が 106 に増やされた。内務省は法施行の国内調和を図ることを意図した指針を公布した。」 [71d] (p23-24)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

28 外国人難民

トルコにおける外国人庇護希望者の扱い

- 28.01 2007 年 3 月 6 日に公表された The US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「1951 年の国連難民の地位に関する条約および 1967 年の議定書に従って庇護または難民の地位を付与することは、行政規則が定めるところであるが、政府は欧州諸国の難民だけを対象に義務を受け入れるという同条約の選択肢を行使した。政府は難民保護を規定する正式な制度や法令を制定しなかった。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の報告によると、その年を通じて、政府は 2 人の登録難民を本国に送還した。また、UNHCR と接触し、庇護の申請希望を示す 9 人を、UNHCR が難民申請を審査する機会を得る前に出国させた。政府は欧州以外の難民に、他国での再定住を待つ間の一時住居を提供した。UNHCR は欧州諸国以外の申請者に難民の地位の決定を実施し、難民認定者の再定住を推進した。」 [5g] (2d 項)

- 28.02 USSD 2006 報告書の続きによれば、

「政府は[2006 年]1 月 27 日、1994 年庇護条例に庇護希望者の期限ならびに有効な身分証明書の提示義務を廃止する修正案を導入した。また政府は[2006 年]6 月 22 日に、難民の地位決定手続に関する詳細な手引きを規定する施行令を公布し、庇護希望者および難民への支援提供に向けた枠組みを確立した。UNHCR の報告によれば、庇護希望者は多くの場合一国または複数国を経由して入国したが、トルコ政府はそれにうまく対応する介入措置を講じた。同政府は過去において、他の国に保護を要求すべきだったと主張して、かかる庇護希望者の申請を拒否したことがあった。」 [5g] (2d 項)

- 28.03 USSD 2006 報告書が述べたところによれば、「空港の入国審査区域の庇護申請者はもとより、拘留中の庇護申請者に対しても UNHCR の立会い権は依然として問題であった。」 [5g] (2d 項)

目次に戻る
出典リストに戻る

- 28.04 2005 年 6 月 16 日にトルコが公表した U.S. Committee for Refugees and Immigrants 『世界難民調査 2005』の中で述べられたように、

「トルコは難民の地位に関する条約（1951 年条約）の 1967 年議定書について、地理的な留保を維持し、1951 年条約に基づく義務を欧州人のみに制限した。トルコ法は 10 日以内にその申請要求を『登録した上で、有効な身分証明書を提示し、UNHCR または再定住国から直接の再定住支援を受けること』を条件に、庇護希望者を送致・送還から保護するものだった... トルコは不法通過移民の抑制において改善を示したにもかかわらず、庇護希望者と定期的に一掃

措置を受ける数千人もの不法移民を見分ける有効な手段に欠けていた。有効な渡航書類なしにトルコに入国することは 1950 年の旅券法で非合法化された。」 [92]

- 28.05 Kurdish Human Rights Project (KHRP) が 2007 年 2 月に公表された事実調査派遣団報告書: トルコにおける難民の扱いに関する調査の中で述べたところによれば、

「トルコは 1951 年ジュネーブ条約(『1951 年条約』)および 1967 年議定書の締約国であるが、トルコはその義務に『地理的制限』を適用し、それによって欧州で発生した事件の結果難民になった者だけに同条約適用する。UNHCR によれば、欧州諸国民は実際には有効な保護を享受することが許されるが、トルコはもとより他のどの国でも条約に定める難民の地位を要求または獲得することはほとんどない。欧州以外の庇護希望者は、必死で国境を越えてトルコに入国したが最後、保健医療、住居および難民の地位決定(RSD) 手続自体について様々な問題に直面する。トルコが移住希望者の主要な移動経路に位置することを考慮すると、これは特に重大な問題である。」 [6d]

- 28.06 2007 年 11 月 6 日に公表された欧州委員会のトルコ 2007 進捗報告書が述べたところによれば、

「庇護の領域においては、庇護手続の地方分散化および収容施設の手配に向けた準備の点で若干の改善を報告することができる。内務省は UNHCR と協力して、庇護申請に関する訴訟手続の教育訓練を規定した。庇護申請者の情報改善を図るために、英語、ロシア語、フランス語、ソマリア語、アラビア語、ペルシャ語およびクルド語の 7 カ国語の改定冊子が刊行された。施行令の公布に続いて、庇護申請者の権利ならびに法定代理人が訴訟にアクセスする権利 が拡大された。」 [71d] (p64)

- 28.07 EC 2007 報告書がまた述べたところによれば、「報告期間を通じて庇護希望者の数は上昇した。2005 年の庇護申請者は 2909 人であったが、2006 年には 3,520 人の申請者が登録された。2007 年の 8 月末時点で、庇護希望者は 3,210 人であった。2007 年 9 月時点では、合計 1 万 2,150 人の庇護希望者がトルコに在住する。」 [71d] (p64)

- 28.08 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、「すべての庇護希望者が(法的支援へのアクセスを含め) 公正かつ標準的な庇護手続を受け、均一な実施を保障するためには、特に国際空港での諸手続について法改正が不可欠である。司法訴訟の段階で庇護事件の価値の審理を保障する措置が必要である。1951 年ジュネーブ条約の地理的制限を廃止する庇護関連の改正法、ならびに庇護問題に限定して採用された庇護申請の審査能力に優れた専門職員を擁する庇護当局の創設は、この分野での連携にとって依然として重要な課題である。逮捕された違法移住者から庇護申請者を識別する選別メカニズムに加え、かかる申請者への UNHCR のアクセスにも同じことが当てはまる。」 [71d] (p64)

[目次に戻る](#)

[出典リストに戻る](#)

29 市民権と国籍

29.01 出生による国籍に関してトルコ法の序文が述べるところによれた、

「トルコ国籍は主として父親または母親への関係を通じて取得される。従って、嫡出子または非嫡出子の如何を問わず、合法的に登録された場合は、トルコ人の父親または母親の子供はトルコ人である。トルコ人の母親の子に生まれた嫡出子で出生時にその父親の国籍を取得しない者、またトルコ人の母親の子に生まれる非嫡出子はトルコ人である。トルコ人以外の両親に生まれる子供は、トルコで生まれたという理由ではトルコ国籍を取得しない。例外としては、トルコで出生し、出生時にその父親または母親の国籍を取得しないが、生まれながらトルコ人である子供の事例が挙げられる。」 [64] (p89)

29.02 出生以外による国籍の取得に関してトルコ法の序文が述べるところによれば、「いかなる外国人も、市民権取得 (telsik) によりトルコ国籍を取得することが許される。トルコに 5 年を超えて居住し、法の義務付ける資格をすべて有する者は内務省に申請することが許され、閣僚評議会は同省の推薦に基づきトルコ国籍を付与することが許される。」 [64] (p89)

29.03 2003 年 11 月付けの IOM (International Organisation for Migration) の論文『違法移住者と女性の人身売買: トルコの事例』の中で強調されたように、

「トルコ改正市民権法(第 4866 号): 2003 年 6 月 4 日に議会で制定されたこの改正法はトルコ市民権法(1964 年の第 403 号法)に少なからず変更を導入した。改正される前、この法律は偽装結婚の急激な増加に重要な役割を演じ、このことがさらなる違反を防止する意図で改正案を求める要求につながった。その法改正は、外国人の配偶者がトルコ国籍を取得するに先立ち 3 年の待機期間を課す方法で、外国人が婚姻によりトルコ市民権を取得するのをより困難にした。非同居者はいかなる者も、トルコ市民権に不適格となる。」 [86] (p27)

(兵役の回避による国籍の剥奪に関する情報については、[兵役](#)に関する 9.01 項も参照のこと)

29.04 しかし EC 2006 報告書がまた述べたところによれば、「弁護士、医師、歯科医師および助産婦他、航空管制官および民間治安業務等の職業国籍の取得要件は EC 法体系に準拠しない...」 [71a] (p34)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

30 入出国手続

- 30.01 在 London トルコ共和国総領事館は以下の情報を提供する。査証申請、領事館関連事項、有用な所在地およびトルコに関する一般情報である。 [31]

<http://www.turkishconsulate.org.uk/en/index.htm>

- 30.02 EC 2006 報告書が述べたところによれば、

「査証政策に関しては若干の向上を報告することができる。ポジティブ・ビザ・リストとの整合に関しては、ベネズエラおよびパラグアイとの相互査証免除協定が発効した。コロンビアとも締結され、Andorra について査証免除体制が導入された。ネガティブリストとの整合に関してはいかなる向上も報告することはできない。EU の共通ビザシールの導入は開始されたが、現時点でトルコは、17 加盟国を含む 35 力国に国境地域での査証申請を認めている。この慣行は漸次的に差し替える必要があり、今後は外交官/領事館当局から発給されるべきである。トルコ領事館の能力に関して言うと、偽装書類の発見装置は全国規模で普及しているが、さらなる訓練が必要である。査証に関する EU の安全対策および安全基準への準拠は差し迫った警備が不可欠である。」 [71a] (p63)

申請を許可されなかった帰還庇護希望者の扱い

- 30.03 オランダ外務省 2002 報告書が述べるところによれば、

「外国で庇護を申請したというだけでトルコ国民が起訴されるという指摘はない。多くの国民が経済的理由で国外に逃れ、他の国で庇護を申請することは、トルコ当局の認知するところである。ただし、トルコ当局が分離主義者とみなす活動に外国で従事した国民は、トルコ当局が発見した場合は弾圧を受ける危険がある。」 [2a] (p144)

- 30.04 2003 年 1 月に公表されたトルコに関するオランダ外務省の公式一般報告書によると、

「申請を拒否されたトルコ系クルド人の庇護希望者がトルコに帰還するに当たって、帰還時にトルコ人対象者と同じ方法で検査されるというのは本当のことである。憲兵隊は関係者に対し、刑事判決の有無または犯罪捜査の有無を調査する。兵役拒否者および脱走者[も]国境検問所で記録される。」 [2c] (p102)

- 30.05 オランダ外務省 2003 一般正式報告の続きによれば、「不正な出国書類、違法なトルコからの出国または外国からの帰還の事例では、上記の事実のいずれか 1 つが立証される場合は、トルコ当局はほぼ確実に関係者の取り調べを行う。取り調べは空港の警察署で行なわれ、以下を伴うことが多い。

- 個人詳細の立証または照合
- トルコを脱出する理由と期間
- 庇護申請の理由

- 庇護申請の拒絶理由
- 犯罪履歴および麻薬犯罪を初めとする国内外での犯罪歴
- 外国での非合法的組織との接触可能性

ただし容疑がない場合は、原則として平均 6 時間ないし 9 時間後に釈放される。」 [2c] (p102)

30.06 オランダ報告書 2003 がさらに述べたところによれば、

「関係者が刑罰に値する行為の被疑者であると思われる場合は、その者は[しかるべき関連当局]に移送される。Istanbul 県では、これは多くの場合、空港から程近い場所にある Bakırköy 郡警察本部である。PKK/KADEK、DHKP/C または TKP/ML 等の急進左翼組織、イスラム過激派組織の構成員容疑者、もしくは上記組織のいずれかに援助あるいは隠れ家を提供したされる容疑者は、同本部内に設置された警察のテロ防止部局 に移送される。」 [2c] (p102-103)

30.07 旅券のないトルコ市民は、在 London トルコ総領事館が交付する片道の緊急渡航書で帰還させられる。在 London トルコ総領事館が内務省への 2006 年 1 月 11 日付け書簡の中で述べたところによれば、

「在 London トルコ総領事館が交付から緊急渡航書の取得を希望するトルコ国民は、以下の要件を満たさなければならない。それは、1. 同者がトルコ国民であること、2. 同者は面接を受けられるように総領事館に自ら申請すること、3. 同者は以下の書類を提出すること。

- トルコ政府当局が交付するいずれかの身分証明書(Nufus 証明書、運転免許証など)。
- 航空券 (または予約引換券)、
- 写真 2 枚

申請者がいずれの身分証明書も所持しない場合は、同者は領事館での面接中に身分の詳細を提示することが義務付けられる。面接の目的は緊急渡航書の申請者が本当にトルコ市民であることを保証することである。トルコ領事館はいかなる状況下においても、トルコ国民への緊急渡航書交付を拒否することはない。領事館が申請者はトルコ国民であると納得する場合は、緊急渡航書は遅滞なく交付される。領事館が申請者のトルコ国籍に納得しない場合は、申請書は承認を得るために関連当局—つまりトルコ共和国内務省に提出される。国境地帯、海港および空港での旅券検査は保安職員が行う。緊急渡航書でトルコに帰国する者は、通常の旅券で帰国する者と同じ手続を踏む。使用されている緊急渡航書は 1 種類だけである。ただし、緊急渡航書を携行するトルコ国民は、トルコに入国と同時に、保安職員の面接を受けることになっている。」 [31a]

偽造書類の問題

30.08 ノルウェー出身国情報『トルコ事実調査派遣団の報告』(2004 年 10 月 7 日から 17 日)』が述べたところによれば、

「ノルウェー移民局は、庇護希望者がトルコ当局の指名手配者であることを示したいわば『証明』書を何度も提示された。書類の一部は-申請者によれば-憲兵隊/警察または司法省が公布したものだった。これについて助言を求めた弁護士はいずれもかかる書類の信頼可能性を無効にした。捜査当局も他のトルコ政府高官もかかる確認を行う権限を付与されていなかった。被疑者の拘留に先立ち、被疑者その他の第三者は拘留命令および逮捕令状のいずれも手渡されなかった。しかし Islambay および Demirtaş の両者が申し立てたところによれば、当該（およびその他の）『書類』は不正行為を通じていくらかでも入手できることは周知であった。Tanrikulu と Demirtaş が言及したところによれば、2004 年夏に Diyarbakir の元国家治安裁判所の廷吏 2 人が逮捕され、偽造文書を買ったとして、汚職罪で有罪になった。かかる事件は国のどこでも見つかりそうな話で、Diyarbakır の職員 2 人は氷山の一角に過ぎなかった。Demirtaş と Islambay がさらに述べたところによれば、汚職の問題は蔓延しており、これは弁護士にも当てはまるということだった。弁護士事務所に勤める者の話によると、庇護申請に申し分ない偽造証拠書類の作成要求を何度も断ったことがあった。ある弁護士の話では、現在西欧に在住するトルコ人から完璧な『庇護ファイル』の対価として 5,000 ないし 1 万ユーロを提示された申し出を何度も断ったとのことである。同じ弁護士の話によれば、偽造文書の入手はトルコでは『朝飯前』と考えられているため、『欧州の入国管理局に提示される書類のほとんどが偽造である』ことが前提になっている。」 [16] (p24-25)

30.09 ノルウェー報告書の続きによれば、

「ある弁護士が強調したところによれば、検察庁(例えば Fezlekes)ごとに異なる書式(または書簡だけ)を使用することが許されるため、書類をみただけで判断することは困難かつ危険である。弁護士だけは書類の内容(訴訟番号等)と個々の登録を比較できたため、信頼できる検証を実施することが可能であった。別の弁護士が話したところによれば、欧州の入国管理局に変わっていくつかの書類を検証し、その大半が偽造されていたことが判明した。同氏はまた、これらの書類の大半(一部は逮捕令状であった)がトルコ(旧)刑法典第 169 条に言及されたことに気づいた。同氏によると、この条項はもはや大して役に立たず、刑罰に至ることはめったにない。つまり、『第 169 条で国民をトルコに送還しても、国民には何の問題も発生しない。』しかし、Demirtaş によれば、刑法典第 125 条および 168 条で処罰される活動を希望した者は、依然として帰還後に重大な問題に直面している。同氏は、こうした人々は現実に保護を必要とする可能性が高いと強調した上で、かかる事例の書類は慎重に検証されるべきだを示唆した。」 [16] (p25)

目次に戻る
出典リストに戻る

一般情報収集システム(GBTS)

30.10 スイスの NGO Schweizerische Flüchtlingshilfe (Swiss Organisation for Refugees) が 2003 年 6 月に公表されたトルコに関する報告書の中で述べたところによれば、

「トルコにはいくつかの異なる情報システムがある。中央情報システムは GBTS (Genel Bilgi Toplama Sistemi – 総合情報収集システム)と呼ばれる。このシステムは逮捕令状、逮捕歴、海外渡航規制、兵役拒否、脱走、国防税の納税拒否および滞納に関する情報といった広範囲の個人データを掲載する。服役は原則としてこの情報システムから除外され、犯罪歴(Adli Sicil)のデータベースに入力される。」 [8] (p41)

30.11 トルコ内務省が GBTS システムに関する September 2003 Report で概説したように、GBTS はトルコ警察庁の Anti-Smuggling Intelligence and Data Collection 課に管理される。内務省の話によれば、「GBT システムは原則として、以下の記録を保管する。」

- (i) 犯罪者で逮捕されていない者、
- (ii) 組織犯罪、密輸、麻薬関連の犯罪、テロ犯罪、違法押収、殺人、詐欺等の重罪を犯した者、
- (iii) 「不在で」逮捕令状が発行された者を含め、捜査令状が発行された者、
- (iv) 公職を禁じられる者、
- (v) 失踪者、
- (vi) 政党法第 2908 号だい 4 /4 条に定められた犯罪で有罪判決を受けた政党内の責任者、
- (vii) 盗難、遺失、差押えに遭った車両、銃器、身分証明書」 [17]

30.12 Kurdish Human Rights Project (KHRP) が Hasyer において、法的展開に関する 2004 年法的見直しの公表の中で述べたところによれば、

「拷問は依然としてトルコの風土病である。最近の進歩と言えば、目に見える痕跡が残りにくい拷問方法が指摘されたことである。GBTSS システムは様々な個人データを保存する。データは刑事罰、犯罪歴、逮捕令状の発行、逮捕歴、裁判所の正式な予備審問または警察や憲兵隊の捜査などである。申請に失敗して帰国する庇護希望者を含め、すべてのトルコ国民はトルコへの帰国と同時に入国審査局で、GBTSS コンピュータ記録に照らして検査される。渡航書類または暫定渡航書を持たない帰国者は申請拒否された庇護希望者とみなされる。帰国者が申請拒否された庇護希望者とみなされる場合、もしくは GBTSS コンピュータの記録が疑わしい情報を明らかにする場合は、その帰国者は入国審査所で取り調べに向けて拘留される可能性が高い。取り調べは個人の特徴、トルコを出国した理由および日時、庇護を希望する根拠、申請が却下された理由、国内外でのすべての犯罪歴および外国の違法組織との接触を立証または照合することを目的とする。これらはほんの数例であり、取り調べは第 1 に疑惑を煽る要因（群）に集中したようである。個人が Bakirkoy の Police HQ または Vatan Caddesi の Political (or Anti-terror) Department headquarters に移送される場合は、虐待の危険性があるが、空港での取り調べが弾圧行為に至る可能性は低かった。取り調べとその後の調査の結果で疑惑が晴れる場合は、その個人は平均 6 時間ないし 9 時間後に釈放される。個人が取り調べのために拘束される場合は、入国審査書の警察は、出生地その他の居住地の警察署または憲兵隊署に詳細情報を求めることが多い。警察がその個人について何らかの

情報を掴んだ場合は、情報は中央コンピュータの記録が示す以上に詳細な情報が示される。国内での最初のコンピュータ照合、取調べまたは調査中に、個人が『分離主義』組織の構成員である疑いが発覚する場合は、その個人は Anti Terror Branch に引き渡される可能性が高い。一度 Anti Terror Branch に引き渡されると、現実には拷問が行われる危険性がある。」 [6a]

30.13 2003 年 9 月にトルコ内務省が述べたように、以下の状況にある場合は、記録はシステムから削除される。それは、

- (i) 法廷で有罪判決を受けた者が死亡した時、
- (ii) 打ち切りの判決と同時に、GBTS に登録歴がある人物について無罪放免または期限満了がトルコ警察庁に(TNP)に伝えられる場合、
- (iii) 上記以外の犯罪事件で個人が逮捕される場合、
- (iv) 盗難物品/遺失物/横領物の事件で物品が発見される場合、である。 [17]

30.14 逮捕令状は最近のものだけが記録される。他の令状は無効化される。有罪判決者に関する情報は司法登記事務所(Adli Sicil Mudurlukleri)に保管され、正しくはその時点で GBTS に記録される。 [17]

30.15 2003 年 9 月にトルコ内務省が述べたところによれば、「GBTS には裁判手続または司法審理中の国民の記録だけが保管される。治安部隊に拘禁され[その後]釈放された個人の記録はシステムに保管されない。」 [17]

30.16 Swiss Organisation for Refugees が 2003 年 6 月に公表された報告書の中で述べたところによれば、「ただし経験から証明されたように、この[GBTS] システムはその名称とは関係なく、いかなる方法によっても特定個人に関する全情報を掲載するものではない。具体例が証明したように、個人の記録は検察官または裁判所による起訴もしくは逮捕令状の発行後初めて入力されるのが一般的である。」 [8] (p41)

30.17 ただし、Swiss Organisation for Refugees がまた述べたところによれば、「一部の事件でわかったことだが、PKK 活動家または支持者として告発された個人は検索指示と異なる形で現れるため、警察が名前で告訴されたことを証明する場合でも、名簿上には現れない。」 [8] (p41)

30.18 同報告書の続きによれば、「治安部隊は GBTS の中央情報システムに加え、それぞれ独自のシステムを持っている。... それには警察、テロ防止局、憲兵隊、JITEM、軍諜報部等の登録が含まれる。従って、ある人物が中央情報システムには掲載されない場合でも、テロ防止部局に搜索されることは完全に可能である。」 [8] (p41)

30.19 Swiss Organisation for Refugees がさらに述べたところによれば、

「データ入力または現行調査対象でないこと、旅券発行禁止を受けていないことは、いずれも個人が危険人物でない証拠とはみなされない。中央情報システムには入力がなくても、その関係者が他の情報システムに掲載されている可

能性もある。これは、警察、憲兵隊その他の治安部隊支部に留置された前歴を持つ個人の事例に前提とされるべきである。」 [8] (p41)

- 30.20 トルコ内務省人身売買・組織犯罪局局長補が 2005 年 10 月 7 日に在 Ankara 英国大使館に送付されたファックスの中で確認したところによれば、

「わが国の GBT システムは内務省付属の Trafficking Intelligence and Information Gathering Directorate に統括される。警察および憲兵隊等の捜査当局は GBT システムの利用が許される。国際空港および国境地域に配備される税関職員は GBT システムを利用することはできないが、国内全域の陸地、空域および海域境界に配備された警察部隊は同システムを利用することが可能である。外国機関はいかなる方法においてもこのシステムを利用することはできない。違法手段による国外脱出罪は、犯罪者が外国で逮捕される場合に限り摘発できる。違法手段により出国し、それゆえに当該事項について記録が残っていない者を確認するのは不可能である。徴兵忌避者も GBT に登録されている。起訴処分または捜査中の個人に関する記録は GBT システムに記録される。拘留後釈放された個人に関する記録は GBT システムには登録されない。」 [4f]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

31 就労の権利

31.01 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、「月額およそ 360 米ドル (531 リラ) というトルコの最低賃金は、就労者と家族に人間らしい生活水準を提供しなかった。... 労働法は 1 週休日を含む週実働時間 45 時間を規定し、時間外労働を年間 90 日以下に向けて 1 日 3 時間に制限する。時間外労働に対する特別手当は義務付けられているが、同法は使用者および従業員がフレックスタイム制に同意することを可能にする。労働省の労働検査局は、労働者の約 12% を網羅する労働組合に加入する工業、サービス業および政府部門において、賃金および労働時間規定を効果的に施行した。」 [5g]

31.02 2007 年 9 月 28 日に公表された Turkish Statistical Institute (TURKSTAT) の製造業における賃金および収入 2007 年第二四半期が述べたところによれば、

「統計的地域分類により、レベル 12 (12 地域) (NUTS1) で平均月給総額が調査された結果、1 人当たり平均月給総額が最も高かったのは Western Black Sea Region (1,970 トルコリラ) であった。2007 年第 2 四半期に Northeastern Anatolia Region (1,868 トルコリラ) である。Istanbul Region の 2007 年第 2 四半期の平均月収総額は 1,604 トルコリラである。」 [89b]

31.03 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、

「2006 年を通じて、失業率は 9.9% に低下した一方、国全体の就労率は -43.2% で -2005 年に比して若干下回った。労働市場は、特に女性の労働力率および就労率の低さ、若年層の高い失業率に特徴付けられる。大規模なインフォーマル経済および農村/都市間の労働市場の顕著な分割傾向は依然として主要な課題である。社会保障機関に登録されない就労者は半数を超える。闇就労撲滅に関する首相の回状は、様々な標的労働者とその活動を特定する。しかし、社会的パートナーと共にその問題に取り組むためには、検査能力の向上を初めとするより具体的な政策および措置が必要である。Joint Assessment Paper on Employment Policy Priorities (JAP) の完成においてさらなる進歩はなかった。T Turkish Employment Agency (ISKUR) はその制度的能力の向上に向けて引き続き努力を行った。」 [71d] (p53-54)

31.04 欧州委員会 2007 報告書がまた述べたところによれば、「社会対話に関しては、若干の向上が見られる。労働組合の管理機関に選定されるために最低 10 年間の活動実績を求める要件が撤廃されたのである。ただし、現在適用される労働組合・団体交渉・ストライキ・ロックアウト法を ILO および EU 基準に一致させることを目指した法案は依然として検討中である。トルコに完全な労働組合権を確立しなければならない。... 団体協約の対象労働者数は依然と少なく、さらに減少する傾向にある。」 [71d] (p53)

31.05 EC 2007 報告書がさらに述べたところによれば、

「労働法の分野には報告すべき向上はない。EU 指令の国内法化は依然として不十分である。これには労働法の適用範囲の制限が含まれる。行政能力に関しては、労働・社会保険省とその所属機関は有資格者の追加募集を引き続き行った。」 [71d] (p53)

31.06 EC 2007 報告書がまた述べたところによれば、

「職場の衛生及び安全に関しては、トルコは EU 法への十分な準拠を達成した。ただし、不十分な面もある。特に、枠組み指令を導入する改正法が採択されなかったことだ。また、既存の法令は民間部門の労働者全体を網羅していない上、公的部門を対象外としている。さらに検査機関の意識向上、教育および能力強化を含め、法の施行に向けたさらなる努力が必要である。」 [71d] (p53)

31.07 欧州委員会 2007 報告書が述べたところによれば、「労働市場に関しては、外国人の労働許可証に関する改正法により、かかる許可証の取得手続が簡便化され、また国内外プロジェクトの参加者を初めとする特定の職業が労働許可証の取得要件から免除される。」 [71d] (p34)

31.08 EC 2007 がさらに補足したところによれば、「Public Employment Service はその能力を引き続き向上させた。職員の追加募集と教育提供が実施された他、求職者にインターネットを通じて職業斡旋業務を提供する活動が開始された。(European Employment Services)ネットワークに参入する準備に向けてさらなる努力が必要である。」 [71d] (p35)

主要な労働組合総連合会

31.09 世界欧州地域別調査: 中東と北アフリカ 2005 に記録されたように、主要な労働組合総連合会は TÜRK-İŞ (トルコ労働組合総連合会) および DISK (進歩的労働組合総連合会) である。 [1a] (p1204)

31.10 EC 2007 進捗報告書の記録によれば、

「労働の権利および労働組合に関しては、労働組合の管理機関に選定されるために最低 10 年間の活動実績を求める要件が改正法により撤廃された。また、一部の労使間で、両者の社会的対話に関する共同宣言および議定書が締結された。ただし、労働組合権の全面行使に関する規制はそのままである。トルコは国際労働機関(ILO)の条約、特に団体権、ストライキ権および団体交渉権に関する諸条約の全面実施に至っていない。トルコは依然として改正欧州社会憲章の第 5 条 (団結権) および第 6 条 (団体交渉権) についてその留保を維持している。」 [71d] (p20)

31.11 2007 年 3 月 6 日に公表された US State Department Report (USSD) 2006 が述べたところによれば、

「法律と政府による多様な規制および介入措置は、団体交渉権を初めとする労働組合活動の実施能力に制約を与えた。工業労働者および一般公務員と治安

職員を除く一部の公企業の利用者は、団体交渉権を持ち、およそ 130 万人または労働力の約 5.4% が団体協約の対象であった。法の義務付けるところでは、交渉代表権者になるためには、特定の職場で全従業員 50% および従業員の 1 人を代表し、かつ特定業界の全労働者の 10% を代表しなければならない。この要件は既設の組合には有利であった。International Trade Union Confederation の主張によれば、その法律は多部門の労働者が団体協約の対象から外れる結果を招いた。」 [5g] (6b 項)

- 31.12 USSD 2006 報告書がさらに述べたところによれば、「ストライキの権利は法の定めるところであるが、その法律は組合に対し、ストライキの要求に先立って交渉および非拘束的な調停を初めとする一連の措置を講じることを義務付ける。またその法律は組合が二次的（連帯）ストライキ、政治ストまたは -- 大規模な地理的領域において複数の組合を伴うゼネストまたは怠業の実施を非合法化する。ストライキを非合法化する部門では労使紛争は拘束的仲裁により解決される。」 [5g] (6b 項)

主要な経営者団体

- 31.13 Europa の記録によれば、主要な経営者団体は TÜSIAD (Turkish Industrialists' and Businessmen's Association) および TISK (Turkish confederation of employers' Associations) である。 [1a] (p1202)

- 31.14 日付記載のない Turkish Industrialists' and Businessmen's Association (TUSIAD) のウェブサイトが述べたところによれば、

「これは最高諮問機関である。同協会の構成員はすべて協会員である。総会は高等審議会から 6 人の代表者を選出し、2 年任期の最高会議を結成する。この会議は議長 1 名、副議長 3 名、書記 2 名で構成される。同会議はその議長が定めるところに従い、年に 2 回会議を行い、様々な問題を討議した上で決定を下す。

会議の主な任務は、

- a) トルコの産業および事業に関する経過および諸問題を見直すと共に、それについて長期的な政策措置を検討すること、
- b) 協会の目的実現に向けて戦略を評価し、当該問題について助言を提供すること、である。」 [26]

- 31.15 トルコ実業家・起業家協会 (TUSIAD) US 支部のウェブサイトが述べたところによれば、

「1971 年に創設され、民間企業を通じて公共福祉の推進に尽くす独立非政府組織である。TUSIAD は国内外の社会経済問題について、独自の調査と政策討議を支援する。TUSIAD は米国 Business Roundtable と同様に、世界規模のフォーチュン 500 企業を初め、主要な製造企業およびサービス企業の CEO および経営幹部で構成される。」 [25]

31.16 同ウェブサイトがまた述べたところによれば、

「TUSIAD は米トルコ関係 を組み込むためにその活動範囲を拡大し、1998 年 11 月にワシントン事務所を開設した。米国 TUSIAD は親組織の任務の全般的枠組み内で、以下に向けて努力する。それは、

トルコおよび米国間の情報交換のパイプ役を務め、...
米国政権および諸機関、議会委員会、シンクタンク、企業、メディアさらに国際組織との独自の連絡手段を確立し、
トルコ米国間の政治、経済および事業提携を強化する方法について提案を策定し、政策勧告を形成することである...」 [25]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

附属書 A: 主な出来事の年譜

(別段の情報調達がない限り、BBC の『Timeline – トルコ、重大事件の年譜』に記録されたように、) [66a]

- 2001 年 1 月:** フランス国民議会がオスマン帝国時代のアルメニア人殺害を虐殺と認めたことを受け、フランスとの外交論争に発展。
- 5 月:** 欧州人権裁判所はキプロス北部の占領時代におけるギリシャ系キプロス人の人権侵害罪でトルコを有罪とする。
- 6 月:** 反世俗主義活動を重視したとして、憲法裁判所が親イスラムの美德党を非合法化。7 月、元美德黨員により新たな親イスラム政党 Saadet (至福党) が結成される。
- 10 月:** トルコ議会が、クルド語の使用に関する条項に特定したいくつかの憲法改正案を可決。同改正案はトルコの EU 加盟推進を意図したものであった。[44a]
- 11 月:** 英国の建設企業 Balfour Beatty およびイタリアの Impregilo が、問題の Ilisu ダム建設計画から撤退。2002 年 2 月、スイス銀行 UBS も撤退。
- 2002 年 1 月:** トルコ人男性の法における家長扱いを廃止。その動きは女性の権利が法典に記載されて以来 66 年目にして男性との法的平等を女性に与えるものである。
- 2 月:** 2001 年 10 月の憲法改正案にトルコ法の一部を適合させる第 4744 号法がトルコ議会で採択される。[71a] (p25)
- 3 月:** 第 4748 号法:追加改正案[71a] (p25)
- 7 月:** 経済成長と政治的混乱の中で病氣療養中の Ecevit 首相の辞任拒否をめぐって Cem 外務相を初めとする 8 人の閣僚が辞任したことにより早期選挙が迫られる。Cem 元外相が社会民主主義、EU 加盟を公約する新党を立ち上げる。
- 8 月:** EU 加盟の保障を意図した改革案が議会で可決。戦時を除く死刑の廃止、クルド語教育および放送の禁止の解除など。
- 11 月:** 総選挙で AKP が 3 分の 2 議席を獲得。Sezer 大統領はそれに続いて AKP 副党首 Abdullah Gül を首相に指名。[1a] (p1171)
- 12 月:** 憲法規定の改正により与党 Recep Tayyip Erdogan の議会選再出馬と首相復帰に道が開かれる。同氏は有罪歴により公職を禁じられていた。
- 2003 年 1 月:** トルコ政府は EctHR に公正な裁判を拒否されたトルコ国民の再審理を認める第 5 次改正案を可決。[1a] (p1171)
- 3 月:** AK 党首 Recep Tayyip Erdogan が議会選挙で当選。数日後 Abdullah Gul が首相を辞任、Erdogan 政権が発足。
- 5 月:** Bingol 地域で発生した地震で、学生寮に閉じ込められた就学児童多数を含む 160 人以上の市民が死亡。
- 6 月:** 議会は将来の EU 加盟を視野に入れ、言論の自由、クルド語の権利に関する規制を緩和し、軍部の政治的役割を削減。
- 7 月:** トルコ議会が人権向上を意図する 6 大改革案を可決。[36c] (p1-3)
- 9 月:** PKK/KADEK が 4 年に及ぶトルコ政府との停戦の破棄を宣言。[1a] (p1171)

11 月: 11 月 20 日、英国領事館その他の在 Istanbul 英国 HSBC 銀行本部を狙ってさらに 2 件の自爆行為が決行された。 [66n]

2004 年 1 月: トルコはあらゆる状況での死刑を廃止する議定書を締結。EU 域内で歓迎される運動である。

3 月: 地方選挙が行われ、与党 AKP が圧勝。 [36g]

5 月: 憲法改革案が可決。 [1b] (トルコ: 憲法)

6 月: PKK、1999 年からの 5 年に及ぶ停戦を破棄。 [66o]

4 人のクルド人代表(Leyla Zana、Hatip Dicle、Selim Sadak および Orhan Dogan) が刑務所から釈放。 [44b]クルド語の正式放送が初放映される。

[4h] (p106)

9 月: 女性への拷問および暴力防止措置の強化を導入する刑法典改正を議会が可決。姦通の犯罪化の反対案が否決される。

10 月: 欧州委員会報告書がトルコの EU 加盟交渉の開始を承認。 [66ak]

12 月: EU 指導者が 2005 年からトルコの EU 加盟交渉を開始することに合意。キプロスを EU 加盟国と認めるようトルコに求める EU の要求をめぐる協定に続いて、ブリュッセルサミットで交渉が決定。

2005 年 1 月: 旧リラ札からゼロ 6 桁を取り去る新しいリラ紙幣が導入され、100 万単位で呼称された紙幣の時代に終わりを告げた。 .

4 月: 改正トルコ刑法典典の導入（同日発効）が延期される。 [66ba]

5 月: 旧法がメディアの自由を規制したとの申し立てから、改正刑法典典への改正を議会が可決。EU はこの動向を歓迎する一方で、人権に関する懸念に全面的に応えていないと発言。

6 月 1 日: 改正トルコ刑法典典が発効。 [23g]

10 月: トルコが EU との加盟交渉を正式に開始。 [66bi]

11 月: DEHAP 解散。 [23h] 民主社会運動(DHT) 民主社会党になる。 [93c]

2006 年 3 月: クルド人ゲリラの容疑者 14 人が治安部隊により殺害される。

4 月: 南東部で発生したクルド抗議軍と治安部隊間の衝突で少なくとも 12 人が死亡。それに関連する Istanbul の暴動で数人が死亡。

5 月: 武装イスラム教徒がトルコの最高裁判所で発砲し、著名な判事 1 人が死亡、他 4 人が負傷する。

7 月: トルコで Baku-Tbilisi-Ceyhan 油送管の開通式が行われる。

8 月 - 9 月: 爆弾テロがリゾート地と Istanbul を狙う。正体不明の分離主義集団、クルド解放のタカ(TAC)から爆破事件の犯行声明が出され、『トルコを地獄』に落とすと発言。

9 月 30 日: クルド分離主義集団 PKK が軍に対し、施行中の停戦の一方的破棄を宣言。

2006 年 12 月: Ankara 当局のキプロス人に対する港湾・空港開放拒否を受け、EU が加盟交渉を一部凍結。

2007 年 1 月: ジャーナリストでアルメニア人コミュニティ指導者 Hrant Dink が暗殺される。この殺人事件でトルコおよびアルメニアで暴動が噴出。Erdogan 首相は民主主義と表現の自由に銃弾が打ち込まれたと発言。 .

4 月: イスラム主義を理由に Erdogan 首相の大統領選出馬に圧力をかけることを意図して、数万人の世俗主義支持者が Ankara で抗議大会を開く。

Erdogan の出馬中止を受け、与党 AK 党は外務大臣 Abdullah Gul を大統領候補に指名。第 1 回投票は僅差で勝利を逃す。

5 月: 次期大統領選出をめぐる世俗主義者とイスラム教徒間の対立を終結させる意図で、議会は全国選挙を 7 月 22 日に前倒しすることを決定。議会は国民投票による大統領選出を認める憲法改正案を可決したが、Sezer 大統領は拒否権を発動。

5 月: トルコがクルド人ゲリラに攻撃を開始するという憶測の中で、トルコ・イラク国境に緊張が高まる。Ankara で発生した爆破事件で 6 人が死亡、100 人が負傷する。PKK は犯行を否定。

7 月: AK 党、議会選で勝利。

8 月: Abdullah Gul が大統領に選出。

10 月: 米国議会委員会がオスマン帝国時代のアルメニア人殺害を大虐殺とみなしたのを受け、米国との外交論争が発生。

10 月: 議会在クルド人ゲリラ追撃に向けたイラクでの軍事作戦を承認。

10 月: 有権者は国民投票を指示し、今後は議会ではなく国民が大統領を選出する意向を示す。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

附属書 B: 政治組織

主要政党

トルコの政党に関する 2004 年 8 月 3 日付けの情報は以下で検索可能である。

<http://www.byegm.gov.tr/REFERENCES/Structure.htm> and

<http://www.politicalresources.net/>

民主左派党: (DSP Demokratik Sol Parti)

結成 : 1985 年 11 月 14 日

党首 : Zeki Sezer

所在地 : Mareşal Fevzi Çakmak Cad. No: 17 ANKARA

電話 : (0312) 212 49 50 (5 lines)

民族主義者行動党: (MHP Milliyetçi Hareket Partisi)

結成 : 1969 年 2 月 9 日

党首 : Devlet Bahçeli

所在地 :Karanfil Sok. No: 69 Bakanlıklar/ANKARA

電話 : (0312) 417 50 60 (5 lines)

Web site: <http://www.mhp.org.tr/>

祖国党: (ANAP Anavatan Partisi)

結成 : 1983 年 5 月 20 日

党首 : Erkan Mumcu

所在地 : 13. Cad. No: 3 Balgat/ANKARA

電話 : (0312) 286 50 00 (20 lines)

ウェブサイト: <http://www.anavatan.org.tr/>

民主党: (DP Demokrat Parti)

結成 : 1983 年 7 月 23 日

党首 : Mehmet Ağar

所在地 : Selanik Cad. No: 40 Kızılay/ANKARA

電話 : (0312) 419 04 70 (2 lines)-417 22 40 (3 lines)

幸福党: (SP Saadet Partisi)

結成 : 2001 年 7 月 27 日

現党首 : Recai Kutan

所在地 : Ziyabey Cad. 2. Sok. No: 15 Balgat/ANKARA

電話 : (0312) 284 88 00

公正発展党: (AKP Adalet ve Kalkınma Partisi)

結成 : 2001 年 8 月 14 日

党首 : Recep Tayyip Erdoğan

所在地 : Ceyhun Atuf Kansu Cad. No: 202 Balgat / ANKARA

電話 : (0312) 2868989-2863084

Web site: <http://eng.akparti.org.tr/english/index.html>

共和人民党: (CHP Cumhuriyet Halk Partisi)

結成 : 1923 年 9 月 9 日

党首 : Deniz Baykal

所在地 : Çevre Sok. No: 38 Çankaya/ANKARA

電話 : (0312) 468 59 69 (20 lines)

ウェブサイト:

<http://www.chp.org.tr/index.php?module=news&sid=74003ad117721af2c2f87c132cb29d21>

大統一党: (BBP Büyük Birlik Partisi)

結成 : 1993 年 1 月 29 日

党首 : Muhsin Yazıcıoğlu

所在地 : Tuna Cad. No: 28 Yenışehir/ANKARA

電話 : (0312) 434 09 20-27

自由と団結党: (ÖDP Özgürlük ve Dayanışma Partisi)

結成 : 1996 年 1 月 21 日

党首 : Hayri Kozanoğlu

所在地 : Necatibey Cad. No: 23/10 Sıhhiye/ANKARA

電話 : (0312) 229 97 06- 231 72 32

民主社会党: (DTP Demokrat Türkiye Partisi)

結成 : 1997 年 1 月 7 日

党首 : Yaşar Okuyan

所在地 : Mesnevi Sok. 27 ANKARA

電話 : (312) 442 01 51 442 12 49 442 16 19

自由民主党: (LDP Liberal Demokrat Parti)

結成 : 1994 年

党首 : Emin Şirin

所在地 : G.M.K. Bulvarı No: 47/14 Maltepe/ANKARA

電話 : (312) 2291503 (2 lines)

ウェブサイト: <http://www.ldp.org.tr/>

トルコ党: (Türkiyem Partisi)

結成 : 1998 年 5 月 11 日

党首 : Durmuş Ali Eke

自由社会党: (Özgür Toplum Partisi)

結成 : 2003 年 6 月 6 日

党首 : Ahmet Turan Demir

家族党: (Bizim Partimiz)

結成 : 2004 年 8 月 2 日

党首 : Ahmet Yılmaz

国民党: (MP Millet Partisi)

結成 : 1992 年 11 月 22 日

党首 : Aykut Edibali

所在地 : Atatürk Bulvarı No: 73/37-38 Kızılay/ANKARA

電話 : (312) 4194060

労働者党: (İP İşçi Partisi)

結成 : 1992 年 3 月 2 日

党首 : Doğu Perinçek

所在地 : Mithatpaşa Cad. No: 10/8 Sıhhiye/ANKARA

電話 : (312) 435 29 99

自由党: (EMEP Emeğin Partisi)

結成 : 1996 年 11 月 26 日

党首 : Abdullah Levent Tüzel

所在地 : Necatibey Cad. Sezenler Sk. Lozan Apt. ANKARA

電話 : (312) 232 41 98

ウェブサイト: <http://www.emep.org/index.php>

Changing Turkey Party: (DEPAR Değişen Türkiye Partisi)

結成 : 1998 年 2 月 24 日

党首 : Gökhan Çapoğlu

所在地 : 6. Cad. 78 Sok. 15/2 Öveçler/ANKARA

民主平和党: (DBP Demokrasi ve Barış Partisi)

結成 : 1996 年 3 月 11 日

党首 : Yılmaz Çamlıbel

所在地 : Menekşe Sok. 10A/7 Kızılay/ANKARA

自由安定党: (Kurtuluş Huzur Partisi)

結成 : 1999 年 2 月 1 日

党首 : Hacer Söğütdelen

共産党: (Komünist Parti)

結成 : 2000 年 7 月 20 日

党首 : Yalçın Cerit

国民統一党: (UBP Ulusal Birlik Partisi)

結成 : 1998 年 10 月 23 日

党首 : Fehmi Kural

所在地 : Necatibey Cad. Lale Sok. 3/14 Sıhhiye/ANKARA

電話 : (312) 230 16 32

Enlightened Turkey Party: (ATP Aydınlık Türkiye Partisi)

結成 : 1998 年 11 月 27 日
 党首 : Ahmet Bican Ercilasun
 所在地 : Çetin Emeç Bulvarı Öveçler 4. Cad. 52. Sk. Dikmen - ANKARA
 電話 : (312) 284 29 32

主要道党: (AYP Anayol Partisi)

結成 : 1994 年 5 月 5 日
 党首 : Gürcan Başer
 所在地 : İzmir Cad. Sümer Sok. Sümer Han Kat: 4 4/2021
 Kızılay/ANKARA
 電話 : (312) 232 23 23

大公正党 : (BAP Büyük Adalet Partisi)

結成 : 1995 年 4 月 12 日
 党首 : Sabit Batumlu
 所在地 : Güvenlik Cad. 25/25 A.Ayrancı/ANKARA

トルコ共産党: (Türkiye Komünist Partisi)

結成 : 2001 年 11 月 11 日
 党首 : Aydemir GÜLER
 所在地 : Selanik Cad. 41/7 Kızılay/ANKARA
 電話 : (0312) 4188743-4172931

民主人民党: (DHP Demokrat Halk Partisi)

結成 : 1999 年 12 月 15 日
 党首 : Mahmut İhsan Özgen
 所在地 : Rüzgarlı Mah. Soydaşlar Sok. 4/6 Ulus/ANKARA
 電話 : (312) 310 50 50

トルコ社会主義労働者党: (TSİP Türkiye Sosyalist İşçi Partisi)

結成 : 1993 年 1 月 3 日
 党首 : Turgut Koçak
 所在地 : Lale Sok. 4/8 Sıhhiye/ANKARA
 電話 : (312) 431 23 86229 99 93

革命社会主義労働者党 : (DSİP Devrimci Sosyalist İşçi Partisi)

結成 : 1997 年 4 月 25 日
 党首 : Şevket Doğan Tarkan
 所在地 : Menekşe 1. Sok. 8A/16 Kızılay/ANKARA

社会主義労働者党: (SİP Sosyalist İşçi Partisi)

結成 : 1996 年 9 月 9 日
 党首 : Mehmet Önder Ergönül

社会主義統一行動党: (SBHP Sosyalist Birlik Hareketi Partisi)

結成 : 1999 年 8 月 5 日

党首 : Nihat Çağlı
所在地 : Bankacı Sok. 15/3 Kocatepe/ANKARA

トルコ公正党: (TAP Türkiye Adalet Partisi)

結成 : 1995 年 4 月 12 日
党首 : Mehmet Yorgancioğlu
所在地 : Cinnah Cad. Ahenk Sok. 10/8 ANKARA

平等党: (EP Eşitlik Partisi)

結成 : 2001 年 5 月 25 日
党首 : Bektaş Çelebi
所在地 : Selanik Cad. No:6/21 K.3 KIZILAY ANKARA

Union of Hearts Greens Party: (Gönül Birliği Yeşiller Partisi)

結成 : 2000 年 11 月 3 日
党首 : Eşref Yazıcıoğlu
所在地 : Strasbourg Cad. No:26/15 Sıhhiye/ ANKARA

国民遺産党: (Varlığımız Partisi)

結成 : 2001 年 5 月 11 日
党首 : Köksal Satır
所在地 : Demetevler İvedik Cad. No: B 99/P.9 ANKARA

急進革命計画党: (RADEP- Radikal Değişim Projesi Partisi)

結成 : 2001 年 5 月 16 日
党首 : Alişan Ağca
所在地 : Güniz Sok. No:12/3 KAVAKLIDERE ANKARA

国民自治党: (Ulusal Muhtariyet Partisi)

結成 : 2001 年 8 月 13 日
党首 : Fehmi Öztürk
所在地 : İzmir Cad. Sümer 1 Sok. No : 12/6 Kızılay / ANKARA
電話 : (312) 229 97 06 231 72 30

トルコ指導者党: (Lider Türkiye Partisi)

結成 : 2001 年 9 月 3 日
党首 : Mustafa ÖZMAN
所在地 : Harf Devrimi Cad. Özügüzel Kent Sitesi No:4/8 Eryaman / ANKARA

トルコ独立党: (Bağımsız Türkiye Partisi BTP)

結成 : 2001 年 9 月 25 日
党首 : Prof. Dr. Haydar BAŞ
所在地 : K.Esat Cad. No: 123 Çankaya/ANKARA
電話 : (0312) 4482424 (5 lines)

社会民主党: (TDP - Toplumcu Demokrat Parti)

結成 : 2002 年 1 月 29 日
 党首 : Sema PiŞKİNSÜT
 所在地 : Yıldız 4. Cad. 19. Sok. No:10 Çankaya/ANKARA

解決党: (ÇP - Çözüm Partisi)

結成 : 2001 年 12 月 25 日
 党首 : Nazım KOCAMAN
 所在地 : Saklambaç sk. No : 66/16 Keçiören / ANKARA

社会民主人民党: (SHP - Sosyal Demokrat Halkçı Parti)

結成 : 2002 年 5 月 24 日
 党首 : Murat KARAYALÇIN

社会民主党: (SDP – Sosyal Demokrat Parti)

結成 : 2001 年 11 月 29 日
 党首 : Nihat DEMİR
 所在地 : Kuleli Sk. No : 33 / 4 GOP / ANKARA

共和国民主党: (Cumhuriyetçi Demokrasi Partisi)

結成 : 2002 年 7 月 19 日
 党首 : Erdoğan Bakkalbaşı
 所在地 : Ergün Sok. No : 2 Maltepe / ANKARA
 電話 : (0312) 232 63 00

権利と自由党: (Hak ve Özgürlükler Partisi)

結成 : 2002 年 2 月 11 日
 党首 : Abdülmelik FIRAT
 所在地 : Menekşe 2. Sk. 33 / 7 Kızılay - ANKARA
 電話 : (0312) 418 16 38

自国党: (Yurt Partisi)

結成 : 2002 年 3 月 14 日
 党首 : Sadettin TANTAN
 所在地 : Öveçler Mah. 8. Cad. No: 25 Dikmen - ANKARA
 電話 : (0312) 4785700

ユーラシア党: (Avrasya Partisi)

結成 : 2002 年 5 月 9 日
 党首 : H.Hüsnü DOĞAN
 所在地 : Çetin Emeç Bulvarı No : 57 Öveçler - ANKARA

独立共和国党: (Bağımsız Cumhuriyet Partisi)

結成 : 2002 年 7 月 24 日
 党首 : Prof. Mümtaz SOYSAL

トルコ共和民主党: (Cumhuriyetçi Demokrat Türkiye Partisi)

結成 : 2003 年 9 月 3 日

党首 : Serap Gülhan

新人党; (Yeni Yüzler Partisi)

結成 : 2002 年 8 月 2 日

党首 : Münci İnci

トルコ党; (Türkiye Partisi)

結成 : 2004 年 2 月 23 日

党首 : Tekin Enerem,

Katılımcı Demokrasi Partisi: (参加民主党 KADEP)

結成 : 2006 年 12 月 20 日

党首 : Şerafettin ELÇİ

主要左翼および/または非合法政治組織

トルコの左翼政党に関する現状の情報は、以下で閲覧可能。 www.broadleft.org/tr.htm [52a] and <http://www.electionguide.org/country.php?ID=218> [108]

トルコのテロ組織に関する一般情報については、以下を参照のこと
<http://www.tkb.org/GroupRegionModule.jsp?countryid=TU&pagemode=group®ionid=1> [63a]

英国で追放された非合法テロ集団の一覧は以下を参照のこと [101]

<http://www.homeoffice.gov.uk/security/terrorism-and-the-law/terrorism-act/proscribed-groups>

目次に戻る
出典リストに戻る

附属書 C: 著名人:前職と現職

所属政府

国家元首: 2007 年 8 月 28 日の AKP の選挙戦勝利および第 1 党獲得に続き、Abdullah Gul がその代表に指名された。 [81b]

首相: 2003 年 3 月 14 日以来、Recep Tayyip Erdogan が首相を務める。同氏は Adalet ve Kalkinma(AKP または公正発展党)の指導者である。 [81b]

主要閣僚と地位

首相:	Recep Tayyip Erdogan
副首相兼国務大臣:	Cemil Cicek
副首相兼国務大臣:	Nazim Ekren
副首相兼国務大臣:	Mehmet Simsek
副首相兼国務大臣:	Hayati Yazici
国務大臣:	Murat Basesgioglu
国務大臣:	Nimet Cubukcu
国務大臣:	Mehmet Aydin
国務大臣:	Kursad Tuzmen
国務大臣:	Mustafa Said Yazicioglu
農業・村落大臣:	Mehmet Mehdi Eker
文化観光大臣:	Ertugrul Gunay
エネルギー・天然資源大臣:	Hilmi Güler
環境・森林大臣:	Veysel Eroglu
財務大臣:	Kemal Unakitan
外務大臣:	Ali Babacan
保健大臣:	Recep Akdag
通産大臣:	Mehmet Zafer Caglayan
内務大臣:	Dr Besir Atalay
司法大臣:	Mehmet Ali Sahin
労働・社会保障大臣:	Faruk Celik
国防大臣:	Vecdi Gönül
国家教育大臣:	Hüseyin Çelik
公共事業住宅大臣:	Faruk Nafiz Ozak
運輸大臣:	Binali Yildirim
[81b]	

その他

Atatürk, Kemal (1880/1881 ~ 1938) 同氏の本名は Mustafa Kemal で、1934 年から Atatürk (「トルコの父」) と通称されるようになった。Atatürk は近代トルコの建国者であった。1923 年にトルコの初代大統領に就任。

Bahçeli, Devlet: MHP (民族主義者行動党)の指導者であり、1999 年から 2002 年まで副首相を務める。

Bakirhan, Tuncer: DEHAP 党首。 [69]

Baykal, Deniz: CHP (共和人民党)の指導者。

Bozlak, Murat: 2003 年 3 月に非合法化されるまで HADEP (人民民主党)党首。同氏は創設者を名乗ることを非合法化され、2003 年 3 月から 5 年間、他党の党員または幹部を務めた。

Çiller, Tansu: トルコの初代女性首相、1993 年から 1996 年まで在職。DYP (正道党)党首を務めた。

Derviş Kemal: 前世界銀行副総裁。2001 年 2 月の財政危機後、経済担当相に指名、2002 年 8 月辞任。

Ecevit, Bülent: 前 DSP (民主左派党)の指導者で 1999 年から 2002 年まで首相を務める。1974 年 (トルコ系キプロス人少数派の保護するためと自認してキプロスに侵入した時)、1977 年および 1978-79 にも首相を務めた。

Öcalan, Abdullah (通称「Apo (おじさん)」)
1949 年 Urfa で生まれた PKK の指導者。マルクス・レーニン主義に基づき 6 人の仲間とクルド国民自由運動を結成。1978 年から Apocular または Apo の支持者は PKK と改称。1999 年 2 月に逮捕、トルコに強制送還される。反逆罪で有罪判決を受け、死刑を宣告される。2002 年の平時における死刑廃止に伴い、同氏の刑は条件付釈放なしの終身刑に減刑。 [30b] [58]

Özkök, General Hilmi: 1940 年生まれ。2002 年 8 月から 4 年任期で参謀総長を務める。

Sezer, Ahmet Necdet: 2000 年 5 月にトルコ大統領に就任。トルコ史上初めての現役政治家および軍高官以外の大統領。同氏はトルコの最高裁判事、憲法裁判所長官を務めた。

Yilmaz, Mesut: 1991 年、1996 年および 1997-1999 に首相を務め 1999-2002 に副首相。ANAP (祖国党)党首を務めた。

Zana, Leyla: クルド人活動家で元 MP。民主社会運動(DHT)の創設者の 1 人。 [5c] [30a] [36b] [42] [44b] [66p] [77] [93a] [93c]

目次に戻る
出典リストに戻る

附属書 D: 司法運営

2005 年 11 月 9 日に公表された欧州委員会トルコ 2005 進捗報告書 の記録によれば、「刑事犯罪の合法性の原則は憲法第 38 条および[改正]刑法典第 2 条に規定されている。憲法第 38 条および刑法典第 7 条には、刑罰の不遑及が規定されている。刑事犯罪と刑罰間の比例性は刑法典第 3 条で保障されている。

一事不再理[同じ犯罪で 2 度起訴されない個人の権利]の原則は記事訴訟法第 223 条に定められている。」 [71b] (p106)

裁判官

1. トルコには陪審裁判がないため、裁判官 (hakim, yargıç) の立場は特に重要である。裁判官の役割は実質的に英国や米国を上回る。判事は司法運営について積極的に責任を果たす。裁判官は当事者に提示された事実に応用される法律を見出す主導権を握る。弁護士は裁判官が事実を立証し適用可能な法規定を決定する上で助力する義務を有する。裁判官の独立性は憲法第 138 条および以下の条文「裁判官はその義務の遂行において独立していなければならない」で保護される。裁判官は憲法、法律、正義およびその個人的信念に従って裁断を下さなければならない。いかなる機関、官職、代理人または個人も、司法義務の遂行に関連して法廷もしくは裁判官に回状を送付するもしくは勧告や指示を行うことは許されない。公判中の事件に関する司法権の行使に関して、立法機関で疑問を提起する、討議を実施する、もしくは声明を公表することは許されない。」 [64]

2005 年に Turkish Statistical Institute が公表したトルコ統計年鑑 2006 に記録されたように、2005 年時点で判事は 6211 人であった。 [89a] (p131 司法に関する項目)

検察官

2. 犯罪はほとんどの場合、司法の範囲で実質的には行政府を代表する検察官 (savcılar) により犯罪者の名前において起訴される。公訴を提起する役割は検察官にある。検察官は犯罪事件の発生を通知されると同時に、公訴提起の正否を決定するのに必要な調査を行うことになっている。検察官は被告に不利な証拠および有利な証拠を調査し、さもなければ喪失し得る証拠の保持に助力する。調査の終了時に検察官が起訴しない決定を下す場合は、検察官は被告に対し、被告が証言した事実もしくは被告に逮捕令状が公布不された事実の有無を通知する。いかなる者も名差されない起訴状の下に有罪判決を受けたり、起訴状に特定されない犯罪で有罪判決を下されたりすることは許されない。」 [64]

欧州委員会 2005 報告書の中で述べられたように、「司法取引の概念は刑法典の定めるところである。同法は賞賛に値しない起訴件数を減らすために、起訴状の作成に先立ち証拠力を評価することが可能になった検察官の自由裁量を拡大する。これに加え、判事は不十分な起訴状を差し戻す権限を与えられている。 [71b] (p15) 司法へのアクセスを初めとする法的保障に関して言うと、恣意

的逮捕の非合法化に関して刑事訴訟法第 90 条が規定するように、警察に逮捕される者は、その逮捕理由について通知されなければならない。」 [71b] (p15)

3. 法で定められる軽犯罪事件では、損害が公的ではなく私的であるとみなされる場合は、被害者は検察官の関与なしに、私訴(şahsi dava)を提起する手段で自ら刑事訴訟を起こすことが許される。上記の例外事例においては、その私的当事者は検察官が法の下に与えられるすべての権利を享受する。また、犯罪の被害者はいかなる公訴手続にも介入することが許され、その介入に基づいて (Müdahale yolu ile dava)訴訟当事者になる。」 [64]

Turkish Statistical Institute が公表したトルコ統計年鑑 2005 の記録によれば、2005 年時点で、検察官は 3091 人であった。 [89a] (p131 司法に関する項目)

4. 欧州委員会 2005 報告書の記録によれば、「判事および検察官の人数は依然としてほぼ一定であった。具体的には、現在在任判事 5,952 人、在任検察官 3,179 人に加え、研修中の判事および検察官 が 1,053 人である。2004 年 12 月に採択された法律は、判事および検察官合わせて 4,000 人、司法調査官 100 人および裁判所運営職員 6,619 人を追加採用することを規定した。」 [71b] (p105)

被告

5. 法律は無実の国民を保護する意図で立案される。被告は刑事訴訟において無罪推定により無罪の立場に置かれる。立証責任は検察官または私訴当事者にあり、被告は最終判決によって有罪が確定するまで有罪とみなされない。裁判所が起訴状の証拠に納得しない場合、または妥当な疑惑が存在する場合は、同裁判所は無罪判決を下さなければならない。 [64]

欧州委員会 2005 報告書が述べたところによれば、「被告の権利は憲法第 36 条に明記される。法定代理人の依頼、ならびに犯罪捜査および公判中における被告の権利は刑事訴訟法で定められている。改正刑法典は被告の権利を実質的に向上させる。改正刑法典第 150 条の規定によれば、すべての被告は弁護士を依頼することが許され、5 年を超える禁固刑に値する犯罪に関しては、捜査および審理のいずれにおいても法定代理人の代表は義務とされる。... 改正刑法典も被告の権利を強固にする反対尋問を導入する。しかし、せっかくの権利の平等もある慣行により損なわれてしまう。被告弁護人が通常の位置に腰掛けるのに対し、検察官は判事の隣の一段高い席に腰掛ける法廷の設計は、被告に対し検察官を特権的地位に据える。被告弁護人は（適切な施設がないこともあって）審理直前に裁判所内で、また審理中に法廷内で依頼人と話を交わすのが困難な状況にある。」 [71b] (p106)

証拠

欧州委員会 2005 報告書の記録によれば、「改正刑法典の下では、犯罪捜査は検察官の権限下で司法警察が実施しなければならない。」 [71b] (p15)

7. 自由意志を歪曲し得る非合法的捜査方法（虐待、拷問、薬剤の強制処方、絶食、不正行為、詐欺、暴力、違法な約束等）の行使は非合法化される。従って、

違法な手段で取得された供述および宣誓証言は、それが自由意志によるものである場合（例えば騙された場合）も許容不可能とみなされる。[64]

欧州委員会 2005 報告書の記録によれば、「すべての被拘禁者は司法（つまり法定代理人）にアクセスする資格を与えられ、青少年の場合は弁護人の同席は義務である。また、[2005 年 6 月 1 日に発効した]逮捕、拘禁および供述採取規制の改正版は、申し立てられた犯罪が 5 年を超える禁固刑を課す場合は、被告弁護人の指名を義務化する。」[71b] (p23)

訴訟手続の開始と進行

予備審査

8. 検察官は犯罪容疑の発生が通知されると同時に、実行者の身元を確認し、公訴の遂行の要不用を決定するために予備審査 (hazırlık soruşturması) を行う。検察官が公訴を必要だと結論する場合は、管轄裁判所に対する起訴状により訴訟を起こす。公訴が不必要な場合は、検察官は不起訴の決定を下す。司法相は直接検察官に公訴を提起するよう命令により指示することが許される。[64]
9. 検察官は審問の目的で、すべての公務員からあらゆる情報提供を要求することができる。検察官はその権限において直接または警官を介してその審査を行うことができる。警察は事件、被拘禁者および実施措置について速やかに検察官に通知すると共に、訴訟手続について検察官の命令を実行することが義務付けられる。[64]
10. 検察官に私訴が提出され、その検察官が予備審査を経て起訴理由を見出す場合もしくは不起訴を決定する場合も、検察官は提出者にその決定を通知する。提出者が同時に被害者である場合は、その提出者は 15 日以内に最寄りの重罪裁判所の長官に異議を申し立てることが許される。同裁判所がその異議を十分な根拠に基づく正当なものとみなす場合は、裁判所は公訴を命じ、担当検察官がこの決定を事項する。そうでない場合は、裁判所は異議を棄却し、検察官はかかる措置以後は、新たに発見された証拠が提示される場合に限り公訴を再開することができる。[64]
11. 罰金または 3 カ月以下の禁固刑を受ける犯罪実行者が、特定の犯罪に規定される最低罰金額（もしくは禁固刑の場合には、刑罰執行法で規定される禁固 1 日の相当額）を法廷審問の前にしかるべき検察庁に預託する場合は、公訴は棄却されなければならない。この金額が公訴の提起より前で、犯行日から 10 日以内に犯罪者によって支払われる場合は、その実行者は起訴されないものとする。[64]
12. 原則として予備審査は秘密扱いであり、当事者不在かつ文書で行われる。
[64]

最終審査（審理）

13. 欧州委員会 2005 報告書 が述べたところによれば、「憲法第 38 条は刑事裁判に適用される無罪推定を規定する。憲法第 36 条および 第 141 条 は、公正か

つ公開の裁判を受ける権利を保障する。公開の裁判を受ける権利は刑事訴訟法第 182 条でも規定される。」 [71b] (p106) 最終審査または最終審理 (son soruşturma) は、訴状が検察官から事件を審理する裁判所に送付された時点から始まる。最終審査には 2 つの段階がある。審理に向けた準備 (duruşma hazırlığı) と審理 (duruşma) である。その目的はすべての証拠を法廷で検証した上で、被告の有罪について判決に達することである。 [64]

14. 最終審査は被告立会いの下に行われる。被告の存在が必要でない場合は、被告はその希望で出廷の免除を許され、被告の法定代理人を送ることが許される。犯罪が罰金刑、没収またはその両方に値する場合も、不在の被告に対し審理を行うことができる。被疑者が前回の裁判で既に法廷審問を受けたか、審理前の予備審問期間に判事から取り調べを受けた場合は、その審理は被疑者不在のまま続行することが許される。」 [64]

15. 裁判は原則として国民に公開される。これには国家治安に関する事件も含まれる。政治事件では、傍聴者はたいてい人権組織の代表や各国の外交職員である。 . [2a]

欧州裁判所 2005 報告書が述べたところによれば、刑事訴訟法は特定の裁判について録音およびビデオ録画を義務付ける要件を導入している。 [71b] (p15)

(11.01 項 欧州委員会 2006 報告書の調査結果を盛り込む司法制度も参照のこと)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

附属書 E: 裁判所制度

裁判所制度

「司法制度は一般法裁判所、専門的事件を扱う重罪裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所、最高裁判所その他 3 つの上級裁判所で構成される。高等上訴裁判所は刑事事件の上告を審理し、国家評議会は行政事件または政府省庁間の事件の上告を審理する。会計検査院は国家機関を監査する。大半の事件は、民事、行政および刑事裁判所等の一般法裁判所において起訴された。2004 年、議会は高等上訴裁判所の処理件数を軽減し、司法の運営効率向上を可能にする目的で、地方自治体の上訴裁判所の設立を規定する法令を採択した。裁判所は 2007 年から運営を開始する予定である。」 (USSD 2005) [5b] (1e 項)

「陪審制度はないため、判事または審判団がすべての事件を決定する。裁判は公開性である。法の規定により、弁護士協会は貧困者が必要とする場合は、裁判所から無償の法定代理人を提供することが義務付けられ、全国の弁護士協会はそれを実践している。被告は審理に立ち会う権利および時宜を得て弁護士と協議する権利を有する。被告またはその法定代理人は起訴について証人を尋問した上で、証人および有利な証拠を法廷に提示することができる。被告とその法定代理人は被告の事件に関連する政府側の証拠に接触する権利を有する。被告は無罪推定および上訴権を享受する。」 (USSD 2005) [5b] (1e 項)

現在のトルコ法によれば、司法の権利は司法（刑事）裁判所および行政軍事裁判所により実行される。上記の裁判所は一審で判決を下し、上級裁判所は最後の確定判決に向けてその判決を検討する。上級裁判所には、憲法裁判所、上訴裁判所、国家評議会、軍事控訴院、最高軍事行政裁判所、管轄権争訟裁判所、会計検査院および裁判官検察官高等評議会がある。」 [18]

裁判所

トルコでは裁判所は事実上、司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所および憲法裁判所に分類される。憲法裁判所を除き、上記裁判所は下級裁判所と上級裁判所に分かれている。」 [18]

A. 司法裁判所

1880 年発効の旧法は、理論上は依然として効力を持つが、多岐にわたる改正措置により実際のところはその同一性を失っており、改正法こそが裁判所の能力および管轄を決定する初めての法律であった。裁判所の組織に関する法律は異なる部類の裁判所についてその能力と管轄を決定する。 [18]

i. 民事治安裁判所 (Sulh Hukuk Hakimliği)

これは判事が 1 人だけのトルコの最下級民事裁判所である。各郡に最低 1 つは設置されている。その裁判権は、当面の金額が 200 万トルコリラを超えない範囲のあらゆる種類の申し立てを対象とする。具体的には、援助の要求、婚姻許可または婚約期間を縮める許可を求める未成年者の要求、賃貸料を請求する

立ち退き訴訟および民事訴訟法その他の民法に割当てられるすべての事件である。現在トルコには 846 の民事平和裁判所がある。[18]

ii. **第一審民事裁判所 (Asliye Hukuk Hakimliği)**

これはトルコでは不可欠で基礎的な裁判所である。第一審民事裁判所は治安裁判所に割り当てられたもの以外のすべての民事事件を管轄する。第一審民事裁判所は各市郡に 1 つが置かれ、必要に応じていくつかの支部に分けられることもある。現在トルコには 958 の当該裁判所がある。[18]

iii. **商業裁判所(Asliye Ticaret Mahkemesi)**

商業裁判所は第一審民事裁判所全体の特別部門であり、商業的運営組織に関連するあらゆる種類の商業取引、商業行為および商業的問題を管轄する。[18]

商業裁判所は裁判官 3 人、裁判長 1 人および 2 人の陪席で構成される。現在、トルコ全土の商業中心街に 35 の商業裁判所がある。商業裁判所がない場合は、第一審民事裁判所が商業裁判所の役割を果たす。[18]

商業裁判所の能力は商業法典第 5 条の下に明確に記載されている。[18]

iv. **刑事治安裁判所(Sulh Ceza Hakimliği)**

これは判事 1 人を有する最下級刑事裁判所である。各郡に 1 つずつ設置されているが、必要および人口に応じていくつかの支部に分けられることもある。現在トルコには 840 の当該裁判所がある。この裁判所は、刑法および自治体法の軽犯罪に加え、刑法典、刑事訴訟法、刑事法典の適用規約および上記が記載するする刑罰の割当ならびに実施程度に従うその他の法律に割当てられるすべての行為を管轄する。[18]

v. **第一審刑事裁判所(Asliye Ceza Hakimliği)**

判事 1 人を擁するこの裁判所は、刑事裁判所の中で、極めて重要な地方の犯罪行為を扱う。その管轄は、刑事治安裁判所および中央刑事裁判所の管轄から除外されるすべての刑事事件を対象とする。同裁判所は各市郡に 1 つずつ設置されているが、必要および人口に応じていくつかの支部に分けられることもある。現在トルコには 899 の当該裁判所がある。

[18]

vi. **中央刑事裁判所 (Ağır Ceza Mahkemesi) (通常は『重罪裁判所』と呼ばれる)**

この裁判所は裁判長 1 人、陪席 2 人および検察官 1 人から構成される。5 年以上の禁固刑または罰金刑を伴う違反および犯罪は、各都市に 1 つ設置されるが、必要および人口に応じていくつかの支部に分けられることもある。現在トルコには 172 の中央刑事裁判所がある。[18]

vii. **国家治安裁判所(Develet Güvenlik Mahkemesi)/地域重罪裁判所 (『特別重刑裁判所』と呼ばれることもある)**

加盟に向けたトルコの進捗状況に関する欧州委員会定期報告書 2004 に述べられたように、国家治安裁判所は廃止され、地域別重罪裁判所 (またの名を重

刑裁判所)に改編された。旧法によれば、国家保安裁判所は、国家保安に関する同法第9条に記載される刑事犯罪を扱う慣わしであった。その裁判所は裁判長および陪席2人ならびに検察官1人で構成された。当時トルコには12の当該裁判所があった。[18]

viii. 執行調査当局 (İcra Tetkik Hakimliği)

民事罰および判決の執行中に生じる争議、つまりすべての民事罰および判決の執行を妨害するまたは困難にするあらゆる行為を管轄する判事1人の裁判所。トルコの各郡に1つの当該裁判所がある。[18]

ix. その他の下級裁判所

トルコには通常裁判所の他、労使紛争を扱う72の裁判所、土地登記および測量を扱う443の裁判所ならびに交通関連の争議を扱う6の裁判所がある。またトルコには5つの少年裁判所がある。[18]

x. 破棄裁判所 (Yargıtay)

トルコの最高上訴裁判所は破棄裁判所と呼ばれる。この裁判所は特殊な専門分野に応じて30法廷に分かれる。内訳は民事法廷20と刑事法廷10である。各法廷は裁判長1人、判事5人および陪席4人で構成される。破棄裁判所の判事の総意で選出される判事1名が裁判所長官として法廷全体を統括する。[18]

40万トルコリラ未満の罰金、刑事事件では200万トルコリラ以下の罰金判決、1,000万トルコリラ以下の罰金を伴う無罪判決および刑事法典その他の法典で確定的と呼ばれるすべての判決を除き、すべての終局判決は控訴可能である。[18]

2005年4月22日付けの在Ankara英国大使館の書簡が述べたところによれば、Yargıtayは裁判所の判決を承認または無効にするだけで、再審を行うことはない。[4d]

xi. 中間控訴裁判所

欧州委員会2005報告書に記録されたように、「2005年6月1日に中間控訴裁判所設立法が発効した。同控訴裁判所の設立は、破棄裁判所の負担件数を実質的に軽減し、その役割を社会的に重要な法の趣旨について下級裁判所に指示を与えることに集中させようとしたものである。法の規定により、同裁判所はその発効から2年以内に設立されなければならない。」[71b] (p16)

B. 行政裁判所

行政裁判所には国家評議会、地域レベルの下級裁判所および最高軍事行政裁判所がある。[18]

i. 国家評議会(Danıştay)

国家評議会は、政府または公務員から発生する争議および訴訟の他、一般的

行政事件を対象とする最高裁判所で、司法および行政機能を有する。国家評議会は、その管轄下を扱う最終審であると共に、下級行政裁判所の決定に対する上訴裁判所でもある。国家評議会には 10 室の法廷がある。 [18]

ii. **下級行政裁判所 (Idare ve Vergi Mahkemeleri)**

行政裁判所の下位層は法律に従って地域ベースに設置される。地域ごとに創設された裁判所は、行政裁判所(idare Mahkemeleri)と租税裁判所(vergi mahkemeleri)である。現在トルコには、22 の行政裁判所と 33 の租税裁判所がある。

[18]

iii. **最高軍事行政裁判所 (Askeri Yüksek Idare Mahkemesi)**

最高軍事行政裁判所は、軍当局が実施する行政行為および行政措置から発生する事件、ならびに政府当局が実施する行政行為および行政措置から発生するが、軍職員および軍務に関連する事件を扱う。最高軍事行政裁判所は 2 法廷を有する。 [18]

C. 軍事裁判所

i. **軍刑事裁判所 (Askeri Ceza Mahkemesi)**

この裁判所の管轄は軍刑法典、軍刑事訴訟法その他一部の法律に記載されるすべての軍事犯罪を扱う。現在トルコには 37 の当該裁判所がある。 [18]

ii. **軍刑事破棄裁判所(Askeri Yargitay)**

この裁判所は法律に従い、軍事裁判所の下したすべての決定および判決の上訴裁判所として機能する。同裁判所は 5 法廷を有する。 [18]

D. 憲法裁判所(ANAYASA MAHKEMESİ)

憲法裁判所は、第二次世界大戦後の憲法の事例に従う 1961 年憲法により初めて設置され、法の合憲性を管理する司法体系である。この体系は特定の修正を加えた 1982 年憲法により主張された。 [18]

憲法裁判所は正規裁判官 11 人と予備裁判官 4 人で構成される。トルコの他の裁判官すべてと同様に、憲法裁判所の裁判官もすべて 65 歳の引退まで職務を全うする。 [18]

首相府報道情報局のウェブサイト（2006 年 1 月 19 日にアクセスしたウェブサイト）の参考資料部で入手可能な 2005 年 11 月付けの文献『トルコの政治構造』に記録されたように、「憲法裁判所の決定は最終決定である。この決定はいかなる方法においても修正不可能で、その適用は猶予不可である。」 [36g]

目次に戻る
出典リストに戻る

附属書 F: 略語一覧

AI	アムネスティインターナショナル
CEDAW	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
EU	欧州連合
EBRD	欧州復興開発銀行
FCO	外務英連邦省(英国)
FH	自由の家
GDP	国内総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマンライツウォッチ
IAG	非合法武装集団
ICG	国際危機グループ
ICRC	赤十字国際委員会
IDP	国内避難民
IFRC	国際赤十字社・赤新月社国際連盟
IMF	国際通貨基金
IOM	国際移住機構
MSF	国境なき医師団
NGO	非政府組織
OCHA	国際人道問題調整事務所
ODIHR	民主制度人権事務所
ODPR	避難民・難民事務所
OECD	経済協力開発機構
OHCHR	国連人権高等弁務官事務所
OSCE	欧州安全協力機構
RSF	国境なき記者団 s
STD	性感染症
STC	セーブ・ザ・チルドレン
TB	結核
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNAIDS	国連共同エイズ計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNHCHR	国連人権高等弁務官
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
UNODC	国連薬物犯罪事務局
USAID	米国国債開発庁
USSD	米国国務省
WFP	世界食糧計画
WHO	世界保健機構

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

附属書 G: 参考資料

内務省は外部ウェブサイトのないように関しては責任を有しない。

資料の付番は本文書の更新過程で（適用可能な場合は）古い資料を削除するので、必ずしも連続しているとは限らない。

(If applicable)

[1] Europa Publications

- a “Regional Surveys of the World: The Middle East and North Africa 2005”
- b Europa World online, Turkey <http://www.europaworld.com>
(website accessed on 8 and 31 October 2005; 14 February 2006; 11 July 2006; 28 May 2007)

[2] Netherlands Ministry of Foreign Affairs

- a “Official general report on Turkey” (January 2002)
<http://register.consilium.eu.int/pdf/en/02/st07/07838en2.pdf>
(accessed 16 February 2006)
- b “Turkey/military service” (July 2001)
http://www.ecoi.net/file_upload/ms59_neth-tur0701.pdf
(accessed 13 December 2006)
- c Official general report on Turkey (p102-103) (January 2003)
- d “Turkey/military service” (July 2002)(translated extract on forfeiture of citizenship)

[3] Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC)

Progress on national IDP policy paves way for further reforms 26 July 2007
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/6E19F044774E3362C1257324002C514E/\\$file/Turkey_Overview_July07.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/6E19F044774E3362C1257324002C514E/$file/Turkey_Overview_July07.pdf)
(accessed 10 October 2007)

[4] Foreign and Commonwealth Office

- a Letter 2 July 2007(Amendments to the law on Village Guards)
- b Letter 11 April 2002
- c Correspondence dated 5 February 2007.
- d Letter 22 April 2005
- e Letter 22 July 2005
- f Fax 11 October 2005
- g Letter 14 September 2005
- h Human Rights Annual Report 2005: July 2005
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1119526503628> (accessed 5 November 2005)
- i Letter 28 September 2005
- j Travel Advice by Country – Turkey updated 11 September 2007
(accessed 26 September 2007)
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029390590&a=KCountryAdvice&aid=1013618386532>
- k Letter 6 April 2006 (Request for additional information)
- l Letter 6 April 2006 (HRA 2005 figures)
- m Letter 11 April 2006

- n Human Rights Annual Report 2006: October 2006
<http://www.fco.gov.uk/Files/kfile/03%20OVERVIEW.5.pdf>
 - o Letter 8 January 2007 (Request for additional information)
 - p Letter 17 April 2007 (Request for additional information)
 - q Letter 27 March 2007 (Request for additional information)
 - r Letter 27 March 2007 (Request for additional information)
 - s Country Profile 3 August 2007
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1019745009611> (Accessed 27 September 2007)
 - t Letter 27 March 2007 (Request for Hearing Impaired)
- [5] **U.S. Department of State** <http://www.state.gov/g/drl/rls>
- a Country Reports on Terrorism - released April 30, 2007
<http://www.state.gov/s/ct/rls/crt/2006/82732.htm>
(accessed 2 May 2007)
 - b Report on Human Rights Practices in Turkey 2005, (8 March 2006)
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61680.htm>
(accessed 11 July 2006)
 - c Report on Human Rights Practices in Turkey 2004, (28 February 2005)
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2004/41713.htm>
(accessed 11 July 2006)
 - d Trafficking in Persons Report: 12 June 2007
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2007/82807.htm>
(accessed 26 August 2007)
 - e Report on International Religious Freedom 2007, (14 September 2007)
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2007/90204.htm>
(accessed 29 September 2007)
 - f Consular Information Sheet– current as of today, May 14 2007.
http://travel.state.gov/travel/cis_pa_tw/cis/cis_1046.html
(accessed 2 May 2007)
 - g Report on Human Rights Practices in Turkey 2006, (6 March 2007)
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78844.htm>
(accessed 12 March 2007)
- [6] **Kurdish Human Rights Project (KHRP)**
- a 2004 Legal Review
<http://www.khrp.org/publish/p2004/Legal%20Review%205%20ISSN.pdf>
 - b Human rights Defenders in Turkey September 2006
<http://www.barhumanrights.org.uk/pdfs/06publicationswithKHRP/HRDsTurkey.pdf>
(accessed on 3 January 2007)
 - c Human Rights Violations Against Kurds in Turkey-4 October 2006
http://www.osce.org/documents/odihr/2006/10/21026_en.pdf
(accessed on 3 January 2007)
 - d Refusing Refuge: Investigation the Treatment of Refugees in Turkey February 2007
<http://www.khrp.org/publish/p2007/Refusing%20Refuge%20ONLINE.pdf>
(accessed 22 May 2007)

- [7] **Documentation, Information and Research Branch, Immigration and Refugee Board, Ottawa, Canada.** www.irb-cisr.gc.ca
- a Turkey: Forced marriage in Turkey; outcome when a woman refuses to marry the designated man; outcome when a woman elopes with another man; attitude of state and availability of state protection (July 2001 - September 2004)
<http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=444461>
(Accessed 10 September 2007)
 - b Turkey: Status of the Kurdistan Workers' Party (PKK) and Turkish Hezbollah; situation and treatment of members, supporters and sympathizers of these parties (2006 - 2007)
<http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451309>
(accessed 25 September 2007)
 - c Turkey: Situation and treatment of members, supporters and sympathizers of the Democratic Society Party (DTP) (2006 - 2007)
<http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451310>
(accessed 25 September 2007)
 - d **Turkey:** Procedures that must be followed by, and documents that must be provided to Turkish airport and land border authorities to allow a Turkish citizen and/or foreign national entry into and exit out of Turkey (July 2003)
(accessed 4 October 2005)
 - e **Turkey:** Whether the People's Democracy Party (HADEP) and the Democratic People's Party (DEHAP) issue membership certificates to members residing within Turkey and/or abroad. (TUR43475.E 28 April 2005)
<http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=444432>
(accessed 29 May 2007)
 - f Turkey: The situation and treatment of members, supporters and sympathizers of leftist parties, particularly the People's Democratic Party (HADEP) and Democratic People's Party (DEHAP) (January 2003 - September 2004)
<http://www.cisr-irb.gc.ca/fr/recherche/rdi/?action=record.viewrec&gotorec=444479>
(accessed 29 October 2007)
 - g Turkey: Conditions in military prisons (2003)
<http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=444540>
(accessed 30 October 2007)
- [8] **The Swiss Organisation for Refugees, 'Turkey – The current situation' p40-42** (June 2003)
- [9] **Human Rights Watch** <http://www.hrw.org>
- a Turkey: Displaced Villagers Denied Fair Compensation
http://hrw.org/english/docs/2006/12/20/turkey14875_txt.htm
(accessed 26 January 2007)

- b World Report 2007 Turkey (11 January 2007)
<http://www.hrw.org/wr2k7/wr2007master.pdf>
(accessed 18 January 2007)
- c March 6, 2006 Turkey report: To Combat Torture, Monitoring Police Stations Is Key <http://hrw.org/english/docs/2006/03/06/turkey12756.htm>
(accessed 17 July 2006) To access the original report via
<http://hrw.org/backgrounder/eca/turkey0306/turkey0306.pdf>
- d "Turkey: Letter to Minister Aksu calling for the abolition of the village guards" June 2006 <http://hrw.org/english/docs/2006/06/08/turkey13578.htm>
(accessed 12 September 2006)
- e Human Rights overview of Turkey 2005
<http://hrw.org/english/docs/2006/01/18/turkey12220.htm>
(accessed 18 September 2006)
- f End Legal Action Against Gay Rights Group October 2007
<http://hrw.org/english/docs/2007/10/16/turkey17107.htm>
(accessed 30 October 2007)

[10] International Helsinki Federation for Human Rights

- a Human Rights in the OSCE Region: Europe, Central Asia and North America, Report 2005 (Events of 2005): Turkey (8 June 2006)
http://www.ihf-hr.org/viewbinary/viewdocument.php?download=1&doc_id=6866
(accessed 13 December 2006)
- b Turkey IHF FOCUS: elections 2004
http://www.ihf-hr.org/viewbinary/viewdocument.php?doc_id=3485
(accessed 3 January 2007)
- c Human Rights in the OSCE Region: Europe, Central Asia and North America, Report 2007 (Events of 2006) Turkey (27 March 2007)
http://www.ihf-hr.org/documents/doc_summary.php?sec_id=3&d_id=4387
(accessed 4 June 2007)
- d ROMA IN THE OSCE REGION IN 2006 (March 2007)
http://www.ihf-hr.org/documents/doc_summary.php?sec_id=3&d_id=4387
(accessed 29 October 2007)

[11] Reporters sans frontières - www.reporterres-sans-frontieres.org

- a – Worldwide Press Freedom Index 2007:
http://www.rsf.org/article.php3?id_article=24025 (accessed 23 October 2007)
- b Turkey– Freedom of the Press Annual report 2007
http://www.rsf.org/article.php3?id_article=20827&Valider=OK
(accessed 21 February 2007)

[12] Amnesty International <http://web.amnesty.org>

- a No impunity for state officials who violate human rights-May 2006
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440062006?open&of=ENG-TUR>
(accessd 13 December 2006)
- b Stop Violence Against Women "Turkey: Shelters Not Cemeteries"
<http://www.amnesty.ca/amnestynews/upload/turkeyappeal1.pdf>
(accessed 26 September 2006)
- c Turkey Justice Delayed and Denied 6 September 2006
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440132006?open&of=ENG-TUR>
(accessed 13 December 2006)
- d Turkey: Shelters need government support
<http://web.amnesty.org/actforwomen/tur-251106-shelteraction-eng>

- (accessed 4 January 2006)
- e Amnesty International Annual Report 2007 – covering events from January to December 2006
<http://thereport.amnesty.org/eng/Regions/Europe-and-Central-Asia/Turkey>
(accessed 22 May 2007)
 - f Turkey: Conscientious objector Mehmet Tarhan is a Prisoner of Conscience and must be released now!: 9 December 2005
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440362005?open&of=ENG-TUR> (accessed 9 December 2005)
 - g Turkey: Implementation of reforms is the key!: 11 March 2005
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440102005?open&of=ENG-TUR> (accessed 2 September 2005)
 - h List of Abolitionist and Retentionist Countries – 1 January 2006
http://www.amnistia-internacional.pt/dmdocuments/abol_ret_pm.pdf
(accessed 8 March 2007)
 - i Turkey Memorandum on AI's recommendations to the government to address human rights violations (1 August 2005)
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440272005?open&of=ENG-TUR> (accessed 30 August 2005)
 - j Turkey: Women confronting family violence (2 June 2004)
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440132004?open&of=ENG-TUR> (accessed 2 June 2004)
 - k Turkey: End sexual violence against women in custody! - 26 February 2003
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440112003>
(accessed 6 September 2007)
 - l Europe and Central Asia Summary of Amnesty International's Concerns in the Region January – June 2004 (1 September 2004)
<http://web.amnesty.org/library/index/engEUR010052004> (accessed 11 July 2006)
 - m No turning back – full implementation of women's human rights now! 10 year review and appraisal of the Beijing Declaration and Platform for Action (1 February 2005) <http://web.amnesty.org/library/Index/ENGIOR410022005>
(accessed 25 February 2005)
- [13] **Council of Europe Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment**
- a Report to the Turkish Government on the visit to Turkey carried out by the European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT) from 7 to 14 December 2005 (6 September 2006) <http://www.cpt.coe.int/documents/tur/2006-09-06-eng.htm>
(accessed 6 September 2006)
- [14] **OSCE/ODIHR Assessment Report, Republic of Turkey Parliamentary elections 3 November 2002 (December 2002)**
- a Republic of Turkey Parliamentary Elections 3 November 2002
OSCE/ODIHR assessment report
http://osce.org/documents/odihr/2002/12/1463_en.pdf
(accessed 3 January 2007)

目次に戻る
出典リストに戻る

- [15] **All about Turkey** – <http://www.allaboutturkey.com/index.htm>
 a Turkish Army
<http://www.allaboutturkey.com/army.htm> (accessed 13 December 2006)
- [16] **Norwegian Country of Origin Information Centre**
 “LANDINFO” (Utlendingsforvaltningens fagenhet for landinformasjon). Report of fact-finding mission to Turkey (7-17 October 2004)’ made public in February 2005 (not accessible online)
- [17] **Republic of Turkey, Ministry of Interior, Turkish National Police, Department of Anti-smuggling and Organised Crime. Report on GBTS system** (September 2003)
- [18] **Republic of Turkey, Turkish Embassy Washington DC**
<http://www.turkishembassy.org/index.php>
<http://www.turkishembassy.org/governmentpolitics/politicsjdccourt.htm>
 (Date accessed 17 February 2005)
 (now only accessible through)
<http://web.archive.org/web/20040419031754/http://www.turkishembassy.org/governmentpolitics/politicsjdccourt.htm>
- [19] **Focus Migration Country Profile – Turkey April 2006**
http://www.migration-research.org/dokumente/focus-migration/CP_05_Turkey.pdf
 (accessed 9 February 2007)
- [20] **UNHCR Directorate for Movements of Persons, Migration and Consular Affairs**
 Official general report on Turkey 2001
<http://www.unhcr.org/home/RSDCOI/3c16212e2.pdf> (accessed 9 October 2007)
- [21] **Military Act No. 1111, as amended**
- [22] **PUB MED -**
 Treatment of multidrug-resistant tuberculosis in Turkey - 2001.
<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/sites/entrez?db=pubmed&uid=11463011&cmd=showdetailview&indexed=google> (accessed 28 September 2007)
- [23] **“Turkish Daily News”** <http://www.turkishdailynews.com.tr/>
 a Three terrorists killed in Van: 23 September 2005
<http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=24123>
 (accessed 23 September 2005)
 b Turbulence in the Southeast persists: 27 September 2005
<http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=24390>
 (accessed 27 September 2005)
 c Five soldiers killed in PKK attacks: 12 September 2005
<http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=23116>
 (accessed 12 September 2005)
 d Appeals court calls for Eğitim-Sen’s closure: 26 May 2005
 “<http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=14204>”
<http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=14204>
 (accessed 26 May 2005)

- e Prime Ministry hosting summit on violence against women: 8 September 2006 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=53416> (accessed 28 September 2006)
 - f Government seeking changes to Article 301- October 3, 2007 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=85026> (accessed 22 October 2007)
 - g Penal code comes into force: 1 June 2005 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=14692> (accessed 2 June 2005)
 - h DEHAP dissolves: 21 November 2005 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=36560> (accessed 24 February 2006)
 - i Arzuhan Doğan Yalçındağ's biography 26 January 2007 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=64817> (accessed 9 February 2007)
 - j Alevis issue an ultimatum: 22 June 2005 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=16413> (accessed 22 June 2005)
 - k Minister: 65 terrorists killed until May: 9 July 2005 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=17897> (accessed 12 July 2005)
 - l Turkey charged in complaint by conscientious objector: 25 January 2006 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=34039> (accessed 25 January 2006)
 - m Lawyers call record imprisonment for conscientious objector 'intimidation': 13 August 2005 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=20643> (accessed 8 October 2005)
 - n Turkish woman's election to gender equality chair 'meaningful' 26 January 2007 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=64756> (accessed 9 February 2007)
 - o 687 people tried for human trafficking last year 10 August 2006 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=51099> (accessed 5 January 2007)
 - p Health Ministry officially takes over SSK hospitals (21 February 2005) <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=6487> (accessed 21 February 2005)
 - q Amended criminal procedures law ushers in a new era: 27 May 2005) <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=14267> (accessed 27 May 2005)
 - r Turkey's Kurds fear war may be back at the doorstep: 10 July 2005 <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=17552> (accessed 12 July 2005)
 - s IHDK board resigns, saying they were pushed out (8 February 2005) <http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=5448> (accessed 19 April 2005)
- [24] **Global Health Reporting** - <http://www.globalhealthreporting.org/index.asp>
Tuberculosis 9 February 2006
http://www.globalhealthreporting.org/article.asp?DR_ID=35311
(accessed 28 September 2007)

- [25] **Turkish Industrialists' and Businessmen's Association (TUSIAD) US branch**
<http://www.tusiad.us/> (accessed 11 October 2006)
- [26] **Turkish Industrialists' and Businessmen's Association (TUSIAD)**
<http://www.tusiad.org/eng/homepage.nsf> (accessed 11 October 2006)
- [27] **The International Lesbian and Gay Association**
 a. Cancellation of the LGBT March in Bursa: 16 August 2006
http://www.ilga.org/news_results.asp?LanguageID=1&FileCategory=1&ZoneID=4&FileID=880 (accessed 21 August 2006)
 b. Continued police abuse of transgenders in Turkey: 4 April 2005
http://www.ilga.org/news_results.asp?LanguageID=1&FileCategory=9&ZoneID=4&FileID=523 (accessed 16 February 2006)
- [28] **The International Deaf Children's Society (IDCS)**
 Resources for the Deaf in Turkey March 2004
http://www.idcs.info/docs/Resources_for_Deaf_people_in_Turkey.pdf
 (accessed 28 September 2007)
- [29] **Council of Europe Parliamentary Assembly News Release**
 a. Chamber judgment - Ulke v. Turkey: 24 January 2006
<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=960297&BackColorInternet=F5CA75&BackColorIntranet=F5CA75&BackColorLogged=A9BACE&ShowBanner=no&Target=self> (accessed 15 February 2006)
 b. 6th European Ministerial Conference on Equality between Women and Men
http://www.coe.int/T/E/Human_Rights/Equality/PDF_MEG-6_NR_Turkey.pdf
 (accessed 25 September 2007)
- [30] **Anatolia News Agency, Ankara**
 a. Turkish Kurd ex-MPs announce new organisation (7 January 2005 through BBC Monitoring/FCO)
 b. Turkish court commutes rebel Kurd leader's death sentence. 3 October 2002
- [31] **Consulate General for the Republic of Turkey in London**
<http://www.turkishconsulate.org.uk/en/index.htm> (accessed 11 October 2006)
 a. Letter to the Home Office Country of Origin Information Service: 11 Jan 2006
- [32] **Oxford Journal – Nephrology, Dialysis Transplantation**
 Nephrology, dialysis and transplantation in Turkey – 2002
<http://ndt.oxfordjournals.org/cgi/content/full/17/12/2087> (accessed 5 October 2006)
- [33] **International Observatory on End of Life Care – Current Services in Turkey Palliation in Turkey 2005** http://www.eolc-observatory.net/global_analysis/turkey_current_services.htm
 (accessed 5 October 2006)
- [34] **INTERPOL –** <http://www.interpol.int/default.asp>
Ages for legal purposes (updated spring 2006)
<http://www.interpol.int/Public/Children/SexualAbuse/NationalLaws/csaTurkey.asp>
 (Accessed 28 September 2007)

[35] United Nations Development Programme

- a Human Development Report 2005, Country Fact Sheets, Turkey (undated)
http://hdr.undp.org/statistics/data/country_fact_sheets/cty_fs_TUR.html
(accessed 8 October 2005)

[36] The Office of the Prime Minister of Turkey: <http://www.byegm.gov.tr>

- a Turkey 2005 Directorate General of Press and Information of the Prime Minister Internal Security pg 186
<http://www.byegm.gov.tr/YAYINLARIMIZ/kitaplar/turkey2005/content/english/index.htm> (accessed 17 July 2006)
- b Harmonization Law (5)
<http://www.byegm.gov.tr/on-sayfa/uyum/uyum-ingilizce-58hukumet.htm>
- c Harmonization Law (6)
<http://www.byegm.gov.tr/on-sayfa/uyum/uyum-ingilizce-59hukumet.htm>
- d Newspot No: 48 January - February 2005
<http://www.byegm.gov.tr/YAYINLARIMIZ/newspot/2005/jan-feb/news48.htm>
(accessed 4 May 2005)
- e The Constitution of the Republic of Turkey, Articles 1-42
<http://www.byegm.gov.tr/mevzuat/anayasa/anayasa-ing.htm>
(accessed 6 June 2007)
- f Tugcu elected first female Constitutional Court head: 26 July 2005
<http://www.byegm.gov.tr/yayinlarimiz/chr/ing2005/07/05x07x26.htm#%205>
(accessed 14 September 2005)
- g References: Political Structure of Turkey: 20 October 2006
<http://www.byegm.gov.tr/REFERENCES/Structure.htm>
(accessed 28 May 2007)
Further Link-
http://www.byegm.gov.tr/YAYINLARIMIZ/kitaplar/pressguides/pressguide2005/pg_constitution.htm
(accessed 13 December 2006)
- h Newspot No: 50 May – June 2005
<http://www.byegm.gov.tr/YAYINLARIMIZ/newspot/2005/may-jun/news50.htm>
(accessed 28 July 2005)

[37] World Health Organisation

- a 'Mental Health Atlas 2005. Country Profile: Turkey' (updated)
<http://www.cvdinfobase.ca/mh-atlas/> (accessed 17 June 2005)
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/Profiles/Profiles_Countries_T_Z.pdf
- b The Impact of Cancer –Turkey 2005
http://www.who.int/ncd_surveillance/infobase/web/InfoBasePolicyMaker/reports/ReporterFullView.aspx?id=5 (accessed 27 September 2007)
- c Tuberculosis - <http://www.who.int/tb/en/>
Country profile-Turkey 2005
http://www.who.int/tb/country/global_tb_database/en/index2.html

[38] "The Guardian" <http://www.guardian.co.uk>

- a Turkish presidential vote goes to second round- 20 August 2007
<http://www.guardian.co.uk/turkey/story/0,2152750,00.html>
(accessed 20 August 2007)

- [39] **United Nations Programme on HIV/AIDS** <http://www.unaids.org>
 a UNAIDS February 2005 Country Progress Report – Turkey 2006 MOH Report
http://data.unaids.org/pub/Report/2006/2006_country_progress_report_turkey_en.pdf (accessed 19 February 2007)
 b UNAIDS/WHO AIDS Epidemic Update: December 2006
http://data.unaids.org/pub/EpiReport/2006/09-North_America_Western_Central_Europe_2006_EpiUpdate_eng.pdf (accessed 19 February 2007)
- [40] **CHILD SOLDIER** - <http://www.child-soldiers.org/>
Child Soldiers Global report 2004
http://www.child-soldiers.org/document_get.php?id=933
- [41] **Human Rights Brief** - <http://www.wcl.american.edu/hrbrief/09/3turkey.cfm>
 Virginity Testing in Turkey: A Violation of Women's Human Rights - Volume 9 Issue 3 (2002)
- [42] **The Washington Institute for Near East Policy**
 a Policy Focus #48 - Turkey at a Crossroads. Preserving Ankara's Western Orientation (October 2005)
<http://www.washingtoninstitute.org/html/pdf/CagaptayBookWeb.pdf> (accessed 10 March 2006)
- [43] **TE-SAT 2007**
EU Terrorism Situation and Trend Report 2007
<http://www.europol.europa.eu/publications/TESAT/TESAT2007.pdf> (accessed 23 August 2007)
- [44] **“The Independent”**
 a Turkey enacts constitutional reforms to smooth entry into EU. (4 October 2001)
 b Turkey frees Kurd Nobel nominee in bid for EU Entry (10 June 2004)
- [45] **The World Bank Group – Turkey – Data & Statistics**
 World Development Indicators database, April 2006
<http://devdata.worldbank.org/external/CPPProfile.asp?SelectedCountry=TUR&CCODE=TUR&CNAME=Turkey&PTYPE=CP> (accessed 13 December 2006)
- [46] **The Encyclopedia of the World's Minorities 2005**
 Volume 1 A-F (p313-316) Editor - Carl Skutsch
- [47] **TURKS.US Daily News** - <http://www.turks.us/index.htm>
 a Istanbul blast injures 14 (11 June 2007)
<http://www.turks.us/article~story~20070611070748905.htm> (accessed 23 August 2007)
 b PKK bomb in Diyarbakir injures seven (17 June 2007)
<http://www.turks.us/article~story~20070617064736533.htm> (accessed 23 August 2007)

目次に戻る
 出典リストに戻る

- [48] **CIPU, IND, Home Office** “Report of fact-finding mission to Turkey” (2001)
- [49] **Hellenic Resources Network, HR-Net** <http://www.hri.org>
a <http://www.hri.org/news/cyprus/tcpr/2005/05-03-28.tcpr.html#10>
(accessed 5 November 2005)
- [50] **Hospitals in Turkey Guide**—January 2006
http://www.alloexpat.com/middle_east_expats_forum/viewtopic.php?t=1682&start=0&postdays=0&postorder=asc&highlight= (accessed 5 October 2006)
- [51] **The Power and Interest News Report (PINR)**
The A.K.P.'s Complex Victory in Turkey 16 August 2007
<http://www.pinr.com/> (accessed 16 August 2007)
- [52] **“Leftist Parties of the World” (Turkey)**
a Family Tree of the Turkish Radical Left last updated 31 August 2004 (Nico Biver) www.broadleft.org/tr.htm (accessed 26 January 2005)
b Turkey Leftist and 'Progressive' Links updated 4 October 2006
www.broadleft.org/asiaocea.htm (accessed 29 October 2007)
- [53] **War Resisters International**
a Refusing to bear arms: a world survey of conscription and conscientious objection to military service Turkey: 2005 revision (undated)
<http://www.wri-irg.org/co/rtba/turkey.htm> (accessed 27 July 2005)
b Turkey: Conscientious objector Mehmet Tarhan released unexpectedly: 10 March 2006 <http://www.wri-irg.org/news/alerts/msg00058.html>
(accessed 13 December 2006)
- [54] **United Nation Population Fund (UNFPA)** November 2005
The Dynamics of Honor Killings in Turkey – Filiz Kardam
http://web.unfpa.org/upload/lib_pub_file/676_filename_honourkillings.pdf
- [55] **Transparency International**
a Corruption Perceptions Index 2007 (25 September 2007)
http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2007
(accessed 23 October 2007)
b Corruption Perceptions Index 2006 (last modified 31 October 2006)
http://www.transparency.org/news_room/in_focus/cpi_2006/cpi_table
(accessed 24 January 2007)
- [56] **Global Security Organisation - Milli Istihbarat Teskilati - MIT**
<http://www.globalsecurity.org/intell/world/turkey/mit.htm> (accessed 19 January 2007)
- [57] **Minority Rights Group International**
a “World Directory of Minorities” (1997)
b State of the World Minorities 2007
<http://www.minorityrights.org/admin/Download/pdf/SWM2007.pdf>
(accessed 3 May 2007)
- [58] **Jonathan Rugman and Roger Hutchings** “Atatürk’s Children” (1996)

- [59] **Emergency Medicine in Turkey – 14 June 2006**
http://www.emedicine.com/emerg/topic940.htm#section~health_care_systems
 (accessed 5 October 2006)
- [60] **Ministry of Foreign Affairs, Republic of Turkey**
 a Information on the monitoring of human rights provided by the Turkish Embassy London (August 2004)
 b For the Victims of Trafficking (last update 13 November 2007)
<http://www.mfa.gov.tr/MFA/ForeignPolicy/MainIssues/TurkeyOnTraficingInHumanBeings/FortheVictims.htm> (accessed 29 November 2007)
- [61] **NTV Television**
 a Turkey: Police demonstrators clash after search of party office: 24 February 2006 (text of report by Turkish commercial NTV television of 24 February 2006, through BBC Monitoring made available to the Home Office by the British Embassy in Ankara)
 b Turkish party puts forward disarmament proposal: 7 March 2006 (text of report by Turkish commercial NTV television of 7 March 2006, through BBC Monitoring made available to the Home Office by the British Embassy in Ankara)
- [62] **Freedom House**
 a Freedom in the World-Turkey 2006: 17 January 2007
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2006&country=7077> (accessed 18 January 2007)
 b Table of Global Press Freedom Rankings 2007 undated
<http://www.freedomhouse.org/uploads/fop/2007/pfscharts.pdf>
 (accessed 23 October 2007)
 c Countries at the Crossroads 2005 – Turkey (December 2004)
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=140&edition=2&ccrcountry=103§ion=61&ccrpage=8> (accessed 13 December 2006)
 d ‘Global Survey 2007, Freedom in the World (Table of Independent Countries: Comparative Measures of Freedom),
http://www.freedomhouse.org/uploads/press_release/fiw07_charts.pdf
 (accessed 2 February 2007)
 e Freedom of the press 2007: 2 May 2007
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=251&year=2006>
 (accessed 2 May 2007)
- [63] **MIPT Terrorism Knowledge Base**
 a Terrorist Group Profile – Updated 10 September 2007
<http://www.tkb.org/GroupRegionModule.jsp?countryid=TU&pagemode=group®ionid=1>
- [64] **Tuğrul Ansay and Don Wallace “Introduction to Turkish Law” (1996)**
- [65] **Turkish Institute for Police Studies (TIPS) – 30 October 2007**
 Terrorism in the World and in Turkey
<http://www.tipsonline.org/news/content/terrorism-in-the-world--in-turkey.html>
 (accessed 30 October 2007)

- [66] **British Broadcasting Corporation** <http://news.bbc.co.uk>
BBC Market Data
http://newsvote.bbc.co.uk/1/shared/fds/hi/business/market_data/currency/11/11679/default.stm (accessed 7 July 2006)
- a Timeline: Turkey A chronology of key events (5 June 2007)
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/1023189.stm> (accessed 5 June 2007)
 - b Turkish hijacking ends peacefully 18 August 2007
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/6952594.stm>
(accessed 23 August 2007)
 - c Istanbul's Roma face upheaval 10 October 2007
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/7036045.stm>
(accessed 10 October 2007)
 - d Local guards divide Turkish Kurds (4 August 2006)
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/5246068.stm>
(accessed 22 August 2006)
 - e New Turkey presidency row looms 14 August 2007
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/6945140.stm>
(date accessed 16 August 2007)
 - f Turks elect ex-Islamist president 28 August 2007
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/6966216.stm>
(accessed 28 August 2007)
 - g Turkish bomb 'catastrophe' foiled, 11 September 2007
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/6988697.stm>
(accessed 11 September 2007)
 - h Trial of Kurdish leader 'unfair': 12 May 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4539179.stm>
(accessed 22 October 2005)
 - i Turkish police beatings shock EU: 7 March 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4325347.stm>
(accessed 7 March 2005)
 - j Turkish rail explosion kills six: 2 July 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4643869.stm>
(accessed 5 July 2005)
 - k Turkey kills 21 Kurdish fighters: 15 April 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4447775.stm>
(accessed 15 April 2005)
 - l Turkish-Armenian writer shot dead
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/6279241.stm>
(accessed 24 January 2007)
 - m Suicide attack behind Turkey bomb
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/6684549.stm>
(accessed 23 May 2007)
 - n Many die in Istanbul blasts (20 November 2003)
 - o Kurds move to end Turkish truce (29 May 2004)
 - p Kurd activist sets up new party (22 October 2004)
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/3945165.stm>
(accessed 28 January 2005)
 - q Turkey bans Kurdish party (13 March 2003)
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/2846513.stm>
(accessed 5 March 2005)
 - r Turkey grants student amnesties (23 February 2005)
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4292771.stm>
(accessed 24 February 2005)

- s Turkish single mother in 'honour killing' 27 February, 2004
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/3494270.stm>
 (accessed 7 May 2007)
- t Turkey condemns 'honour killings' 1 March 2004
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/3523123.stm>
 (accessed 10 May 2007)
- [67] **The New Anatolian–Turkey Independent English Daily**
 - a Reform Monitoring Group: New legal reforms to be adopted
<http://www.thenewanatolian.com/print-2732.html> (accessed 15 September 2006)
- [68] **Aljazeera.net** <http://english.aljazeera.net>
 Turmoil revisiting southeastern Turkey: 17 July 2005
<http://english.aljazeera.net/NR/exeres/26B810EE-A9CC-4573-9191-4CF7F6108689.htm> (accessed 2 September 2005)
- [69] **TurkishPress.com**
 Turkey's main Kurdish party re-elects chairman (13 January 2005)
<http://www.turkishpress.com/news.asp?ID=35998> (accessed 28 January 2005)
- [70] **The Hurriyet News** 24 May 2007
 - a “28 year old bomber, Guven Akkus, had checkered past”
<http://www.hurriyet.com.tr/english/6574760.asp?gid=74>
 (accessed 31 May 2007)
 - b AKP to increase female leaders, 15 October 2007
<http://www.hurriyet.com.tr/english/7483046.asp?gid=74&sz=47743>
 (accessed 15 October 2007)
- [71] **European Commission** http://ec.europa.eu/enlargement/index_en.htm
 - a Turkey 2006 Progress Report published (8 November 2006)
http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/key_documents/2006/nov/tr_sec_1390_en.pdf
 - b Turkey 2005 Progress Report, published (9 November 2005)
http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/key_documents/2005/package/sec_1426_final_progress_report_tr_en.pdf (accessed 11 July 2006)
 - c Regular Report on Turkey's Progress Towards Accession 2004.
http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/key_documents/2004/rr_tr_2004_en.pdf (accessed 6 October 2004)
 - d Turkey 2007 Progress Report published (6 November 2007)
http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/key_documents/2007/nov/turkey_progress_reports_en.pdf (accessed 6 November 2007)
- [72] **International Federation for Human Rights (FIDH)**
 - a New hearing of Turkish Academics 10 April 2006
http://www.fidh.org/article.php3?id_article=3240 (accessed 15 September 2006)
 - b Arrests/ill-treatments/Judicial proceedings – 4 April 2006
http://www.fidh.org/article.php3?id_article=3232 (accessed 15 September 2006)
- [73] **Human Rights Association of Turkey (Insan Haklari Derneği)**
<http://www.ihd.org.tr/eindex.html>
 - a 2006 Summary Table for Human Rights Violations in Turkey released 27 February 2007
<http://www.ihd.org.tr/press/press20070227.html>

(accessed 22 October 2007)

- [74] **Embassy of the Republic of Turkey** <http://www.turkishembassy.org/index.php>
Court System (undated)
http://www.turkishembassy.org/index.php?option=com_content&task=view&id=240&Itemid=289 (accessed 13 September 2006)
- [75] **UNESCO**
“Early Childhood Care and Education” 2006 (ECCE)
<http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001472/147250e.pdf#search=%22CHILD%20CARE%20ISSUES%20IN%20TURKEY%22> (accessed 4 October 2006)
- [76] **Council of Europe – European Commission against Racism and Intolerance (ECRI)**
Third report on Turkey – Adopted on 25 June 2004 and made public on 15 February 2005 http://www.coe.int/t/E/human_rights/ecri/1-ECRI/2-Country-by-country_approach/Turkey/Turkey_CBC_3.asp#TopOfPage
(accessed 16 February 2005)
- [77] **Kirsty Hughes – The Political Dynamics of Turkish Accession to the EU: A European Success Story or the EU’s Most Contested Enlargement?**
(20 December 2004) <http://lse.ac.uk/collections/europeanInstitute/pdfs/Turkey-EU%20report%20Sieps%20final.pdf> (accessed 21 January 2005)
- [78] **International Centre for Prison Studies**
Prison Brief for Turkey (undated)
http://www.kcl.ac.uk/depsta/rel/icps/worldbrief/continental_asia_records.php?code=119 (accessed 20 January 2006)
- [79] **Library of Congress–Federal Research Division**
Country profile Turkey January 2006
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles/Turkey.pdf#search=%22local%20government%20turkey%202006%22> (accessed 11 September 2006)
- [80] **Child Information Network in Turkey**
Child Rights in Turkey (undated)
<http://www.die.gov.tr/CIN/childrights.html> (accessed 3 October 2006)
- [81] **Jane Sentinel Security Assessment – subscription required**
a Internal Affairs – last updated 6 August 2007
http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/EMEDS_doc_view.jsp?Sent_Country=Turkey&Prod_Name=EMEDS&K2DocKey=/content1/janesdata/sent/emedsu/turks070.htm@current (accessed 21 August 2007)
b Political Leadership – last updated 29th October 2007
http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/EMEDS_doc_view.jsp?Sent_Country=Turkey&Prod_Name=EMEDS&K2DocKey=/content1/janesdata/sent/emedsu/turks020.htm@current (accessed 31 October 2007)

目次に戻る
出典リストに戻る

- [82] **International Herald Tribune**
 "Virgin suicide's save Turk's honor" 12 July 2006
<http://www.ihf.com/articles/2006/07/12/news/virgins.php> (accessed 2 October 2006)
- [83] **Human Rights Foundation of Turkey (HRFT)/Türkiye İnsan Hakları Vakfı (TIHV)**
 a Human Rights in Turkey in 2005', 29 December 2005
<http://www.tihv.org.tr/press/press2005evalu.html> (accessed 12 January 2006)
- [84] **Zaman**
 a Biggest Operation Against PKK in Last 6 Years: 6 April 2005
<http://www.zaman.com/?hn=18190&bl=national> (accessed 12 April 2005)
 b New Bill Foresees Returning Minority Property: 10 November 2006
<http://www.zaman.com/?bl=politics&alt=&hn=38145> (accessed 21 November 2006)
- [85] **International Crisis Group**
 Turkey and Europe: The Way Ahead - 17 August 2007
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5021&l=1>
 (accessed 27 September 2007)
- [86] **IOM – International Organisation for Migration www.iom.int**
Irregular Migration and Trafficking in Women: The Case of Turkey: November 2003
http://www.iom.int/DOCUMENTS/PUBLICATION/EN/Irregular_mig_in_turkey.pdf
 (accessed 13 September 2005)
- [87] **SABAH newspaper English edition - <http://english.sabah.com.tr/>**
 a Headscarves in the classroom 28 September 2007
<http://english.sabah.com.tr/7A37BB9EEBC047D5B2E6E198F72A5C4E.html>
 (accessed 27 September 2007)
- [88] **National Intelligence Organisation (MIT)**
<http://www.mit.gov.tr/english/main.html>
 Duties, Powers and Responsibilities of the MIT: undated
<http://www.mit.gov.tr/english/gorev.html> (accessed 22 October 2007)
- [89] **Turkish Statistical Institute**
 a Turkey's Statistical Yearbook 2006
http://www.turkstat.gov.tr/yillik/yillik_inq.pdf (accessed 30 October 2007)
 b Wages and Earnings in Second Quarter 2007 (28 September 2007)
<http://www.turkstat.gov.tr/PreHaberBultenleri.do?id=579>
 (accessed 29 September 2007)
- [90] **Mental Disability Rights International (MDRI) <http://www.mdri.org/>**
 Behind Closed Doors: Human Rights Abuses in the Psychiatric Facilities, Orphanages and Rehabilitation Centers of Turkey: 28 September 2005
<http://www.mdri.org/projects/turkey/turkey%20final%20209-26-05.pdf>
- [91] **UNICEF**
 a Haydi Kızlar Okula! – The Girls' Education Campaign in Turkey
<http://www.unicef.org/turkey/pr/ge6.html> (accessed 10 October 2005)

- b Going door-to-door in Turkey for girls' education: 29 December 2005
http://www.unicef.org/infobycountry/Turkey_30668.html
(accessed 20 January 2006)
 - c Children First: Early Childhood Development
http://www.unicef.org/turkey/dn_2006/ec30.html (accessed 21 May 2007)
 - d Child Protection
<http://www.unicef.org/turkey/pc/cp26.html> (accessed 21 May 2007)
 - e Child First – Title page
http://www.unicef.org/turkey/dn_2006/dn_2006.html (accessed 21 May 2007)
 - f Children First: Routine Immunisation
http://www.unicef.org/turkey/dn_2006/mc33.html (accessed 21 May 2007)
 - g Children First: Eliminating Child Labour
http://www.unicef.org/turkey/dn_2006/cp41.html (accessed 26 September 2007)
- [92] **U.S. Committee for Refugees and Immigrants** <http://www.refugees.org/>
World Refugee Survey 2005, Turkey: 16 June 2005
http://www.refugees.org/uploadedFiles/Investigate/Publications_&_Archives/WR_S_Archives/2005/syria_zambia.pdf (accessed 4 October 2005)
- [93] **KurdishMedia** <http://www.kurdmedia.com/>
- a DEHAP to dissolve, join new Kurdish political movement: 17 August 2005
<http://www.kurdmedia.com/news.asp?id=7530> (accessed 19 September 2005)
 - b Turkey's rebel Kurds go back to old name: PKK: 4 April 2005
<http://www.kurdmedia.com/news.asp?id=6535> (accessed 5 April 2005)
 - c Layla Zana and former Kurdish MPS set up a new Party: 10 November 2005
<http://www.kurdmedia.com/news.asp?id=10544> (accessed 10 March 2006)
- [94] **Child Rights Information Network (CRIN)**
- a Diyarbakir Children Face 24 Years Jail
<http://www.crin.org/resources/infoDetail.asp?ID=8103>
(accessed 4 October 2006)
- [95] **Women for Women's Human Rights (WWHR)–New Ways**
<http://www.wwhr.org/>
- a LIST OF CRITICAL ISSUES ON TURKEY - for submission to the CEDAW 32nd Session, January 2005
http://www.wwhr.org/files/WWHRNewWaysCritical_IssuesTurkey.pdf
(Accessed 6 September 2007)
 - b The Civil Code (No 4721)
http://www.wwhr.org/turkish_civilcode.php (accessed 26 September 2006)
 - c Turkish Penal Code
http://www.wwhr.org/turkish_penalcode.php (Accessed 6 September 2007)
- [96] **KAOS GL** <http://www.kaosgl.com>
<http://www.kaosgl.com/english/brochure.php> (accessed 1 October 2005)
- a Appeal Made To EU Over Jailed Gay Turkish Conscript (31 December 2005)
<http://news.kaosgl.com/item/102> (accessed 24 January 2006)
 - b Request to ban Turkish gay rights group rejected (13 October 2005)
<http://news.kaosgl.com/item/90> (accessed 24 January 2006)
 - c Turkish Gay Activist Faces Prison 9 December 2006
<http://news.kaosgl.com/item/2006/12/9/turkish-gay-activist-faces-prison>
(accessed 4 January 2007)

- d Turkey's transsexuals face increasing violence 4 October 2006
<http://news.kaosgl.com/item/141> (accessed 4 January 2007)
 - e An Overview of Issues (LGBT) Rights in Turkey 2005
<http://news.kaosgl.com/item/95> (accessed 6 February 2007)
 - f LGBT Movement in Turkey and European Union 2006
<http://news.kaosgl.com/item/138> (accessed 6 February 2007)
- [97] Stop Violence against Women–**
http://www.stopvaw.org/Stop_Violence_Against_Women.html
- a Country Information (May 2005)
<http://www.stopvaw.org/turkey.html> (accessed 26 September 2006)
 - b What Is a Non-Governmental Organization? 2003
http://www.stopvaw.org/What_Is_Non-Governmental_Organization.html
(accessed 30 October 2007)
 - c Women's NGOs - March 18, 2005
http://www.stopvaw.org/Women_s_NGOs29.html (accessed 30 October 2007)
- [98] Turkish Economic and Social Studies Foundation (TESEV)**
- a "Overcoming a legacy of mistrust: towards reconciliation between the state and the displaced", May 2006
http://www.tesev.org.tr/eng/events/Turkey_report_1June2006.pdf
(accessed 12 September 2006)
 - b Almanac Turkey 2005 - Security Sector and Democratic Oversight
<http://www.tesev.org.tr/etkinlik/almanaking.pdf> (accessed 19 January 2007)
 - c Launching event of the TESEV Publication "Almanac: Turkey Security Sector and Democratic Oversight"
<http://www.tesev.org.tr/etkinlik/almanakProgram.php>
(accessed 19 January 2007)
- [99] General Command of Gendarmerie**
<http://www.jandarma.tsk.mil.tr/ing/ing.htm> (accessed on 22 October 2007)
- [100] Turkish Ministry of National Defence**
http://www.asal.msb.gov.tr/English/english_yurtdisi.htm (accessed on 18 July 2006)
- [101] Home Office**
<http://www.homeoffice.gov.uk>
List of Proscribed international groups under the Terrorism Act 2000 (Proscribed Organisations) (Amendment) Order 2005: undated
<http://www.homeoffice.gov.uk/security/terrorism-and-the-law/terrorism-act/proscribed-groups> (accessed on 13 February 2006)
- [102] BIA News Center** <http://www.bianet.org>
- a Crimes of Thought: 229 Years Imprisonment in Six Months
<http://www.bianet.org/english/kategori/english/101929/crimes-of-thought-229-years-imprisonment-in-six-months> (assessed 23 October 2007)
 - b "Overhaul Needed In Child Protection" July 2006
http://www.bianet.org/2006/06/01_eng/news80429.htm
(accessed 4 October 2006)
 - c "Lawyer Investigated to Reveal Child Torture" September 2006
http://www.bianet.org/2006/09/01_eng/news85562.htm
(accessed 4 October 2006)

- d "Women Seek Help Most for Domestic Violence" September 2006
http://www.bianet.org/2006/10/01_eng/news85699.htm
(accessed 4 October 2006)
- e "34 Torture Investigations in Diyarbakir"
http://www.bianet.org/2006/06/01_eng/news79989.htm
(accessed 4 October 2006)
- f Three More Journalists Charged Under 301- 27 October 2006
http://www.bianet.org/2006/11/01_eng/news87010.htm
(accessed 3 January 2007)
- g Kurdish Radio-TV Broadcasts Start 10 March 2006
http://www.bianet.org/2006/04/01_eng/news75724.htm
(accessed 3 January 2007)
- h Bureaucracy Sucks The Energy of Kurdish Radio 11 April 2006
http://www.bianet.org/2006/04/01_eng/news77498.htm
(accessed 3 January 2007)
- i Media Reacts to 'Police Control' Attempt 8 November 2006
http://www.bianet.org/2006/11/01_eng/news87502.htm
(accessed 3 January 2007)
- j Women harassed and raped in detention 2 November 2006
http://www.bianet.org/2006/11/01_eng/news87217.htm
(accessed 5 January 2007)
- k Children get Police & Courts, not Schools 5 July 2006
http://www.bianet.org/2006/07/01_eng/news81685.htm
(accessed 5 January 2007)
- l Turkey Must Rethink Child Abuse Law 23 August 2007
<http://www.bianet.org/english/kategori/english/101308/turkey-must-rethink-child-abuse-law> (accessed 26 September 2007)
- m Human Trafficking Victims on Rise 9 May 2006
http://www.bianet.org/2006/05/01_eng/news78779.htm (accessed 5 January 2007)
- n In Some Schools No Teacher, in Some No Students 25 September 2007
<http://www.bianet.org/english/kategori/english/101955/in-some-schools-no-teacher-in-some-no-students> (accessed 26 September 2007)
- o Police Attacks Unionists 26 July 2006
http://www.bianet.org/2006/08/01_eng/news82796.htm
(accessed 5 January 2007)

[103] CIA World Factbook – Turkey

<https://www.odci.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/tu.html>
(accessed on 15 February 2007)

[104] Gendarmerie Human Rights Violations' Investigation and Evaluation Center

(JIHIDEM) http://www.jandarma.gov.tr/jihidem/jihidem_eng/home_page.htm
(accessed on 21 March 2006)

[105] The Middle East Review of International Affairs (MEDIA) article

"The Alevis of Anatolia" by David Zeidan

<http://meria.idc.ac.il/journal/1999/issue4/jv3n4a5.html> (accessed 25 September 2006)

[106] Turkish General Staff - General History

http://www.tsk.mil.tr/eng/genel_konular/tarihce.htm (accessed on 30 October 2007)

- [107] **Economist Intelligence Unit (EIU) – subscription required**
Country Report January 2007 (hard copy available)
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=321757417&mode=pdf
(accessed 29 January 2007)
- [108] **ElectionGuide.org**-<http://www.electionguide.org/country.php?ID=218>
(accessed 24 May 2007)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)